

# 栃木県地域防災計画

(風水害・雪害対策編)  
(火山災害対策編)  
(火災・事故災害対策編)

平成22年6月

栃木県防災会議

# 目 次

## 総 論

- 第1節 計画の目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 (総論)
- 第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱・・・・・・・・・・ 2 (総論)
- 第3節 本県の社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 (総論)
- 第4節 防災についての住民意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 (総論)
- 第5節 本県の災害対策の課題と目指す方向・・・・・・・・・・ 16 (総論)

## 風水害・雪害対策編

### 第1章 総則

- 第1節 本県の風水害・雪害を取り巻く自然的条件・・・・・・・・ 17 (風水害)
- 第2節 主な風水害・雪害の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22 (風水害)

### 第2章 予防

- 第1節 防災意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27 (風水害)  
【県(県民生活部・その他各部局)・市町・消防機関・その他各防災関係機関】
- 第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化・・・・・・・・・・ 30 (風水害)  
【県(県民生活部・環境森林部・保健福祉部・県土整備部)・市町・消防機関】
- 第3節 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36 (風水害)  
【県(県民生活部・その他各部局)・市町・消防機関・その他各防災関係機関】
- 第4節 災害時要援護者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38 (風水害)  
【県(経営管理部・県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部・県土整備部・その他各部局)・市町】
- 第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備・・・・・・・・・・ 42 (風水害)  
【県(県民生活部・環境森林部・保健福祉部・産業労働観光部・農政部・県土整備部)・市町】
- 第6節 風水害・雪害に強い県土づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 45 (風水害)  
【県(県民生活部・環境森林部・県土整備部)・市町・関東地方整備局・その他各防災関係機関】
- 第7節 土砂災害・山地災害及び豪雨災害等予防対策・・・・・・・・ 47 (風水害)  
【県(県民生活部・環境森林部・県土整備部・農政部)・市町】
- 第8節 水防体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53 (風水害)  
【県(県土整備部)・市町・関東地方整備局・消防機関】
- 第9節 積雪・雪崩・融雪害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 65 (風水害)  
【県(総合政策部・環境森林部・県土整備部)・市町】
- 第10節 農林業関係災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67 (風水害)  
【県(環境森林部・農政部)・市町】
- 第11節 警戒情報観測・収集・伝達体制の整備・・・・・・・・・・ 68 (風水害)  
【県(県民生活部・県土整備部)・関東地方整備局・宇都宮地方气象台】
- 第12節 情報通信・放送網の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74 (風水害)  
【県(県民生活部・企業局)・県警察・市町・消防機関・電信電話機関・放送機関】
- 第13節 避難体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81 (風水害)  
【県(県民生活部・保健福祉部・県土整備部)・県警察・市町・消防機関・鉄道機関】
- 第14節 警備活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84 (風水害)  
【県警察】
- 第15節 消防・救急・救助体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 86 (風水害)  
【県(県民生活部・保健福祉部)・市町・消防機関】

第16節	医療救護体制の整備	88	(風水雪)
	【県(保健福祉部)・市町・各医療機関】		
第17節	緊急輸送体制の整備	91	(風水雪)
	【県(県民生活部・県土整備部・教育委員会事務局)・県警察・市町・道路関係機関・輸送機関】		
第18節	防災拠点の整備	94	(風水雪)
	【県(県民生活部・保健福祉部・県土整備部・教育委員会事務局)・市町】		
第19節	建築物災害予防対策	97	(風水雪)
	【県(県土整備部・その他各部局)・市町・その他各防災関係機関】		
第20節	公共施設等災害予防対策	99	(風水雪)
	【県(県民生活部・環境森林部・県土整備部・企業局)・市町・鉄道機関・東京電力・ガス機関】		
第21節	危険物施設等災害予防対策	103	(風水雪)
	【県(県民生活部・環境森林部・保健福祉部・産業労働観光部)・市町・消防機関・ガス機関】		
第22節	鉱山・採石場等災害予防対策	108	(風水雪)
	【県(産業労働観光部)・関東東北産業保安監督部・市町】		
第23節	文教施設等災害予防対策	110	(風水雪)
	【県(経営管理部・教育委員会事務局)・市町】		
第24節	航空消防防災体制の整備	112	(風水雪)
	【県(県民生活部)・県警察・市町・陸上自衛隊】		
第25節	防災関係機関相互応援体制の整備	114	(風水雪)
	【県(県民生活部・県土整備部・その他各部局)・県警察・市町・消防機関・陸上自衛隊・ライフライン機関】		
第26節	孤立集落災害予防対策	119	(風水雪)
	【県(県民生活部・環境森林部・県土整備部)・市町・消防機関】		

### 第3章 応急対策

第1節	活動体制の確立	120	(風水雪)
	【県(各部局)・市町・その他各防災関係機関】		
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	125	(風水雪)
	【県(県民生活部・県土整備部・企業局・その他各部局)・県警察・市町・消防機関・宇都宮地方気象台・電信電話機関・その他各防災関係機関】		
第3節	災害拡大防止活動	136	(風水雪)
	【県(県土整備部)・市町・消防機関】		
第4節	相互応援協力・派遣要請	141	(風水雪)
	【県(県民生活部)・市町・陸上自衛隊・ライフライン機関・その他各防災関係機関】		
第5節	災害救助法の適用	145	(風水雪)
	【県(県民生活部・その他各部局)・市町】		
第6節	避難対策	149	(風水雪)
	【県(県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部・県土整備部)・県警察・市町・消防機関・陸上自衛隊】		
第7節	災害警備活動	155	(風水雪)
	【県警察】		
第8節	救急・救助活動	157	(風水雪)
	【県(県民生活部)・県警察・市町・消防機関・陸上自衛隊】		
第9節	医療救護活動	162	(風水雪)
	【県(保健福祉部)・市町・その他各防災関係機関】		
第10節	緊急輸送活動	166	(風水雪)
	【県(県民生活部・県土整備部)・県警察・市町・陸上自衛隊・輸送機関】		
第11節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	170	(風水雪)
	【県(県民生活部・環境森林部・保健福祉部・産業労働観光部・農政部・企業局)・市町・関東農政局】		
第12節	農林水産業関係対策	174	(風水雪)
	【県(環境森林部・農政部)・市町】		

第13節	保健衛生活動	177	(風水雪)
	【県(環境森林部・保健福祉部)・県警察・市町・その他各防災関係機関】		
第14節	障害物等除去活動	185	(風水雪)
	【県(県土整備部)・市町】		
第15節	廃棄物処理活動	187	(風水雪)
	【県(環境森林部)・市町】		
第16節	文教施設等応急対策	190	(風水雪)
	【県(経営管理部・教育委員会事務局)・市町】		
第17節	住宅応急対策	193	(風水雪)
	【県(県土整備部)・市町】		
第18節	労務供給対策	196	(風水雪)
	【県(各部局)・市町】		
第19節	公共施設等応急対策	198	(風水雪)
	【県(県民生活部・保健福祉部・県土整備部・企業局)・市町・道路関係機関・鉄道機関・ライフライン機関・その他各防災関係機関】		
第20節	危険物施設等応急対策	208	(風水雪)
第21節	広報活動	209	(風水雪)
	【県(県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部)・市町・その他各防災関係機関】		
第22節	自発的支援の受入	212	(風水雪)
	【県(県民生活部)・市町】		
第23節	孤立集落応急対策	214	(風水雪)
	【県(県民生活部・県土整備部)・市町】		

## 第4章 復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	215	(風水雪)
	【県(県民生活部・県土整備部・その他各部局)・市町】		
第2節	民生の安定化対策	217	(風水雪)
	【県(各部局)・市町・その他各防災関係機関】		
第3節	公共施設等災害復旧対策	224	(風水雪)
	【県(県土整備部・その他各部局)・市町】		

# 火山災害対策編

## 第1章 総則

第1節	本県の活火山の状況	232	(火山)
第2節	主な火山活動	235	(火山)

## 第2章 予防

第1節	県民等の防災活動の促進	238	(火山)
	【県(県民生活部・その他各部局)・県警察・関係市町・消防機関・その他各防災関係機関】		
第2節	火山災害に強い県土づくり	241	(火山)
	【県(県民生活部・環境森林部・保健福祉部・県土整備部・その他各部局)・関係市町・宇都宮地方気象台・その他各防災関係機関】		
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	245	(火山)
	【県(県民生活部・環境森林部・県土整備部・その他各部局)・県警察・関係市町・その他各防災関係機関】		

## 第3章 応急対策

第1節	活動体制の確立	251	(火山)
	【県(各部局)・関係市町・その他各防災関係機関】		

第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	253	(火山)
	【県(県民生活部・県土整備部)・県警察・関係市町・宇都宮地方気象台】		
第3節	二次災害防止活動	255	(火山)
	【県(県土整備部)・県警察・関係市町・消防機関】		
第4節	災害救助法の適用	256	(火山)
	【県(県民生活部・その他各部局)・関係市町】		
第5節	避難対策	257	(火山)
	【県(県民生活部・環境森林部・県土整備部)・県警察・関係市町・消防機関】		
第6節	救急・救助、医療及び消火活動	259	(火山)
	【消防機関・医療機関・その他各防災関係機関】		
第7節	緊急輸送活動	260	(火山)
	【県警察・その他各防災関係機関】		
第8節	降灰等対策	261	(火山)
	【県(環境森林部・農政部)・関係市町】		
第9節	施設・設備の応急対策	262	(火山)
	【県(各部局)・関係市町・宇都宮地方気象台・その他各防災関係機関】		
第10節	広報活動	263	(火山)
	【県(県民生活部・保健福祉部)・関係市町】		

#### 第4章 復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	264	(火山)
	【県(各部局)・関係市町】		
第2節	民生の安定化及び公共施設等復旧対策	266	(火山)
	【県(各部局)・関係市町】		

## 火災・事故災害対策編

### 第1部 火災対策

#### 第1章 総則

第1節	本県の火災を取り巻く環境	268	(火災)
第2節	本県に被害を及ぼした主な火災	270	(火災)

#### 第2章 予防

第1節	県民等の防災活動の促進	272	(火災)
	【県(県民生活部・環境森林部)・市町・消防機関】		
第2節	火災に強い地域づくり	274	(火災)
	【県(県民生活部・環境森林部・県土整備部・教育委員会)・市町・消防機関】		
第3節	迅速かつ円滑な応急対策への備え	276	(火災)
	【県(県民生活部・環境森林部・保健福祉部・その他各部局)・市町・消防機関・その他各防災関係機関】		

#### 第3章 応急対策

第1節	活動体制の確立	279	(火災)
	【県(各部局)・市町・その他各防災関係機関】		
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	281	(火災)
	【県(県民生活部)・市町・消防機関】		
第3節	災害救助法の適用	282	(火災)
	【県(県民生活部・その他各部局)・市町】		

第4節	消火活動及び救助・救急活動	283	(火災)
	【県(県民生活部)・市町・消防機関・陸上自衛隊】		
第5節	災害拡大防止対策	286	(火災)
	【県(県民生活部・環境森林部・保健福祉部・県土整備部)・県警察・市町・消防機関・陸上自衛隊】		
第6節	施設、設備の応急対策	286	(火災)
	【県(各部局)・市町・その他各防災関係機関】		
第7節	広報対策	286	(火災)
	【県(県民生活部・環境森林部・その他各部局)・県警察・市町】		
第4章	復旧	287	(火災)
	【県(環境森林部・県土整備部・その他各部局)・市町・その他各防災関係機関】		

## 第2部 交通関係事故災害対策

第1章	総則		
第1節	本県の交通の状況	288	(交通)
第2節	主な交通関係事故災害	290	(交通)
第2章	予防		
第1節	交通安全のための情報の充実	292	(交通)
	【県(県民生活部)・県警察・宇都宮地方気象台・道路関係機関・鉄道機関・航空機関】		
第2節	安全な運行の確保	293	(交通)
	【県(県土整備部)・県警察・道路関係機関・鉄道機関】		
第3節	安全な交通施設・設備の整備	295	(交通)
	【県(県土整備部)・県警察・道路関係機関・鉄道機関】		
第4節	迅速かつ円滑な応急対策への備え	296	(交通)
	【県(各部局)・県警察・市町・消防機関・道路関係機関・鉄道機関・航空機関・その他各防災関係機関】		
第3章	応急対策		
第1節	活動体制の確立	299	(交通)
	【県(各部局)・市町・その他各防災関係機関】		
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	301	(交通)
	【県(各部局)・県警察・市町・消防機関・道路関係機関・鉄道機関・航空機関・その他各防災関係機関】		
第3節	災害救助法の適用	303	(交通)
	【県(県民生活部・その他各部局)・市町】		
第4節	災害拡大防止対策	304	(交通)
	【県(県民生活部・保健福祉部・県土整備部)・県警察・市町・消防機関・陸上自衛隊】		
第5節	捜索、救助・救急、医療及び消火活動	305	(交通)
	【県(県民生活部・県土整備部)・県警察・市町・医療機関・消防機関・道路関係機関・鉄道機関】		
第6節	緊急輸送活動、代替輸送活動	306	(交通)
	【県(県土整備部)・県警察・市町・道路関係機関・鉄道機関】		
第7節	施設、設備の応急対策	306	(交通)
	【県(県土整備部)・県警察・市町・その他各防災関係機関】		
第8節	広報対策	307	(交通)
	【県(各部局)・県警察・市町・鉄道機関・航空機関】		
第4章	復旧	308	(交通)
	【県(各部局)・県警察・市町・道路関係機関・鉄道機関】		

## 第3部 放射性物質・危険物等事故対策

### 第1章 総則

第1節 本県の危険物等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・309（危険物）

第2節 主な放射性物質・危険物関係事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・311（危険物）

### 第2章 予防

第1節 事業所等に対する防災体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・313（危険物）

【県（各部局）・県警察・市町・消防機関・その他各防災関係機関】

第2節 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・317（危険物）

【県（県民生活部）・市町・消防機関】

第3節 放射性物質運搬事故予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・318（危険物）

【県警察・市町・消防機関】

第4節 石油類等危険物事故予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・319（危険物）

【県（県民生活部・産業労働観光部）・消防機関】

第5節 ガス事故予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・320（危険物）

【県（産業労働観光部）・市町・消防機関】

第6節 火薬類事故予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・323（危険物）

【県（産業労働観光部）】

第7節 毒物・劇物事故予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・324（危険物）

【県（県民生活部・保健福祉部）・市町・消防機関・医療機関】

### 第3章 応急対策

第1節 活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・325（危険物）

【県（各部局）・市町・その他各防災関係機関】

第2節 災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・327（危険物）

【県（県民生活部・その他各部局）・市町】

第3節 災害拡大防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・328（危険物）

【県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部・県土整備部）・県警察・市町・道路関係機関】

第4節 救助・救急、医療及び消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・329（危険物）

【県（県民生活部）・市町・消防機関・医療機関】

第5節 広報対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・329（危険物）

【県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）・県警察・市町】

第6節 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・330（危険物）

【県（保健福祉部）・県警察・市町・消防機関】

第7節 放射性物質運搬事故応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・332（危険物）

【県（県民生活部）・市町・消防機関】

第8節 石油類等危険物事故応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・334（危険物）

【県（県民生活部・環境森林部）・県警察・市町・消防機関・河川管理者】

第9節 ガス事故応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・337（危険物）

【県（県民生活部・環境森林部・産業労働観光部）・県警察・市町・消防機関・ガス関係機関】

第10節 火薬類事故応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・340（危険物）

【県（県民生活部・産業労働観光部）・県警察・市町】

第11節 毒物・劇物事故応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・342（危険物）

【県（県民生活部・環境森林部・保健福祉部）・県警察・市町】

第4章 復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・344（危険物）

【県（各部局）・市町】

# 總論



## 第 1 節 計画の目的等

本計画の目的や性格等について明らかにする。

### 第 1 計画の目的

栃木県地域防災計画（以下「計画」という。）は、栃木県における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、県、市町、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、県土、県民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

### 第 2 計画の性格

この計画は、「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）」第 40 条の規定に基づき栃木県防災会議が策定する計画であり、県、市町、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

市町、防災関係機関等は、国の防災基本計画に基づくとともに、この計画を踏まえて、具体的計画を定め、その推進を図る。

### 第 3 計画の構成

この計画は、本県の地域における風水害・雪害、火山災害、火災・事故災害及び震災の対策を体系化したものであって、次の各編から構成され。

#### 1 総論

#### 2 風水害・雪害対策編

#### 3 火山災害対策編

#### 4 火災・事故災害対策編

├──	火災対策
├──	交通事故災害対策
└──	放射性物質・危険物等事故対策

#### 5 震災対策編（別冊）

なお、火山災害対策編及び火災・事故災害対策編に特別の定めがない対策については、風水害・雪害対策編の規定に沿って対応する。

### 第 4 修正

県、市町、防災関係機関等は、引き続き調査・研究を行い、毎年検討を加え、必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期する。

〈資料編 1-1-1 栃木県防災会議条例〉

〈資料編 1-1-2 栃木県防災会議運営規定〉

〈資料編 1-1-3 栃木県防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項〉

〈資料編 1-1-4 栃木県防災会議委員・幹事名簿〉

〈資料編 1-1-5 栃木県災害対策・危機管理委員会設置要綱〉

## 第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、県や市町、防災関係機関、県民等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

### 第1 防災関係機関等の責務

いっどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、県や市町等による「公助」はもとより、個々人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携を図りながら、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る必要がある。なお、各々の役割については次のとおりである。

#### 1 県

県は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

#### 2 市町・消防機関

市町は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、当該市町の地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

消防機関は、市町の責務が十分に果たされるよう、協力を行う。

#### 3 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号参照）

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第5号及び第6号参照）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### 5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

#### 6 県民

県民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

〈資料編 1-2-1 防災関係機関一覧〉

## 第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

### 1 県

処理すべき業務等の大綱
<b>災害予防対策</b> ア 防災に関する組織の整備・改善 イ 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 ウ 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 エ 災害危険箇所の災害防止対策 オ 防災に関する施設・設備の整備、点検 カ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 キ 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 ク 消防防災ヘリコプターの運用、点検 ケ 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 コ 自主防災組織等の育成支援 サ ボランティア活動の環境整備 シ 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 ス その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施
<b>災害応急対策</b> ア 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 イ 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立 ウ 災害救助法の運用 エ 消火・水防等の応急措置活動 オ 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 カ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 キ 緊急輸送体制の確保 ク 緊急物資の調達・供給 ケ 災害を受けた児童、生徒の応急教育 コ 施設、設備の応急復旧 サ 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 シ 県民への広報活動 ス ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 セ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施
<b>災害復旧・復興対策</b> ア 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 イ 民生の安定化策の実施 ウ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 エ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

### 2 市町・消防機関

処理すべき業務の大綱等
市町は、法令、市町地域防災計画等により、県に準じた予防、応急及び復旧・復興対策を実施する。ただし、災害救助法適用後は、知事の補助機関として応急対策を実施する。 消防機関は、法令、市町地域防災計画等で処理するよう定められた事項を市町と連携して実施する。

### 3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき業務の大綱等
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること</li> <li>2 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること</li> <li>3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること</li> <li>4 警察通信の確保及び統制に関すること</li> </ol>
関東財務局 (宇都宮財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害における金融上の措置に関すること 災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換、休日営業、保険金の支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応について、金融機関等関係方面に要請を行う。</li> <li>2 地方公共団体に対する融資に関すること 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する。</li> <li>3 国有財産の管理、処分に関すること 地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う。</li> </ol>
関東信越厚生局	健康福祉に係る事務について、県又は市町に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること</li> <li>(2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること</li> </ol> </li> <li>2 応急対策 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること</li> <li>(2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること</li> <li>(3) 主要食糧の需給調整に関すること</li> <li>(4) 生鮮食料品等の供給に関すること</li> <li>(5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に関すること</li> <li>(6) 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること</li> </ol> </li> <li>3 復旧対策 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること</li> <li>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること</li> </ol> </li> </ol>
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること</li> <li>2 民有林直轄治山事業等の実施に関すること</li> <li>3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</li> </ol>
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること</li> <li>2 商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関すること</li> <li>3 被災中小企業の振興に関すること</li> </ol>
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関すること</li> <li>2 鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関すること</li> </ol>
関東運輸局 (栃木運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運輸事業の災害予防に関すること</li> <li>2 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送（迂回輸送を含む）等に関する指導、調整に関すること</li> <li>3 運輸事業の復旧、復興に関すること</li> </ol>
東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること</li> <li>2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象についての予報、警報を行い、関係機関に通知するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知するように努めること</li> </ol>

機関名	処理すべき業務の大綱等
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電波、有線電気通信の監理に関する事</li> <li>2 防災及び災害対策用無線局の開設・整備についての指導に関する事</li> <li>3 災害時における非常通信の確保に関する事</li> <li>4 非常通信訓練の計画、その実施についての指導に関する事</li> <li>5 非常通信協議会の育成、指導に関する事</li> </ol>
栃木労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業安全（鉱山関係を除く）に関する事</li> <li>2 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関する事</li> </ol>
関東地方整備局	<p>直轄する河川、道路についての計画、工事、監理を行うほか次の事項に関する事。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災上必要な教育、訓練</li> <li>(2) 通信施設等の整備</li> <li>(3) 公共施設等の整備</li> <li>(4) 災害危険区域等の関係機関への通知</li> <li>(5) 官庁施設の災害予防措置</li> <li>(6) 豪雪害の予防</li> </ol> </li> <li>2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等</li> <li>(2) 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等</li> <li>(3) 建設機械と技術者の現況の把握</li> <li>(4) 災害時における復旧用資材の確保</li> <li>(5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事</li> <li>(6) 災害時のための応急資機材の備蓄</li> <li>(7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</li> </ol> </li> <li>3 災害復旧等 <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること</p> </li> </ol>
東京航空局 (東京空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事</li> <li>2 遭難航空機の捜索、救助に関する事</li> <li>3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事</li> </ol>
関東地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</li> <li>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</li> </ol>

#### 4 自衛隊

機関名	処理すべき業務の大綱等
陸上自衛隊 第12特科隊	<p>天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること</p>

#### 5 指定公共機関

機関名	処理すべき業務の大綱等
郵便事業(株) (宇都宮支店)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便事業の業務運行及びこれらの施設等の保全</li> <li>2 災害特別事務取扱い <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>(3) 被災地あて救援用郵便物の料金免除</li> </ol> </li> </ol>

機関名	処理すべき業務の大綱等
郵便局(株)(宇都宮支店)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること</li> <li>2 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>(3) 被災地あて救援用郵便物の料金免除</li> </ol> </li> </ol>
日本赤十字社 栃木県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること</li> <li>2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること</li> <li>3 義援金品の募集、配分に関すること</li> <li>4 日赤医療施設等の保全に関すること</li> <li>5 輸血用血液の確保及び供給に関すること</li> </ol>
日本放送協会 宇都宮放送局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集 災害の発生、被災状況、災害対策活動、その他各種情報の収集</li> <li>2 報道 災害、気象の予報、警報、被害状況、官公署通報事項の周知</li> <li>3 受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供</li> <li>4 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守</li> </ol>
東日本高速道路(株) 関東支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること</li> <li>2 緊急通行路の確保に関すること</li> </ol>
東日本旅客鉄道(株) 大宮支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと</li> <li>2 災害により路線が不通となった場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 列車の運転整理、折返し運転、う回を行うこと</li> <li>(2) 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をすること</li> </ol> </li> <li>3 路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと</li> <li>4 死傷者の救護及び処理を行うこと</li> <li>5 事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと</li> <li>6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと</li> </ol>
東日本電信電話(株) 栃木支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平素から設備事体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること</li> <li>2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること</li> <li>3 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関すること</li> <li>4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること</li> <li>5 災害復旧及び被災地における情報流通について県民、国、県、市町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること</li> </ol>
東京ガス(株)宇都宮支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス施設の安全、保全に関すること。</li> <li>2 災害時におけるガスの供給に関すること。</li> </ol>
日本通運(株)宇都宮支店	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関すること
東京電力(株)栃木支店	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。
KDDI(株)小山テクニカルセンター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信施設の運用と保全に関すること</li> <li>2 災害時における通信のそ通の確保に関すること</li> </ol>
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ栃木支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 移動通信施設の運用と保全に関すること。</li> <li>2 災害時における移動通信のそ通の確保に関すること。</li> </ol>

## 6 指定地方公共機関

機関名	処理すべき業務の大綱等
東武鉄道(株) 東野交通(株) 関東自動車(株)	1 鉄道施設等の安全・保全に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること。
土地改良事業団体連合会 <土地改良区>	水門、水路の操作に関すること
足利ガス(株) 栃木ガス(株) 佐野瓦斯(株) 北日本ガス(株) 鬼怒川瓦斯(株) (社)栃木県エルピィーガス協会	1 ガス施設の安全・保全に関すること 2 災害時におけるガスの供給に関すること
(株)栃木放送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ	1 県民に対する防災知識の普及に関すること 2 情報の収集に関すること 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3 報道に関すること 災害及び気象予報、警報、被害状況、官公署通報事項の周知 4 受信対策に関すること 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 5 放送通信施設の保守に関すること 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
栃木県道路公社	有料道路の保全及び復旧に関すること
(社)栃木県トラック協会 (社)栃木県バス協会 (社)栃木県タクシー協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること。
(社)栃木県医師会 (社)栃木県看護協会	災害時における救急医療活動に関すること

## 7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき業務の大綱等
農業協同組合、森林組合 等農林業関係団体	1 市町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関すること 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関すること 3 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること 4 協同利用施設の災害応急対策、復旧に関すること 5 飼料、肥料等の確保対策に関すること
商工会議所、商工会等商 工業関係団体	1 市町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 災害時における負傷者等の医療と助産に関すること
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 災害時における入所者の安全確保に関すること
危険物等施設の管理者	災害時における危険物等施設の安全確保に関すること

### 第3節 本県の社会的条件

本県の社会的条件の変化を明らかにし、社会構造の変化に伴う災害態様の多様化等に対する確な対応の実施に資する。

#### 第1 人口の状況

##### 1 人口の推移

本県の人口は、高度成長期から順調に増加を続け、平成9年には200万人の大台に到達した。しかし、少子化の進展に伴い、近年の人口は平成17年12月1日現在の201万7,664人をピークに減少傾向を示しており、平成21年10月1日現在の本県の総人口は、201万732人となっている。

今後も本県人口の減少傾向は続き、平成27年頃までには200万人を下回るものと予測される。

(資料：毎月人口推計調査[栃木県統計課]、都道府県別将来推計人口[国立社会保障・人口問題研究所])

##### 2 一世帯あたりの平均人員

本県の一世代あたりの平均人員は、平成21年10月1日現在2.69人となっており、最大であった昭和15年の5.64人に比べ大きく減少している。この傾向は近年の核家族化の進行等により、今後も続くと考えられ、その結果、高齢者（災害時要援護者）のみの世帯も増加していくことが考えられる。

###### ○総人口・世帯数

区分	S60	H2	H7	H12	H17	H21 (10月1日現在)
人口(千人)	1,866	1,935	1,984	2,005	2,017	2,011
世帯数(千世帯)	522	574	625	667	709	747
一世帯当たり人数(人)	3.58	3.37	3.17	3.00	2.84	2.69

(資料：国勢調査、平成21年のデータについては毎月人口推計調査[栃木県統計課])

##### 3 年齢階層別の状況

昭和60年の年齢別人口構成は、年少人口が22.8%、生産年齢人口が66.7%、老年人口が10.5%だったが、平成10年には老年人口が年少人口を上回る“老幼逆転現象”が起こり、平成21年は、年少人口が13.7%、生産年齢人口が64.6%、老年人口が21.7%となり、少子高齢化の傾向が顕著になってきている。

今後は老年人口の割合が一層高まり、平成27年には、県民の4人に1人が65歳以上になると予想される。

###### ○年齢階層別人口

(単位：千人)

区分	S60	H2	H7	H12	H17	H21 (10月1日現在)
0～14歳(年少人口)	426	380	339	307	285	275
15～64歳(生産年齢人口)	1,244	1,315	1,351	1,352	1,337	1,297
65歳以上(高齢人口)	196	239	293	345	391	435

(資料：国勢調査、平成21年のデータについては毎月人口推計調査[栃木県統計課]、都道府県別将来推計人口[国立社会保障・人口問題研究所])

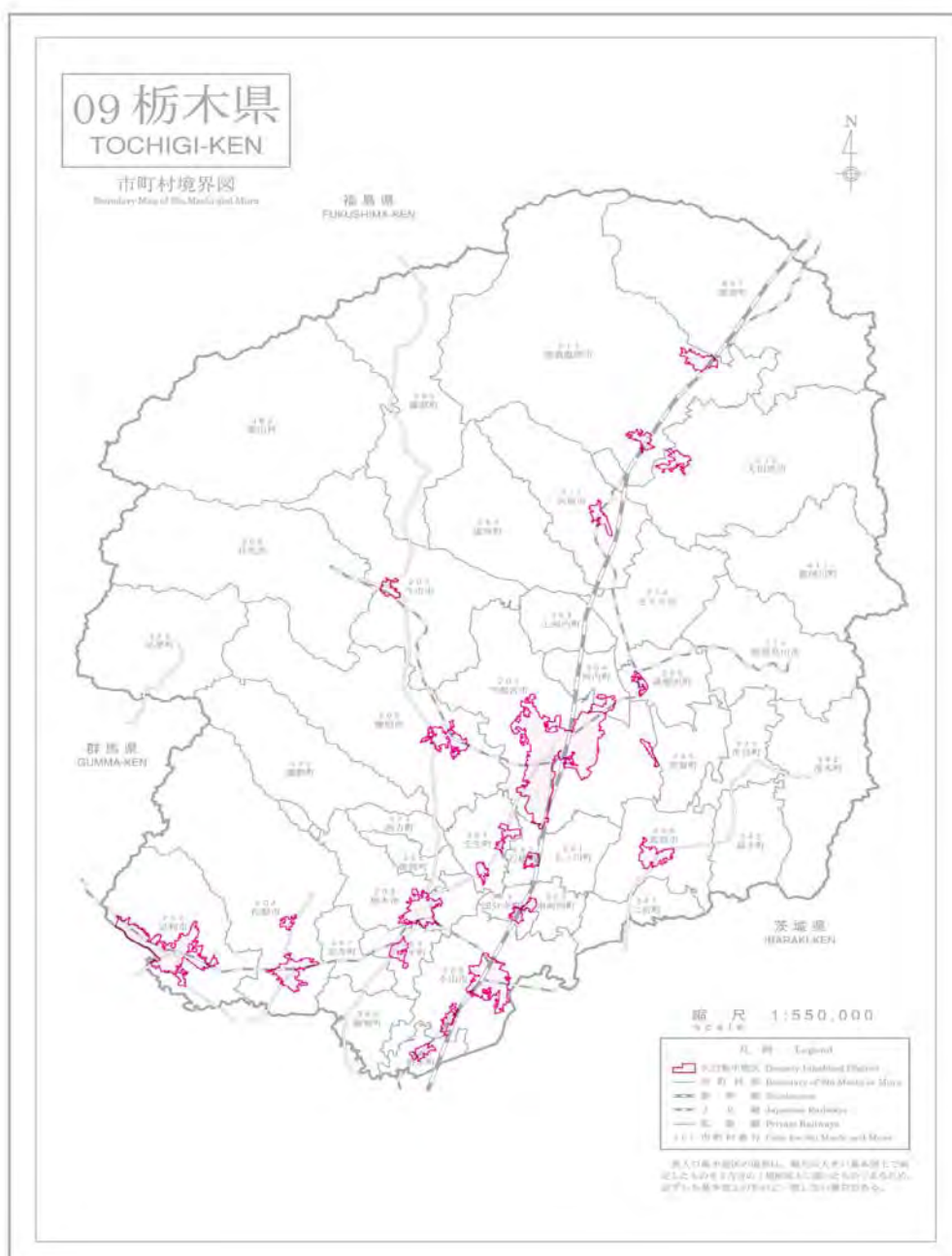
##### 4 人口集中地区の状況

本県の人口集中地区の面積、人口及び人口密度の推移は下表のとおりであり、人口集中地区(平成17年現在)の状況は以下の図のとおりである。



※人口集中地区＝①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域

区分	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7
面積 (km <sup>2</sup> )	1 3 6. 6	1 5 9. 6	1 7 2. 8	1 7 8. 2	1 8 2. 3
人口 (人)	6 5 4. 1 7 8	7 4 5. 4 2 5	8 0 1, 9 1 7	8 2 5, 0 4 7	8 6 0, 0 3 4
人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	4 7 8 9	4 6 7 1	4 6 4 1	4 6 3 0	4 7 1 8



(資料：国勢調査)

## 第2 土地利用の状況

本県の昭和50年以降の土地利用の推移をみると、農用地及び森林の農林業的土地利用が減少し、

宅地、道路の都市的土地利用が増加する傾向が続いており、農林業的土地利用と都市的土地利用の構成で、全国平均と比べてみても、本県は都市的土地利用の割合がやや高くなっている。

都市的土地利用の広がりや人口集中地区の動向からみると、人口集中地区面積は、昭和40年では48.1k㎡であったものが平成12年には178.2k㎡へと約3.7倍拡大している。しかし、人口集中地区の人口は昭和40年の40万1,512人から平成12年の82万5,047人と2倍の伸びである。このため、人口密度は、昭和40年の8,347人/k㎡から、平成12年には4,629.9人/k㎡と約4割の減少（低密度、拡散化）となっている。

このような人口の増加を上回る人口集中地区面積の拡大により、道路や下水道等の公共施設の未整備や、消防や警察が短時間のうちに到達できない地区が拡大するといった問題が生じている。

こうした土地利用の無秩序な拡大を防止し、計画的な都市化を進めるため、本県では、平成21年4月現在30市町にわたり41万3,349haを都市計画区域に指定している。

### ○県土地利用の推移と現況

(単位：ha；%)

区分	S50(構成比)	S60(構成比)	H7(構成比)	H17(構成比)	H19(構成比)
農用地	149,100(23.2)	144,400(22.5)	136,900(21.4)	130,300(20.3)	129,200(20.1)
森林	371,600(57.9)	363,000(56.6)	356,800(55.7)	350,900(54.8)	350,400(54.7)
水面・河川・水路	27,900(4.4)	28,900(4.5)	29,900(4.7)	30,000(4.7)	29,800(4.7)
道路	17,400(2.7)	22,300(3.5)	25,000(3.9)	28,500(4.4)	28,400(4.4)
宅地	30,800(4.8)	37,100(5.8)	43,800(6.8)	48,100(7.5)	49,000(7.7)
その他	44,600(7.0)	45,700(7.1)	48,400(7.5)	53,000(8.3)	54,000(8.4)
合計	641,400(100)	641,400(100)	640,800(100)	640,800(100)	640,800(100)

(資料：とちぎのとち)

## 第3 経済・産業の状況

本県の経済は、平成14年から平成19年までの戦後最長となる景気の回復の後、世界金融危機の影響により急速かつ大幅に悪化し、平成21年春以降、企業の生産活動等を中心に景気は回復してきているものの、世界金融危機以前の水準には戻っておらず、雇用情勢等も以前として厳しい状況が続いている。

なお、県内総生産は、平成18年度には8兆2,312億円(全国16位)となっている。本県の産業構造は、平成18年度における県内総生産に占める産業別総生産の割合は、第1次産業が1.9%、第2次産業が42.2%、第3次産業が59.0%となっている。第2次産業の割合は全国(26.7%)と比べて高いが、産業のソフト化・サービス化が進む中、第3次産業の割合が上昇してきており、産業別就業者数も同様な傾向にある。

### ○産業別総生産額の推移

(単位：億円、%)

区分	S60(構成比)	H2(構成比)	H7(構成比)	H12(構成比)	H17(構成比)	H18(構成比)
第1次産業	2,228(4.4)	2,038(2.8)	1,924(2.4)	1,805(2.2)	1,604(2.0)	1,543(1.9)
第2次産業	25,212(49.3)	36,521(49.4)	36,613(45.6)	<b>33,967(42.1)</b>	34,688(42.2)	34,733(42.2)
第3次産業	24,975(48.8)	37,195(50.3)	44,616(55.5)	<b>47,511(58.9)</b>	48,450(59.0)	48,593(59.0)
県内総生産	51,171	73,997	80,325	80,659	82,106	82,312

(注) 産業別総生産額に控除すべき額を含むため、その合計と県内総生産額は一致せず、構成比の合計も100%にはならない。(資料：とちぎの県民経済計算)

○産業別就業者の推移

(単位：千人、%)

区分		S 6 0 (構成比)	H 2 (構成比)	H 7 (構成比)	H 1 2 (構成比)	H 1 7 (構成比)
栃木県	第 1 次産業	127 (13.5)	102 (10.2)	87 ( 8.4)	75 ( 7.2)	69 ( 6.8)
	第 2 次産業	367 (39.1)	398 (39.7)	389 (37.4)	373 (36.2)	332 (32.6)
	第 3 次産業	445 (47.4)	501 (50.0)	562 (54.0)	583 (56.0)	605 (59.5)
全国	第 1 次産業	( 9.3)	( 7.1)	( 6.0)	( 5.1)	( 4.8)
	第 2 次産業	(33.1)	(33.3)	(31.6)	(29.2)	(26.1)
	第 3 次産業	(57.3)	(59.0)	(61.8)	(64.5)	(67.2)

(資料：国勢調査)

第 4 社会構造の変化に対する防災面の対応

1 都市化に伴う防災対策

都市化の進展に伴う、人口集中地区の拡大高密度化、危険地域への居住地の拡大等への対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の各種予防対策を講じる。

2 災害時要援護者の増加に伴う防災対策

高齢者に代表される災害時要援護者の増加に伴い、災害時要援護者に配慮したきめ細かな対策を他の福祉施策と連携して行うとともに、災害時要援護者関連施設における災害に対する安全性の向上を図る。

3 産業構造の変化に伴う防災対策

ライフライン、コンピュータ、通信情報ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度が増すとともに、これらの施設での災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響を与えることとなる。

このため、これらの施設の耐震化、補完機能の充実等を進める。

4 人的ネットワークの促進

都市化、核家族化等に伴い、住民意識、生活環境が変化し、近隣扶助の意識の低下が見られることから、地域における住民、自主防災組織等の連携強化を促進するとともに、住民参加による防災訓練の実施等を通しての防災意識の高揚を図る。

5 男女共同参画の視点による防災体制の確立

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

## 第4節 防災に関する住民意識

災害に対する県民の意識を明らかにし、県民の置かれている状況を十分に配慮した防災対策を推進する。

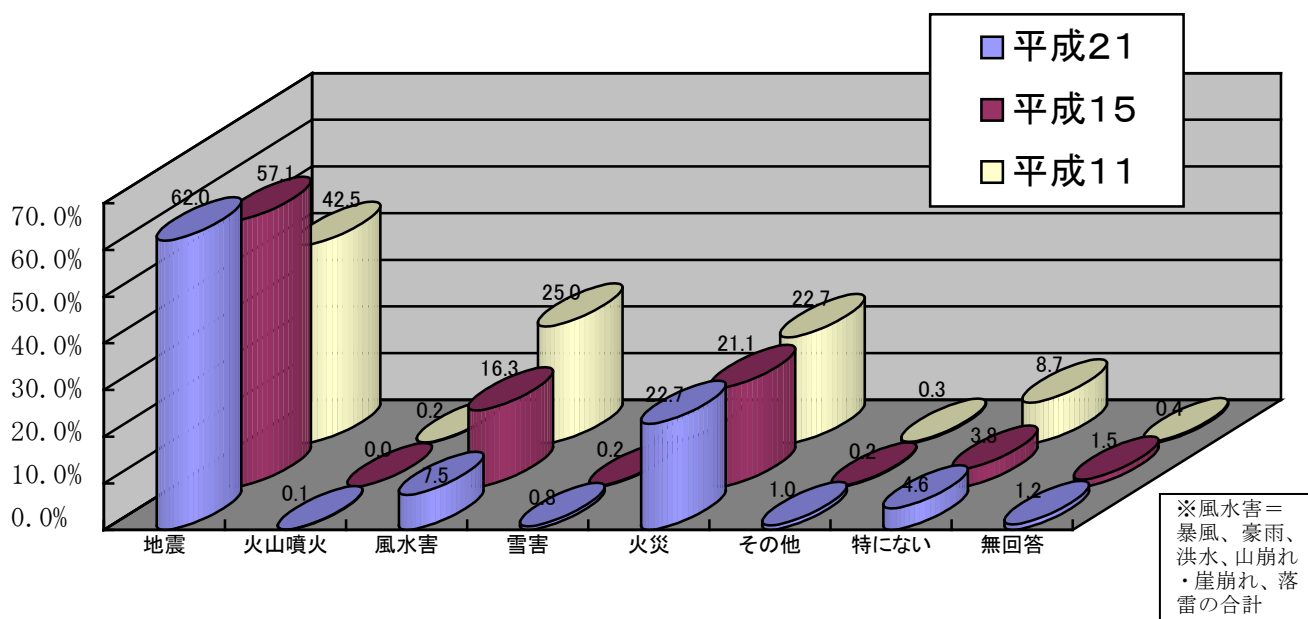
平成21年度県政世論調査における地域防災に関するアンケートの結果及び必要とされる対策は以下のとおりである。（なお、1と2の項目については、平成15年度も同内容のアンケートを実施していることから比較を行った。）

※平成21年度世論調査の調査設計等

- ・調査地域 栃木県全域
- ・調査対象 満20歳以上の男女個人
- ・標本数 2,000
- ・回収数 1,411
- ・抽出方法 層化二段無作為抽出法
- ・調査時期 平成21年5月18日～6月9日

### 1 最も不安に思う災害

あなたが日頃最も不安に思う災害はどのようなことですか。次の中から1つ選んでください。



平成11年度、15年度及び21年度の各年度とも、県民が最も不安に思う災害は「地震」となっている。特に、21年度は6割を超える結果となっており、いづれどこで発生するかが予測できない震災に対する不安がとても高くなっていることが分かる。県民の地震に対する不安を取り除けるよう、地震防災緊急事業五箇年計画による主要な施設・設備の整備や地震被害想定を基にした体制の整備等積極的に震災対策を行う必要がある。

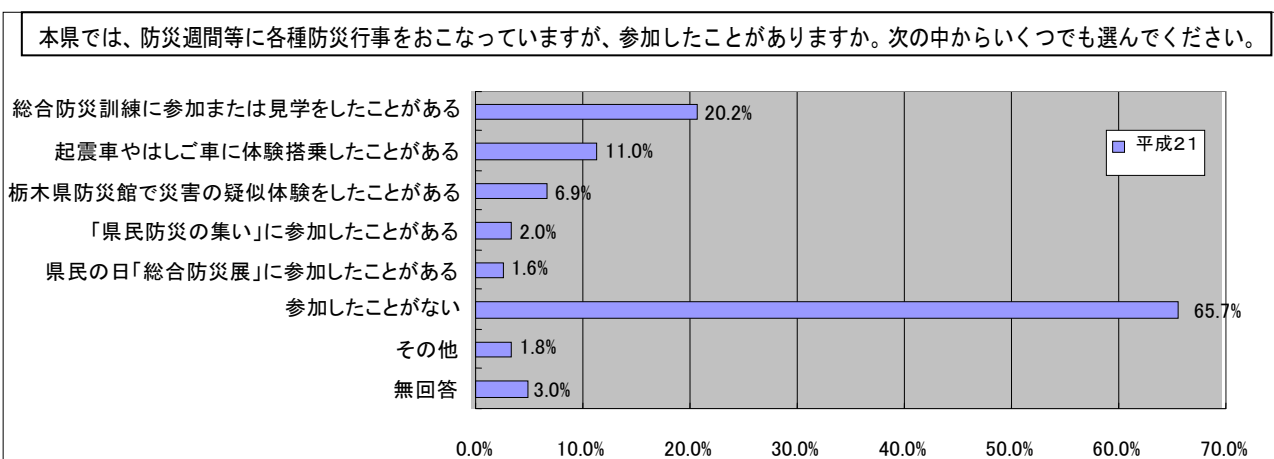
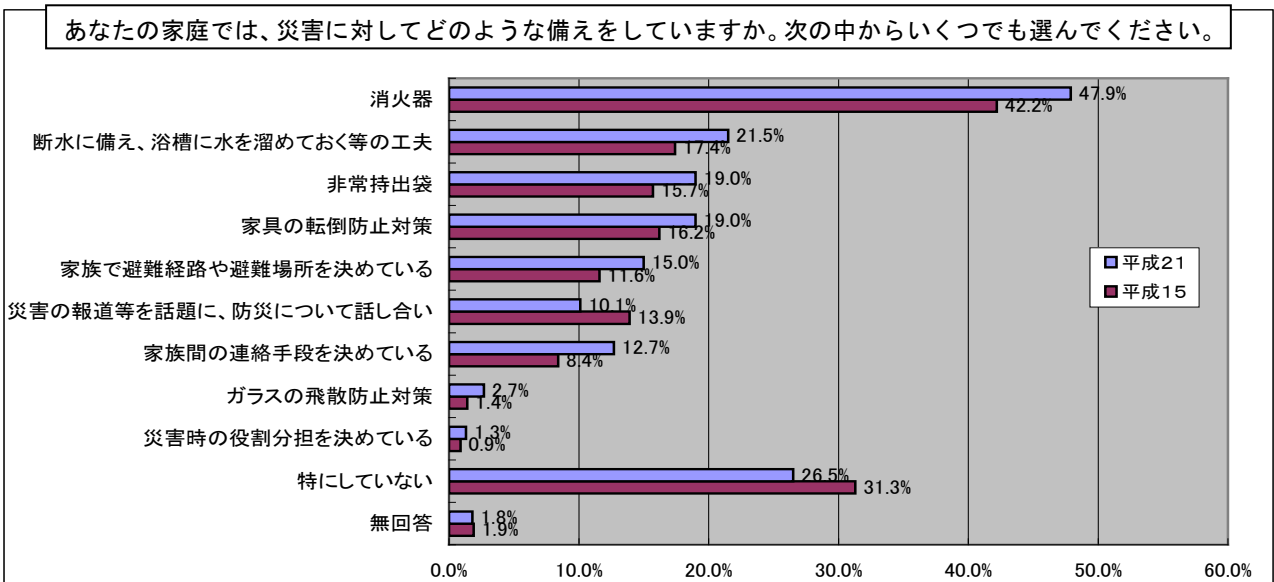
風水害についての21年度における不安の割合が、11年度及び15年度と比べて減っているのは、平成10年8月末に発生した豪雨災害から、ある程度の期間が経過してしまったことによると思われる。しかしながら、全国各地で土砂災害、洪水等の被害により毎年多数の人的被害

・住家被害が発生しており、その発生率は他の災害に比べて高く、また、平成10年8月末豪雨災害の悲劇を繰り返さないためにも、県民への風水害に係る啓発活動を強化する必要がある。

## 2 家庭での災害に対する備え、各種防災行事への参加

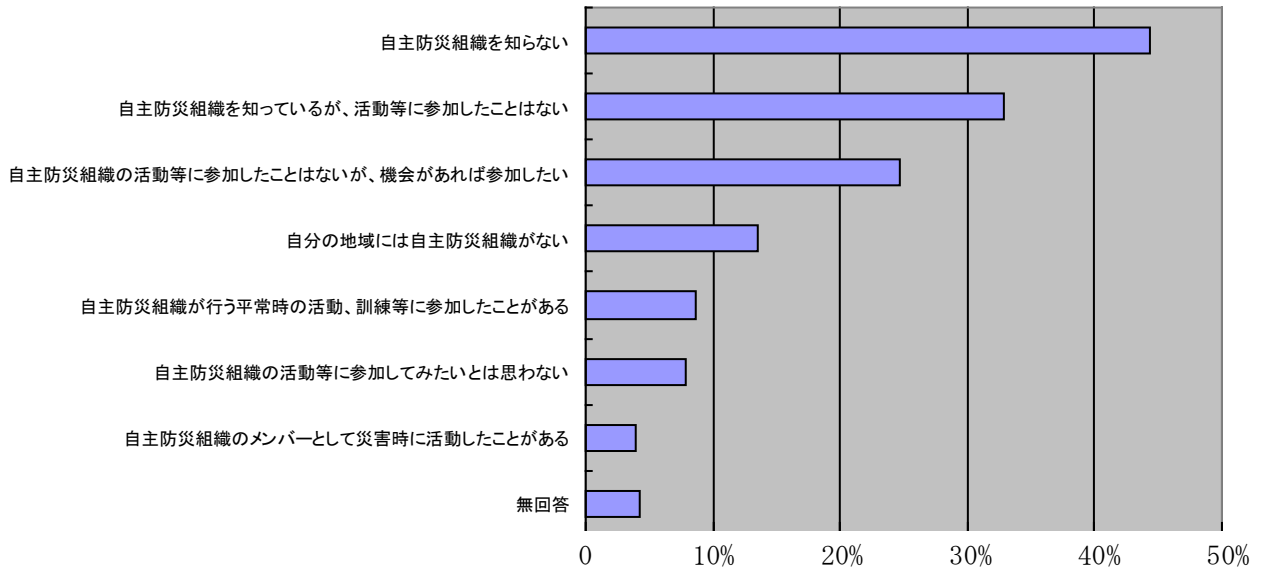
家庭での災害の備えは、平成15年度と比較してみても、平成21年度も対策をしている家庭の割合はあまり伸びていない。また、「消火器」等を中心に火災・地震対策を行っている家庭もあるが、対策を「特にしていない」家庭が平成21年度においても3割弱であり、また、防災行事への参加についても「参加したことがない」の割合が65.7%となっており、県民の防災意識は高いとは言えない状況にある。

今後、「自らの身は自らで守る」という防災の基本を浸透させるため、県、市町及び防災関係機関が、積極的に啓発活動を行う必要がある。特に、災害発生初期において、県民自らの力のみで災害に対処できることができるよう、非常用品の準備や避難場所・避難経路の確認といった基本的な対策について促進に努める。また、訓練や講演会等についても、広報を積極的に行い参加を呼びかけるとともに、県民が参加しやすいイベントとなるよう工夫をして実施する必要がある。



### 3 自主防災組織の認知度

自治会、町内会等を構成単位とした自主防災組織についてお伺いします。次の中からあてはまるものをいくつでも選んでください。

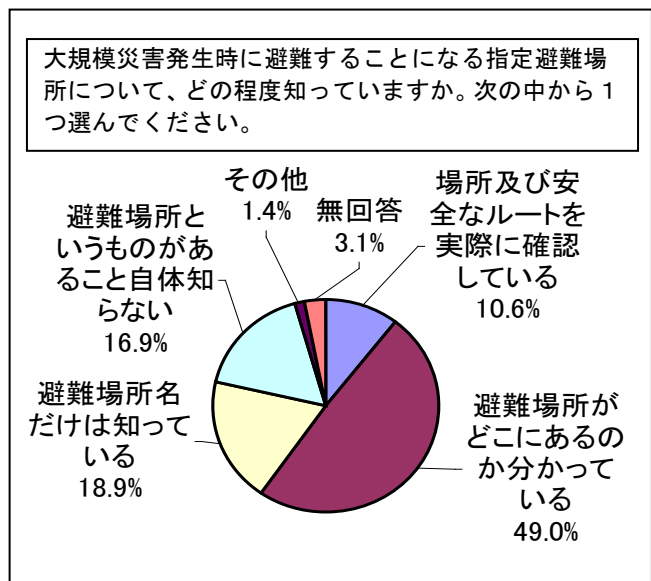


県内の自主防災組織の組織率(活動カバー率)は、年々上昇しているものの、平常時の自主防災組織活動に参加したことがある人は1割未満に留まり、逆に、「自主防災組織という言葉自体を知らない」人が44.4%と高い結果になっている。

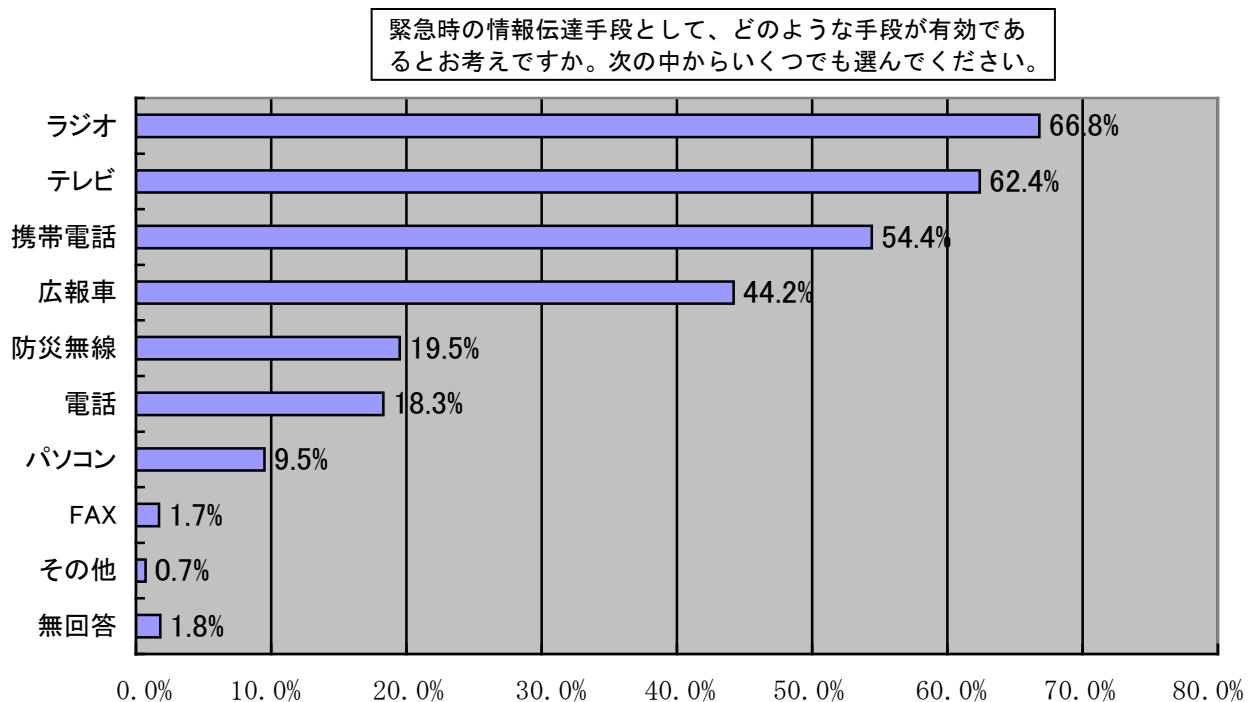
今後は、組織率(活動カバー率)を高めるだけでなく、大規模な災害時において組織として効果的に機能することができるよう、自主防災組織活動の重要性や役割・活動内容を県民一人ひとりに浸透させるとともに、平常時の自主防災組織の育成事業・活動活性化事業をしっかりと行う必要がある。

### 4 指定避難場所の認知度

災害発生時には、速やかに避難を行い生命・身体を安全に確保することが重要であるが、「避難場所というものがあること自体知らない」人が16.9%、また、避難場所を知っている人の中でも、どこにあるのか分かってない人が18.9%と比較的高い割合を占めていることから、避難を実施させる必要がある場合に、混乱が生じる可能性が高い。今後、災害時の混乱を少なくし、避難を円滑に実施させることができるよう、避難場所や安全なルートの確認の重要性についてしっかりと浸透させる必要がある。



## 5 緊急時の伝達手段の期待度



県民は、災害時の緊急時の伝達手段として、日頃の生活に身近な媒体であるテレビやラジオに高く期待していることが分かる。よって、放送機関との連携を密にし、災害時又は災害発生のおそれがある場合に、県民へテレビ・ラジオを通し的確に情報を伝達できる体制を強化する必要がある。

ただし、テレビは、停電等により使用できない可能性は高く、また、ラジオについても、2の結果のとおり非常持出品としてあらかじめ用意している人はそれほど多くないと予想される。

よって、県民がテレビ・ラジオの次に有効な手段と考えられている、市町による防災行政無線の整備や、広報車による巡回広報の体制整備を促進させ、早期に避難勧告・指示等の重要な情報の伝達を行う体制を確保する必要性が高い。

また近年の特徴として、緊急時の情報伝達手段として携帯電話のメール機能を活用した伝達手段の期待度が高まっており、本県においても平成19年度より運用を始めた県民向け防災メールは、平成21年10月末現在で登録者が3,000件を超えており増加している。今後も各個人に広く普及している携帯電話のメール機能の特性である情報入手の即時性を生かした緊急時の伝達手段や手法を広げていく必要がある。

## 第5節 本県の災害対策の課題と目指す方向 ～防災力の高い地域づくり

社会基盤、都市基盤、治山治水施設の整備等による総合的なハード対策並びに地域住民やボランティア団体等の多様な主体との連携や迅速な初動体制の支援が図れる防災情報体制の充実化等によるソフト対策を組み合わせ、安心して安全に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

### 第1 課題と目指す方向

本県は、地震や風水害、土砂災害などの自然災害が比較的少ない県であるが、これらへの各種予防対策の実施により、災害に対する安全度は向上してきている。しかしながら依然として、水害、土砂災害が発生しており、平成10年8月末の豪雨災害では人的被害や家屋被害、交通基盤やライフラインの分断など、大きな社会的・経済的損失や精神的不安を与えた。

今後、さらに防災力の向上を図るためには、「災害時要援護者」に配慮した社会基盤の整備や、大規模な自然災害にも対応できる都市基盤の整備、治山治水施設の整備などを推進していく必要がある。

このようなハード対策に併せて、ハザードマップの整備や住民との迅速な災害情報の共有化が図れるソフト対策等の組合せにより、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災体制の充実を図る必要がある。

このような取組とともに、地域住民やボランティア団体、NPO、民間企業等の多様な主体との連携による地域防災体制の充実を図り、安心して安全に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

### 第2 主な取組み内容

#### 1 高齢者など災害時要援護者に配慮した防災対策

高齢者や障害者、外国人、乳幼児等は、災害時の一連の行動に対して支援を要する災害時要援護者となることが想定され、こうした人々に配慮した防災対策が不可欠である。

- ・災害時要援護者の所在情報管理と自主防災組織・NPO等との連携強化 など

#### 2 大規模災害に対応できる防災体制の充実

阪神・淡路大震災のような、想定をはるかに上回る大規模な災害の発生に対応するため、ライフラインや医療体制の確保、防災基盤の充実、自治体間の相互応援体制の整備などを進める。

- ・密集市街地等での耐震型居住空間の構築 など

#### 3 大規模な水害の経験を教訓とした総合的な治山治水砂防対策

大規模な水害に対応するために、ハード、ソフト一体となった総合的な流域の安全度を確保するための社会基盤の整備や既存施設の強化を図り、県民自らが安全で安心して暮らせるような地域づくりを行う。

- ・機能低下した森林の改良、荒廃森林や荒廃溪流の整備、山地災害危険地区や土砂災害危険箇所の重点整備
- ・浸水被害想定区域の指定と公表、洪水ハザードマップの作成と公表 など

#### 4 ソフト対策による被害最小化に向けた防災情報体制の充実

想定をはるかに上回る規模の災害の発生に対応するために、迅速な初動体制の支援が図れる被害最小化に向けた防災情報基盤の充実や、県、市町、住民が連携し、災害情報を共有しながら、「危険な所には極力住まない」という立地規制やハザードマップの活用による危険区域の認知等のソフト手法を採り入れた防災対策も必要である。

- ・土砂災害警戒区域等の指定による開発行為の制限や建築物の構造規制
- ・防災情報共有化システム、土砂災害警戒情報、洪水等予測システムの整備 など



# 風水害・雪害対策

# 第1章 総則

## 第1節 本県の風水害・雪害を取り巻く自然的条件

気象状況、地勢、河川、豪雪地帯の状況等風水害・雪害対策面からみた本県の自然的条件を明らかにし、効果的な災害対策の実施に資する。

### 第1 気象の状況

#### 1 気候の概要

本県は、太平洋側気候であるが内陸県のため、最高気温と最低気温との較差が大きい。高温の年は関東地方南部方面よりも暖かくなり、逆に低温の年は東北地方と同じような気温を示す。

また、夏期は、雷の発生が多く盛夏期でも比較的雨量が多い。冬期は、朝夕の冷え込みが厳しいため平野部でも最低気温が氷点下の日が多い。男体おろし、那須おろしと呼ばれる季節風が吹き、標高の高い山沿い地方では日本海側気候の様相を呈し雪をもたらす。

〈資料編 1-3-2 本県の気象概況〉

#### 2 季節別の気候の特徴

本県の季節ごとの気候の特徴をまとめると次のようになる。

		気 候 の 特 徴
春	3月	移動性高気圧と低気圧が関東地方を次々と通り、1ヶ月の間に気温が大きく上昇するが、時々冬型の気圧配置となったり寒の戻りもみられる。関東南岸を低気圧が通過するときは平野部に大雪をもたらす。
	4月	気温の上昇が一層大きくなり、宇都宮では桜が開花（平年4月3日）する。また、移動性高気圧に覆われ、晴れて風の弱い明け方には晩霜がみられ農作物に影響を与える。
	5月	帯状高気圧に覆われ晴天が続くが、黄海付近で発生した低気圧が日本海で急速に発達すると関東地方では低気圧に吹き込む強い南風（メイ・ストーム）が吹くことがある。また、この低気圧に伴う寒冷前線の通過のとき、県内では雷雨に伴い降ひょうや突風が発生する。
夏	6月	日本の南東海上に太平洋高気圧があらわれ、そこから吹き出す湿った暖かい南西風とオホーツク海高気圧から吹き出す冷たく湿った北東風とが、日本の南岸で触れ合って梅雨前線を形成する。本県の梅雨入りは6月8日頃（平年）である。
	7月	梅雨前線の活動が活発化する。台風の北上で前線に向かって暖かく湿った空気が入り込むと、前線の活動が活発となり大雨や集中豪雨となる。中旬頃になると、太平洋高気圧が優勢になり前線が北上あるいは消滅して梅雨明け（梅雨明けは平年7月20日頃）。その後、夏型の気圧配置となって日中の気温は30℃を超え、熱雷と呼ばれる雷が発生する。
	8月	気温が30℃を超す真夏日が続く。なお、オホーツク海高気圧の勢力の強まりや太平洋高気圧の後退等の影響により冷夏や長雨など異常な夏となることもある。
秋	9月	次第に太平洋高気圧が弱まり、秋雨前線が本州南岸に停滞して天気をぐずつかせる。この時期は台風の来襲する時期でもあり、秋雨前線の活動を活発化させると大きな災害をもたらす危険がある。
	10月	次第に移動性高気圧が周期的に通過するようになり、秋晴れの日が増えてくる。下旬になると大陸から冷たい高気圧が張り出し、平野部での初霜、男体山の初冠雪が観測される。
	11月	気温は下がり、朝夕の冷え込みが厳しくなるが、移動性高気圧に覆われ、おだやかな小春日和となる日もある。後半は、天気は周期的な変化を繰り返しながら冬の気配を強める。

		気 候 の 特 徴
冬	12月	次第に西高東低の冬型の気圧配置が多くなり、平野部でも初雪が観測される。また、季節風が吹き、乾燥した晴れの日が続く。下旬頃には発達した低気圧が通過し、荒れ模様の天気となることがある（クリスマス・年末寒波）。
	1月	大陸からの強い寒気により、冬型の気圧配置が強まり、北西山岳部や山沿いでは雪が降り、厳しい寒さとなる。水道管の凍結がおきる。
	2月	本州の南岸を低気圧が通過するようになり、時には平野部でも大雪となる。半ば頃からは冬型の気圧配置も長続きせず、寒さもゆるむ。

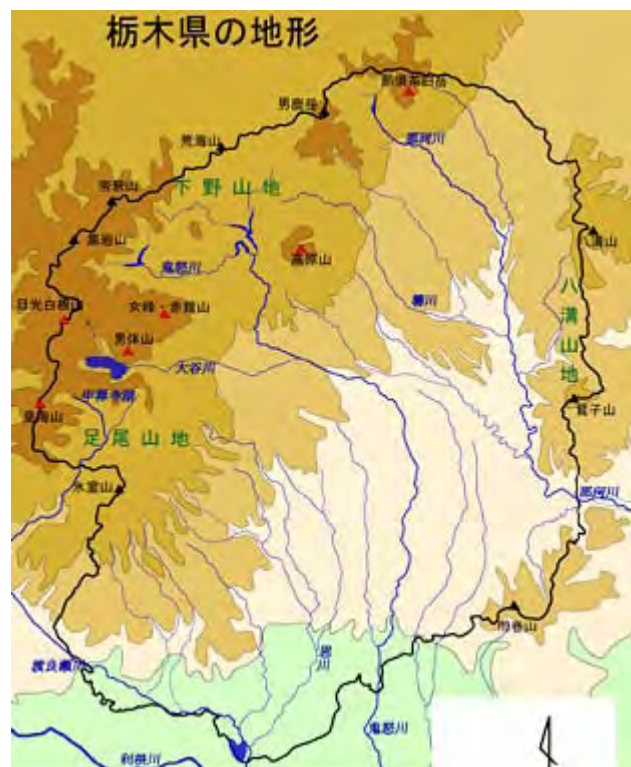
## 第2 地勢の状況

### 1 本県の地形の概要

栃木県の地形は大きくは、東部の比較的低い山地、中央部の関東平野に続く平地、北部から西部の険しい山地に分けられる。古い時代の地層や新しい火山からなる山地は鬼怒川、那珂川、渡良瀬川などによって侵食されて、それにより運び出された土砂により扇状地やはんらん原（注1）が形成されている。また、その上を火山灰などからなるローム層がおおい、さらに河川によって開析（注2）され、台地や低地が形成されている。

#### (1) 山地の状況

栃木県の東部に、茨城県との県境に沿って南北方向に続く山地は「八溝山地」と呼ばれる。山地の中央部を那珂川が東西方向に横切り、那珂川町から大子町にかけても浅い谷が東西方向に入り込んでいるため、3つの山塊（注3）に分かれている。標高は北部で1,000m程度、南に向かって500～300m程度と低くなるが、一般に谷筋が奥深く入り込み、侵食が進んでいる。



日光火山群の北側から那須火山群方面に続く県北西部の山地は、「帝釈山地（又は下野山地）」と呼ばれ、福島県との県境をなす標高1,500～2,000m程度の稜線を作っている。この山地は鬼怒川や那珂川の源流部にあたり、谷が深く刻まれ、険しい地形が形成されている。

日光火山群の南側に続き、西側の渡良瀬川の谷に境される山地は足尾山地と呼ばれる。この山地は北西側では一般に険しい地形であるが、南東に向かっては低く、ゆるやかになっていく。横根山付近には湿原が分布する平坦面が広がり、南東部では渡良瀬水系の河川がつくる広い谷が深く入り込んでいる。

#### (2) 平地の状況

県北の那須火山群と八溝山地の間に挟まれ那珂川以北を占める高久丘陵、矢板付近から益子付近まで伸びる喜連川丘陵、そして宇都宮市街地から羽黒山に続く宇都宮丘陵は、第三系あるいは下部更新統（注4）からなり、開析は進んでいるものの原平坦面を残してある。

那珂川と箒川に挟まれた那須野原は、北西から南東に伸びる扇状地で、数列の分離丘陵が残されている。日光火山群の東に位置する今市扇状地、県央の宝積寺台地、岡本台地、宝木台地、鹿沼台地等は、中～上部更新統からなり、平坦な地形をつくっている。

また、諸河川に沿ったはんらん原、後背湿地（注5）等は沖積低地を形成している。

- (注1) 「はんらん原」 河川が運搬した土砂等によりできた河川沿いの平野で、浸水しやすい土地。
- (注2) 「開析」 谷が切れ込んで河川が浸食する作用。
- (注3) 「山塊」 断層で区切られた山地。
- (注4) 「更新統」 新生代第四期更新世にできた地層で、前期更新世の地層を下部更新統と呼び、中期更新世、後期更新世は、中部更新統、上部更新統となる。
- (注5) 「後背湿地」 自然堤防を越えた濁流によって堆積した低湿地。

〈参考資料：「日曜の地学 栃木の自然をたずねて」（栃木の自然編集委員会編）〉

〈資料編 1-3-1 栃木の姿〉

2 土砂災害・洪水等を引き起こす可能性のある地勢の状況

(1) 治山の状況

本県の主要な水源地帯である山岳部は、地形が急峻で火山性の地質が大部分であるため、崩壊しやすい所が多く、山腹、溪流の荒廃地が各所に点在し、山地災害危険地区は3,937箇所已经达到している。

これらの荒廃地から生産される土砂は、大雨などによって溪流に流出し、土砂災害を引き起こすとともに、下流地帯の洪水氾濫の原因となり、林地、農地、宅地、公共施設等に多大の被害を及ぼしている。

(2) 砂防の状況

県内三大河川である那珂川、鬼怒川、渡良瀬川は、那須高原、日光、白根の険峻な火山帯から源を発している。

流域の地質は脆弱で崩壊しやすく、容易に土石流を発生する性質を具備しているため、一度山地荒廃の原因となる豪雨、台風等に見舞われると山腹、溪流の岸は崩壊を起こし、土砂災害を引き起こすとともに、多量の土砂を下流に押し流すこととなる。

生産された土砂は、溪流が平地に達する所を脱すると扇状地を形成し、その発達に伴い、河道が変わるので、堤防を造ることにより河川の流れを一定の巾に限定し制約しているが、上流から年々多量に流送されてくる土砂は、河床を上昇させ洪水流の流れを妨げ、河川流水の断面積不足による堤防の決壊の原因となり、県民の生活を脅かしている。

また、最近の都市化や各種開発に伴い、平坦地や丘陵地においても土砂災害の危険性が高くなっている。

3 災害危険箇所の状況

本県における山地災害危険地区並びに急傾斜地、地すべり、土石流等の危険箇所については、県下全域に分布しており、平成19年10月現在以下のとおり確認されている。

(1) 県環境森林部所管の山地災害危険地区の状況

山地災害危険地区数	山地災害危険地区数		
	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり
計 4, 173	2, 367	1, 782	24

(2) 県土整備部所管の急傾斜地、地すべり及び土石流危険箇所の状況

土砂災害崩壊危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所	土石流危険溪流	地すべり危険箇所
6, 924	3, 529	3, 299	96

- 〈資料編 2-8-1 災害危険箇所（総括）一覧表〉
- 〈資料編 2-8-3 地すべり危険箇所一覧表〉
- 〈資料編 2-8-4 地すべり防止区域指定状況一覧表〉
- 〈資料編 2-8-5 山地災害危険地区一覧表〉
- 〈資料編 2-8-6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表〉
- 〈資料編 2-8-7 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表〉
- 〈資料編 2-8-8 土石流危険溪流一覧表〉

### 第3 河川の状況

#### 1 本県の河川の概要

本県の河川（1級河川）は、主に北西部の山岳地帯を水源とし、県央から県南にかけて利根川水系で占め、小貝川、鬼怒川、渡良瀬川などが南流し、それぞれ県外において利根川に合流している。県北は、那珂川水系が占め、荒川、碓川などを合流して茨城県に入るほか、東部八溝山地に久慈川水系の押川などの河川がある。他に市町が管理する準用河川がある。

県管理の河川は、3水系で288河川、2,456kmである。

#### ○本県の河川の現況（平成19年4月現在）

##### 一級河川

利根川水系： 160河川 1,600km（うち県管理 154河川 1,416km）  
 那珂川水系： 132河川 1,069km（うち県管理 132河川 1,030km）  
 久慈川水系： 2河川 10km（うち県管理 2河川 10km）

##### 準用河川（市町管理）

9市4町 41河川 114km

#### 2 各流域の状況

##### (1) 鬼怒川・小貝川流域（利根川水系）

鬼怒川流域は、大谷川合流点上流部と下流部に区分される。

鬼怒川上流部は川が山を侵食して深い谷をつくっており、この地形を利用して大規模なダムが築かれている。支川大谷川は日光火山群を源とし、流域に崩壊地などの荒廃地が広く分布しており、その上流の奥日光は、中禅寺湖など多くの湖、滝がある。下流域は古鬼怒川がつくった扇状地であり、鬼怒川に並行して小貝川、五行川、田川等が流れている。宇都宮市や真岡市を流れる田川、五行川等の中小河川では、氾濫が繰り返されていたことから、古くから河川改修を進めている。

##### (2) 渡良瀬川流域（利根川水系）

渡良瀬川流域は、群馬県によって流域が分断されること、県境を



流れること、渡良瀬川下流の標高が20メートル前後の低地となっていること等の特徴をもった流域である。また、かつて水源である足尾山地の荒廃が進行し、土砂流出が激しかったことや、支川を含め、氾濫を繰り返していたため、古くから渡良瀬川、巴波川、思川等支川を含めた河川改修が進められてきた。

(3) 那珂川流域（那珂川水系）

那珂川流域は、県北東部の那須連峰や八溝山を源とし、山間部を流れる急流河川が多い流域である。那珂川、箒川、荒川等の上流部は深い渓谷をつくりながら流れている。上・中流域には那珂川や蛇尾川によって形成された那須扇状地や喜連川丘陵地があるが、箒川、蛇尾川、荒川等はその名のおり暴れ川であり、氾濫を繰り返していたことから河川改修が進められるとともに、荒川、箒川上流部には多目的ダムが数多く造られている。

3 重要水防箇所指定の状況

本県の県管理及び国管理の河川における重要水防箇所については、平成19年6月現在下表のとおり指定している。

県の管理区間			国の管理区間				合計			
重要度 (A)	重要度 (B)	計	重要度 (A)	重要度 (B)	要注意区間	計	重要度 (A)	重要度 (B)	要注意区間	計
55箇所 32,339m	53箇所 27,011m	108箇所 59,350m	107箇所 42,797m	244箇所 127,998m	5箇所 419m	356箇所 171,136m	162箇所 75,136m	297箇所 155,009m	5箇所 419m	464箇所 230,564m

<資料編 2-7-1 重要水防箇所一覧表>

第4 豪雪地帯の状況

1 豪雪地帯の指定の状況

積雪が特に多いため、産業の発展が停滞的で、住民の生活水準の向上が阻害されている地域については、一定の条件を満たしている場合、「豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）」に基づき「豪雪地帯」と指定し、雪対策を推進していくこととしているが、本県においては、30市町のうち県北部に位置する3市町（日光市（旧日光市・旧藤原町・旧栗山村）、那須塩原市（旧黒磯市・旧塩原町）、那須町）が指定されている（平成21年5月現在）。

2 雪崩危険箇所指定の状況

豪雪地帯特別措置法により指定を受けた豪雪地帯に分布している本県雪崩危険箇所については、平成19年10月現在、以下のとおり確認されている。

環境森林部所管	県土整備部所管	合計
48箇所	362箇所	410箇所

<資料編 2-8-9 雪崩危険箇所一覧表>

## 第2節 主な風水害・雪害の概要

風水害・雪害の種類と特性、月別の風水害・雪害の被害発生件数及び実際に本県に被害を及ぼした主な風水害・雪害の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

### 第1 風水害・雪害の種類と特性等

風、雨、雪等をもたらす災害にはいくつかの種類があるが、洪水、土砂災害、風害、雪害に分け、それぞれについて発生状況、主な原因等を上げると概ね下表のとおりとなる。

災害の種類		発生状況等	主な原因
洪水	外水氾濫	河川を流れる水が堤防を越え溢れ出したり(溢水)、堤防が切れたり(破堤)して浸水する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風による大雨</li> <li>・狭い地域に集中して降る大雨</li> <li>・気温上昇や降雨による融雪</li> <li>・地震</li> </ul>
	内水氾濫	河川の水位が上昇し、堤内地の水が本川等へ排水できないため、堤内地が浸水する。	
土砂災害	山崩れがけ崩れ	地面に染み込んだ雨水で柔らかくなった土砂が、急斜面や切り土斜面から突然崩壊する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・梅雨前線や台風に伴う集中豪雨</li> <li>・地震</li> </ul>
	地すべり	比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層等の滑りやすい面が、地下水等の影響でゆっくり動き出す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・梅雨期や台風時の長雨</li> <li>・気温上昇や降雨による融雪</li> </ul>
	土石流	谷や斜面にたまった土砂や岩石が、大雨により水と一緒に一気に流れ出して発生する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・梅雨前線や台風に伴う集中豪雨</li> </ul>
風害		強い風の影響で、飛来物による被害、建物の損壊、樹木の倒壊、フェーン現象による火災延焼が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風に伴う強風</li> <li>・竜巻</li> <li>・ダウンバースト</li> </ul>
雪害	雪崩	山の斜面の積雪の一部が崩壊して発生する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多量の新雪</li> <li>・気温急上昇、大雨</li> </ul>
	積雪害	多量の積雪による鉄道・道路の不通等の交通障害、交通途絶により孤立集落が発生する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期間の降雪</li> <li>・多量の降雪</li> </ul>
	雪圧害	雪の重さや積雪層が沈降するときの力によって建物や樹木が倒壊する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期間の降雪</li> <li>・多量の降雪</li> </ul>
	融雪害	雪解けが原因となり、洪水害、土砂災害が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気温急上昇、大雨</li> </ul>

〈参考資料：防災白書(内閣府編)、地域防災データ総覧(消防科学総合センター編)等〉

### 第2 本県の風水害・雪害の概要

#### 1 本県の原因別被害発生状況

本県の過去10年間に発生した風水害・雪害の主な原因と発生件数、人的被害・住家被害の月別の発生状況は、次表のとおりである。

本県においては、2月～3月にかけては強風被害、春先から9月にかけては大雨・雷雨による被害、また、8月～10月にかけては台風による被害が発生しやすい状況となっている。

これらを考慮して、県、市町、その他各防災関係機関は、それぞれの災害が起こりやすい時期の前に、自らの組織の参集体制・伝達体制の確認や他機関との連携方法、また、機器や資機材の点検等を十分に行なっておく必要がある。

○過去10年間（H11/1/1～H20/12/31）における本県の人的被害・住家被害の月別発生状況

原因	被害の内訳	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
台風	人的被害	発生回数					1		1	2	1			5	
		死者・行方不明者（人）									1				1
		負傷者（人）						1		1	9	1			12
	住家被害	発生回数						1	1	2	3	2			9
		全壊（棟）													1
		半壊（棟）							1						1
		一部損壊（棟）						2	1		12				15
	床上浸水（棟）							54		5				59	
	床下浸水（棟）							184	17	41	10			252	
大雨 雷雨	人的被害	発生回数				1	1	2	2	2				8	
		死者・行方不明者（人）						1	1						2
		負傷者（人）					2	2	1	1	3				9
	住家被害	発生回数			2	3	3	7	17	24	10			1	67
		全壊（棟）							1						1
		半壊（棟）							14						14
		一部損壊（棟）			2	1		40	53		4				100
	床上浸水（棟）			1			2	43	72	2			2	122	
	床下浸水（棟）			1	9	44	29	416	947	202			6	1654	
強風	人的被害	発生回数		3	1	1								5	
		死者・行方不明者（人）													
		負傷者（人）		14	3	2									19
	住家被害	発生回数		2	2	2				2	2			2	12
全壊（棟）				1										1	
半壊（棟）			7											7	
	一部損壊（棟）		345	67	2				16	7		7		444	
大雪 なだれ	人的被害	発生回数	3					1						4	
		死者・行方不明者（人）													
		負傷者（人）	3						1						4
	住家被害	発生回数													
全壊（棟）															
半壊（棟）															
	一部損壊（棟）														

合計	人的被害発生件数	22回	住家被害発生件数	88回		
	○死者・行方不明者数	3人	○全壊	2棟	○床上浸水	181棟
	○負傷者数	44人	○半壊	22棟	○床下浸水	1906棟
			○一部損壊	559棟		

注：台風時の大雨・強風による被害は、「台風」欄のみに計上し、「大雨・雷雨」及び「強風」欄には計上していない。

（資料：栃木県災害年報）

2 主な風水害の気象概況及び被害状況

(1) カスリーン台風（昭和22年9月13日～9月15日）

ア 気象概況等

昭和22年9月8日マリアナ諸島の東方で発生したカスリーン台風は、発達しながら西進し、12日の朝沖の鳥島付近に達し、北へ転向した。転向後はますます発達し、紀伊半島をめざして北上した。

15日朝には衰えながら紀伊半島の南海上で北東へ進路を変え、15日夜には房総半島を縦断して本州の東海上に去った。

台風の接近に伴って、日本の南海上にあった前線が本州中部まで北上し停滞したため、内陸部の山岳地帯を中心に大雨となり、県内でも北西山岳部を中心に記録的な大雨となり、渡良瀬川が氾濫するなど大きな被害が発生した。

○総雨量	宇都宮	日光（中宮祠）	塩原	足尾
	261.7mm	470.4mm	516mm	385.1mm

イ 被害概要

人的被害（人）	死者	行方不明者	負傷者
	361	76	549



住家被害（棟）	倒壊	流失	浸水
	1,432	817	4,610

被害総額 8,480,000千円

(2) キティ台風（昭和24年8月30日～9月1日）

ア 気象概況等

昭和24年8月に関東地方を襲った台風9号（キティ台風）は、31日の19時過ぎに伊豆半島に上陸、時速50kmで北上し、群馬県中央部を通り日本海に抜けた。

30日から9月1日にかけての各地での総雨量は、日光中宮祠626.6mm、足尾446.1mm、塩原425.6mm、五十里389.2mmと北西山岳部を中心に豪雨となった。風は、台風が上陸する頃までは東風であったが、中心が近づくにつれて南風になり、宇都宮では8月31日23時27分に23.9m/sの南南東の風（10分間平均）を記録した。

イ 被害概要

人的被害（人）	死者	行方不明者	負傷者
	12	—	37

住家被害（棟）	全壊	半壊	流失	床上浸水	床下浸水
	248	2,318	28	722	1,493

被害総額 4,509,083千円

(3) 台風第26号（昭和41年9月24日）

ア 気象概況等

昭和41年9月22日にサイパン島の北東の海上で発生した台風第26号は、非常に速い速度で北上し、25日0時過ぎ静岡県に上陸し、同日9時には三陸沖に抜けて温帯低気圧に変わった。

台風がくる前から前線の影響で雨が降っていた東海や関東地方では、台風が前線を刺激して豪雨となった。本県北部の山間部では、1時間に60～100mmの大雨となり、期間降水量も200～400mmの大雨となった。風は、24日午後から強くなり、宇都宮での最大風速は25日3時30分に24m/s、最大瞬間風速は同日3時9分の43m/s（南東）であった。

イ 被害概要

人的被害（人）	死者	重傷者	軽傷者
	12	17	34

住家被害（棟）	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
	167	588	11,632	363	6,499

被害総額 5,451,819千円

(4) 台風第10号及びその後の低気圧と前線による大雨<茂木水害>（昭和61年8月4日～8月5日）

ア 気象概況等

8月1日にルソン島の東で発生した台風第10号は、4日の21時に石廊崎の南約120kmの海上で温帯低気圧に変わりさらに北上を続け、5日早朝には房総半島から茨城県を縦断した。その後、進行速度が極めて遅くなり、6日朝には三陸沖で殆ど停滞状態となった。

このため、県内では4日から5日にかけて大雨となり、各地の総雨量は、高根沢332mm、茂木324mm、真岡311mm、烏山303mmに達し、河川が相次いで警戒水位を超え、田川、小貝川、五行川等の利根川水系、那珂川水系では警戒水位を大幅に上回る出水と堤防の決壊、氾濫が各地でおき

た。特に、茂木町を流れる逆川では警戒水位を2m以上も上回り、茂木町の市街地が水没するなど県南東部を中心に大災害となった。

イ 被害概要〈災害対策本部設置 - 県及び17市町村、災害救助法適用 - 3市町村〉

人的被害（人）	死者	重傷者	軽傷者
	6	7	59

住家被害（棟）	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
	37	100	83	1,849	7,965

り災者 1,929世帯7,399人 被害総額 51,976,799千円

(5) 台風第19号及び竜巻（平成2年9月19日～9月20日）

ア 気象概況等

大型で強い台風第19号は、19日20時過ぎに和歌山県白浜町の南に上陸後、新潟県長岡市付近を通過し、20日12時には岩手県宮古市の東海上に抜けた。

県内は、19日19時頃から雷雨となり、22時20分頃壬生町で竜巻が発生し、壬生町から宇都宮市南西部にかけて軽傷者や住家等の被害がでた。

イ 被害概要〈壬生町災害対策本部設置、5世帯13人に対して避難勧告〉

人的被害（人）	死者	重傷者	軽傷者
	—	—	25

住家被害（棟）	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
	30	37	343	—	16

り災者 67世帯227人 被害総額 1,741,275千円

(6) 平成10年8月末豪雨〈那須水害〉（平成10年8月26日～8月31日）

ア 気象概況等

平成10年8月26日から31日にかけて、前線が日本付近に停滞し、台風第4号が日本の南海上をゆっくりと北上した。この期間、台風の影響も加わり前線に向かって暖かく湿った空気が南から流入して前線の活動が活発となり、北日本や東日本を中心に雨が断続的に続き、北日本の太平洋側から関東地方にかけて記録的な大雨となった。

那須町では26日から5日間連続して130mm以上の日降水量を観測し、総降水量が1,254mmに達した。特に、27日には、1時間降水量90mm（1時～2時）、3時間降水量205mm（0時～3時）、日降水量607mmの豪雨を記録した。

○総雨量

那須	八方が原	黒磯	大田原	塩谷	今市	鹿沼	宇都宮
1,254mm	931mm	689mm	578mm	567mm	552mm	398mm	268mm

イ 被害概要〈災害対策本部設置 - 県及び17市町村、災害救助法適用 - 4市町村〉

人的被害（人）	死者	行方不明者	軽傷者
	5	2	19

住家被害（棟）	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
	45	50	34	486	2,362

り災者 493世帯1,779人 被害総額 94,530,109千円

(7) 平成19年台風第9号 (平成19年9月5日～9月7日)

ア 気象概況等

平成19年9月7日に小田原市付近に上陸した台風第9号は、東経140度の本土にかなり近い地点で最盛期勢力に発達し、上陸後も自転車並みの遅い進行速度で東日本を縦断したため、台風の影響を受けた地域は長時間暴風雨にさらされ被害が拡大した。

奥日光中禅寺湖畔では、9月5日13時から8日15時の累計降水量は540mm日光市足尾では473mmを記録した。9月7日3時には日光市湯西川地区で、地域に通じる道路の土砂崩落と路肩崩落により住民及び観光客(569名)が孤立状態となった。(住民273世帯、観光客を含めた人数は1,420名)また川俣地区では、雨量規制による道路の通行止めにより、約120名(うち観光客37名)、奥鬼怒地区でも土砂に崩落により観光客41名が孤立状態となった。

イ 被害概要 (災害対策本部設置 - 県及び日光市)

人的被害 (人)	死者	行方不明者	軽傷者
	—	—	9

住家被害 (棟)	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
	—	—	1	2	2

被害総額 2,399,886千円

参考:

○田沼町土砂崩れ (昭和55年3月23日)

田沼町 (現佐野市) で鉱山廃土石堆積場から土砂流出

(当時の新聞記事には、前日の降雪による地盤の緩みが原因の一つとなった可能性があるとの記載有り。但し、気象状況との関連の詳細は不明)

・被害概要

人的被害 (人)	死者	行方不明者	軽傷者
	5	—	1

住家被害 (棟)	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
	2	—	—	—	—

り災者 2世帯6人

<資料編1-5-1 過去における主な災害一覧>

# 第2章 予 防

## 第1節 防災意識の高揚

県、市町及び防災関係機関は、災害発生時に県全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、県民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

### 第1 県民の防災意識の高揚

#### 1 自主防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自ら守ることが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。平常時には、県、市町、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力し、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者及び災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは県、市町、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、県、市町及び防災関係機関は、県民に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

#### 2 防災知識の普及啓発推進

県（県民生活部）、市町及び防災関係機関は、県民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

##### (1) 普及啓発活動

###### ア 主な普及啓発活動

- ・防災講演会・講習会・出前講座等の開催
- ・防災パンフレット、ちらし等の配布
- ・テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等による広報活動の実施
- ・電話帳（NTTハローページ）における避難場所等防災知識の普及
- ・ホームページやメールによる防災情報の提供
- ・防災訓練の実施の促進
- ・防災器具、災害写真等の展示
- ・各種表彰の実施

###### イ 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県（県民生活部）は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として宇都宮市にある「消防防災総合センター（栃木県防災館）」の機能を充実・強化し、大雨、大風等の疑似体験や応急処置の現地練習等を通して防災技術や防災知識の普及を図る。

##### <資料編 2-1-1 県消防防災総合センターの概要>

###### ウ 消防団員（水防団員）、地域防災活動推進員等による防災普及啓発活動の促進

県（県民生活部）及び市町は、消防団員（水防団員）、地域防災活動推進員等による地域の巡回指導を促進し、重要水防箇所、災害危険箇所・区域の場所、食料・飲料水の備蓄、風水害等発生時にとるべき行動、家族の連絡体制の確保の重要性等についての啓発、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

## 〈資料編 2-1-2 地域防災活動推進員の概要〉

### エ 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、県（県民生活部・その他各部局）及び市町は、インターネット等 I T 技術を活用し、災害情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

### (2) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ・ 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- ・ 水防月間（5月1日～5月31日）
- ・ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ・ がけ崩れ防災週間（6月1日～6月7日）
- ・ 土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）
- ・ 防災週間（8月30日～9月5日）
- ・ 雪崩防災週間（12月1日～7日）

## 第2 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

本章第23節第1の3のとおりとする。

## 第3 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部・その他各部局）、市町及び防災関係機関は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- ・ 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- ・ 病院、社会福祉施設
- ・ ホテル、旅館、大規模小売り店舗等の不特定多数の者が利用する施設

## 第4 職員に対する防災教育

県（県民生活部・その他各部局）、市町及び防災関係機関は、職員に対して災害時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練の実施を行い、防災教育の徹底に努める。

- ・ 気象予警報、洪水や土砂災害或いは、災害危険箇所等災害に関する知識
- ・ 災害に対する予防、応急対策に関する知識
- ・ 災害発生時における職員がとるべき行動と具体的役割（職員の初動体制と役割分担等）
- ・ 防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法
- ・ その他災害対策上必要な事項

## 第5 防災に関する調査研究

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあた

っては高度な知識と技術が要求される。

このため、県、市町及び防災関係機関は、緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

## 第6 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分に配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

## 第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

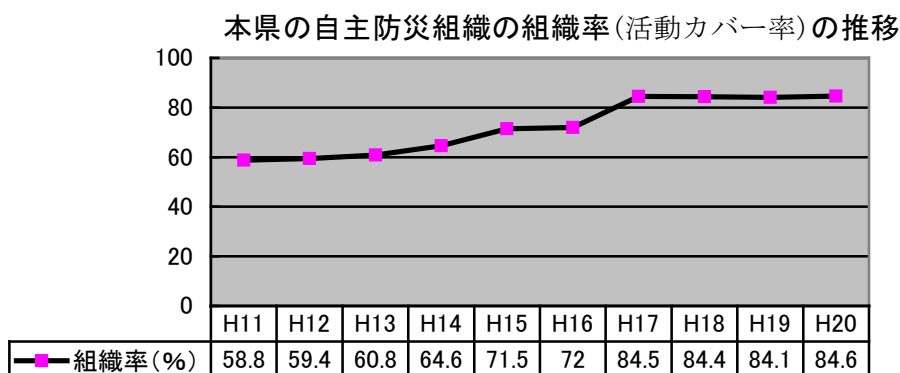
災害発生時に対応できる体制を整えるため、自助・共助の精神にもとづき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を行う。

### 第1 現状と課題

地域防災活動は、主に、地域住民の隣保協同の精神に基づき自主的に組織された「自主防災組織」と、各自の職業に従事しながら、災害が発生したときは郷土愛護の精神に基づき活動する「消防団」の役割が重要な担い手となっているが、それらの現状は次のとおりである。

#### 1 自主防災組織

本県では、全市町において、既存の自治会や学区を積極的に活用した自主防災組織の結成が図られてきており、県全体で80%を超える組織率(活動カバー率)となっている。しかし、市町間で組織率(活動カバー率)に格差が見られることから、県が、特に組織率(活動カバー率)の少ない市町に対して積極的に支援等を行い、格差解消を行う必要がある。

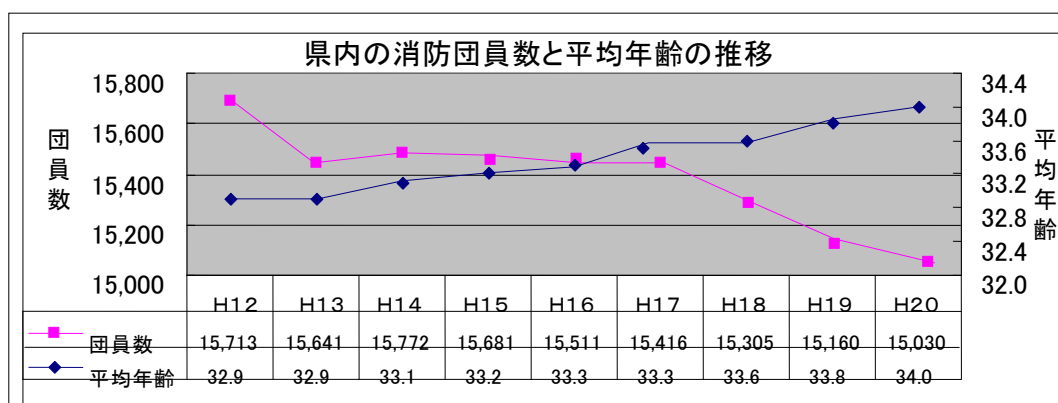


また、活動のマンネリ化、活動に対する住民の意識不足、組織役員の高齢化等組織結成後の問題も発生している。このため、県（県民生活部）及び市町は、常に活性化に努め、災害発生時に自主防災組織が効果的に機能するよう働きかける必要がある。

〈資料編2-2-3 自主防災組織の現況〉

#### 2 消防団

地域の消防力を強化するためにも、消防団の強化は不可欠であるが、消防団員数は年々減少しており、更に将来的には団員の高齢化の進行が予想されており、今後の団員の確保と活性化が課題となっている。



## 〈資料編 2-2-4 消防団の現況〉

### 第2 個人・企業等における対策

#### 1 県民個人の対策

県民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

県（県民生活部）及び市町は、本章第1節第1のとおり、県民に対する防災意識の高揚を図る。

#### ○県民個人が行う主な災害対策

##### (1) 防災に関する知識の取得

- ・天気予報や気象情報
- ・気象注警報、水防警報、土砂災害警戒情報、洪水予報等の警戒情報
- ・過去に発生した被害状況
- ・ハザードマップ等による近隣の土砂災害危険箇所の把握
- ・災害時にとるべき行動（避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動等）
- ・土砂災害警戒情報 等

##### (2) 家族防災会議の開催

- ・避難場所・経路の確認
- ・非常持出品、備蓄品の選定
- ・家族の安否確認方法（NTTや各携帯電話会社が提供する災害用伝言サービスの活用 等）
- ・災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任 等） 等

##### (3) 非常用品等の準備、点検

- ・飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検
- ・飲料水、食料、生活必需品等の3日分相当の非常備蓄品の準備・点検
- ・土のう、スコップ、大工道具等資機材の整備・点検

##### (4) 各家庭の耐震診断等の安全点検、耐震化等の補強の実施

##### (5) 応急救護方法の習得（心肺蘇生法、止血法、AEDの使用法など）

##### (6) 県、市町又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

##### (7) 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力 等

## 〈資料編 2-2-1 個人の防災心得〉

#### 2 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、災害時に果たす役割（従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献や地域との共生）を十分に認識し、災害時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行なう防災活動に協力できる体制を整える。

県（県民生活部・産業労働観光部・その他各部局）及び市町は、こうした取組に資する情報提供等を進める。さらに企業、事業所等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価等により企業防災力の促進を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

#### ※事業継続計画の概要

事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。



### 第3 自主防災組織の整備

#### 1 自主防災組織の役割

大規模な風水害等が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、地域住民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。各地域は、「自分達の地域は自分達で守る」との自覚のもと、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下、「自主防災組織」という。）を作り、平常時から、地域を守るために各種手段を講じるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う。

#### 2 自主防災組織の対策

##### (1) 危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険箇所、ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難場所、消火栓や貯水槽・防火水槽等の消防水利の所在及び状態を確認しておく。

##### (2) 防災資機材の整備

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、水防、救助・救護、避難誘導等の活動用資機材の備蓄を共同で整備する。また、防災訓練等を通して、これらの資機材の使用方法的習熟に努める。

##### (3) 防災知識の技術習得

県（県民生活部）や市町が実施する研修会・講演会の参加や、消防機関等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

##### (4) 地域の災害時要援護者の把握

市町、消防機関、地域防災活動推進員、婦人防火クラブ、福祉関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の災害時要援護者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努める。

##### (5) 活動体制・連携体制の確立

防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、他自主防災組織、ボランティア団体等との連携体制を確立する。

#### 3 県及び市町（消防本部含む）による自主防災組織の育成・強化

##### (1) 組織化及び活性化の促進

県（県民生活部）及び市町は、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の町内会、自治会等を積極的に活用し、結成推進、育成を推進する。また、結成後の活動の惰性を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなど工夫を行い自主防災組織活動の活性化を図る。

##### ア 県（県民生活部）

- ・自主防災組織育成方針の策定・改善
- ・出前講座等の開催
- ・市町が行う自主防災組織育成及び資機材整備に対する支援（財政的補助等）
- ・広報活動（県民に対する自主防災組織に関する知識の普及） 等

##### イ 市町

- ・自主防災組織への資機材の整備支援
- ・自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
- ・自主防災組織が行う防災訓練実施の支援
- ・自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催
- ・広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及） 等

## 〈資料編 2-2-2 栃木県自主防災組織育成方針〉

### (2) 地域防災活動推進員の配置

市町は、自主防災組織の育成や自主防災体制の充実・強化に関する支援を行うため、地域防災活動推進員を配置するものとする。県（県民生活部）は、市町に対し、地域防災活動推進員の配置に対する支援を行う。

### (3) 商店会等の地域団体の活用

市町は、町内会、自治会等の他、商店会や地域活動を行っている団体・グループを活用し、自主防災体制の充実・強化を行う。

## 第4 消防団（水防団）の活性化の推進

消防団（水防団）は、災害時においては水防、救助・救護、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、県（県民生活部）及び市町は、次の事業を実施し、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

### 1 県（県民生活部）

- ・市町が行う団活性化事業に対する助成
- ・女性団員の加入促進事業に対する助成
- ・団活動に協力的な事業所に対する感謝状、記念品の贈呈
- ・団活性化の広報事業
- ・女性の加入促進
- ・機能別団員、機能別分団制度の導入 等

### 2 市町

- ・団活性化総合計画の策定
- ・団活動に必要な各種資材の整備・充実
- ・団員に対する各種教育訓練の実施
- ・地域住民に対する団活動や加入促進の広報 等

## 第5 婦人防火クラブの育成・強化

市町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、婦人防火クラブの育成・強化を推進する。

県（県民生活部）は、クラブ間の相互交流と活動内容の情報交換等の支援を行い、県全体の活動の活性化を図る。

## 第6 災害関係ボランティアの環境整備

### 1 一般ボランティア

県（県民生活部）及び市町は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

#### (1) ボランティアの育成、環境整備

県、市町、県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会は、県民のボランティア意識の高揚、ボ

ランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティアの育成や活動環境の整備に努める。

- ・ボランティア広報紙の発行 〈県（県民生活部）、県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会〉

- ・ボランティア、コーディネーターの養成・研修事業の実施

  - 〈市町、県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会〉

- ・ボランティア団体の育成・指導

  - 〈県（県民生活部）、市町、県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会〉

- ・災害救援ボランティア活動マニュアルの策定 〈県社会福祉協議会〉

## (2) 行政とボランティアとの連携

県（県民生活部）、市町、県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時からボランティア団体等との連携を図り、ボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動拠点の確保等について検討する。

## (3) ボランティア同士の連携強化支援

県（県民生活部）及び県社会福祉協議会は、災害時の混乱した中でもボランティア同士が協力して円滑な活動が行われるよう、平常時のボランティア同士の顔の見える関係作りとネットワーク化を図る。

### ア 災害ボランティア登録

県（県民生活部）は、平成14年から開始した災害ボランティア（個人・団体）の登録を推進する。

### イ 災害ボランティア連絡協議会

県社会福祉協議会は、上記登録ボランティアによって結成された「災害ボランティア連絡協議会」のスムーズな運営と会の活性化が図られるよう、必要な各種調整を行う。県（県民生活部）は、県社会福祉協議会に対し必要な支援を行う。

〈資料編 2-1-3 栃木県災害ボランティア登録要綱〉

〈資料編 2-1-4 栃木県災害ボランティア連絡協議会設置要綱〉

## 2 専門ボランティア

### (1) 山地防災ヘルパー

県（環境森林部）は、山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速な支援体制の整備を目的として、林業関係団体、県や市町の技術者OB等治山の専門技術を持つ住民の中から、「山地防災ヘルパー」を認定している。

山地防災ヘルパーは、地域を所管する県の環境森林事務所及び矢板森林管理事務所(以下「環境森林事務所等」という。)と連携し、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集及び提供活動等を行う。

県（環境森林部）は、これらの活動に対し、支援及び協力を行う。

### (2) 砂防ボランティア

本県では、砂防の知識のある職員OBを中心に、土砂災害から県民の生命や財産を守るため、「栃木県砂防ボランティア協会」を組織し、斜面や溪流等の土砂災害危険箇所の点検や、県や市町への被害情報等の収集及び提供をボランティアで行うこととしている。

県（県土整備部）は、土砂災害防止に資するため、これらの活動を支援するとともに、同協会との円滑な情報交換を行う等連携・協力を図る。

### (3) 農村災害復旧専門技術者

農地・農業施設の被災状況把握・調査、市町への助言・指導、応急措置の技術支援、災害復旧業務の技術支援等。

### (4) 被災宅地危険度判定士

県（県土整備部）は、地震又は豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、住民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、地すべり・崖崩れ等による二次災害発生の危険度の判定等を行うための被災宅地危険度判定士を認定する。

また、栃木県被災宅地危険度判定地域連絡協議会において、被災宅地危険度判定士への連絡網の整備など、被災宅地危険度判定体制の整備を図る。

## 第7 人的ネットワークづくりの推進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市町は、県（県民生活部・保健福祉部）の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、婦人防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出・救護といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

### 第3節 防災訓練の実施

実動訓練等具体的な訓練のほか、初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

#### 第1 現状と課題

防災訓練には、防災関係機関や住民も参加する総合防災訓練等の実動訓練、災害を想定し、応急対策等を検討する図上訓練、職員の迅速な動員を図るための非常招集訓練、情報の伝達を主とする通信訓練等様々なものがある。

県、市町では、これら様々な訓練を平常時に実施し、災害時に的確な初動対応が可能となるよう体制を整備する必要があるが、要員の確保や実施ノウハウ等の点から防災訓練を実施できない市町もある。

今後は、これらも踏まえながら、県及び市町は、より実践的な初動対応訓練を実施していく必要がある。

また、防災訓練の実施後においては、その結果の評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ初動体制等の改善を図る必要がある。

そのほか、訓練を実施する際、高齢者・障害者・外国人・乳幼児等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める必要がある。

〈資料編 2-3-1 総合防災訓練の実施状況〉

#### 第2 総合防災訓練

県（県民生活部）及び市町は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、県民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。

また、県、市町は、災害時の応急対策活動に果たす住民の役割の重要性に鑑み、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等住民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に毎年度実施する。

- ・ 職員の動員、災害対策本部、現地災害対策本部、支部、応援支部設置訓練
- ・ 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
- ・ 水防訓練
- ・ 土砂災害防災訓練
- ・ 救出・救助訓練
- ・ 避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊き出し訓練
- ・ 応急救護、応急医療訓練
- ・ ライフライン応急復旧訓練
- ・ 警戒区域の設定、交通規制訓練
- ・ 救援物資・緊急物資輸送訓練
- ・ ヘリコプターを活用した訓練（航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練）
- ・ 広域応援訓練

### 第3 防災図上訓練

県（県民生活部・その他各部局）、市町、防災関係機関等は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模災害を想定した防災図上訓練を定期的に繰り返し実施する。

特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。なお、訓練の実施にあたっては、ハザードマップや被害想定等を考慮し、より現実的な内容となるよう努める。

### 第4 非常招集訓練

県（県民生活部）及び市町は、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を毎年度実施する。

### 第5 通信訓練・情報伝達訓練

県（県民生活部）、市町、防災関係機関等は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

### 第6 水防訓練

水防管理団体（市町）は、消防本部と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団の参加を得た水防訓練を毎年度実施する。

### 第7 土砂災害全国統一防災訓練

土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等による住民の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と住民の防災意識の高揚を図る。

### 第8 県民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関の参加を得た訓練を実施する。

- ・ 情報伝達訓練
- ・ 避難訓練、避難誘導訓練
- ・ 救出・救護訓練 等

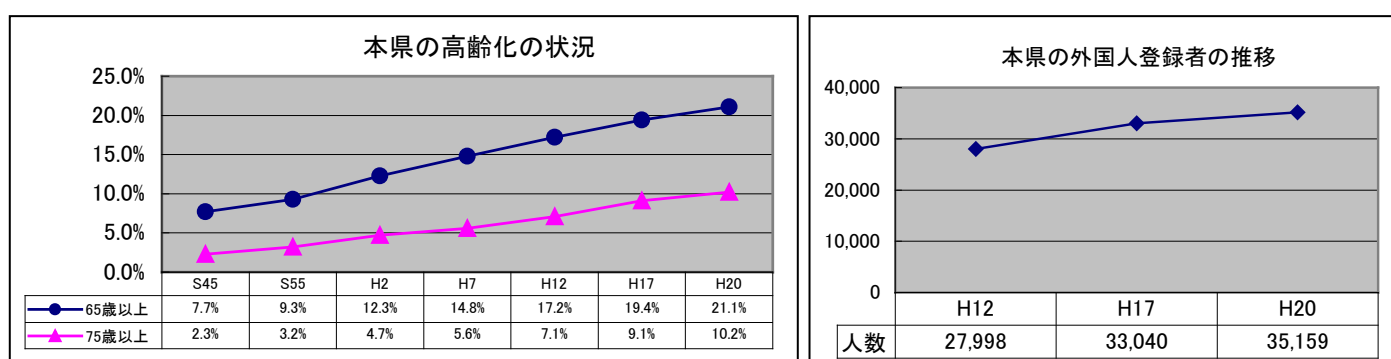
## 第4節 災害時要援護者対策

県、市町は、災害時の一連の行動に支援を必要とする「災害時要援護者」に対して、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

### 第1 現状と課題

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが必要な情報を迅速、的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動において支援を必要とする高齢者、障害者、乳幼児、外国人などのいわゆる「災害時要援護者」は、高齢化、国際化の進展等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。



最近の主な災害	死者・行方不明者 (A)	うち高齢者 (B)	(B) / (A)
平成16年 新潟・福島豪雨	16	13	81.3%
平成16年 福井豪雨	5	4	80.0%
平成16年 新潟県中越地震	68	45	66.2%
平成17年 台風第14号	29	20	69.0%
平成18年 豪雪	152	99	65.1%
平成19年 新潟県中越沖地震	14	11	78.6%

※参考 最近の主な災害における死者・行方不明者における高齢者犠牲者の割合

平成15年においては、5月末に宮城県沖でマグニチュード7.1（最大震度6強）、9月末に十勝沖でマグニチュード8.0（最大震度6弱）の地震が発生し、負傷者が多数発生した。この負傷者の年齢別割合をみると、どちらの地震でも70歳以上の負傷者が30%以上と高い割合になっている。また、平成16年7月に発生した新潟・福島豪雨においても、死者・行方不明者16名のうち、13名が70歳以上の高齢者であった。

これらのことから、災害時要援護者に対する対策を一層強化する必要がある。

### 第2 地域における安全性の確保

高齢者や障害者、乳幼児等の災害時要援護者の安全確保を図るため、市町は、災害時要援護者避難支援プランを策定し、自治会や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、要援護者個々のニーズに応じた避難支援を行う。県は、市町や自主防災組織等に対して必要な支援を行う。

## 1 地域支援体制の整備

災害時要援護者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、市町は、民生委員・自主防災組織・自治会等と協力して、災害時要援護者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

### (1) 災害時要援護者の把握及び情報の共有

#### ア 要援護者名簿・リスト等の整備

市町は、保健師、訪問介護員等の訪問活動、民生委員活動、自治会活動、自主防災組織活動等を通じて、在宅の高齢者、障害者等の自力避難が困難な者について把握を行い、要援護者の安否確認名簿やリスト、マップ等を作成する。なお、情報の収集及び名簿等への登録にあたっては、あらかじめ要援護者からの希望を募る(手上げ方式)、同意を得る(同意方式)、個人情報保護審査会への諮問・了承を得る(共有方式)など、個人情報の取扱いに十分配慮する。

#### イ 関係機関による情報の共有

市町は、消防本部、消防団、自主防災組織、地域防災活動推進員、婦人防火クラブ、民生・児童委員・障害者相談員などの福祉関係者等と連携し、避難支援に必要な要援護者の情報を共有する。なお、情報の共有にあたっては、必要に応じ誓約書等の提出を求めるなど守秘義務を確保する。

### (2) 避難支援の具体化

市町は、要援護者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、要援護者の同意を得たうえで、避難支援者を定めるなど、個別計画により支援の具体化に努める。

### (3) 福祉避難所の確保等

市町は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、要援護者が安心して避難生活ができる体制を整備した避難所を福祉避難所として指定し必要数を確保する。また、要援護者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口を設置する。

### (4) 幼稚園児対策

県(経営管理部)及び市町は、幼稚園の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

### (5) 防災知識の普及・啓発

県(県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部)及び市町は、災害時要援護者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

## 第3 社会福祉施設等における安全性の確保

### 1 施設の整備

#### (1) 公立社会福祉施設

県(保健福祉部)及び市町は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

#### (2) 民間社会福祉施設

県(保健福祉部)及び市町は、民間福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

さらに、市町は、自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設(乳児院、特別養護老人ホーム、障害者支援施設(通所施設を除く)等)のうち、スプリンクラーの義務設置施設については、早急に設置を指導するとともに、義務設置でない施設に対しても設置を促進する。



## 2 緊急連絡体制の確保

市町は、社会福祉施設に市町防災行政無線等の通信手段を整備し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

## 3 社会福祉施設機能の弾力的運用

県（保健福祉部）及び市町は、災害により被災した高齢者、身体障害者、知的障害者等災害時要援護者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

## 4 夜間体制の充実

県（保健福祉部）及び市町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとるよう指導を行う。特に、特別養護老人ホーム、障害者支援施設（通所施設を除く）については、管理宿直員を配置するよう指導する。

## 5 土砂災害危険箇所の情報提供等

県（県土整備部）は、土砂災害を受けるおそれのある社会福祉施設の管理責任者に対し、市町と連携・協力して、土砂災害危険箇所避難場所、土砂災害の前兆現象の情報を提供し、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

## 6 防災教育・訓練の充実

県（保健福祉部）及び市町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

〈資料編 2-4-1 市町別社会福祉施設数〉

## 第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

### 1 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

県（各部局）及び市町は、高齢者及び障害者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、災害時要援護者に配慮した対策を推進する。

### 2 一時避難のための配慮

県（各部局）及び市町は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な災害時要援護者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

## 第5 在県外国人に対する対策

### 1 外国語化による外国人への防災知識の普及

県（産業労働観光部）及び市町は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国

語の防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供に努める。また、市町は、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク）に努める。

## 2 地域等における安全性の確保

日本語をあまり理解できない外国人においては災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、市町は、自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。

また、外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

## 3 通訳・翻訳ボランティアの確保

県（産業労働観光部）は、災害時に在県外国人に対し適切な情報提供を行うため、県国際交流協会が行う通訳・翻訳ボランティアの事前登録について必要な支援を行う。また、国際交流協会との連携強化を図り、登録された通訳・翻訳ボランティアを速やかに動員できる体制づくりに努める。

市町は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティアの確保に努める

## 第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

### 第1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

#### 1 県民の備蓄推進

県民は、災害発生から2～3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、本章第2節第2の1のとおり、非常持出品の他、3日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

県（県民生活部）及び市町は、講演会、広報紙、インターネット等各種媒体を通して県民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

#### 2 市町の備蓄推進

市町は、食料、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。更に、関係機関との協定締結により流通備蓄を行なうほか、必要に応じて近隣市町との共同備蓄を行い、災害時に必要となる食料及び生活必需品の供給に万全を期すよう努める。

なお、目標数量については、県の地震被害想定（震災対策編第1章第3節参照）等を参考に設定し、計画的に備蓄を行うよう努める。

〈資料編2-5-1 県及び市町の現物備蓄の状況〉

#### 3 県の備蓄推進

県（県民生活部）は、広域的な立場から県民及び市町の備蓄を補完するため、県の地震被害想定（震災対策編第1章第3節参照）における最大避難所生活者数約118,000人分の食料を現物備蓄や物資の調達に関する協定等による流通備蓄により確保する。また、生活必需品についても、特に緊急性の高いものは現物備蓄、それ以外のは流通備蓄により確保する。

##### (1) 現物備蓄の実施

県（県民生活部）は、次のような品目について、県消防防災総合センター、地方合同庁舎等の防災拠点に分散して現物備蓄を行う。なお、備蓄にあたっては、災害時要援護者にも配慮した品目選定を行う。

##### ○備蓄品目

- ・食料・・・アルファ米、かゆ、ソフトパン 等
- ・生活必需品・・・毛布、簡易トイレ 等

〈資料編2-5-1 県及び市町の現物備蓄の状況〉

##### (2) 食料及び生活必需品の調達体制の整備（流通備蓄の実施）

##### ア 調達体制の整備

県（県民生活部・環境森林部・産業労働観光部・農政部）は、県民、市町及び県の現物備蓄を補完するため、関係機関や事業者と協定を締結し、次のような品目について調達体制を整備する。なお、県内のどの地域においても速やかに物資を供給できるよう、県内外に広く分布している機関、事業者（大規模小売店等）からの調達体制の整備に努める。

##### ○調達品目

- ・食料・・・弁当、米穀、生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳 等
- ・生活必需品・・・肌着、外衣、寝具、洗面用具類、懐中電灯、炊事道具類、

紙製食器類、生理用品 等

・光熱材料・・・ 灯油、ポリタンク、LPガス、コンロ、木炭 等

・災害時要援護者用・・・ 特別用途食品、ほ乳びん、紙おむつ 等

特別用途食品とは

乳児や妊産婦、病者などの健康保持や回復に適した食品のこと。例えば、乳児のための粉ミルクやアレルギー除去食品など様々なものがあり、国の表示許可あるいは承認を受けて特別用途食品マークが付けられている。

イ 平常時における在庫品目、数量の把握等

県（県民生活部・環境森林部・産業労働観光部・農政部）は、協定先の平常時における在庫数量又は流通量について定期的な把握を行い、災害時の物資調達量の目安としておく。

また、物資調達時の具体的な方法や体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。〈資料編 2-5-2 流通備蓄協定の状況〉

#### 4 企業・事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、2～3日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

### 第2 医薬品、医療救護資器材等の備蓄、調達体制の整備

#### 1 備蓄目標数量及び備蓄、調達品目

県は、大規模な災害発生時の緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携を図り、医薬品、資器材等の備蓄体制を整備する。

##### ○備蓄、調達品目

医薬品、衛生材料、救急医療セット、輸血用血液、常備薬、医療用酸素ガス、簡易ベッド 等

#### 2 各品目の備蓄、調達体制の整備

##### (1) 医薬品、衛生材料等

ア 医療機関における備蓄

県（保健福祉部）は、県立がんセンター、済生会宇都宮病院等の医療機関に医薬品等の備蓄を行い、救急医療体制を整備する。

イ 医薬品卸売業者における備蓄

県（保健福祉部）は、栃木県医薬品卸協同組合との委託契約により、医薬品、衛生材料等を流通備蓄方式により備蓄する。また、県内をブロックに区分し、各ブロックを相互に補完する体制を併せて整備する。

〈資料編 2-5-3 災害用医薬品等備蓄一覧表〉

〈資料編 2-5-4 災害用医薬品等備蓄事業所一覧表〉

##### (2) 輸血用血液

県（保健福祉部）は、輸血用血液について、栃木県赤十字血液センターを供給母体とし、県内をブロックに区分し、各ブロックに備蓄医療機関を設置することにより供給体制を整備する。

##### (3) 常備薬

県（保健福祉部）は、避難場所で生活する被災者の健康確保等のため、関係機関との連携により、県内の複数の製薬工場にかぜ薬、鎮痛剤等を備蓄し、家庭用常備薬の調達体制を整備する。

〈資料編 2-5-5 避難場所配置用常備薬一覧表〉

〈資料編 2-5-6 避難場所配置用常備薬備蓄事業所一覧表〉

##### (4) 医療用酸素ガス

県（保健福祉部）は、（社）栃木県一般高圧ガス安全協会との協定により、医療用酸素ガス等の

調達体制を整備する。

#### (5) 医療用物品

県（県民生活部）は、緊急に必要な簡易ベッド、枕その他最低限必要な物品を、消防防災総合センター、地方合同庁舎、災害拠点病院等の防災拠点に備蓄する。

### 3 平常時における在庫品目、数量等の把握

県（保健福祉部）は、備蓄医療機関や栃木県医薬品卸協同組合等からの定期報告や現地調査により、平常時における備蓄状況等を把握する。

## 第3 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

県（県民生活部・県土整備部）及び市町は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。

### 1 備蓄対象品目

対象品目は、消火活動、水防活動、人命救助活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材とする。

### 2 各機関の対策

#### (1) 市町の対策

市町は、地域の実情に応じ必要と想定される資機材を中心に、備蓄、調達体制を整備する。なお、市町単独の備蓄のほか、必要に応じ、近隣市町との共同備蓄の推進に努める。

また、各地域の自主防災組織に対して、必要な資機材の備蓄を行うよう指導するとともに、資機材の整備に対する支援を計画的に実施する。

#### (2) 県の対策

県（県民生活部・県土整備部）は、市町の備蓄体制を補完する立場から、地方合同庁舎、水防倉庫等の備蓄倉庫に資機材の備蓄をするとともに、関係機関や事業者等と協定を締結し、調達体制を整備する。

また、県（県土整備部）は、栃木県建設産業団体連合会との間に締結している協定に基づき、応急対策業務に必要な資機材の調達体制を整備する。併せて被災宅地危険度判定を行うための資機材を整備する。

さらに、県（県民生活部）は、市町が自主防災組織に対して行う資機材の整備支援に対して、財政的な補助を行う。

#### (3) 防災用資機材の管理者における対策

防災用資機材の管理者は、災害の発生に備え、資機材を常に良好な状態に保つよう努める。

## 第4 物資・資機材等備蓄スペースの確保

市町は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うにあたり、学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用するものとする。

## 第5 物資の供給体制及び受入体制の整備

県（県民生活部、県土整備部）及び市町は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の輸送手段の確保や配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

## 第6 輸送手段の確保体制の整備

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

## 第6節 風水害・雪害に強い県土づくり

風水害・雪害に強い県土づくりを行うため、県、市町等は、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所等の解消などの市街地対策並びに治水、砂防、治山の各種事業を総合的かつ計画的に展開する。

### 第1 災害に強いまちづくり

#### 1 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

##### (1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

市町は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

##### (2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

よって、防災の観点を考慮しつつ、市町の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、これらの市町マスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン(平成23年度見直し予定)等に基づき、県(各部局)及び市町は、県民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

#### 2 災害に強い都市構造の形成

##### (1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要であり、災害に強い都市構造とするには、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備事業の推進が必要である。

このため、県(県土整備部)は、事業の実施主体となる市町・組合に事業実施を積極的に働きかけ、災害に強いまちづくりを推進する。

##### (2) 防災機能を有する施設の整備

県(県土整備部・その他各部局)、市町等の関係機関は相互連携により、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

##### (3) 災害時要援護者に配慮した施設の整備

本章第4節第3の1のとおり整備を推進する。

#### 3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

##### (1) 公園の整備

県(県民生活部・県土整備部)、市町は食糧等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、避難場所となる公園の整備を推進する。

##### (2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

## 第2 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

### 1 治水対策

#### (1) 河川の整備

県（県土整備部）は、水害に対する総合的な流域対策の検討や、河川特性、地域の風土や文化等を反映させた地域住民参画による河川整備計画を策定するとともに、これに基づく、効果的及び経済的な河川整備の推進を図る。

〈資料編 2-7-1 重要水防箇所一覧表〉

#### (2) ダムの整備

県（県土整備部）は、治水の観点から、発生のおそれがある洪水災害を未然に防止するために下流部の河道改修事業を進めるとともに、上流部に洪水調節を目的としたダム建設を実施し、効果的な河川改修を図る。

また、利水の観点から、ダムに河川水を貯留するための容量を確保し、新規水源を生み出し、安定利水を可能にすることで、地下水位の低下による地盤沈下や汚染等が発生した地域における水源確保並びに下流部における既得取水の安定化と河川環境の保全を図る。

現在建設中のダムは、直轄事業として1ダム、水機構事業として1ダムがある。

〈資料編 2-7-2 ダム計画〉

### 2 砂防対策

#### (1) 砂防事業の実施

県（県土整備部）は、治水上有害となる土砂流出を防止し、下流河道に対する流送土砂を軽減することを目的として、次の箇所に重点をおいて事業の実施を図る。

- ア 重要地区で荒廃が特に著しく、従来より継続施行中の箇所
- イ 他事業に関連して、促進を要するものとして特に投資効果が大きい箇所
- ウ 災害による荒廃対策の促進を要するものとして、地形、地質的に集中豪雨に際して土石流、がけ崩れ等により大災害が起きるおそれのある箇所
- エ 平成15年調査の土石流発生危険溪流のうち緊急度の高い箇所

#### (2) 施設の維持管理

##### ア 砂防指定地の管理

県（県土整備部）は、砂防施設の維持のため、常に、砂防指定地等の十分な管理を行う。そのため、砂防指定地の現状を変更して治水砂防上悪影響を与える行為を取締まるとともに、常にその現況の把握を行う。また、「栃木県砂防指定地の管理等に関する条例」に基づき、砂防指定地内で、知事の許可なしに、切土、掘削などの土地の形状変更、土石、岩石の採取、工作物の新築、改築、立木の伐採、伐根等、土砂の流出を助長する行為を行うことを禁じる。

〈資料編 2-7-3 砂防指定地指定状況一覧表〉

##### イ 施設の維持

県及び関東地方整備局は、現在までに施工された砂防施設のうち、直轄砂防事業及び補助砂防事業によるものについて、随時適切な維持補修を行う。

〈資料編 2-7-4 砂防事業施設状況表〉

### 3 治山対策

県（環境森林部）は、山腹崩壊危険地、はげ山移行地、不安定な土砂が堆積する溪流など、災害の発生しやすい山地を整備するため、山脚、溪床を固定させる治山ダム工、山腹地盤を安定させる土留工、早期に森林の機能を回復させる緑化工を実施する。

〈資料編 2-7-5 保安林の面積〉

## 第7節 土砂災害・山地災害及び豪雨災害等予防対策

豪雨、長雨等発生時の土砂災害から県土を保全し、県民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

### 第1 現状と課題

土砂災害・山地災害（地すべり、土石流、がけ崩れ、山崩れ）は、毎年のように全国各地で発生している。これらによる犠牲者は、自然災害による犠牲者の中で大きな割合を占めており、本県に大きな被害をもたらした平成10年8月末豪雨災害においても、福島県西郷村で土石流及びがけ崩れにより9名の死者が発生している。

また、新たな宅地開発等によりがけ崩れの発生するおそれのある危険な箇所は年々増加している。

これらを踏まえ、関係法令等に基づき、砂防・治山事業等によるハード面の整備を計画的に推進していく必要がある。

しかしながら、このような危険箇所の全てを工事等のハード対策だけで、安全な状態へと整備していくには膨大な時間と費用が必要となる。

そのため、ハード対策と併せて、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、両対策を組み合わせた効果的な対策を推進していく必要がある。

### 第2 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（がけ崩れ・地すべり・土石流）から県民の生命及び身体を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（土砂災害防止法）に基づき、県（県土整備部）及び市町は連携して次の対策を実施する。

#### 1 基礎調査の実施

県（県土整備部）は、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、降水等の状況、土地利用状況等について基礎調査を実施する。

#### 2 土砂災害警戒区域の指定等

- (1) 県（県土整備部）は、関係市町の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」（以下、「警戒区域」という。）として指定する。
- (2) 市町は、警戒区域の指定があった場合、市町地域防災計画において、警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。
- (3) 市町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域内の地域住民に配布する。

#### 3 土砂災害特別警戒区域の指定

県（県土整備部）は、関係市町の意見を聴いて、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定し、当該土砂災害警戒区域において次の措置を実施する。

- ・住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- ・建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ・土砂災害発生のおそれが切迫し、著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ・勧告による移転者への融資、資金の確保 等



### 第3 土砂災害関連情報

#### 1 土砂災害警戒情報の発表

多数の人的被害を伴う土砂災害に対し、市町の防災活動や住民の警戒避難行動等が迅速かつ円滑に行われるよう、県（県土整備部）と宇都宮地方気象台は連携し、大雨に起因する土砂災害の警戒を呼びかける「土砂災害警戒情報」を発表する。

#### 2 土砂災害に関するその他の情報提供

県（県土整備部）は、県民の自主避難実施の判断に役立てる情報の提供や異常情報の収集のため、「とちぎ土砂災害危険箇所マップ」による危険箇所情報の提供、「リアルタイム雨量河川情報」による降雨情報の提供、「土砂災害相互通報システム」による観測情報の提供ならびに県民からの異常情報の受理を行う。

### 第4 宅地造成地災害防止対策

豪雨、長雨等に起因するがけ崩れによる造成地の被害を防止するため、県（県土整備部）及び市町は、次の対策を実施する。

#### 1 宅地造成等規制法に基づく対策

県（県土整備部）及び権限を有する市は、「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」に基づき、宅地造成に伴うがけ崩れや土砂の流出等の災害を防止するため、これらが生じるおそれの大きい市街地等の区域を「宅地造成工事規制区域」として指定しているが、この規制区域内において宅地造成工事が行われる場合、擁壁及び排水施設の構造や擁壁によって覆われないがけ面の保護等に関する技術基準を確実に履行させる。

また、規制区域内の土地に、がけ崩れや土砂の流出等の災害の生じるおそれがあった場合、その所有者、管理者、占有者等に対して速やかに必要な措置を講じるよう指導するとともに、宅地防災工事融資制度の活用により、改善措置の推進に努める。

〈資料編2-8-2 宅地造成工事規制区域一覧表〉

#### 2 区域外の対策

県（県土整備部）及び建築主事を置く市は、「都市計画法（昭和43年法律第100号）」及び「建築基準法（昭和25年法律第201号）」により、造成地に発生する災害を防止するため、擁壁の構造、敷地の安全等について規制を行う。

### 第5 被災宅地危険度判定制度の整備

県（県土整備部）及び市町は、豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。

#### 1 被災宅地危険度判定士の養成

被災宅地の危険度を判定する技術者を確保するため、栃木県被災宅地危険度判定士認定登録要綱に基づき、被災宅地危険度判定士を認定する。

#### 2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

#### 3 被災宅地危険度判定実施体制の整備

栃木県被災宅地危険度判定地域連絡協議会において県内市町等との連絡調整及び被災宅地危険度判定実施体制について整備する。

## 第6 地すべり防止対策

本県の地すべり危険箇所については、県下全域に分布しており、その多くは、県東部の八溝地域に分布している。

これらの地すべり危険箇所に対しては、「地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）」の制定により、その対策を順次実施している。

〈資料編2-8-3 地すべり危険箇所（県土整備部所管）一覧表〉

〈資料編2-8-5 山地災害危険地区（環境森林部所管）一覧表〉

### 1 危険箇所の実態調査

県（環境森林部・農政部・県土整備部）は、地すべりにより被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。

### 2 防止工事の実施

県（環境森林部・農政部・県土整備部）は、上記危険箇所の中から危険が切迫している箇所について、主務大臣に対して「地すべり等防止法」第3条の規定による「地すべり防止区域」の指定の申請を行う。

指定された区域においては、国（それぞれの所管省庁）及び県（環境森林部・県土整備部）が、人家や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等、緊急度の高い箇所から順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。

〈資料編2-8-4 地すべり防止区域編入状況一覧表〉

### 3 指定区域の管理

県（環境森林部・県土整備部）は、地下水を停滞、増加させる行為、地下水の排除を除外する行為、地表水を放流又は停滞させる行為、地表水の浸透を助長する行為等、地すべりの活動を助長する行為について取締を行う。

### 4 警戒避難体制の確立

県（県土整備部）は、警戒避難体制の確立を図るため、地すべり危険箇所周辺における警戒避難体制の整備について、関係市町を指導する。

### 5 住民への周知

県（環境森林部・県土整備部）は、市町に危険箇所に関する資料を提供するとともに、市町と協力して、周辺の住民等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、県（環境森林部・県土整備部）及び市町は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・降雨量、積算雨量等の増加
- ・湧水や地下水の濁り、増加、変動等
- ・地山における斜面の段差、亀裂や凹地、湧水や湿地の発生等
- ・擁壁や舗装道路等のクラック
- ・落石や小崩落の発生等

## 第7 山地災害防止対策

本県の山地に起因する災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）は、県下全域に分布している。これらの地区における被害発生を防ぐため、次の対策を計画的に

実施する。

〈資料編 2-8-5 山地災害危険地区一覧表〉

1 対策工事の実施

県（環境森林部）は、これらの山地災害危険地区について、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事を実施する。

○山地災害危険地区における治山事業の実施状況（平成19年10月1日現在）

	国有林	民有林	合計
(A) 山地災害危険地区数	1 2 0 箇所	4, 0 5 3 箇所	4, 1 7 3 箇所
(B) 既成箇所（実施済）	4 6 箇所	1, 1 7 1 箇所	1, 2 1 7 箇所
(C) 未成箇所（実施中）	2 1 箇所	5 2 5 箇所	5 4 6 箇所
(D) 事業実施計【(B)+(C)】	6 7 箇所	1, 6 9 6 箇所	1, 7 6 3 箇所
(E) 未着工箇所【(A)-(D)】	5 3 箇所	2, 3 5 7 箇所	2, 4 1 0 箇所
事業実施率【(D)/(A)】	5 6 %	4 2 %	4 2 %

2 森林の整備

県（環境森林部）は、森林の持つ水源かん養、土砂流出防止機能を活用し、山地での災害発生を防止するため、荒廃している森林の整備を図る。

3 住民等への周知

県（環境森林部）は、市町に危険箇所に関する資料を提供するとともに、市町と協力して、対策工事が未着工の箇所を中心に表示板を設置する等、広く住民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る。

第8 急傾斜地崩壊対策

本県における急傾斜地崩壊危険箇所は、県下全域に広く分布している。

これらの急傾斜地崩壊危険箇所に対しては、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」の制定により、その対策を順次実施している。

1 危険箇所の実態調査

県（県土整備部）及び市町は、急傾斜地崩壊により被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。

〈資料編 2-8-6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表〉

2 急傾斜地崩壊防止工事

県（県土整備部）は、急傾斜地の所有者、管理者、占有者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けおそれがある者が施工することが、困難又は不相当と認められるもののうち、緊急度の高い箇所より「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、崩壊防止工事を実施する。

〈資料編 2-8-7 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表〉

### 3 指定区域の管理

#### (1) 行為制限

県（県土整備部）は、水を放流又は停滞させること、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれがある行為について、取締を行う。

#### (2) 土地所有者等の土地保全の努力義務

#### (3) 防災措置の勧告

#### (4) 改善措置の命令

#### (5) 災害危険区域の指定（建築基準法第39条）

### 4 土地所有者等に対する防災措置

#### (1) 土地所有者等に対する指導

市町は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

県（県土整備部）は、急傾斜地崩壊危険地区の指定区域において、当該市町と協力し、土地所有者、管理者、占有者に対して、必要な防災工事を施すよう指導を行う。

#### (2) 融資制度の周知

県（県土整備部）及び市町は、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）における土地所有者、管理者、占有者による防災工事、家屋の移転等を行う場合に、公的助成制度が活用できる旨、周知を行う。

- ・がけ地近接等危険住宅移転事業（所管：国土交通省）

### 5 住民への周知

県（県土整備部）は、市町に危険箇所に関する資料を提供するとともに、市町と協力して、周辺の住民等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、県（県土整備部）及び市町は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

#### ○危険状況判断のための着眼点

- ・降雨量、積算雨量等の増加
- ・崖中途からの地下水の湧水の発生、また急激な増加、減少
- ・斜面にはらみ、割れ目がみられる
- ・小石が斜面からばらばらと落ち出す

## 第9 土石流防止対策

本県の土石流危険渓流は、県下全域に分布しており、これらの土石流の危険渓流防止対策については、昭和57年9月7日付建設事務次官通達「総合的な土石流対策の推進について」に沿い、「砂防法（明治30年法律第29号）」に基づく砂防指定地に指定して砂防工事を順次実施しており、併せて土石流危険渓流及び土石流危険区域の周知、警戒避難体制の整備推進を図っている。

#### 〈資料編2-8-8 土石流危険渓流一覧表〉

### 1 砂防指定地の指定

県（県土整備部）は、砂防法第2条により「治水砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長する行為を制限するために積極的に指定を行う。

### 2 砂防工事の推進

県（県土整備部）は、土石流に対処するための工事について、土石流の発生するおそれが高い渓流、保全対象となる人家、公共的な施設の多い渓流について重点的に砂防工事を推進する。

### 3 警戒避難体制の確立

県（県土整備部）は、警戒避難体制の確立を図るため、土石流危険渓流周辺における警戒避難体制の整備について、関係市町を指導する。

### 4 住民への周知

県（県土整備部）は、市町に危険箇所に関する資料を提供するとともに、市町と協力して、周辺の住民等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、県（県土整備部）及び市町は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

#### ○危険状況判断のための着眼点

- ・ 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- ・ 溪流の流末が急激に濁りだした場合や流木がまざりはじめた場合
- ・ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）
- ・ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ・ 溪流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

## 第10 道路アンダー冠水対策

最近の集中豪雨は、特に狭所に集中したり多発化しており、これらの局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）による道路冠水対策については、喫緊の課題となっている。道路管理者（県・市町）は冠水箇所を公表して注意を喚起しており、併せて冠水情報板の整備及び監視カメラの設置、初動対応の短縮を図っている。

### 1 冠水箇所を公表

道路管理者（市町）は、「車道部がアンダーパス構造となっており、集中豪雨時において冠水する可能性がある箇所」を道路冠水箇所として、ドライバーに注意を促すため公表する。

### 2 対策工事の推進

道路管理者（県・市町）は、局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対処するための工事について、被害の発生するおそれが高い箇所について重点的に対策工事を推進する。

#### ○対策工事の例

- ・ 監視カメラの設置
- ・ 冠水情報板や通報装置の設置
- ・ 冠水喚起看板やチェックラインの設置
- ・ 設備や排水路の点検

### 3 初動体制の確立

道路管理者（県・市町）は、初動体制の確立を図り、所要時間の短縮を図るため訓練を実施する。併せて、ドライバーに局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の場合アンダー一部には進入しないよう周知を行う。

## 第8節 水防体制の整備

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等から被害の軽減を図るため、河川水位・雨量情報システムや河川防災ステーション等の水防施設を整備するとともに、災害に備えた水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

### 第1 水防管理団体の義務

#### 1 水防管理団体等の責務

##### (1) 県及び水防管理団体の責務

ア 県は、県内における水防管理団体（市町）が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

イ 水防管理団体（市町）は、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

##### (2) 水防管理者の責務

水防管理者（水防管理団体である市町の長）は、平常時から水防団による地域水防組織の整備に努める。

##### (3) 居住者等の水防義務

当該水防管理団体の区域内に居住する者、水防の現場にある者は、水防管理者、水防団長、消防機関の長が、水防のためやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

#### 2 水防管理団体等の指定

県（県土整備部）は、「水防法（昭和24年法律第193号）」第4条の規定に基づき、県内市町について、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体をあらかじめ指定し、水防計画の策定の促進など水防体制の充実・強化に努める。また、水防管理者は水防法第36条の規定に基づき、水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力する、特定非営利活動法人の水防協力団体の指定を行う。

#### 3 水防計画の策定

##### (1) 県の水防計画

県（県土整備部）は、水防法第7条の規定に基づき、洪水等の水害を警戒、防ぎよ、被害を軽減するため、県内各河川に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡、輸送、ダム・水門の操作、水防活動、水防管理団体相互間の協力、応援、資機材等の運用等に関して、大綱を示した水防計画を定める。

##### (2) 指定水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、知事と協議し、関係機関に周知する。

### 第2 水防活動体制の整備

#### 1 資機材等の整備

##### (1) 市町（水防管理団体）

市町（水防管理団体）は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

○水防管理団体水防倉庫備蓄基準（H21・栃木県水防計画より）

資機材名	器具							資材					
	掛矢	鋸	ツルハシ	スコップ	なた	ペンチ	かま	麻袋等	シート類	杭鉄木	鉄線	縄	竹
数量	5丁	5丁	5丁	20丁	5丁	3丁	5丁	500袋	100枚	70本	50kg	50kg	15kg

(2) 県

県（県土整備部）は、市町（水防管理団体）の行う水防作業を援助するため、土木事務所に水防資材を備蓄する。

〈資料編 2-10-1 水防資材一覧表〉

2 水防施設の整備

国土交通省関東地方整備局、県（県土整備部）及び市町（水防管理団体）は、水防活動拠点となる河川防災ステーション等の整備に努める。

○河川防災ステーションの整備概要

河川名		設置者（水防管理団体）	設置場所	備考
国管理	渡良瀬川	足利市	足利市奥戸町地先	
	鬼怒川	真岡市	真岡市若旅地先	
県管理	内川	さくら市	さくら市喜連川辻畑地先	
	蛇尾川	那須塩原市	那須塩原市笹沼地先	
	矢場川	足利市	足利市里矢場町地先	整備中

〈資料編 2-10-3 河川防災ステーション一覧〉

3 観測・伝達体制の強化

県（県土整備部）は、異常気象時における河川水位・雨量情報等の収集・伝達体制の高度化を図るとともに、県防災行政ネットワークを通じて、市町・消防本部等へ平常時から広く情報を提供する。

また、県民に対しても、インターネット（リアルタイム雨量・河川水位観測情報システム）や電話応答システムにより雨量、水位情報等の提供を行う。

〈資料編 2-10-2 雨量・水位観測所一覧表（栃木県管理）〉

4 訓練、研修等による水防団の育成・強化

(1) 市町（水防管理団体）は、平常時から水防団（消防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

(2) 市町（水防管理団体）は、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を実施する。

(3) 市町（水防管理団体）は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

第3 洪水予報伝達体制の整備

1 国が指定して洪水予報を実施する河川

国土交通省関東地方整備局は、洪水により経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を指定するとともに、指定した河川毎に、洪水予報を気象庁と協同して関係機関に通知を行う体制を整備す

る。

県は、水防計画に基づき、予報通知受領後、関係機関に迅速かつ確実に伝達するため、伝達体制の整備・見直しを常に行い、必要がある場合は、改善に努める。

(1) 本県関係の指定河川

区間名	河川名	区 域	基準 観測所	担当官署
利根川 上流部	利根川	左岸 群馬県伊勢崎市柴町字小泉1555番地先から 茨城県猿島郡境町字北野1920番地先まで	八斗島	関東地方整備局 気象庁予報部
		右岸 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先から 江戸川分派点まで	栗 橋	
渡良瀬川 上流部	渡良瀬川	左岸 群馬県みどり市大間々町高津戸1078番17地先から 栃木県足利市若草町12番1地先まで	高津戸	渡良瀬川河川事務所 前橋地方気象台 宇都宮地方気象台
		右岸 群馬県みどり市大間々町大間々2245番4地先から 栃木県足利市福富町1819番3地先まで		
	桐生川	左岸 群馬県桐生市菱町4丁目字金葛2442番の2地先から 渡良瀬川合流点まで	広見橋	
		右岸 群馬県桐生市天神町3丁目360番の12地先から 渡良瀬川合流点まで		
渡良瀬川 下流部	渡良瀬川	左岸 栃木県足利市若草町12番 1 地先から 利根川合流点まで	足 利	関東地方整備局 気象庁予報部
		右岸 栃木県足利市福富町1819番3地先から 利根川合流点まで	古 河	
	巴波川	左岸 栃木県小山市大字中里字堤田1125番1地先から 渡良瀬川合流点まで	中 里	
右岸 栃木県栃木市大平町伯仲字姥神257番地先から 渡良瀬川合流点まで				
思川	左岸 栃木県小山市大字乙女字寒沢1119番1地先から 渡良瀬川合流点	乙 女		
	右岸 栃木県下都賀郡野木町大字友沼字角新田1858番1地先か ら 渡良瀬川合流点まで			
鬼怒川	鬼怒川	左岸 栃木県塩谷郡塩谷町大字風見1201番16地先から 利根川合流点まで	佐貫(下)	下館河川事務所 水戸地方気象台 宇都宮地方気象台
		右岸 栃木県宇都宮市宮山田町字カクニ1302番地先から 利根川合流点まで	石井(右)	
	田川 放水路		左岸 田川からの分派点から 鬼怒川への合流点まで	
		右岸 田川からの分派点から 鬼怒川への合流点まで		



小貝川	小貝川	左岸	栃木県芳賀郡益子町大字長堤字下田2435番地先から 茨城県龍ヶ崎市大字河原代町88番3地先	三谷	常陸河川国道事務所 水戸地方気象台 宇都宮地方気象台
				黒子	
		右岸	栃木県真岡市根本2169番地先から 茨城県取手市宮和田字東正寺裏524番2地先	上郷	
				小貝川水海道	
那珂川	那珂川	左岸	栃木県大田原市亀久字大平419番4地先から 海まで	小口	
				野口	
		右岸	栃木県大田原市佐良土字野島2835番1地先から 海まで	水府橋	

(2) 洪水予報の種類並びに発表基準

洪水予報は、河川毎に、その地点の水位や流量を示して発表する。その種類は次のとおりである。

洪水予報の種類 〔洪水予報の標題〕	発表基準
洪水注意報 〔〇〇川はん濫注意情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、はん濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
洪水警報 〔〇〇川はん濫警戒情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、はん濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
洪水警報 〔〇〇川はん濫危険情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、はん濫危険水位(危険水位)に到達した場合に、速やかに発表する。
洪水警報 〔〇〇川はん濫発生情報〕	はん濫が発生した後速やかに発表する。

2 県が指定して洪水予報を実施する河川

県(県土整備部)は、国土交通省が指定した河川(1(1)のとおり)以外で流域面積が大きく相当な被害を生じるおそれがある河川をあらかじめ指定するとともに、指定した河川毎に、洪水予報を宇都宮地方気象台と協同して実施する。

河川名	区 域	基準水位 観測所	基準水位観測所				流域内雨 量 観 測 所
			水 防 団 待機水 位 (通報水位)	は ん 濫 注意水 位 (警戒水位)	避 難 判 断 水 位	は ん 濫 危険水 位 (危険水位)	
小貝川	左岸 芳賀郡市貝町大字市塙金井橋から芳賀郡益子町大字上山まで 右岸 芳賀郡市貝町大字市塙金井橋から真岡市根本まで	鉄道橋下 (益子)	1.00	1.50	2.30	2.80	千本 浅間山

五行川	左岸	芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋から 真岡市大字大根田まで	妹内橋 (真岡)	1.60	1.90	2.70	3.20	(気)高根沢 (気)真岡 氏家、芳賀 真岡土木
	右岸	芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋から 真岡市大字大根田まで						
田川	左岸	宇都宮市岩曾町山田川合流点から 下野市上坪山田川放水路への分派点まで	東橋 (宇都宮)	1.40	2.00	3.20	3.70	(気)今市 (気)宇都宮 大網、県庁 宇都宮土木
	右岸	宇都宮市山本1丁目山田川合流点から 小山市大字田川田川放水路への分派点まで	明治橋 (上三川)	1.60	2.20	3.00	3.50	
思川	左岸	鹿沼市深程大芦川合流点から 小山市大字乙女まで	保橋 (栃木)	1.50	1.80	5.40	5.90	(気)鹿沼 (気)小山 上粕尾、遠木 栗野 真名子
	右岸	鹿沼市深程大芦川合流点から 下都賀郡野木町大字友沼まで	観晃橋 (小山)	2.80	3.40	5.80	6.50	
姿川	左岸	宇都宮市幕田町淀橋から 小山市大字黒本思川合流点まで	淀端 (壬生)	1.50	2.00	2.80	3.30	(気)宇都宮 田下
	右岸	下都賀郡壬生町大字安塚淀橋から、 小山市大字黒本思川合流点まで	姿川橋 (小山)	1.50	2.00	3.40	3.90	
黒川	左岸	鹿沼市富岡行川合流点から 栃木市大光寺思川合流点まで	府中橋 (鹿沼)	3.00	3.70	6.60	7.10	(気)鹿沼 東小来川 板荷
	右岸	鹿沼市富岡行川合流点から 栃木市大光寺思川合流点まで	東雲橋 (壬生)	1.50	2.50	4.50	5.00	
永野川	左岸	栃木市星野町山口橋から 栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで	大平橋上 (大平)	2.10	2.80	4.20	4.70	(気)栃木 (気)葛生、 栃木土木 永野、寺尾 皆川
	右岸	栃木市星野町山口橋から 栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで						
秋山川	左岸	佐野市葛生西2丁目葛生大橋から 佐野市植下町大古屋橋まで	大橋 (佐野)	1.30	1.70	2.30	2.80	(気)葛生 (気)佐野 秋山台 山 越
	右岸	佐野市あくど町葛生大橋から 佐野市大古屋町大古屋橋まで						
袋川	左岸	宇都宮市幕田町淀橋から 小山市大字黒本思川合流点まで	千歳橋 (足利)	1.70	2.20	3.00	3.50	(気)足利 北大網 足利土木 松田
	右岸	下都賀郡壬生町大字安塚淀橋から小 山市大字黒本思川合流点まで						
那珂川	左岸	那須町大字高久甲那珂川橋から 大田原市矢倉まで	晩翠橋 (黒磯)	2.00	2.80	5.00	5.50	(基)那須、(基)黒 磯、南金丸、両 濠、沓掛、鳥野 目、那須湯本、板 室、沼ヶ原、黒尾 谷
	右岸	那須塩原市鳥野目那珂川橋から 大田原市佐良土まで	黒羽 (国観測所)	2.20	3.10	4.40	5.20	

逆川	左岸	芳賀郡茂木町大字飯深沢川合流点から 芳賀郡茂木町大字飯野那珂川合流点まで	木幡大橋 (茂木)	1.80	2.50	3.60	4.20	下小貫 木幡 茂木 千本
	右岸	芳賀郡茂木町大字飯深沢川合流点から 芳賀郡茂木町大字飯野那珂川合流点まで						
荒川	左岸	さくら市松島新松島橋から 那須烏山市向田那珂川合流点まで	連城橋 (喜連川)	1.20	1.50	2.00	2.50	気塩谷(気)那須 烏山、矢板土木、 上太田、弓張、鳥 羽新田、西荒川ダ ム、寺山ダム、那珂 川水系ダム、東荒 川ダム
	右岸	さくら市早乙女新松島橋から 那須烏山市向田那珂川合流点まで						
箒川	左岸	大田原市薄葉かさね橋から 那須郡那珂川町那珂川合流点まで	佐久山 (大田原)	1.90	2.50	3.50	4.00	佐久山、上ノ 原、新湯、塩原 ダム、上塩原
	右岸	矢板市沢かさね橋から 那須郡那珂川町那珂川合流点まで						
蛇尾川	左岸	那須塩原市東遅沢遅沢橋から 大田原市片府田箒川合流点まで	蛇尾橋 (大田原)	1.70	2.30	3.40	3.90	大田原土木 百村、湯宮
	右岸	那須塩原市東遅沢遅沢橋から 大田原市片府田箒川合流点まで						
余笹川	左岸	那須郡那須町大字漆塚四ツ川合流点から 大田原市川田那珂川合流点まで	中余笹橋 (那須)	1.30	1.80	2.30	2.80	(気)那須 ロープウェイ 那須共同牧場 沓掛
	右岸	那須郡那須町大字漆塚四ツ川合流点から 那須郡那須町大字稲沢那珂川合流点まで						

#### 第4 水位周知伝達体制の整備

国土交通省関東地方整備局及び県（県土整備部）は、水防法第13条及び附則第2条の規定により、水防管理者等あて水位情報の通知及び周知を行う。

##### 1. 国が水位情報の通知及び周知を実施する河川

(1) 国が実施する河川は以下のとおりである。

水系	河川名	区 域	基準水位 観測所	所管 事務所名	
利根川水系	矢場川	左岸	足利市県町浄土河戸1143番地先旭橋から 渡良瀬川合流点まで	渡良瀬川 足利	渡良瀬川 河川事務所
		右岸	邑楽郡邑楽町秋妻字中耕地乙265番 地先旭橋から渡良瀬川合流点まで		
	旗川	左岸	足利市寺岡町894番の1地先から 渡良瀬川合流点まで	渡良瀬川 足利	
秋山川	左岸	佐野市植下町字間之田町3336番地先から 渡良瀬川合流点まで	渡良瀬川 足利		
		右岸			佐野市大古屋町字大古屋4541番1地先から 渡良瀬川合流点まで

##### (2) 水位情報の通知及び周知を実施する時期

基準観測所の水位が避難判断水位（特別警戒水位）を越えたとき、周知を行う。

##### 2. 県が水位情報の通知及び周知を実施する河川

(1) 県が実施する河川は以下のとおりである。

河川名	区 域	基準水位 観測所	基準水位観測所				流域内 雨量観 測所
			水 防 団 待機水位 (通報水位)	は ん 濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	は ん 濫 危険水位 (危険水位)	
巴波川	左 栃木市川原田町ふたまた橋から 岸 小山市大字中里まで 右 栃木市川原田町ふたまた橋から 岸 栃木市大平町大字伯仲まで	倭橋 (栃木)	0.70	1.00	1.80	2.30	(気)栃木 栃木土木

## (2) 水位情報の通知及び周知を実施する時期

県が行う水位情報の通知及び周知の発表は、水防法第13条第2項の規定に基づき行う避難判断水位（特別警戒水位）への到達情報の発表のほか、「洪水等に関する防災情報体系の見直しについて」（平成18年10月1日河川局通達）に基づき、はん濫注意水位（警戒水位）、はん濫危険水位（危険水位）への到達情報の発表を行うものとする。なお、その種類は次のとおりとする。

洪水の危険のレベル	水位周知情報の表題	発表基準
レベル4	〇〇川はん濫危険情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）に到達した場合に速やかに発表する。
レベル3	〇〇川はん濫警戒情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、避難判断水位（特別警戒水位）に到達した場合に速やかに発表する。
レベル2	〇〇川はん濫注意情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、はん濫注意水位（警戒水位）に到達した場合に速やかに発表する。

## 第5 浸水想定区域における対策

国土交通省関東地方整備局及び県（県土整備部）は、第3により指定した洪水予報を実施する河川について、洪水時の円滑な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合の想定水深を公表するとともに、市町に通知する。

市町は、浸水想定区域の指定があった場合、少なくとも当該浸水想定区域毎に、次の事項を市町村地域防災計画に定めるとともに、住民に周知を図る。

- ・洪水予報の伝達方法
- ・避難場所
- ・その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

また、市町は、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップの有効利用を進める。

〈資料編2-10-4 洪水ハザードマップ〉

## 第6 水防警報伝達体制の整備

国土交通省関東地方整備局及び県（県土整備部）は、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報を発し、水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与える体制を整備するとともに、水防警報を円滑かつ確実に伝達できるよう、県水防計画に基づく伝達体制を河川毎に確保する。

### (1) 指定河川

ア 国土交通大臣が指定する河川及びその区域、基準水位観測所等

河川名	区 域	基 準 水 位 観 測 所	発 表 者
渡良瀬川	左岸：足利市小俣町57-2地先から藤岡町大字藤岡字山合5879番の7地先まで 右岸：足利市中川町3750-1地先から藤岡町大字藤岡字鷺の原5721番の12地先まで	足利	渡良瀬川 河川 事務所長
桐生川	左岸：群馬県桐生市菱町4丁目金葛2442-2地先 右岸：群馬県桐生市天神町3丁目360番-12地先	広見橋	〃
矢場川	左岸：足利市県町浄土河戸1143番地先旭橋 右岸：群馬県邑楽郡邑楽町大字秋妻字中耕地乙265地先旭橋	足利	〃
旗川	左岸：佐野市村上町字石橋894番の1地先 右岸：足利市寺岡町下寺岡870番地先	足利	〃
秋山川	左岸：佐野市植下町字間之田3336番地先 右岸：佐野市大古屋町大字大古屋4541番の1地先	足利	〃
渡良瀬川	左岸：栃木市藤岡町藤岡字山合5879番3地先東武鉄道橋上流端から利根川合流点まで 右岸：栃木市藤岡町藤岡字鷺原5721番11地先東武鉄道橋上流端から利根川合流点まで	古河	利根川上 流河川事 務所長
巴波川	左岸：小山市大字中里字堤田1125番1地先 右岸：栃木市大平町伯仲字姥神257番地先	中里	〃
思 川	左岸：小山市大字乙女字寒沢1119番1地先 右岸：野木町大字友沼字角新田1858番1地先	乙女	〃
鬼怒川	左岸：塩谷町大字風見1201番16地先から高根沢町宝積寺まで 右岸：宇都宮市宮山田カワタニ1302地先から宇都宮市下岡本まで	佐貫 (下)	下館河川 事務所長
	左岸：宇都宮市板戸町から真岡市上江連まで 右岸：宇都宮市柳田町から小山市中河原まで	石井 (右)	〃
田川放水路	左岸：田川分派点から鬼怒川合流点まで 右岸：田川分派点から鬼怒川合流点まで	石井 (右)	〃
小貝川	左岸：益子町大字長堤字下田2435番地先から茨城県筑西市蕨まで 右岸：真岡市大字根本2169番地先から茨城県筑西市蕨まで	三谷	〃
那珂川	左岸：大田原市亀久字大平419番4地先から茨城県常陸大宮市野田市船場1846番1地先 右岸：大田原市佐良土字野島2835番1地先から茂木町飯野字中川原1571番1地先	小口	常 陸 河川国道 事務所長

イ 知事が指定する河川及びその区域、基準水位観測所等

河川名	区 域	基準水位 観測所	基準水位				流域内雨量 観 測 所
			水 防 団 待機水 位 (通報水 位)	は ん 濫 注 意 水 位 (警戒水位)	避難判 断水位	は ん 濫 危 険 水 位 (危険水位)	
小貝川	左岸 芳賀郡市貝町大字市塙金井橋から 芳賀郡益子町大字上山まで	鉄道橋下 (益子)	1.00	1.50	2.30	2.80	千本 浅間山
	右岸 芳賀郡市貝町大字市塙金井橋から 真岡市根本まで						
五行川	左岸 芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋から 真岡市大根田まで	妹内橋 (真岡)	1.60	1.90	2.70	3.20	(気)高根沢 (気真岡 氏家、芳賀 真岡土木
	右岸 芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋から 真岡市大根田まで						

田川	左岸	宇都宮市岩曾町山田川合流点から 下野市上坪山田川放水路への分派 点まで	東橋 (宇都宮)	1.40	2.00	3.20	3.70	(気)今市 (気)宇都宮 大網、県庁 宇都宮土木
	右岸	宇都宮市山本1丁目山田川合流点から 小山市大字田川田川放水路への分 派点まで	明治橋 (上三川)	1.60	2.20	3.00	3.50	
思川	左岸	鹿沼市深程大芦川合流点から 小山市大字乙女まで	保橋 (栃木)	1.50	1.80	5.40	5.90	(気)鹿沼 (気)小山 上粕尾、遠木 栗野、真名子
	右岸	鹿沼市深程大芦川合流点から 下都賀郡野木町大字友沼まで	観晃橋 (小山)	2.80	3.40	5.80	6.50	
姿川	左岸	宇都宮市幕田町淀橋から 小山市大字黒本思川合流点まで	淀橋 (壬生)	1.50	2.00	2.80	3.30	(気)宇都宮 田下
	右岸	下都賀郡壬生町大字安塚淀橋から 小山市大字黒本思川合流点まで	姿川橋 (小山)	1.50	2.00	3.40	3.90	
黒川	左岸	鹿沼市富岡行川合流点から 栃木市大光寺思川合流点まで	府中橋 (鹿沼)	3.00	3.70	6.60	7.10	(気)鹿沼 東小来川 板荷
	右岸	鹿沼市富岡行川合流点から 栃木市大光寺思川合流点まで	東雲橋 (壬生)	1.50	2.50	4.50	5.00	
巴波川	左岸	栃木市川原田町ふたまた橋から 小山市大字中里まで	倭橋 (栃木)	0.70	1.00	1.80	2.30	(気)栃木 栃木土木
	右岸	栃木市川原田町ふたまた橋から 栃木市大平町伯仲まで						
永野川	左岸	栃木市星野町山口橋から 栃木市大平町伯仲巴波川合流点ま で	大平橋上 (大平)	2.10	2.80	4.20	4.70	(気)栃木 (気)葛生 永野、寺尾 皆川、栃木土木
	右岸	栃木市星野町山口橋から 栃木市大平町伯仲巴波川合流点ま で						
秋山川	左岸	佐野市葛生西2丁目葛生大橋から 佐野市植下町大古屋橋まで	大橋 (佐野)	1.30	1.70	2.30	2.80	(気)葛生 (気)佐野 秋山台 山越
	右岸	佐野市あくど町葛生大橋から 佐野市大古屋町大古屋橋まで						
袋川	左岸	足利市月谷町から 足利市川崎町渡良瀬川合流点まで	千歳橋 (足利)	1.70	2.20	3.00	3.50	(気)足利 足利土木
	右岸	足利市月谷町から 足利市川崎町渡良瀬川合流点まで						
那珂川	左岸	那須町大字高久甲那珂川橋から 大田原市矢倉まで	晩翠橋 (黒磯)	2.00	2.80	5.00	5.50	(気)那須(気)黒磯 南金丸、両郷 沓掛、鳥野目 那須湯本、板室 沼ッ原、黒尾谷
	右岸	那須塩原市鳥野目那珂川橋から 大田原市佐良土まで	黒羽 (国観測所)	2.20	3.10	4.40	5.20	

逆川	左岸 芳賀郡茂木町大字飯深沢川合流点から 芳賀郡茂木町大字飯野那珂川合流点まで 右岸 芳賀郡茂木町大字飯深沢川合流点から 芳賀郡茂木町大字飯野那珂川合流点まで	木幡大橋 (茂木)	1.80	2.50	3.60	4.20	下小貫 木幡 茂木
荒川	左岸 さくら市松島新松島橋から 那須烏山市向田那珂川合流点まで 右岸 さくら市早乙女新松島橋から 那須烏山市向田那珂川合流点まで	連城橋 (喜連川)	1.20	1.50	2.00	2.50	(気)塩谷、(気)烏山 矢板土木、上太田 鳥羽新田、西荒川ダ ム 弓張、寺山ダム 那珂川水系ダム 東荒川ダム
箒川	左岸 大田原市薄葉かさね橋から 大田原市佐良土那珂川合流点まで 右岸 矢板市沢かさね橋から 那須郡那珂川町小川那珂川合流点まで	佐久山 (大田原)	1.90	2.50	3.50	4.00	佐久山、上ノ原 新湯、塩原ダム 上塩原
蛇尾川	左岸 那須塩原市東遅沢遅沢橋から 大田原市片府田箒川合流点まで 右岸 同上	蛇尾橋 (大田原)	1.70	2.30	3.40	3.90	大田原土木 百村 湯宮
余笹川	左岸 那須郡那須町大字漆塚四ツ川合流点から 大田原市川田那珂川合流点まで 右岸 那須郡那須町大字漆塚四ツ川合流点から 那須郡那須町大字稲沢那珂川合流点まで	中余笹橋 (那須)	1.30	1.80	2.30	2.80	(気)那須 ロープウェイ 那須共同牧場 沓掛

(2) 水防警報の内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準	
		国管理河川	県管理河川
待機	1. 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。	はん濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、はん濫注意水位(警戒水位)を越える恐れがあるとき。 または、水位、流量等その他の河川の状況により必要と認めるとき。	はん濫注意水位(警戒水位)を越え、更に水位が上昇するとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または、既にはん濫注意水位(警戒水位)を越え災害の起こる恐れがあるとき。	水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。 または、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	はん濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。 または、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第7 施設等の水害予防対策

1 河川管理施設等

(1) 平常時の予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

(2) 事業計画

ア 河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、積極的に、河川改修や遊水池、防災調節池



等の河川整備を実施する。

イ 水防活動の的確な実施を図るため、河川情報システムの整備を図る。

## 2 ダム施設（多目的、利水ダム）

### （1）平常時の予防対策

ダム施設の管理者は、治水や利水で十分なダム機能を発揮させるため、ダム毎に定めた操作規則・細則に基づく点検や維持管理の実施等、貯水池周辺の安全確保の徹底に努める。

また、放流する際に、操作規則・細則に基づき関係機関に通知する体制を確保するとともに、あらかじめ設定した区間において警報施設及び警報車による放流警報を河川利用者及び下流住民へ周知する体制の整備に努める。

### （2）保守管理目標

ダム施設の管理者は、ダム検査規定で定められている河川管理者が実施する定期検査を受検し、ダム施設の機能を良好な状態で保つように努める。

なお、全てのダムは、河川管理施設等構造令等に基づき、耐震設計を考慮して造られている。

〈資料編 2-16-12 ダム施設現況一覧表〉

## 第9節 積雪・雪崩・融雪害予防対策

豪雪害・雪崩による被害の軽減を図るため、特に豪雪地帯において、集落の孤立防止等のための交通の確保・除雪体制の整備、雪崩防止対策、融雪出水等防止のための対策を実施する。

### 第1 豪雪地帯対策基本計画による対策の推進

本県では、第1章第1節に記載のとおり、日光市（旧日光市・旧藤原町・旧栗山村）、那須塩原市（旧黒磯市）・旧塩原町 那須町の3市町が、「豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）」に基づく豪雪地帯として指定されている。豪雪地帯においては、県（総合政策部）が策定した「栃木県豪雪地帯対策基本計画」に基づき、道路整備や、除排雪体制の充実、防雪施設の整備等克雪対策を推進していく。

### 第2 積雪対策

#### 1 道路整備

冬期間における住民の安全な生活の確保を図るため、県（県土整備部）、市町、その他の道路管理者は、次のような道路や施設の整備、点検、維持管理等を行う。

- ・積雪、堆雪等に配慮した道路整備
- ・防護柵、スノーシェード、スノーシェルター、消融雪施設等防雪施設の整備
- ・路盤改良
- ・流雪溝の設置
- ・堆積帯、チェーン着脱帯の確保

#### 2 除雪体制の整備

豪雪等発生時に、緊急に道路交通を確保し、また、住民の除雪中の事故防止を図るため、県（県土整備部）、市町、その他の道路管理者は、次のような除雪を実施する体制の整備に努める。

- ・除雪機械の整備充実
- ・除雪要員等の動員体制
- ・所管施設の点検
- ・除雪資機材、融雪剤等の備蓄
- ・備蓄品の保管庫の整備

また市町は、住民の住家等除雪中の事故発生を未然に防ぐため、地域コミュニティの共助による雪処理活動を行う仕組みを整備するよう努める。

### 第3 雪崩防止対策

本県の雪崩危険箇所については、豪雪地帯の5市町に広く分布している。本県においては、昭和63年度から、那須町で雪崩対策事業を開始し、現在も実施中である。

〈資料編 2-8-9 雪崩危険箇所一覧表〉

#### 1 森林の整備

県（環境森林部）は、森林が果たしている雪崩防止機能を高度に発揮させるため、間伐や複層林の整備、荒廃地の復旧など森林機能の維持増進を図る。

#### 2 雪崩防止工事の実施

県（県土整備部）は、雪崩による災害から人命を守るために、雪崩危険箇所のうち緊急度の高い箇

所から、効率的かつ重点的な雪崩防止工事を実施する。

### 3 住民への周知

県（環境森林部・県土整備部）は、豪雪地帯の市町に雪崩危険箇所に関する資料を提供するとともに、市町と協力して、周辺の住民等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。

## 第4 融雪害予防対策

### 1 土砂災害対策

県（県土整備部）は、土砂災害危険箇所において、融雪に伴う地すべり災害等を未然に防止するため、土砂災害危険区域等の指定を適切に行うとともに、土砂災害防止施設の整備を推進する。

### 2 洪水災害対策

県（県土整備部）は、融雪出水による洪水災害等を防止するため、河川改修を進めるとともに、ダム等による治水施設の整備を図る。

### 3 適切な森林の整備

県（環境森林部）は、森林が果たしている保水機能の効果を増大させるため、適切な森林の整備を図る。

## 第 10 節 農林業関係災害予防対策

災害の発生に際して、農林業被害を最小限に抑えるために、県、市町、関係施設等の管理者等は、施設整備等の予防対策を実施する。

### 第 1 農地・農業用施設及び林業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

県（環境森林部・農政部）及び市町は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

#### 1 共通的な対策

##### (1) 管理体制の整備

農業用ダム、頭首工、大規模排水機等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

##### (2) 施設等の点検

農業用施設及び林業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

#### 2 農業用ダム・ため池施設対策

農業用ダム・ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努める。

#### 3 用排水施設対策

頭首工、大規模排水施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

〈2-9-1 農業用ダム・排水機場一覧表〉

### 第 2 農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、市町等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

#### 1 管理体制の整備

農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

#### 2 各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

## 第 1 1 節 警戒情報観測・収集・伝達体制の整備

台風、集中豪雨、豪雪等により、大規模な風水害等が発生するおそれがある場合の被害の軽減を図るため、県、気象台は、警戒情報の収集及び伝達体制の整備に努めるとともに、各機関の情報の相互利用体系の確立に努める。

### 第 1 宇都宮地方気象台の対策

#### 1 地上気象観測施設の整備

宇都宮地方気象台は、台風・集中豪雨・長雨・竜巻突風などで災害の発生が予想される場合に、警報・注意報等の防災気象情報等を適時・的確に発表するため、気象台・日光特別地域気象観測所・地域気象観測所に設置している雨量計、風向風速計、温度計・日照計等の観測機器について、継続的な維持管理を行うとともに、必要に応じて整備拡充に努める。

〈資料編 1-3-5 地域気象観測所配置図（栃木県）〉

#### 2 適切な防災気象情報の発表・伝達

##### (1) 警戒情報等の発表・伝達体制の整備

宇都宮地方気象台は、県内の気象観測所からのデータのほか、気象レーダー観測や高層気象観測等によるデータを基に、適切に防災気象情報を発表できる体制を整備する。

県及び関係機関に警報、注意報、その他重要な情報を迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムの整備、点検、維持管理を常に行い、必要がある場合は、改善に努める。

また、県民の避難等応急活動が円滑に実施できるよう、県と連携するとともに、報道機関の協力を得て、防災気象情報について広く周知を図る。

##### ○主な防災気象情報

防災気象情報	概 要	発表時刻、利用上の効果等
栃木県気象情報 (府県情報) 〈大雨に関する情報/台風に関する情報 等〉	大雨・強風の可能性がある場合に、発表する総合的な気象情報。懸念される災害についての注意も喚起。	台風など大規模で顕著な現象の場合は、2～3日前から発表するものもあるので、事前の対策に活用できる。台風が本県に接近する場合等においては、時々刻々変化する状況を最新のデータと共に発表し、災害対策についても注意を喚起している。
栃木県気象情報 〈竜巻注意情報〉	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表。	情報の有効期間(注意が必要な期間)は発表してから1時間が目安。安全確保にある程度の時間を要する場合には早めの避難を心がける。
注意報 【(2)参照】	災害の発生するおそれがある旨を注意して発表。	警報を行う必要性がごく近い将来予想される場合には、その旨を予告することがある。
警報 【(2)参照】	重大な災害が発生するおそれがある旨を警告して発表。	避難準備情報や避難勧告など市町長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主的避難への警戒をよびかける。
土砂災害警戒情報 【(2)参照】	大雨警報発表中に土砂災害へのより厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に発表。	市町長の防災活動や住民等への避難勧告等の支援とともに住民の自主的避難の判断等にも利用出来るよう、土砂災害に対する一層の警戒を呼びかける。

防災気象情報	概要	発表時刻、利用上の効果等
記録的短時間大雨情報	数年に1度程度にしか発生しない、まれな大雨(1時間雨量110mm以上)となった場合に、時刻、場所、雨量を直ちに発表。	大雨が短時間で集中的に降ったことを明示し、ここ数年来例をみないような重大な災害の発生のおそれが高まっていることを周知する。

## (2) 防災気象情報の充実

宇都宮地方気象台は、注意報・警報の発表区域を、より地域に則した、効果的なものにするため、平成14年3月に今までの2区域(一次細分区域)から5区域(二次細分区域)に細分化を行った。また、平成20年3月には、避難勧告等の災害応急対策を適時適切に行えるよう支援するため、土砂災害警戒情報の運用を県と共同で開始し、5月には大雨及び洪水警報、注意報の基準に災害対応の新たな指標である土壌雨量指数・流域雨量指数を導入し、気象災害時の避難勧告等により有効に活用できるように改善を行った。

今後も、気象情報、注意報・警報等の防災気象情報をより効果的なものにするため、随時詳細な調査・分析を行い、必要があれば改善に努める。

## ○宇都宮地方気象台が発表する風水害・雪害に係る注意報・警報の種類及び発表地域区分

### ①気象注意報・警報の種類及び発表基準(次の基準を上回ると予想される場合に発表)

※大雨や洪水などの気象警報・注意報については、現在5区域(二次細分区域)で発表しているが、平成22年5月27日(木)から、個別の市町を対象に発表することとする。

(東京管区気象台管内)

発表官署		宇都宮地方気象台				
担当区域		栃木県				
一次細分区域		北部		南部		
二次細分区域		日光地域	那須地域	南西部	県央部	南東部
警報	暴風(平均風速)	20m/s [日光22m/s][那須25m/s]				
	暴風雪(平均風速)	20m/s [日光22m/s][那須25m/s] 雪を伴う				
	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合				
	大雪(24時間降雪の深さ)	平地 30cm 山地 70cm		30cm		
注意報	強風(平均風速)	12m/s [日光15m/s][那須17m/s][宇都宮14m/s]				
	風雪(平均風速)	12m/s [日光15m/s][那須17m/s][宇都宮14m/s] 雪を伴う				
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合				
	大雪(24時間降雪の深さ)	平地 10cm 山地 30cm		10cm		
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%				
	濃霧(視程)	100m				
	霜(最低気温)	早霜・晩霜期に4℃				
	なだれ	①24時間降雪の深さが30cm以上 ②40cm以上の積雪があって日最高気温が6℃以上				
	低温(最低気温)	夏期:16℃以下が2日以上継続 冬期:-9℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合					
融雪						
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		110mm				

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 別表及び別添資料の二次細分区域の欄中、( )内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3はそれぞれ1、3時間雨量を示し、RTは総雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味する。
- (3) 大雨及び洪水の欄中、「and」は2つの指標による基準を示す。例えば、「R1=70 and R3=150」であれば、「1時間雨量70mmかつ3時間雨量150mm以上」を意味する。
- (4) 大雨及び洪水の欄中、「,」は2つの基準を示す。例えば「R1=30, R3=70」であれば、「1時間雨量30mm以上あるいは3時間雨量70mm以上」を意味する。
- (5) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合があります。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添資料を参照。
- (6) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index\\_shisu.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html))を参照のこと。
- (7) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

平坦地、平坦地以外の定義

- 平坦地：概ね傾斜が30パーセント以下で、都市化率が25パーセント以上の地域
- 平坦地以外：上記以外の地域

(別表1)大雨警報基準

二次細分区域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
関東部	宇都宮市	平坦地: R1=80 平坦地以外: R1=90	133
	さくら市	R1=90	140
	上三川町	R1=80	140
	高根沢町	R1=80	140
関東部	真岡市	平坦地: R1=80 平坦地以外: R1=90	123
	那須烏山市	R1=80	147
	碓氷市	R1=80	133
	尾末町	R1=80	151
	市貝町	R1=80	123
	芳賀町	R1=80	123
	那珂川町	R1=80	164
関西部	足柄市	R1=80	148
	松本市	R1=80	140
	佐野市	R1=80	126
	藤原市	平坦地: R1=80 平坦地以外: R1=90	143
	小山市	平坦地: R3=120 平坦地以外: R1=80	144
	下野市	R1=80	150
	西方町	R1=80	143
	壬生町	R1=80	152
	野木町	R1=80	152
	大平町	R1=80	151
	藤野町	R1=80	148
	岩舟町	R1=80	126
	都賀町	R1=80	143
那須地域	大田原市	R1=90	141
	矢板市	R1=90	152
	那須塩原市	R1=90	135
	塩谷町	R1=90	167
日光地域	日光市	R1=90	138

(別表2)洪水警報基準

二次細分区域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	健全基準
関東部	宇都宮市	平坦地: R1=80 平坦地以外: R1=90	安川流域=11, 江川流域=5	平坦地: R3=70 and 田川流域=7
	さくら市	R1=90	内川流域=21, 江川流域=18, 五行川流域=8	平坦地: R1=35 and 鹿野川流域=41
	上三川町	R1=80	江川流域=9	-
	高根沢町	R1=80	五行川流域=12, 野光川流域=8	-
関東部	真岡市	平坦地: R1=80 平坦地以外: R1=90	江川流域=9	R3=50 and 五行川流域=15
	那須烏山市	R1=80	江川流域=16	-
	碓氷市	R1=80	小貝川流域=19	-
	尾末町	R1=80	足川流域=15	-
	市貝町	R1=80	小貝川流域=17	平坦地: R1=40 and 小貝川流域=14
	芳賀町	R1=80	野光川流域=13, 大川流域=9	平坦地: R3=90 and 五行川流域=5
	那珂川町	R1=80	鹿野川流域=13, 藤川流域=38	-
関西部	足利市	R1=80	松田川流域=10	-
	野木町	R1=80	比賣川流域=10	平坦地: R1=35 and 赤野川流域=11
	佐野市	R1=80	旗川流域=23, 鹿野川流域=16, 矢野川流域=15	平坦地: R1=30 and 渡島川流域=41
	藤原市	平坦地: R1=80 平坦地以外: R1=90	碓氷川流域=11, 大戸川流域=26, 藤川流域=20, 碓氷川流域=16	-
	小山市	平坦地: R3=120 平坦地以外: R1=80	安川流域=18	平坦地: R3=45 and 碓氷川流域=35
	下野市	R1=80	安川流域=19, 新川流域=13	-
	西方町	R1=80	-	-
	壬生町	R1=80	黒川流域=24, 黒川流域=11	R1=50 and 黒川流域=18
	野木町	R1=80	-	-
	大平町	R1=80	比賣川流域=22	-
	藤野町	R1=80	-	-
	岩舟町	R1=80	三杉川流域=7	-
	都賀町	R1=80	-	-
那須地域	大田原市	R1=90	碓氷川流域=24, 那珂川流域=30, 藤川流域=31, 碓氷川流域=12	平坦地: R1=70 and 那珂川流域=16
	矢板市	R1=90	内川流域=8	-
	那須塩原市	R1=90	碓氷川流域=17, 那珂川流域=30, 藤川流域=29, 熱川流域=16	平坦地: R1=40 and 那珂川流域=11
	塩谷町	R1=90	黒川流域=20	-
日光地域	日光市	R1=90	那珂川流域=29, 藤川流域=27	-

(別表3)大雨注意報基準

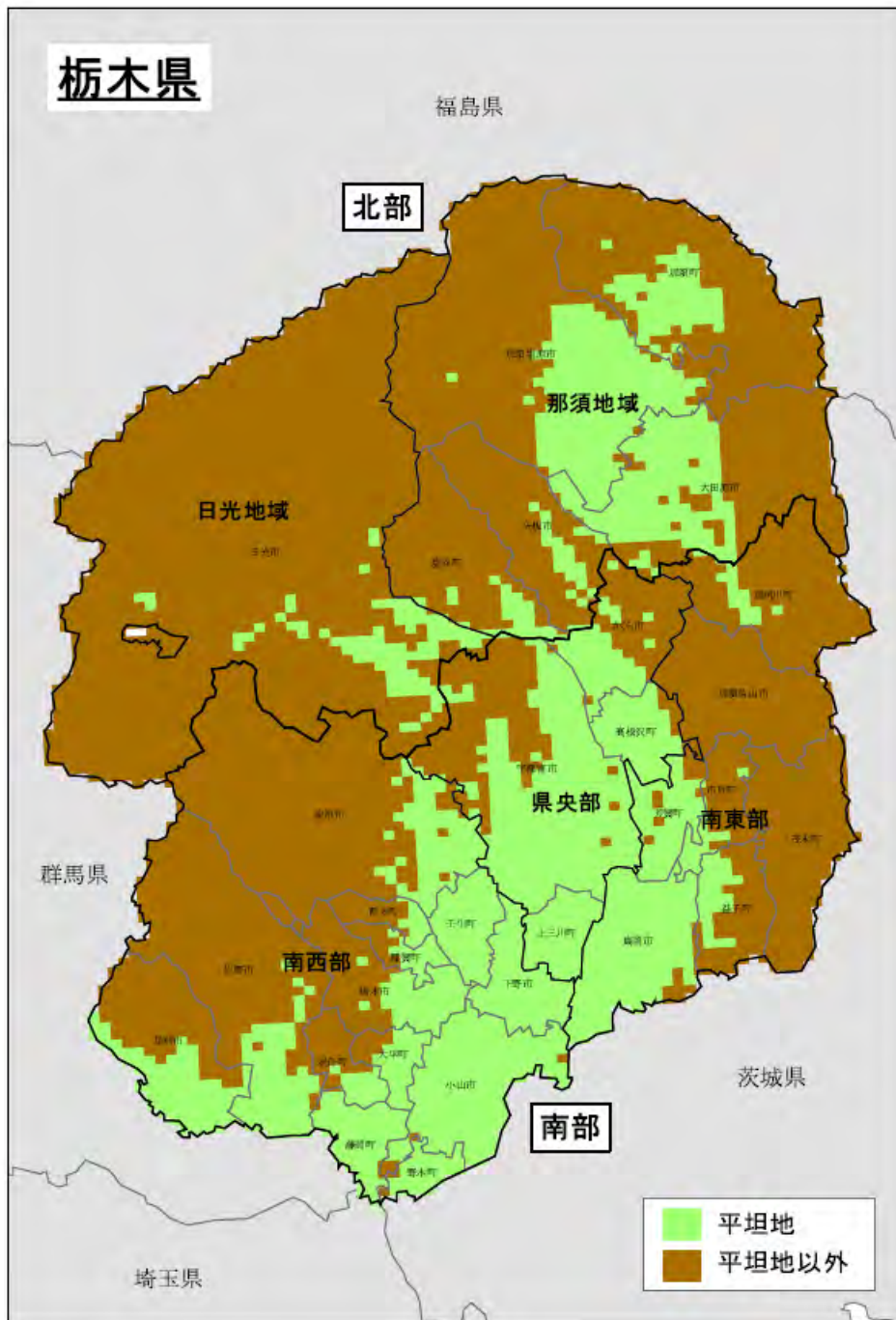
二次細分区域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準	
真実郡	宇都宮市	R1=30, R3=30	93	
	水戸市	R1=30, R3=30	98	
	上三川町	R1=30, R3=30	98	
	妻籠沢町	R1=30, R3=30	98	
南東郡	真岡市	R1=30, R3=30	98	
	那須烏山市	R1=30, R3=30	102	
	碓子町	R1=30, R3=30	93	
	碓氷町	R1=30, R3=30	100	
	市貝町	R1=30, R3=30	98	
	芳賀町	R1=30, R3=30	98	
	那珂川町	R1=30, R3=30	114	
	南西郡	足利市	R1=30, R3=30	89
碓氷市		R1=30, R3=30	94	
佐野市		平地: R1=30, R3=30 山地: R1=40, R3=60	75	
藤沼市		平地: R1=30, R3=30 山地: R1=40, R3=60	85	
小山市		R1=30, R3=30	98	
下野市		R1=30, R3=30	90	
西方町		R1=30, R3=30	85	
壬生町		R1=30, R3=30	91	
野木町		R1=30, R3=30	91	
大平町		R1=30, R3=30	90	
藤岡町		R1=30, R3=30	89	
岩舟町		R1=30, R3=30	79	
都賀町		R1=30, R3=30	85	
那須地域		大田原市	R1=40, R3=30	84
		矢板市	R1=40, R3=30	91
		那須塩原市	R1=40, R3=30	81
	塩谷町	R1=40, R3=30	100	
	那須町	R1=40, R3=30	81	
日光地域	日光市	R1=40, R3=30	82	

(別表4)洪水注意報基準

二次細分区域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準
真実郡	宇都宮市	R3=80	多川流域=0, 江川流域=4
	水戸市	R3=80	内川流域=8, 江川流域=6, 五行川流域=4
	上三川町	R3=80	江川流域=6
	妻籠沢町	R3=80	五行川流域=7, 野元川流域=4
南東郡	真岡市	R3=80	江川流域=6
	那須烏山市	R3=80	江川流域=0
	碓子町	R3=80	小貝川流域=10
	碓氷町	R3=80	碓氷川流域=7
	市貝町	R3=80	小貝川流域=8
	芳賀町	R3=80	野元川流域=7, 大川流域=5
	那珂川町	R3=80	碓氷川流域=7, 藤川流域=20
	南西郡	足利市	R3=80
碓氷市		R3=80	巴波川流域=5
佐野市		平地: R3=80 山地: R3=120	旗川流域=8, 鹿間川流域=6, 矢場川流域=6
藤沼市		平地: R3=80 山地: R3=120	碓子川流域=4, 大戸川流域=10, 藤川流域=8, 碓氷川流域=9
小山市		R3=80	碓氷川流域=11
下野市		R3=80	多川流域=12, 新川流域=8
西方町		R3=80	—
壬生町		R3=80	藤川流域=14, 碓氷川流域=8
野木町		R3=80	—
大平町		R3=80	巴波川流域=13
藤岡町		R3=80	—
岩舟町		R3=80	三杉川流域=4
都賀町	R3=80	—	
那須地域	大田原市	平地: R3=100 山地: R3=120	碓氷川流域=16, 那珂川流域=21, 藤川流域=21, 碓氷川流域=7
	矢板市	平地: R3=100 山地: R3=120	内川流域=4
	那須塩原市	平地: R3=100 山地: R3=120	碓氷川流域=12, 那珂川流域=10, 藤川流域=22, 野川流域=12
	塩谷町	平地: R3=100 山地: R3=120	野川流域=8
	那須町	平地: R3=100 山地: R3=120	那珂川流域=11, 藤川流域=10
	日光地域	日光市	平地: R3=100 山地: R3=120



## ②細区分分図



## 第2 県の対策

### 1 観測施設の維持管理

県（県土整備部）は、台風・豪雨・長雨等により、洪水や土砂災害発生が予想される場合に、雨量、河川水位及びダム水位のリアルタイムの状況を継続的に発表することで適切な災害対応の判断に資するため、県内各地に設置している雨量計、河川水位計、ダム水位計等の観測機器について、継続的な維持管理を行うとともに、必要に応じて整備拡充に努める。

〈資料編 2-10-2 水位観測所・雨量観測所一覧（栃木県管理）〉

## 2 河川水位・雨量情報システム（リアルタイム雨量・河川水位観測情報システム）（道路管理情報収集システム）

県（県土整備部）は、観測したデータをリアルタイムで収集するとともに、防災関係機関のみならず県民誰もが情報共有することを可能にするため、それらのデータや警戒情報等をインターネット上(PC端末及び携帯電話)で公開を行い、土砂災害及び洪水のおそれがある場合に、市町の避難勧告、住民の自主避難等迅速な災害対応を実施できる環境を整備する。

## 3 河川流況監視システム

県内の主要な15河川について、河川の流況を監視し、また水防警報発令等を支援するため河川流況監視カメラ(CCTV)を設置し、画像データをリアルタイムでインターネット配信を行う。

## 4 土砂災害警戒情報システム

県（県土整備部）は、土砂災害警戒情報を遅延なく発表するために必要なシステムを整備し、維持管理する。土砂災害警戒情報の発表状況はインターネット上で公開を行い、住民が地域ごとの危険度や危険箇所を迅速に確認できる環境を整備する。

## 第3 関係機関の連携

災害に結びつく自然現象を、より多くの地点から収集し、詳細に把握するため、宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県等の気象・水位観測等実施機関は、観測値等の相互利用体制の整備に努めるとともに、他の防災関係機関に対し観測値を積極的に提供し、異常気象時における雨量等必要な観測値の総合的利用を図る。

## 第 1 2 節 情報通信・放送網の整備

大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。また、各通信事業者及び放送事業者は、災害時に果たす役割の重要性を鑑み、体制、施設及び設備の整備を図る。

### 第 1 現状と課題

災害時において被害を最小限に抑えるためには、災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有が大変重要となる。平成 10 年 8 月末豪雨災害においても、公衆回線の寸断が発生し、通信手段の確保の重要性が改めて認識されたところである。

この教訓を踏まえ、県では、自営の通信手段であり、衛星回線と専用回線の活用により通信ルートを複数化した「栃木県防災行政ネットワーク」の運用を平成 12 年度より開始し、確実な情報伝達を図っている。また、平成 19 年度末には、危機管理センターの運用開始に併せて、県と市町・消防本部・主要防災機関を結ぶ「防災情報システム」を導入し、被害報告等の情報収集・集計の高度化を図るとともに、災害現場からの映像情報の共有化を容易に行えるよう、ヘリテレ映像伝送システムを拡充した。

また、県民等の安全確保には、避難勧告等の重要な情報を速やかに多くの地域に伝達する必要があることから、防災行政無線の整備が有効である。本県の防災行政無線設置市町については、下表のとおりであり、全国的にみると整備率が低い。県は、市町に対し、地域の実情に応じた通信システムの整備について適切な指導を行うとともに、必要な財源の一部を補助し、防災行政無線の整備を促進していく必要がある。このほか、防災行政無線に代わる手段として、放送事業者との連携体制の整備やCATVの活用、携帯電話向けメールなどがあるが、各市町の特色を活かして、災害時における連絡方法、避難勧告等の連絡内容等について放送事業者等とあらかじめ申し合わせるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し共有するなど、放送事業者等と連携した避難勧告等の伝達体制の確立が必要であり、住民への有効な情報伝達手段を早急に確保しなければならない。

#### ○本県の市町防災行政無線の整備状況

防災行政無線の種類	同報系無線	移動系無線	地域防災系無線
概要	市町から地域住民へ直接情報を伝達	車両等に搭載し移動しながら使用	避難場所となる市町施設、防災機関等に情報を伝達
設置市町数(21.3月末)	14	24	3
県内整備率(21.3月末)	46.6%	80.0%	10.0%
全国整備率(21.3月末)	75.3%	85.1%	12.5%

更に、放送を開始した地上デジタル放送においては、携帯型受信端末向けのワンセグ放送が開始されており、災害時における輻輳のない情報伝達手段として期待されていることから、今後の動向を見極めながら、その活用について検討していく必要がある。

### 第 2 県の対策

#### 1 県防災行政ネットワーク

県（県民生活部）は、県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するために平成 12 年度から本格的運用を開始した県防災行政ネットワークについて、次の対策を行い、災害時の情報収集・伝達手段の途絶を防止するため万全を期す。

##### (1) 定期保守点検の実施

県（県民生活部）は、各防災行政ネットワーク設置機関と連携し、障害を未然に防止するため、各局の施設及び機器について、定期保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持するよう努

める。

(2) 停電対策

県（県民生活部）は、災害時においては、一般商用電源の被害が予測されるので、特に非常用電源の整備について万全の措置を講じる。また、重要な設備等は、基礎ボルト、ストッパ等により固定を図る。

(3) 障害時の対策

県（県民生活部）は、障害発生時の障害り障時間の短縮のため、重要な機器・部品を予備品として保持し、障害修理体制の充実を図る。

(4) 運用確保対策

県（県民生活部）は、各防災行政ネットワーク設置機関の通信担当者等に機器の取扱い及び運用について指導を行う。また、災害時に適切に運用できるよう、設置機関と連携し、定期的に端末操作を含む通信訓練を実施する。

(5) 移動系通信網

県（県民生活部）は、通信事業者の影響等を受けない、自営の移動無線により、現地との情報伝達手段の確保を図る。また、衛星系移動通信設備を活用した新たな通信手段の確保や、将来的には市町や消防機関との連携を考慮し、より実効性の高い移動通信網の整備を検討する。

(6) 防災情報システム機能の活用

防災拠点、消防水利、道路情報等の災害応急対策活動に必要な情報を防災情報システム内GISを利用して一元管理するなど、防災情報処理の迅速化及び機能の強化拡充を図る。

## ○県防災行政ネットワークの概要

- ・地域衛星通信ネットワーク（衛星系）と電気通信事業者専用回線網（地上系）とを組み合わせたシステムを構築し確実な情報伝達を図っている。
- ・県庁を中心に、市町、消防、防災関係機関154箇所を基本的に衛星系と地上系で整備し、2ルート化している。
- ・衛星系、地上系とも、専用の回線を保持し、防災上最低限必要な回線数を確保している。
- ・危機管理センターの整備に併せ、防災情報システムを整備し、市町・消防本部等に気象データの提供や地震情報の提供を行うとともに、県への被害等の報告機能を取り入れ、情報収集の迅速化を図り、関係機関の連携を強化拡充した。

〈資料編2-13-1 栃木県防災行政ネットワーク回線系統図〉

〈資料編2-13-2 栃木県防災行政ネットワークの設置及び管理運営に関する協定書〉

## 2 ヘリテレ映像伝送システム

県（県民生活部）は、災害の規模・程度を速やかに把握し、適切な配備体制、的確な状況判断、市町村への効率良い支援を行うため、県消防防災ヘリコプター「おおるり」から被災地の映像情報をリアルタイムで伝達するシステムの整備・維持管理に努める。

(1) システムの維持管理

現在のシステムは、機上局設備（おおるり搭載）、映像・音声情報を受信する受信基地局設備（栃木ヘリポート・県庁）、受信基地局からの映像・音声情報を出力・表示する地上局設備（栃木ヘリポート・県庁）で構成されているが、各機器について定期保守点検を行い、常に最良の状態を保持させるよう努める。

(2) ヘリテレの高規格化

県（県民生活部）は、より鮮明な映像情報を共有するため、機上局設備及び地上局設備のハイビジョン化を検討する。

### 3 企業局無線施設

県（企業局）においては、災害対策及び通常業務用として無線通信施設を設置し、本庁と各事業所間の連絡体制を整備している。

災害発生時に、連絡体制を確保し、情報、警報等の的確、迅速な伝達を行うため、栃木県企業局無線局管理運営要綱に基づき定期点検、整備を実施し、無線通信施設の適正な維持管理に努める。

〈資料編 2-13-5 企業局無線施設一覧表〉

## 第3 市町・消防本部の対策

### 1 市町防災行政無線

#### (1) 市町の対策

市町は、大規模災害時における地域住民等への被害情報等の提供及び避難勧告・指示の伝達手段として、市町防災行政無線等の整備拡充に努める。未整備市町にあつては、同報系無線、防災行政無線等を早期に導入するよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進する。

#### (2) 県による整備支援

県（県民生活部）は、防災行政無線の整備を積極的に促進するため、未整備市町に適切な指導を行うとともに、地域の実情に応じた通信システムの整備に必要な財源の一部を補助し、未整備市町の解消を図っていく。

### 2 その他の住民伝達手段の整備

市町は、豪雨時等の激しい雨により音声が届かないことも考慮し、防災行政無線のみならず、CATV、コミュニティFM等の活用、災害時要援護者に有効である戸別通報システムの整備等、災害時における多様な通信連絡手段の充実に努める。

### 3 消防・救急無線

消防機関は、各地域の災害状況をいち早く把握し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、消防・救急無線の途絶防止対策及び施設復旧対策の強化に努める。

また、近年の、過密な電波環境への対応や秘匿性の確保、各種データ、画像等の伝達を可能とするため、消防・救急無線のデジタル化を推進する。

## 第4 県警察の対策

### 1 通信の確保

県警察は、警察専用有線電話通信及び警察超短波無線通信について、業務の重要性から、災害発生時においても通信が途絶することがないように、非常用電源の確保や警察通信施設の堅牢性の向上など各種対策を実施する。

〈資料編 2-13-3 栃木県警察専用有線電話通信系統図〉

〈資料編 2-13-4 栃木県警察超短波無線通信系統図〉

### 2 情報管理機能の確保

堅牢性の強化と非常用電源の確保を図るとともに、大規模災害発生後速やかに機能を回復させるため、システム構造の二重化等、信頼性の向上を図る。

## 第5 電信電話機関の対策

### 1 東日本電信電話株式会社

#### (1) 通信確保対策

##### ア 現況

災害が発生した場合において、通信を確保するため次の対策を講じている。

- (ア) 電気通信設備と、その附帯設備の防災計画の策定・実施
- (イ) 災害が発生した場合における通信を確保するための通信網の整備
- (ウ) 災害時の通信確保、被害の迅速な復旧のため、各種災害対策機器の配備
- (エ) 防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備の災害応急復旧訓練等各種訓練の実施

##### イ 計画目標

災害が発生した場合、予想される電気通信設備等への被害を最小限に抑え通信を確保するため、災害応急対策の確立に努める。

##### ウ 実施計画

- (ア) 電気通信設備等の耐火・耐水・耐雪・耐震構造化を図る。
- (イ) 災害時の通信を確保し、迅速な復旧を行うため、電気通信設備等の対災害性の向上を図るとともに、災害対策機器の整備・拡充を図る。
- (ウ) 災害時における通信を確保するため、通信ルートの2ルート化、分散収容を行う。
- (エ) 通信ケーブルの地下化を推進する。

#### (2) “171” 災害用伝言ダイヤルの周知

大規模災害が発生した場合に、電話輻輳の軽減や、被災者等の不安感の軽減を図るため、被災地内の電話番号をメールボックスとして安否情報の登録、または家族や友人の安否情報を確認することができる“171” 災害用伝言ダイヤルの仕組みや利用等の周知に努める。

### 2 株式会社NTTドコモ

#### (1) 移動通信確保対策

##### ア 現況

災害が発生した場合において、移動通信を確保するため、次の対策を講じている。

- (ア) 移動通信設備と、その附帯設備の防災計画の策定・実施
- (イ) 移動通信の全面的途絶、麻痺を防ぐための移動通信網の整備
- (ウ) 災害時の移動通信確保、被害の迅速な復旧のため、各種災害対策機器の整備
- (エ) 防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備の災害応急復旧訓練等各種訓練の実施

##### イ 計画目標

災害が発生した場合、予想される移動通信設備等への被害を最小限に抑え、移動通信を確保するため、災害応急対策の確立に努める。

##### ウ 実施計画

- (ア) 移動通信設備等の耐火・耐水・耐雪・耐震構造化を図る。
- (イ) 災害時の移動通信を確保し、迅速な復旧を行うため、電気通信設備等の対災害性の向上を図るとともに、災害対策機器の整備・拡充を図る。

#### (2) iモード災害用伝言板の周知

大規模災害が発生した場合に、電話輻輳の軽減や、被災者等の不安感の軽減を図るため、iモードサービスを利用して安否情報の登録、またはiモード及びインターネット経由で家族や友人の安否情報を確認することができるiモード災害用伝言板の仕組みや利用等の周知に努める。

### 3 KDDI株式会社

#### (1) 現況

災害による通信施設の被害を最小限に防止するため、通信設備、付帯設備の防災計画（耐震・耐火・耐水設計等）を実施し、通信設備が被災した場合においても、応急の通信が確保できるように通信設備の整備を行っている。

##### ア 通信用電源の確保

商業用電源系統の複数化とともに、自家発電設備を設置している。

##### イ 伝送路監視と網管理

ネットワークオペレーションセンター（NOC）では伝送路の障害区間を自動的に判定し、迅速に障害復旧を行っている。また、小山テクニカルセンターでは、網の効率的運用と災害時における異常トラフィックに対する網措置を行っている。

##### ウ 通信設備の点検

通信設備の巡視点検を行うとともに、定期整備による予防保全を実施している。

#### (2) 実施計画

##### ア 通信設備の耐災害性の向上

設備自体の強化、耐震工法による設置、予備設備による二重化構造、設備の分散等を行う。

##### イ 伝送路の多ルート化

災害時においても、通信の疎通を確保するため、国際・国内伝送路を多ルート化するとともに、国際・国内回線を各局に分散収容する。

##### ウ 防災訓練

災害発生時における通信の確保、職員の安全の確保、社外防災関係機関との相互協力等の防災活動の習熟、職員の防災意識の高揚を図るため、防災訓練を実施する。

##### エ 整備計画

通信の信頼性向上と災害時等の通信疎通率の向上を目的として、現行の安全化対策の内容をさらに拡充整備する。

## 第6 放送機関の対策

### 1 日本放送協会宇都宮放送局

#### (1) 現況

災害に際して正確かつ迅速な災害情報の放送と、その受信を確保することによって協会の使命を達成するため、「災害対策規程」、「地震防災応急対策規程」を制定し、これに基づき「放送」「施設」「視聴者」「営業」「管理」の別に対策実施細目を定めており、また、平常時から下記項目について整備に努めている。

##### ア 放送施設、局舎の耐震補強

受配電設備、自家用発電設備、電池設備放送設備全般の固定、自家発電給油水系統、無線用給電線のフレキシブル化等について、宇都宮放送会館をはじめ県内の無人TV、FM放送所施設について完了

##### イ 非常用放送設備の把握

##### ウ 非常用移動形発電設備の把握、給電系統の確保

##### エ 仮演奏所、仮設送信所の準備

##### オ 燃料、冷却水の確保

##### カ 連絡通信ルートの把握、確保

##### キ 訓練

年一回以上、大規模災害を想定し、本部、隣接局を含めた災害対策訓練を管内持ち廻りで実施し、問題点の見直し等に努めている。

(2) 計画目標

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護、応急対策及び早期復旧を図り、地域住民に対して正確、迅速な災害情報を放送することによって、災害時の混乱を防止し、人命と諸施設の保全を図り、災害復旧に寄与する。

(3) 実施計画

ア 施設の強化

- (ア) 老朽放送機の更新
- (イ) 旧形自家発電装置の更新
- (ウ) 地下電源室の排水設備の設置

イ 非常用放送設備の確保

- (ア) 予備演奏所機能の整備
- (イ) 予備放送所機能の整備
- (ウ) 重要放送所に非常用発電機からの給電回路の整備
- (エ) 予備電源設備未設置局への予備電源設備の設置

ウ 連絡通信手段の確保

無線中継用副基地局の設置

エ その他

非常災害訓練の各段階での実施

## 2 株式会社栃木放送

(1) 現況

災害に際し放送業務を確保するため、栃木放送非常対策規程を策定し、これに基づき放送確保に努める。演奏所、送信所とも非常電源装置を設置し、予備送信機、予備回線、重量機器の固定、燃料確保、動員計画等を確立し、有事に備えている。

(2) 計画目標

非常事態が発生した場合、状況に応じ「特別放送実施要領」、「非常事態発生時の技術処理要領」により放送の継続機器施設の保守等に万全を期し、災害に必要な情報告知等を遅滞なく放送できるよう努める。

(3) 実施計画

ア 放送設備の防災化構造の推進を図る。

イ 放送機器の倒壊落下防止、その他諸設備については全社的に補強する。

## 3 株式会社エフエム栃木

(1) 現況

災害に際して放送業務を円滑に行うため「災害対策実施要領」を策定し、これに基づき放送確保に努めている。

演奏所、送信所とも非常電源装置を設置するとともに、送信機をPA並列、一部二重系にする等施設の機能維持に努めているほか、災害の規模に応じ動員計画等を確立し有事に備えている。

(2) 計画目標

非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、状況に応じ非常体制1から3までの組織を確立し、「管理」「放送」「施設」「視聴者」対策部別の実施細目に基づき、適切な措置を講じる。

これにより、局舎、放送設備の防護等に万全を期し、災害に必要な情報・告知等を遅滞なく放



送できるように努める。

(3) 実施計画

ア 全国FM放送協議会への加盟による相互応援の実施

(ア) 「JFN災害時応援細則」に基づく他エフエム局間との放送機器、人的応援

(イ) 「非常時番組編成の実施要領」に基づく非常事態発生時の番組編成応援

イ 非常災害訓練の各段階での実施

ウ 文字多重放送（見えるラジオ）による緊急情報の送付

#### 4 株式会社とちぎテレビ

(1) 現況

災害に際しての放送業務を円滑に実施するため、あらかじめ要領を策定し放送確保に努める。

演奏所、送信所に非常電源装置を設置し、機能の維持に努める。

(2) 計画目標

災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、機器の機能の維持に努めるとともに、県民に対して災害に関する情報・告知等を遅滞なく放送する。

(3) 実施計画

ア 放送施設・設備の防災化を推進する。

イ 放送機器の倒壊落下防止等の補強に努める。

## 第 1 3 節 避難体制の整備

災害発生時に危険区域にいる住民、駅等に溢れる帰宅困難者、デパート、ホテル等不特定多数の人が集まる施設の利用者を混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導体制、避難場所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

### 第 1 避難場所の指定及び整備

#### 1 避難場所の指定

市町は、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで避難場所として指定し、市町地域防災計画に定めておく。また、災害時要援護者が必要な支援を受けられる体制を整備した福祉避難所を指定する。さらに、現在指定している箇所が、避難した住民を受け入れる施設として適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、2に記載の事項に留意し適切な整備、又は、指定替えを行う。

新たに指定を行ったり、指定を解除した場合には、速やかに住民に周知するとともに、県（県民生活部）に対して報告を行う。

##### ○指定にあたっての留意事項

- ・原則として地区別に指定し、高齢者、障害者、幼児等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。また、一旦避難した避難場所に更に危険が迫った場合に、他の避難場所への移動が容易に行えること。
- ・人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、十分な幅員の道路に接していること。
- ・土砂災害・浸水、地震、延焼、火山災害等災害の種類に応じた安全性を確保すること。
- ・土砂災害危険箇所及び危険物等を取り扱う施設が周辺にないこと。
- ・福祉避難所にあたっては、生活面での障害が除去された（バリアフリー）施設であること。

〈資料編 2 - 2 1 - 2 市町別指定避難場所一覧表〉

#### 2 避難場所の整備

市町は、避難場所の整備にあたっては、次のようなことに留意するものとする。

##### ○整備にあたっての留意事項

- ・避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
- ・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- ・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。
- ・換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ・帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、日本語の理解が十分でない外国人の避難に資するため、多言語化に努めること。

### 第 2 避難に関する知識の周知徹底

県（県民生活部）、市町及び県警察は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難場所への持出品等避難に必要な知識等の住民の周知徹底に努める。

##### ○主な周知方法

- ・ 自主防災組織等を通じた周知〈市町〉
- ・ 標識、誘導標識、案内板等の設置による周知〈市町〉
- ・ 避難場所マップ配布による周知〈市町〉
- ・ 広報紙、インターネットによる周知〈県、市町〉
- ・ NTTハローページ（レッドページ）掲載による周知〈県〉
- ・ 平素の警察活動での周知〈県警察〉

### 第3 避難実施・誘導體制の整備

#### 1 避難基準の設定

市町は、土砂災害警戒地域や、浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。県（県民生活部・県土整備部）は、この基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

#### 2 避難準備情報発表体制の確立

市町は、気象警報、降水量、河川水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合、危険予想地域の住民に避難勧告を発令する準備に入ったことを知らせる避難準備情報を発表する体制を確立する。また情報発表は、避難行動に時間を要する災害時要援護者にも十分配慮したものとする。

県（県民生活部・県土整備部・その他関係部局）は、市町の避難準備情報発表体制の確立について必要な助言・支援を行い、避難実施体制の強化に努める。

#### 3 避難勧告等の伝達手段の整備

市町は、土砂災害警戒地域や、浸水が予想される地域の住民に避難勧告等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第12節第3のとおり、同報系の防災行政無線を中心とした通信施設の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、本章第12節第6の放送事業者の活用等多様な伝達手段の整備に努める。特に、災害時要援護者に対しては、障害の状況に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

#### 4 避難誘導體制の確立

##### (1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市町は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、平常時から、次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

- ・ 各地区毎に事前に責任者を決定しておくこと。
- ・ 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ・ 災害時要援護者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- ・ 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。

##### (2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

###### ア 災害時要援護者対策

市町は、在宅の高齢者、障害者等の災害時要援護者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生委員等）と連携し、災害時要援護者の個々に応じた避難支援内容の具体化に努める。

また、県（保健福祉部）及び市町は、災害時要援護者が利用する公的社会福祉施設について、

施設利用者の個々の様態に対応できる避難支援プランを策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。（本章第4節参照）

#### イ 帰宅困難者対策

駅の管理者は、大規模風水害等により列車が長期間停止する場合に備え、バス等による代替輸送並びに併行社線との振替輸送等の計画を策定しておく。また、市町の定める避難場所へ避難させることも想定し、予め県（県民生活部、県土整備部）、市町と連携した避難体制について確立しておくよう努める。

#### ウ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市町、消防本部及び県警察は、デパート、映画館等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

### 第4 避難場所管理・運営体制の整備

#### 1 避難場所管理体制の確認

市町は、各避難場所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、避難場所がスムーズに開設できるよう責任者への連絡手段・方法等を毎年度確認しておく。

#### 2 職員派遣体制の整備

市町は、災害発生初期において避難場所管理・運営を円滑に行なうため、避難場所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

#### 3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市町は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、連携しての避難場所運営体制を事前に検討しておく。

#### 4 県による体制整備支援

県（県民生活部）は、市町のマニュアル作成の指針となる避難場所管理・運営マニュアル作成指針の検討を進めるなど避難場所における管理・運営が円滑に行なわれるための支援に努める。

## 第 1 4 節 警備活動体制の整備

大規模な災害発生時に、災害情報の収集伝達、避難誘導、救出救助等の措置を的確に実施するため、県警察は平常時から警備活動体制の強化を図る。

### 第 1 警備体制の確立

#### 1 職員の招集・参集体制の整備

県警察は、災害時等非常参集（招集）の体制を定める。参集（招集）基準は、別に定める。

#### 2 広域緊急援助隊の充実

平成 7 年の阪神・淡路大震災を契機に、国内において大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、直ちに広域的に出動し、災害警備活動に当たる目的で、「広域緊急援助隊」が発足したが、災害発生時に即応できるよう、平常時から隊員に対する教育訓練を徹底するとともに、防災訓練等へ積極的に参加し、練度の向上に努める。

#### 3 災害警備用装備資機材等の整備充実

県警察は、災害初期の段階から有効活用できる衛星携帯電話等の通信連絡網を整備する。また、救出・救助用装備資機材の整備充実を図る。

#### 4 警察施設等の災害対策

県警察は、災害警備活動等の拠点となる警察施設について、耐震性、耐火性等施設の堅牢化に努める。

#### 5 教育訓練の実施

県警察は、全警察職員を対象に、災害及び災害警備の知識を周知徹底させるとともに、大規模災害発生時に迅速的確な措置が講じられるよう、計画的に教養訓練を実施する。

また、広域緊急援助隊を中心に機動隊員等の高度災害警備能力の育成に努めるとともに、隊員の招集体制等を随時見直すなどして、災害発生時に迅速に警備体制が確立できるよう配慮する。

#### 6 災害警備用物資の備蓄等

県警察は、物資の供給が困難な場合を想定して、食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資について適切な備蓄及び調達体制の整備による確保措置を講じる。特に警備部隊については、自活用としての食料及び飲料水、所要の簡易待機所等最小限度の補給用資材を確保するとともに、車両用燃料の準備等機動力の確保に努める。

### 第 2 各種対策

#### 1 情報収集・伝達体制の整備

##### (1) 情報収集の手段、方法

災害発生時には、交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター等の勤務員が直ちに情報収集を行い、かつ情報が一元的に集約される体制を確立するとともに、ヘリコプターテレビシステムや、交通監視システム、画像伝送システム等の画像情報を収集・伝達する資機材の平常時から積極的な活用を図る。

##### (2) 被災状況の把握・評価

災害発生時に、各警察署から逐次報告される情報のほか、関係機関等から報告される情報に基づいて、直ちに概括的な被害状況を把握、評価し得る体制を整備する。

### (3) 被災者等への情報伝達活動

県警察は、情報の不足・錯綜による混乱を抑え、住民の不安解消と災害警備活動を迅速かつ的確に行うため、各種事案を想定した具体的な広報計画の策定に努める。

また、災害発生時における住民等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するとともに、交番等に拡声器を設置するなど情報伝達機能の整備を図る。

## 2 情報通信の確保

本章第12節第4のとおり

## 3 交通の確保に関する体制、施設の整備

本章第17節第2の2のとおり

## 4 避難誘導の措置

本章第13節第3の4のとおり

## 5 危険箇所の調査

県警察は、平常時から管轄区域内の人口動態、交通実態及び道路、橋りょう、建築物の構造等について実態を把握するほか、人的被害が多発するおそれのある建築物、高速道路、各種危険物保管場所等についてこれらの実態、特にそれぞれの管理体制及び具体的状況の把握に努める。

## 6 重要施設の警戒

県警察は、電気・ガス・水道等のライフラインや、危険物貯蔵施設等の重要施設に対する管理対策を推進するとともに、管理者との緊密な連携を図りながら警戒を実施する。

## 7 各機関との相互連携

### (1) 防災関係機関との連携

県警察は、災害警備活動が的確に行われるよう、平常時から防災関係機関と情報交換を行うなど連携を確保するとともに、大規模災害に係る社会秩序の維持、避難誘導対策、災害警備計画の樹立等について、連携を図りながら調査研究を行う。

また、防災訓練や、住民等への防災思想・知識の普及活動を連携して実施する。

### (2) ボランティア、自主防犯組織との連携

県警察は、平常時から、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民の不安除去等を行うボランティア関係組織・団体との連携を図る。また、必要に応じて、これらの活動の中核となる自主防犯組織に対して資機材の整備支援を行う。

## 第 1 5 節 消防・救急・救助体制の整備

大規模災害発生時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等が行えるよう、市町、消防機関及び県は、災害に備え消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

### 第 1 組織の充実強化

市町及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

県（県民生活部）は、航空消防防災体制を強化し、市町の消防活動を支援するとともに、県消防学校の施設・設備の整備・充実を図るなど、常に消防職員・団員に対する教育訓練の充実を図る。

〈資料編 2-11-1 消防組織・施設の状況〉

### 第 2 救急・救助用車両・資機材等の整備

市町及び消防本部は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

県（県民生活部）は、市町及び消防本部における高規格救急車及び高資機材の整備に関して各種支援を行い、県全体の救急・救助水準の向上に努める。

- ・救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需用に対応できる職員の養成
- ・救助工作車、高規格救急車、照明車等の車両の整備
- ・応急措置の実施に必要なエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備

〈資料編 2-19-3 救助用資機材保有状況一覧表〉

### 第 3 地域防災力の向上

市町、消防本部は、各種防災訓練や応急手当に関する講習会等を開催するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、住民が自発的に情報提供や救助活動への協力を実施する体制を整備する。

### 第 4 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ確かな医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

県（保健福祉部）は、本章第 1 6 節のとおり「救急医療・広域災害情報システム」により、消防、医療機関等の連絡体制の整備を行う。

### 第 5 消防防災ヘリコプターによる救助・救急体制の整備

県（県民生活部）は、市町等からの要請により、広域的かつ機動的な上空からの人命救助や救急搬送が迅速かつ円滑に実施できるような連絡・実施体制の整備を図る。

- ・県消防防災航空隊員の訓練
- ・救急・救助用資機材の整備充実

- ・活動拠点となるヘリコプター離着陸場の確保（本章第24節第3参照）
  - ・「栃木県消防防災ヘリコプター救急システム」に基づく、効率的な搬送体制の充実
- 〈資料編2-19-2 栃木県消防防災ヘリコプター救急システム要領〉

## 第6 応援受入・連携体制の整備

県（県民生活部）及び消防本部は、本章第25節第3のとおり広域的な救急・救助応援受入れ体制を整備する。また、同節第4のとおり、県警察及び自衛隊との連携体制の整備を図る。



## 第 1 6 節 医療救護体制の整備

大規模な風水害等発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施できるよう、県・市町・医療機関等関係機関は、災害に備え初期医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

### 第 1 初期医療体制の整備

県及び市町は、医療機関等との連携し、初期医療体制の整備を図る。

#### 1 市町の対策

- (1) 消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所にあてるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。
- (2) 救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。
- (3) 救護班の編成及び出動体制を確立する。
- (4) 管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

#### 2 県の対策

##### (1) 医療体制の整備

ア 県（保健福祉部）は、連絡体制の整備や、災害拠点病院の指定などを行い、平常時から災害時の医療体制の整備を図る。

また、市町等に対する医療機関情報の提供、医療資機材の補給等の医療活動支援を行う体制並びに広域的な医療救護活動の調整を行う体制を整備する。

- (ア) 災害医療連絡体制の整備
- (イ) 被災地域内の医療の確保及び他の被災地域への医療支援等を行うための災害拠点病院の指定
- (ウ) 被災地域内でのトリアージや救急医療等を行うDMA Tの整備
- (エ) 「栃木県救急医療情報システム」等を活用した、医療機関情報の把握・提供を行う体制の整備
- (オ) 日本赤十字社栃木県支部、栃木県医師会、災害拠点病院、他県等への救護班派遣要請体制の整備
- (カ) 健康福祉センターの救護班の出動体制の整備

イ 健康福祉センターは、平常時から災害時の管内医療体制の整備を図る。

- (ア) 管内医療機関の被災状況等の情報収集方法の確立
  - (イ) 管内市町の医療救護活動の把握、医療救護活動に対する支援連絡体制の確立
  - (ウ) 災害救助法を適用した場合の医療救護活動体制の確立
  - (エ) 緊急・応急の救護活動に対応するための救護班の編成
  - (オ) 市町からの要請に基づき、被災者の健康管理等の保健活動を円滑に実施するための医療機関や市町保健センター等の活動の調整、及びこころのケアについて必要な相談体制の整備
- (2) 被災在宅補助呼吸器装着者、透析患者への対応

県（保健福祉部）は、神経難病等により、在宅で人工呼吸器等を使用している患者が被災した場合の救急収容を容易とする連絡体制を整備するとともに、透析医療機関が被災した場合に備えて、通院透析患者を他施設へ迅速に収容する体制を整備する。

### 3 医療機関の対策

医療機関は、自らの被災状況の早期把握や、医療継続の可能性の判断を行える体制を整備する。また、被災地へ出動する救護班の編成や、トリアージセンター、応急救護所の設置など救急医療の体制を整備する。

## 第2 後方医療体制等の整備

県（保健福祉部）は、医師会、医療機関等との連携により後方医療体制の整備を図る。

### 1 県医師会との協定に基づく体制の整備

県（保健福祉部）は、救護所における救護班では対応できない重症患者等を收容するため、県医師会との協力を要請する業務内容や費用負担を定めた協定に基づき、救護活動や重症患者の受入れの拠点となる医療機関を配置し、医師会との協力体制の確立と後方医療体制の整備を図る。

〈資料編2-20-1 災害時の医療救護に関する協定〉

### 2 災害拠点病院の整備

県（保健福祉部）は、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救助患者の救命医療提供機能、地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等を有する9つの災害拠点病院を指定しており、これにより災害時における医療の確保を図る。

各災害拠点病院は、本章第18節第3のとおり、必要に応じて、災害時の医療確保のための機能を充実し、県（保健福祉部）は、その整備拡充にあたり必要な支援を行う。

### 3 DMA T指定病院の整備

県（保健福祉部）は、災害急性期（災害発生48時間以内）に被災地で医療救護活動を行うDMA Tの派遣機能を有する6つの災害拠点病院をDMA T指定病院として指定し協定を締結しており、これにより災害の急性期における医療の確保を図る。

各DMA T指定病院は、DMA T活動のための医療資機材を確保するほか、DMA T隊員の技術の向上を図るため、院内外における研修・訓練に努め、県（保健福祉部）は、これらDMA T指定病院の整備拡充にあたり必要な支援を行う。

〈資料編2-20-3 栃木県DMA T運営要綱、栃木県DMA T運用計画、栃木県DMA T派遣に関する協定書〉

### 4 救急医療・広域災害情報システムの整備

災害時における医療救護活動を行う上で不可欠な情報収集を迅速に行うため、県、医師会、救急告示医療機関、救命救急センター、災害拠点病院、DMA T指定病院、消防本部間における情報ネットワークである「救急医療・広域災害情報システム」を整備しており、これを活用した迅速な搬送体制の確立と救急医療の提供を図る。

〈資料編2-20-2 救急医療・広域災害情報システムの概要〉

### 5 災害発生に備えた研修・訓練の実施

災害時に的確な医療救護活動を実施するためには、日頃から災害発生に備えた研修・訓練の実施が不可欠であるため、災害拠点病院等は、病院防災マニュアルを作成し、当該マニュアルに基づき、トリアージ等を含めた研修・訓練を計画的に実施するよう努めるものとする。

### 第3 広域的救護活動の調整

#### 1 応援活動の要請又はあっせん

県（保健福祉部）は、医師等の不足、医薬品・医療器材の不足等により被災市町内の医療救護活動が十分に実施できない場合に備えて、県内他地域又は県外に対する応援活動の要請又はあっせん等広域的な調整を行う体制を整備する。

#### 2 医療支援の受入れ体制の整備

県（保健福祉部）は、県外からの医療支援の申し入れがあった場合、円滑かつ適切に対応するため、平常時から受入れ体制の整備を図る。

### 第4 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備等医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- (1) 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- (2) 年間2回以上避難訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。
- (3) 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- (4) 病院、診療所においては、重症患者、高齢者、乳幼児等自力では避難することが困難な患者は、避難誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮を図る。

また、高齢者保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。

- (5) 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

### 第5 医療機関のライフラインの確保

県（保健福祉部）は、医療機関、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス等の災害時における医療施設への円滑な供給体制の整備に努める。

## 第 1 7 節 緊急輸送体制の整備

大規模災害発生時に、被災地域へ応急対策人員、救援物資等が迅速かつ確実に輸送できるよう、県、県警察、市町その他関係機関は、災害に備え緊急輸送体制の整備を図る。

### 第 1 緊急輸送道路の指定

県（県土整備部）、その他の道路管理者は、災害時の応急対策人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、平成 8 年度に指定した緊急輸送道路について、計画的な道路整備、維持管理に努めるとともに、関係者等に対して周知徹底を図る。

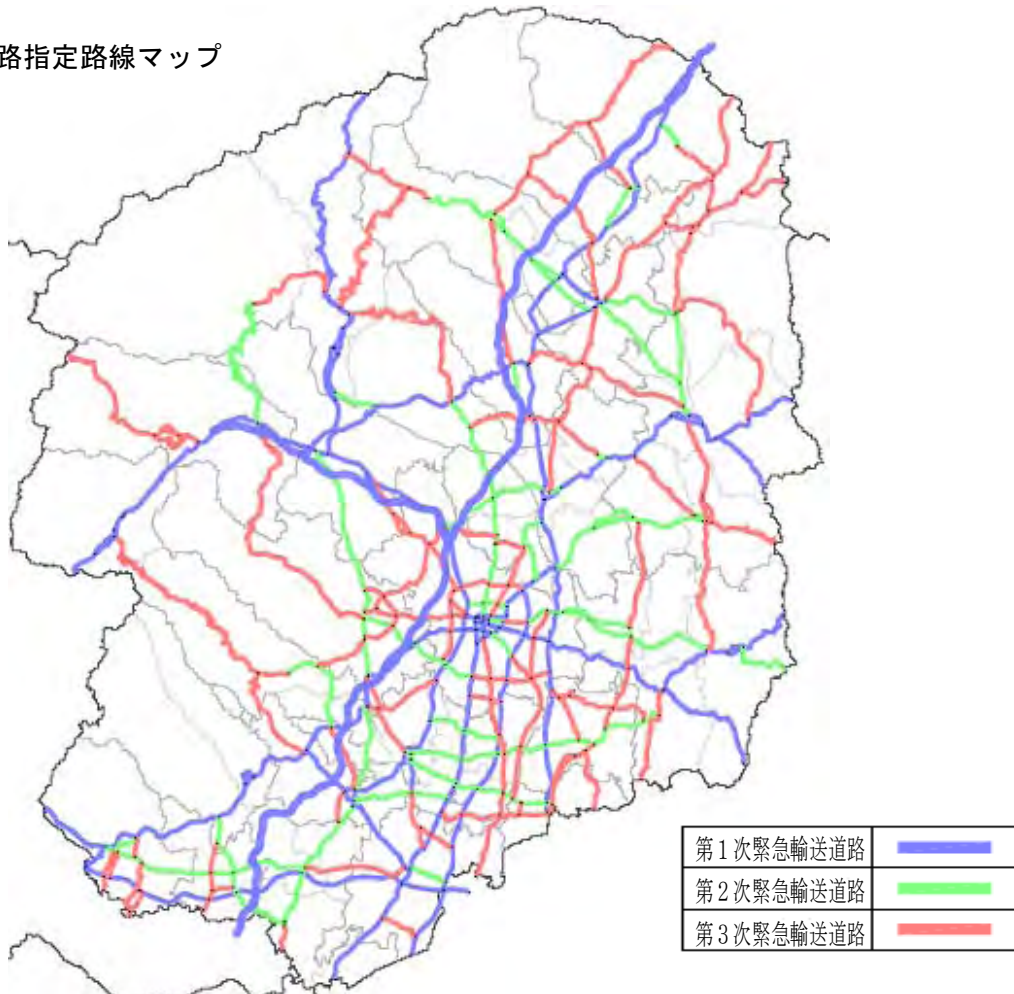
また、より円滑な輸送体制の確保を図るため、随時指定路線の見直しを行い、必要がある場合、関係者間での協議の上、指定路線の変更を行う。

#### ○本県の緊急輸送道路の状況

本県で緊急輸送道路に指定している路線の区分、設定基準は次のとおりであり、隣接県の主要道路と接続し、また、本章第 1 8 節で定める防災拠点や、主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとなっている。

区 分	設 定 基 準
第 1 次緊急輸送道路	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第 2 次緊急輸送道路	・ 第 1 次緊急輸送道路と市町村役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第 3 次緊急輸送道路	・ 第 1 次、第 2 次緊急輸送道路の機能を補完する道路

#### ○緊急輸送道路指定路線マップ



〈資料編 2-16-1 緊急輸送道路指定路線一覧〉

## 第2 陸上輸送体制の整備

### 1 道路管理者による輸送体制の整備

#### (1) 道路・橋りょうの整備

県（県土整備部）、市町及びその他の道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。

#### (2) 情報収集・連絡体制の整備

県（県土整備部）、市町及びその他の道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

#### (3) 道路パトロールの実施

県（県土整備部）は、道路の維持管理の万全を期すとともに、災害の予防対策の円滑を図るため、栃木県道路パトロール実施要領に基づき、道路パトロールを実施する。

〈資料編 2-16-2 栃木県道路パトロール実施要領〉

〈資料編 2-16-3 異常気象時並びに特殊危険地域における道路通行規制要項〉

〈資料編 2-16-4 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準〉

〈資料編 2-16-5 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準〉

〈資料編 2-16-6 栃木県県土整備部現有車両一覧表〉

〈資料編 2-16-7 除雪機械の配置一覧表〉

### 2 県警察等による交通管理体制の整備

#### (1) 災害発生時の交通規制計画

県警察は、災害による交通の混乱を防止し、迅速に緊急交通路を確保するため、次の地区別に交通規制計画を策定する。また、交通管制センターの運用計画を策定する。

- ・ 県南足利・佐野地区
- ・ 県南小山・栃木地区
- ・ 県央宇都宮市圏
- ・ 県北大田原・黒磯地区

#### (2) 交通管理体制、交通管制施設の整備

県警察は、信号機、交通情報板等の交通管制施設について災害からの安全性の確保を図るとともに、災害時における広域的な交通管理体制の充実を図る。

#### (3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察及び県（県民生活部）は、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認手続について、迅速かつ適切な運用を図るため、事前届出による審査及び確認手続の促進を図る。

#### (4) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について周知徹底を図る。

## 第3 空中輸送体制の整備

市町は、台風や豪雨時に、道路が土砂崩れ、冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定し、市町地域防災計画に定めておく。

また、県（県民生活部）及び市町は本章第2 4 節第3 のとおり、必要な措置を実施する。

#### 第4 物資集積所の整備等

県（県民生活部・県土整備部・教育委員会事務局）は、救援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、物資集積の役割を担う広域災害対策活動拠点や地域災害対策活動拠点（本章第18節第2の1参照）について、建物の堅牢化を行うとともに、通信機器等必要な整備を図る。

また、県（県土整備部）及び市町は、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努める。

#### 第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

##### 1 建設関係機関との連携体制

県（県土整備部）は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、栃木県建設産業団体連合会との間に締結している協定に基づき、事前に協力内容や実施体制について確認しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

市町は、県の対策に準じ、協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

##### 2 物資輸送機関との連携体制

県（県民生活部）及び市町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、物資輸送機関と協定を締結するなど体制の整備に努める。また、協定締結後は、事前に協力内容や実施体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

## 第 1 8 節 防災拠点の整備

大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を、関係機関との連携を図りながら、計画的に整備していく。

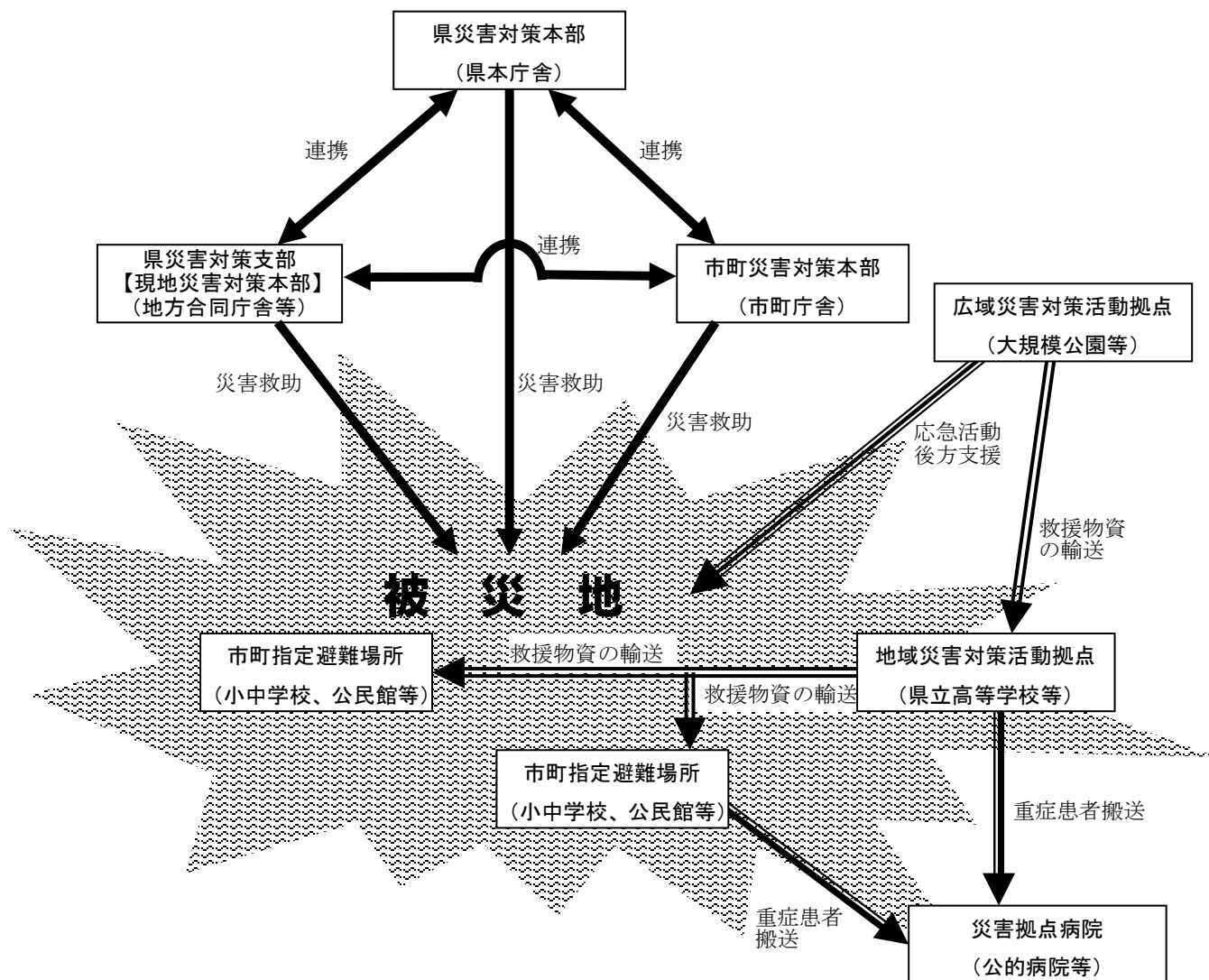
### 第 1 防災拠点の概要

#### 1 防災拠点の種類

本県の防災拠点の種類は次のとおりである。

- |   |              |                |
|---|--------------|----------------|
| { | (1) 災害対策活動拠点 | (ア) 県災害対策本部・支部 |
|   |              | (イ) 市町災害対策本部   |
|   |              | (ウ) 広域災害対策活動拠点 |
|   |              | (エ) 地域災害対策活動拠点 |
|   | (2) 災害拠点病院   |                |

#### 2 防災拠点の体系



## 第2 災害対策活動拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備を、関係機関と連携を図りながら推進していく。

### 1 災害対策活動拠点の種類

#### (1) 県災害対策本部、災害対策支部

県災害対策本部、災害対策支部は、情報の収集伝達、広報、防災関係機関との連絡調整、市町等が行う災害対策の指示・調整、災害救助法に基づく救助の実施、その他の災害応急対策活動とともに復旧活動の中核機関として極めて重要である。

このため、県（経営管理部、県民生活部）は、県災害対策本部設置場所となる県本庁舎、県災害対策支部となる各地方合同庁舎について、必要な整備を実施していく。

特に、大規模災害発生時における初動体制の早期確立と的確な災害対策活動を実現するため、平成20年3月には、避難勧告等の災害応急対策を適時適切に行えるよう支援するため、土砂災害警戒情報の運用を開始し、5月には大雨及び洪水警報、注意報の基準に災害と対応の新たな指標である、土壌雨量指数・流域雨量指数を導入し、気象災害時の避難勧告等により有効に活用できるように改善を行った。

#### (2) 市町災害対策本部

市町は、災害対策活動の第一線の拠点となる市町庁舎について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、必要な整備を図る。

#### (3) 広域災害対策活動拠点

県（県民生活部・県土整備部）は、県営大規模公園を中心に、全国からの救援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点並びに緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として、必要な整備を図る。

#### (4) 地域災害対策活動拠点

県（県民生活部・教育委員会事務局）は、県立高等学校を中心に、被災地への救援物資及び必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として必要な整備を図る。

〈資料編2-21-1 防災拠点施設一覧表〉

### 2 災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備をしていく。特に、災害時において中核の役割を担う県災害対策本部・災害対策支部及び市町災害対策本部となる施設については、計画的に整備を推進する。また、広域災害対策活動拠点及び地域災害対策活動拠点についても、必要性の高いものから順次整備を進めていく。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 非常用電源
- (3) 県防災行政ネットワーク
- (4) (飲料水兼)耐震性貯水槽、防火水槽
- (5) 備蓄倉庫

### 3 施設の配置

県内全域における災害対策活動を行うにあたって必要な体制を確保できるような配置に努める。

## 第3 災害拠点病院の整備



県（保健福祉部）及び医療機関は連携して、災害時の緊急医療体制を確保するため、県内の公的病院、大規模総合病院の中から地域や病院の規模・設備等を考慮の上、施設を選定し、災害拠点病院としての整備を促進していく。

#### 1 災害拠点病院の主な設備等

災害拠点病院には、必要に応じて次のような整備を促進していく。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 県防災行政ネットワーク
- (3) ヘリポート
- (4) 備蓄スペース

#### 2 施設の配置

県内全域での災害に対して、必要な緊急医療を提供できるような配置に努める。

### 第4 防災機能を有する都市公園の整備

市街地のオープンスペースである都市公園は防災上果たす役割も大きいことから、県（県土整備部）及び市町は、市町地域防災計画に位置づけられた行政施設等と一体となって防災拠点となるような都市公園を中心に、防災機能の整備を促進していく。

#### ○主な施設・設備の整備

避難収容施設（体育館、管理棟 等）

災害応急対策設備（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防火水槽、放送施設 等）

## 第 19 節 建築物災害予防対策

風水害・雪害時における建築物の安全性の確保を促進するため、県、市町、施設等の管理者は、強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止、雨による地下空間等浸水防止対策等必要な防災対策を講じる。

### 第 1 一般建築物に対する予防対策

#### 1 老朽危険建築物に対する調査、指導

県（県土整備部）及び市町は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除去、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導、助言を行う。

#### 2 特殊建築物の検査、指導

県（県土整備部）及び市町は、旅館、ホテル、百貨店、大規模販売店、量販店、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難設備等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。

#### 3 地下空間浸水対策

県（県土整備部）は、平成 11 年に起きた福岡県及び東京都の地下浸水事故発生を受けて作成された「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき、防水扉及び防水板の整備など建物や地下空間等を浸水被害から守るための対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

#### 4 落下物・飛来物防止対策

県（県土整備部）は、風水害等発生時における建築物からの落下物を防止できるよう、定期報告等の機会を通じて管理者に対して適切な改善指導を行う。また、新築、改修が行われる建築物についても、外壁タイル張り、モルタル下地吹き付け等の仕上げを計画している場合、設計、施行上、十分留意するよう指導する。

また、屋根ふき材、外装材、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものが風圧で脱落・飛来しないよう指導に努める。

### 第 2 市街地再開発事業等の促進

県（県土整備部）及び市町は、市街地の土地の合理的な高度利用、都市機能の更新、公共施設の整備改善を図るため、「都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）」に基づく市街地再開発事業を促進するとともに、市街地再開発事業の施行者に対し、技術指導を行う。

また、市町は、防災建築物に対して課する固定資産税の軽減を図る。

### 第 3 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

#### 1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点、災害拠点病院）〈本章第18節参照〉
- (2) 医療救護活動の施設（病院、健康福祉センター等）
- (3) 応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- (4) 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障害者療護施設等）

## 2 防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

### (1) 建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

### (2) 防災設備等の整備

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- ア 飲料水の確保
- イ 非常用電源の確保
- ウ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- エ 配管設備類の固定・強化
- オ 施設・敷地内の段差解消等、災害時要援護者に配慮した施設設備の整備
- カ その他防災設備の充実

### (3) 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

- ア 法令に基づく点検等
- イ 建設時の図面及び防災関連図面
- ウ 施設の維持管理の手引

## 第 2 0 節 公共施設等災害予防対策

災害時における応急対策活動の実施や県民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

### 第 1 輸送関係機関の対策

#### 1 鉄道施設

鉄道事業者は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

##### (1) 施設等の整備

施設等構造物の建造にあたっては、関係基準に定められた安全設計を行う。

また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、機会あるごとに補修・改良に努める。

##### (2) 施設等の点検巡回

災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

##### (3) 運転規則

災害により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、平常時から訓練教育を行うほか、運転規則によって災害の防止に努める。

ア 列車運転中に災害等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

イ 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

ウ 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅の指示を受ける。

エ 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

#### 2 ヘリポート施設

災害時におけるヘリポート施設の果たす役割の重要性に鑑み、必要な施設整備と維持管理に努める。

##### (1) 構造物の整備

県（県民生活部・県土整備部）及びその他施設の管理者は、構造物について、必要に応じ補修改良を図り、災害に強い施設の整備に努める。

##### (2) 施設等の点検巡回

県（県民生活部・県土整備部）及びその他施設の管理者は、災害による被害を最小限に抑えるため、施設等の定期的な点検、巡回を行う。

### 第 2 ライフライン関係機関の対策

#### 1 上水道施設

県（企業局）、市町等の上水道施設の管理者は、水が住民の生命維持に必要不可欠なものであることから、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

##### (1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

##### (2) 防災体制の編成

防災体制の編成、分担業務、緊急連絡系統図等を作成する。

### (3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

### (4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、特に塩素ポンプ室塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨等の発生に伴う漏洩、その他の2次災害の発生を防止するための措置を講じる。

### (5) 施設の維持管理

点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、塩素ガス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

### (6) 配水路管等の改良

石綿セメント管等の老朽管の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。

### (7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

### (8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

〈資料編 2-16-8 水道事業浄水施設一覧表〉

## 2 下水道施設

### (1) 施設の整備

県(県土整備部)、市町等の下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、風雨や降雪に対して堅牢な構造とするとともに、河川敷内に伏せ越し水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

### (2) 危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

〈資料編 2-16-9 下水道施設一覧表〉

## 3 電力施設

災害発生時の電力供給の確保を図るため、東京電力(株)栃木支店では、次の予防措置を講じる。

### (1) 巡視、点検等の実施

台風、豪雨等に伴う災害の発生に備え、必要に応じ特別巡視、特別点検を行い、特に家屋密集地帯などの漏電等による火災の防止に努める。

なお、関係法規の定めるところにより、次の業務を実施する。

#### ア 一般需要家の屋内電気工作物

屋内の一般用電気工作物は4年に1回電路の絶縁抵抗測定を実施する。

#### イ 配電線路(引込線を含む)

(ア) 5年に1回の巡視を実施する。なお、市街地など地域環境変化の著しい地域は、半年に1回のパトロールを実施する。

(イ) 柱上変圧器の第2種接地抵抗箇所は5年に1回測定し、高圧電路と低圧電路との混触時における低圧電路の電位上昇防止に努める。

### (2) 施設対策

## ア 水害対策

### (ア) 水力発電設備

過去に発生した災害による被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖化等）を実施する。

### (イ) 送電設備

架空電線路は、土砂崩れ、洗堀等が起こるおそれのある箇所へのルート回避、よう壁、石積み強化を実施する。

### (ウ) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋内機器は基本的にかさあげを行うが、かさあげ困難なものは、防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

## イ 風害対策

各施設とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既存設備の弱体箇所は補強等により対処する。

## ウ 雷害対策

### (ア) 送電設備

架空地線の設置、アークホーンの取付け、鉄塔等の接地抵抗の低減等を行う。

### (イ) 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷遮へいを行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

### (ウ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取り付け、対処する。

## (3) 要員、資機材の確保対策

### ア 要員の確保

(ア) 非常災害対策本部・支部構成表に基づく個々の要員（含む交代要員）を定め、連絡経路・方法等を確立しておく。また、交通途絶等により所属する本部・支部に出動することが不可能な場合を想定し、個々の要員について出動すべき最寄事業所を定めておく。

(イ) 復旧作業等において応援を必要とする請負会社等との連絡体制を確立しておく。

### イ 資機材等の確保対策

(ア) 復旧作業等に必要な資機材、車両、舟艇、航空機、無線局等について、あらかじめ災害時における調達について特約しておくなど、その確保、整備に努める。

(イ) 非常用食料、飲料水等についてあらかじめ必要量を備蓄等により確保しておく。

## (4) 防災訓練の実施

災害発生時の円滑な対応を図るため、情報連絡、本部・支部運営、復旧作業、災害対策用資機材の整備点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を年1回、全店をあげ実施する。

〈資料編 2-16-10 県内電源電力施設一覧表〉

## 4 都市ガス施設

### (1) 施設の安全化対策

台風、洪水等発生時における、栃木県都市ガス協会の各ガス事業者の施設に係る災害の未然防止のため、安全化対策を進める。

設備、施設は、「ガス事業法（昭和29年法律第51号）」、「建築基準法（昭和25年法律

第201号)」、「道路法(昭和27年法律第180号)」などの関係法規、土木学会の諸基準、日本ガス協会基準に基づき設計し、安全化対策に努める。

既設の設備、施設については、ガス事業法に基づく定期点検、自主保安検査の実施により、常に技術基準を適合している状態を維持する。さらに施設の堅牢化を図るとともに、緊急操作設備を充実強化する。

#### (2) 災害防止のための体制の整備

ア 台風、洪水等発生時において、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、被害の軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員などの整備を図るとともに、連絡体制、動員体制を確立し、従業員等に周知徹底を図る。

イ 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材はメーカー、本社等から速やかに確保できる体制を維持する。

ウ 災害時の優先電話、通信機器、被害状況報告書、消費者名簿などの設備、資料を整備しておく。

#### (3) 防災関係機関との連携

災害の発生が予想され、又は発生した場合に、県、市町、消防本部、警察、防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡方法を確認するなど連携体制を整備しておく。

#### (4) 災害発生時の措置に関する教育訓練

ア ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策、大規模風水害などの非常時の緊急措置について、保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

イ 従業員等の連絡、動員について、定期的に訓練を実施する。

#### (5) 消費者に対する広報

消費者に対して、緊急時にガス栓を閉めることやガスの供給を停止することもあることなど、ガス施設やガス消費機器についての注意事項の周知徹底を図り、事故防止に努める。

〈資料編2-16-11 都市ガス事業者一覧表〉

### 第3 その他の公共施設の対策

#### 1 廃棄物処理施設

県(環境森林部)は、市町及び廃棄物処理業者との連絡体制を整備するとともに、災害に備えた予防対策の実施を市町及び事業者に指導する。

市町及び事業者は、災害に強い施設の整備に努め、災害時に備えて次の対策を講じておく。

(1) 被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。

(2) 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制(メーカーからの技術者の応援体制を含む。)を整備する。

(3) 応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。

(4) 廃棄物の最終処分場(平成10年6月以降許可分)の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

## 第 2 1 節 危険物施設等災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、県、市町、事業者等関係機関は、連携して各種予防対策を実施する。

### 第 1 消防法上の危険物

本県における危険物施設（許可施設）は、11,538施設ある（平成18年3月末現在）。このほか各市町火災予防条例で規制されている少量危険物施設等があり、適時、各消防本部等が必要な安全対策の指導を行っている。

県（県民生活部）、消防本部及び「消防法（昭和23年法律第186号）」上の危険物を取り扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

〈資料編 2-14-1 消防法上の危険物〉

〈資料編 2-14-2 危険物規制対象数一覧表〉

#### 1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
- (2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
- (3) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (4) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (5) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (6) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (7) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

#### 2 消防本部が実施する対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (3) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- (4) 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。
  - ア 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
  - イ 危険物施設における貯蔵、取り扱いについての安全管理状況の検査
- (5) 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- (6) 化学消防自動車等の整備に努める。

#### 3 県（県民生活部）が実施する対策

- (1) 危険物の取扱作業の保安に関する講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。
- (2) 他の防災関係機関、危険物関係業界・団体との緊密な連携のもと、危険物に関する知識の啓発、普及等を行い保安意識の高揚を図る。



## 第2 火薬類

本県における火薬類の消費は全国的にも上位にあり、特に産業火薬の消費が多い。煙火製造所数は6、火薬類販売所数は120、火薬庫棟数（庫外貯蔵庫を含む）は、149である（平成21年3月末現在）。

県（産業労働観光部）及び関係機関は、平常時から、災害に起因する火薬類事故に備え、次により火薬類製造施設等の安全確保に努める。

### 1 保安確保の強化

煙火製造所、火薬類消費場所、火薬類販売事業所等の保安検査、立入検査を計画的に実施し、保安確保の強化に努める。

### 2 保安意識の高揚

煙火製造者、火薬類消費者、火薬類販売者等を対象として、保安確保のための講習会を開催するほか、危害予防週間等における重点的な啓発活動を通して、火薬類関係者の保安意識の高揚を図る。

### 3 自主保安体制の強化

製造業者の危害予防規程の充実、及び確実な履行を促進するとともに、関係機関との連携を強化することにより、火薬類関係事業所の自主保安体制の強化を図る。

## 第3 LPガス

ここでいう「LPガス」は、「高圧ガス」のうち、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）」により規制される生活用に一般消費者等へ供給されている液化石油ガスのことをいい、県内における県所管の販売事業者数は738、保安機関は731である（平成21年3月末現在）。

県（産業労働観光部）及びLPガスの販売事業者、保安機関、充てん事業者等（以下、本節において「販売事業者等」という。）は、次により、災害に起因するLPガス事故の抑止に努める。

### 1 販売事業者等が実施する対策

#### (1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

ア 災害に起因するLPガス事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れに係る安全機器の整備を促進する。

イ 出水期において浸水のおそれがある地域にあっては、容器の流出防止措置を確実に行う。

ウ 災害時における措置及び事故防止について、パンフレット等により具体的に指導する。

#### (2) 販売事業者等の災害予防体制の強化

ア 従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させる。

イ 災害に起因するガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

ウ 容器の転倒・転落防止の措置をするほか、浸水のおそれがある地域において容器の流失防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。

エ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

### 2 県（産業労働観光部）が実施する対策

#### (1) 保安思想の啓発

ア 販売事業者等を対象に保安講習会、法令研修会を実施し、保安意識の高揚を図る。

イ 消費者に対して、災害時の措置及び事故防止について、積極的な広報活動を展開し、保安意識の向上を図り、災害時の事故防止に努める。

ウ 災害に起因するLPガス事故を未然に防止するため、一般消費者等に対して安全機器の普及促進を図る。

## (2) 規制及び指導等

ア 消費者保安対策の中核的推進者である販売事業者等に対して立入検査等を実施し、業務の適正化を確保し事故防止を図るとともに、災害時の体制の充実強化を推進する。

イ 社団法人栃木県エルピーガス協会（以下「エルピーガス協会」という。）の各支部単位の緊急出動体制、各支部間の応援協力体制の充実強化を図る。

ウ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの導入を促進する。

〈資料編 2-14-3 栃木県地域防災協議会指定防災事業所一覧表〉

## 第4 高圧ガス

「高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）」に基づく製造事業所数（第一種、冷凍第一種、第二種及び冷凍第二種）は2,486、貯蔵所数（第一種及び第二種）は394、販売業者数は1,972である。その他、特定高圧ガス消費者数が164、容器検査所登録数が16である（平成21年3月末現在）。

県（産業労働観光部）及び高圧ガス施設の所有者等（以下「高圧ガス事業者」という。）は、次により、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

### 1 高圧ガス事業者が実施する対策

#### (1) 災害予防措置の実施

ア 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強し、基礎は耐震上有害な歪みが生じないように不同沈下の軽減を図るなどの措置を講じる。

イ 多数の容器を取扱う施設は、ホームのブロック化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図る。

ウ 防災資機材、緊急点検に必要な資機材の整備を充実強化する。

エ 緊急時には、高圧ガス設備を速やかに点検できる体制を整備する。

#### (2) 災害予防体制の強化

ア 保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。

イ 自衛防災組織、各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務、招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

また、社団法人栃木県一般高圧ガス安全協会及びエルピーガス協会で構成する栃木県高圧ガス地域防災協議会（以下「高圧ガス協議会」という。）、消防署、警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化、他事業所など地域の応援協力体制の構築を図るとともに、定期的に合同防災訓練等を実施する。

### 2 県（産業労働観光部）が実施する対策

#### (1) 保安思想の啓発等

ア 保安講習会、法令研修会等を実施し、保安意識の高揚を図る。

イ 災害時に的確に対応し得るよう高圧ガス協議会との連携のもと、関係事業所の防災意識の高揚を図る。

#### (2) 規制及び指導等

ア 災害に起因する高圧ガス事故が発生した場合に、高圧ガス協議会が指定した防災事業所（以下「指定防災事業所」という。）等が速やかに対応できるよう、消防署、警察署、高圧ガス協議会等関係機関と緊密な連携のもと、地域防災体制の充実強化を図る。

イ 災害に起因する高圧ガス事故が発生した場合の住民の安全確保のため、市町、消防署、警察署、高圧ガス協議会、報道機関等と緊密な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

## 第5 毒物・劇物

毒物又は劇物を取り扱う者は、「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）」により、これらを飛散、漏洩等させないように措置を講じなければならないとされている。

県（保健福祉部）は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり、毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

### 1 取扱施設等への指導

毒物劇物営業者やシアン化合物を業務上取扱っている電気メッキ業者等に対し、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

### 2 貯蔵量の把握

毒物劇物製造業者等における貯蔵量の把握に努める。

### 3 取扱施設等の把握及び指導

毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取扱う業務上取扱者の把握に努め、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

### 4 講習会等の実施

毒物劇物営業者等を対象に法令講習会等を実施する。

### 5 連絡体制の整備

市町、消防本部、医療機関等と連携して、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

〈資料編2-14-4 毒劇物製造（販売）業等の市町別登録状況〉

## 第6 放射性物質

### 1 放射性同位元素等取扱施設の管理者等の行う対策

放射性同位元素等取扱施設等の管理者は、災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町、国に対する通報連絡体制を整備する。

### 2 県・市町・消防機関等の対策

(1) 県（県民生活部・環境森林部・保健福祉部）、市町及び消防本部は、県が平成14年度に策定した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知しておき、災害に起因する放

放射性物質事故が発生した場合に備える。

- (2) 県（県民生活部・環境森林部）、市町、消防機関は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。
- (3) 県（県民生活部）及び市町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化するとともに、県（県民生活部）は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国や関係機関との連携を図る。
- (4) 県（保健福祉部）は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被爆による障害の専門的治療が可能な施設・設備の有無について把握するものとする。また、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射性物質付着検査等を実施できるよう、あらかじめ県内の医療機関における検査体制について把握しておく。
- (5) 県（保健福祉部）、県警察及び消防本部は、放射性物質事故等に備えて、救急・救助活動等に必要放射線防護資機材の整備に努める。

〈資料編 2-14-5 放射性同位元素等使用事業所数〉

〈資料編 2-14-6 環境放射能に係る情報連絡体制〉

## 第 2 2 節 鉱山、採石場等災害予防対策

風水害・雪害発生時の鉱山、採石場等における災害を防止するため、事業者等に対する規制、指導等の各種予防対策を実施する。

### 第 1 鉱山災害予防対策

本県における「鉱業法（昭和 2 5 年法律第 2 8 9 号）」に基づく稼動鉱山は、平成 2 0 年 1 2 月末現在、県内に 3 3 箇所あり、石灰石の採掘が主となっている。

関東東北産業保安監督部（経済産業省）は、災害発生時の鉱山における被害発生を防止するため、「鉱山保安法（昭和 2 4 年法律第 7 0 号）」に基づき、次の事項について指導、監督する。

- (1) 落盤、崩壊、出水、ガスの突出、ガスや炭じんの爆発、自然発火・坑内火災の防止
- (2) ガス、粉塵、捨石、鉱さい、坑水、廃水、鉱煙の処理に伴う危害や鉱害の防止
- (3) 機材、器具、火薬類その他の材料、動力、火気の取扱に伴う危害の防止
- (4) 土地の掘削による鉱害の防止、その他の保安

〈資料編 2 - 1 7 - 1 市町別鉱山・採石場・砂利採取場数一覧〉

### 第 2 採石場災害予防対策

本県における「採石法（昭和 2 5 年法律第 2 9 1 号）」に基づく岩石採取場は、平成 2 1 年 3 月末現在 6 5 箇所（内大谷石採取 1 3、芦野石採取 1 4）ある。

県（産業労働観光部）は、災害発生に伴う採石場での被害を防止するため、採石法の遵守を徹底させる。

- (1) 岩石の採取を行う者の登録

岩石の採取を行おうとする者に対し、知事の登録を指導する。

- (2) 採石業務管理者試験の実施

岩石の採取に伴う災害の防止に関する職務を行う業務管理者の資格試験を実施する。

- (3) 岩石の採取計画の認可

災害防止のための方法等について、次の事項を明記した採取計画書を提出させ、遵守義務を課す。

ア 採取場に近接する公共施設、建物の状況

イ 予想される災害の態様、範囲

ウ 土地の崩壊、亀裂、陥没の防止措置

エ 騒音、粉塵、飛石災害、汚濁水流出の災害防止措置

オ 製品・原土石運搬の方法

カ 廃土、廃石の堆積方法

- (4) 指導、監督

緊急措置命令、廃止業者に対する災害防止命令、立入検査等の実施により、岩石採取場に対する指導、監督の強化を図る。

また、事業者による安全パトロールの実施等による自主災害防止体制の確立や災害防止に関する普及啓発を図る。

〈資料編 2 - 1 7 - 1 市町別鉱山・採石場・砂利採取場数一覧〉

### 第 3 砂利採取場災害予防対策

本県における「砂利採取法（昭和 4 3 年法律第 7 8 号）」に基づく砂利採取場は、平成 2 1 年 3 月末現在 6 3 箇所ある。

県（産業労働観光部）は、災害発生に伴う砂利採取場での被害を防止するため、砂利採取法に基づき、次の規制を行う。

(1) 砂利の採取を行う者の登録

砂利の採取を行おうとする者に対し、知事の登録を指導する。

(2) 業務主任者試験の実施

砂利の採取に伴う災害の防止に関する職務を行う業務管理者の資格試験を実施する。

(3) 砂利採取計画の認可（河川区域については、河川管理者の認可となる。）

災害防止のための方法等について、次の事項を明記した採取計画書を提出させ、遵守義務を課す。

ア 採取場に近接する公共施設、建物の状況

イ 予想される災害の態様、範囲

ウ 土地の崩壊、亀裂の防止措置

エ 騒音、粉塵、飛石災害、汚濁水流出の災害防止措置

オ 製品・原土石運搬の方法

カ 廃土、廃石の堆積方法

キ 埋め戻しの方法

(4) 指導、監督

緊急措置命令、廃止業者に対する災害防止命令、立入検査等の実施により、岩石採取場に対する指導、監督の強化を図る。

また、事業者による安全パトロールの実施等による自主災害防止体制の確立や災害防止に関する普及啓発を図る。

<資料編 2-17-1 市町別鉱山・採石場・砂利採取場数一覧>

#### 第4 大谷石採取場跡地の安全対策

本県の大谷石採取場については、平成21年3月末現在、採石法に基づき許可を受けている稼働採取場が13箇所（12事業者）ある。大谷石採取場跡地は、342箇所（稼働坑を含む）が確認されている。

県（産業労働観光部）は、宇都宮市、その他関係機関と連携して、災害発生に伴う大谷石採取場での被害を防止するため、次のような対策を実施する。

##### 1 安全対策事業

(1) 大谷石採取場跡地観測システムの管理運営

財団法人大谷地域整備公社は、地震計による採取場跡地の地下変動の把握・分析及び状況把握を行い、適宜、県及び市へ報告、連絡を行う。

(2) 大谷地区巡回調査

毎週1回（月曜日）、公社及び県・市・石材組合の3者が交代で、陥没箇所を中心に現地の巡回調査を行う。

(3) 大谷石採取場跡地の実態把握

県（産業労働観光部）は、平成元年から平成10年にかけて実態調査を実施したが、今後も、採取場跡地の状況を的確に把握するため、必要な実態調査を計画的、継続的に実施する。

(4) 大谷石採取場跡地安全対策協議会の開催

県（産業労働観光部）は、学識経験者、宇都宮市、国及びその他関係者を委員とする大谷石採取場跡地安全対策協議会を設置し、大谷地区における採取場跡地の安全対策を推進する。

<資料編 2-17-1 市町別鉱山・採石場・砂利採取場数一覧>

## 第 2 3 節 文教施設等災害予防対策

風水害・雪害発生時の幼児・児童・生徒及び教職員の安全を確保するため、学校等は、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

### 第 1 公立学校の対策

#### 1 学校安全計画等の作成

公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育と安全管理の充実を図る。

##### ○「学校安全計画」作成上の留意点

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。

##### ①災害教育に関する事項

- ・学年別、月別の関連教科、道徳及び総合的な学習の時間における指導事項
- ・課外、学校行事等における指導事項

##### ②災害管理に関する事項

- ・防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- ・避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

##### ③災害に関する組織活動

- ・家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施
- ・教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

〈資料編 3-20-1 学校安全計画の概要〉

#### 2 学校等の防災体制の確立

##### (1) 事前対策の確立

校長等は、台風や雷、降雪時の児童・生徒等の安全確保のために、授業、学校行事、部活動等の中止など教育活動の事前対策を確立しておく。

##### (2) 応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

##### (3) 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

#### 3 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

県（教育委員会事務局）及び市町は、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

##### (1) 防災教育の充実

ア 学校等では、学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。  
イ 防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

また、県（教育委員会事務局）が作成した防災関係指導資料や、国が作成する防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

ウ 災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動を通じて他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

## （2）避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

## （3）教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

県（教育委員会事務局）及び市町は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

## 第2 私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じ必要な対策を行う。

県（経営管理部）は、私立学校が公立学校の対策に準じて災害対策を講じる場合に、指導及び助言等を行う。

## 第3 文化財災害予防対策

火災・事故災害対策編第1部火災対策第2章第2節第5の4に準じ、風水害・雪害に備えた対策を行う。



## 第 2 4 節 航空消防防災体制の整備

大規模災害発生時に、消防防災ヘリコプター「おおるり」や他県等ヘリコプターによる災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、県、市町、防災関係機関は、連携して航空消防防災体制の充実強化に努める。

### 第 1 航空消防防災体制の整備

#### 1 消防防災ヘリコプターの活用

県（県民生活部）は、平成 9 年に導入した消防防災ヘリコプター「おおるり」を偵察、救急・救助、消火、人員・物資輸送等の応急対策活動に活用するとともに、引き続き航空消防防災体制の充実・強化に努め、その有効な活用を図る。

#### 2 県消防防災航空隊の活動

県（県民生活部）は、芳賀町にある「栃木ヘリポート」に、県職員、県内消防本部派遣職員、民間委託先の運航関係職員で構成する消防防災航空隊を置き、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動にあたる。

### 第 2 ヘリポートの整備・維持管理

本章第 2 0 節第 1 の 2 のとおりとする。

### 第 3 臨時ヘリポートの整備

県（県民生活部）及び市町は、臨時ヘリポートの確保を推進し、ヘリコプターによる救急・搬送、空中消火、人員・物資輸送等の応急活動が円滑に実施できる体制を全県的に整備する。また災害時に孤立化するおそれのある地域に十分配慮して臨時ヘリポートを整備するよう努める。

#### 1 市町

市町は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、臨時ヘリポートについて、施設等の管理者等と協議して選定し、市町地域防災計画に定めておくとともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、臨時ヘリポート候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

#### 2 県

県（県民生活部）は、ヘリコプターによる応急活動が円滑に実施できるよう、市町が地域防災計画に定めた臨時ヘリポート候補地の場所、状況等についてあらかじめ把握しておく。

また、県消防防災ヘリコプター「おおるり」の飛行場外離着陸場への許可について国土交通省東京航空局東京空港事務所に通年申請を行う。

〈資料編 2-22-1 飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領〉

〈資料編 2-22-2 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

### 第 4 広域航空消防防災応援体制の整備

#### 1 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

(1) 通信体制の整備

応援ヘリコプターと応援要請市町消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者との連絡は、消防無線の全国共通波を使用することとされている。

このため、各消防本部は、全国共通波を実装した無線機の整備に努める。

(2) 事前計画の作成

円滑な広域航空消防応援を受けるため、県（県民生活部）及び市町は、他県等のヘリコプターによる応援を受けて災害応急対策活動を実施する場合の計画を作成しておき、それに基づき必要な事項を整備する。

**2 災害対策関係機関の活動体制の整備**

災害等の捜索救難対策において航空機を使用する県（県民生活部）、県警察、自衛隊の各機関は、「栃木県救難対策航空連絡会議」等を通して次の事項を協議し、迅速、的確な捜索救難対策の実施と安全体制の確立に努める。

- ・航空機を使用する活動における関係機関の役割分担
- ・航空機を使用する活動における連絡調整の方法
- ・災害現場における効率的な協力のあり方

〈資料編 2-22-3 栃木県救難対策航空連絡会議要綱〉

**3 防災情報システムの整備**

県（県民生活部）は、広域的な応援体制の早期確立を図るため、総務省消防庁の災害情報、広域応援、ヘリコプター情報等の全国レベルのネットワークを計画的に活用する。

## 第 2 5 節 防災関係機関相互応援体制の整備

被災市町・消防本部、県の対応能力を超える大規模災害の発生に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制並びに県警察、自衛隊、ライフライン関係機関との協力体制を平常時から確立し、支援部隊や物資等を円滑に受援できる体制を整備する。

### 第 1 市町相互応援体制の整備

#### 1 県内市町間相互応援協定の運用体制の充実強化

市町は、一市町単独では十分な災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備え、平成 8 年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」の適切な運用を図るため、相互連携のもと、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。

県（県民生活部）は、協定が円滑に運用できるよう、必要な支援及び協力を行う。

##### (1) ブロック内市町及び各ブロック間の連絡体制

市町は、応援活動を迅速かつ円滑に行うため、ブロック（県内を 8 地域に区分）内の市町及び各ブロック間の災害時の連絡体制について確認しておく。

##### (2) 連絡会議の開催

市町は、協定の円滑な運用を図るため、定期的及び必要に応じて各ブロック毎に連絡会議を開催し、協定の内容や各市町の応援体制について確認を行うとともに、ブロック内相互応援体制の充実・強化に向けて必要な検討を行う。

また、各ブロック間の相互応援体制の調整を図るため、各ブロック代表市町から成る「災害対策連絡会議」を開催し、県全域の広域応援体制の充実、強化に向けて必要な検討を行う。

##### (3) 体制の充実強化

市町は、協定の円滑な運用を図るため、被災市町の応援要請、応援市町の支援準備、応援業務の実施、県の災害対策業務との連携等に関する基本ルールの策定を検討する。

また、ブロック内での各市町の地域特性等を考慮した共同備蓄の推進や、ブロック内合同防災訓練の実施について検討する。

<資料編 2 - 2 3 - 1 災害時における市町村相互応援関係>

#### 2 その他災害時相互応援協定の締結の推進

市町は、大規模災害発生時においては、被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、県の区域を越えた市町を含め、できるだけ多くの市町との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

### 第 2 都道府県相互応援体制の整備

#### 1 「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」の適切な運用

県（県民生活部）は、大規模な災害が発生し、県単独では十分な被災者の救援等災害応急対策が実施できない場合に備え、「福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援協定」の適切な運用を図り、五県の相互応援体制の整備に努める。

##### (1) 連絡体制の整備

大規模災害発生時の連絡が円滑に行えるよう、毎年度当初に五県の災害対策担当職員及び連絡

先等を相互に交換しておく。

(2) 連絡会議の開催

協定の円滑な運用を図るため、毎年度五県の連絡会議を開催し、それぞれの応援体制の確認を行うとともに、必要な情報交換に努める。

(3) 防災関係資料の交換

大規模災害時における円滑、迅速な応援受入れ、応援業務の実施を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート、緊急輸送道路等に関する情報を相互に交換する。

(4) 応援の受入れ体制、応援体制の整備

大規模災害時における他県からの職員、救援物資等の応援を速やかに受け入れる施設の整備等受入れ体制の整備に努める。

また、他県からの応援要請等に基づく応援業務を円滑、迅速に実施するため、応援対策本部の設置、職員の派遣、救援物資の送付等に関する体制の整備に努める。

(5) 総合防災訓練への参加

協定に基づく応援業務、受入れ体制を実効性のあるものとするため、五県の総合防災訓練に互いに参加し、相互応援体制の充実、強化に努める。

## 2 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）の適切な運用

県（県民生活部）は、広域かつ大規模な災害の発生に備えて、「震災時等の相互応援に関する協定」の適切な運用を図り、関東地方知事会構成の1都9県による広域的相互応援体制の整備に努める。

(1) 連絡体制の整備

毎年度当初に1都9県の災害対策担当部課及び連絡先等を相互に交換し、大規模災害発生時の連絡体制を整備する。

(2) 連絡会議の開催

協定の円滑な運用を図るため、毎年度連絡会議を開催し、各都県の応援体制の確認を行うとともに、必要な情報交換に努める。

(3) 防災関係資料の交換

大規模災害発生時における円滑、迅速な応援受入れ、応援業務の実施を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート、緊急輸送道路等に関する情報を相互に交換する。

(4) 震災時等の相互応援に関する協定活動マニュアルの整備

各都県の具体的な活動指針となるべく作成された「震災時等の相互応援に関する協定活動マニュアル」により、災害発生時初期、緊急救援期及び救護期等それぞれの時期における、適切な応援受入れ又は応援出動時の手順等について熟知するとともに、必要に応じてマニュアルに則した行動を円滑に行うための体制の整備に努める。

(5) 応援の受入れ体制、応援体制の整備

大規模災害時における他都県からの職員、救援物資等の応援を速やかに受け入れる施設の整備等受入れ体制の整備に努める。

また、他県からの応援要請等に基づく応援業務を円滑、迅速に実施するため、応援対策本部の設置、職員の派遣、救援物資の送付等に関する体制の整備に努める。

(6) 各都県の総合防災訓練への参加

協定に基づく応援業務、受入れ体制を実効性のあるものとするため、各都県での総合防災訓練へ互いに参加し、相互応援体制の充実、強化に努める。

〈資料編 2-23-3 震災時等の相互応援（1都9県相互応援）関係〉

## 3 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（全国知事会）の適切な運用

県（県民生活部）は、広域かつ著しく大規模な風水害の発生に備えて、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」の適切な運用を図り、広域的相互応援体制の充実、強化に努める。

#### （１）連絡体制の整備

毎年度当初に全国知事会へ連絡責任者及び連絡先等を報告し、大規模災害時発生時の連絡体制を整備する。

#### （２）応援の受入れ体制、応援体制の整備

大規模災害時における他都県からの職員、救援物資等の応援を速やかに受け入れる施設の整備等受入れ体制の整備に努める。

また、他都県からの応援要請等に基づく応援業務を円滑、迅速に実施するため、応援対策本部の設置、職員の派遣、救援物資の送付等に関する体制の整備に努める。

〈資料編 ２－２３－４ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定〉

### 4 「災害時相互協力に関する申合せ」（国土交通省関東地方整備局企画部、茨城県土木部、栃木県県土整備部、群馬県県土整備部、埼玉県県土整備部、千葉県県土整備部、東京都建設局総務部、神奈川県県土整備部、山梨県県土整備部、長野県建設部、さいたま市建設局、千葉市下水道局、横浜市安全管理局及び川崎市建設局（以下「構成機関」という。）の適切な運用

各構成機関が所管する区域において、国土交通省所管の法令等に基づき設置された公共施設に係わる災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合の相互協力の内容を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資するため、「災害時相互協力に関する申合せ」の適切な運用を図る。

#### （１）協力内容

- ①災害に関する情報の提供
- ②災害対策車両、通信機器等の貸付
- ③被災地調査職員、機器操作要員等の人員派遣
- ④応急復旧資機材の貸与
- ⑤その他、必要と認められる事項

#### （２）相互協力の連絡等

構成機関は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、災害時における被災情報等を共有化するものとする。また平常時については、緊急時の連絡体制、災害時に他の機関に貸付が可能な車両、通信機器の一覧並びにその他の防災に関する情報及び資料の交換を行うものとする。

〈資料編 ２－２３－７ 災害時相互協力に関する申合せ〉

## 第３ 消防広域応援体制の整備

### 1 県内消防相互応援体制の整備

#### （１）協定の適切な運用

消防本部は、一消防本部の対応能力を超える災害が発生した場合に備えて昭和５６年に締結した特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

#### （２）栃木県広域消防応援等計画による充実強化

消防本部は、「特殊災害消防相互応援協定」に基づく応援に具体性を持たせるため、県（県民生活部）と県消防長会で平成１６年４月に策定した「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について熟知し、消防機関の有機的連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

#### （３）広域消防応援訓練の実施

県（県民生活部）及び消防本部は、県内全消防本部による合同訓練を実施し、「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請、応援出動及び相互連携した応急活動が円滑に行えるよう努めるとともに、訓練後に明らかになった課題等を踏まえ、体制及び計画の改善を行い、より効果的な広域応援体制の整備を図る。

〈資料編 2-19-1 特殊災害消防相互応援協定〉

〈資料編 2-23-5 栃木県広域消防応援等計画〉

## 2 緊急消防援助隊の整備

県（県民生活部）及び消防本部は、相互に協力して、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を効果的かつ充実したものとするため創設された「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努めるとともに、県外への栃木県隊出動体制の整備に努める。

### (1) 受援体制の整備

県（県民生活部）及び消防本部は、県外からの緊急消防援助隊が被災市町長等の指揮の下円滑に活動できる体制の確保を図るため、平成20年度に策定した「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、応援要請手順、指揮体制、通信運用体制、情報提供体制その他必要な事項を熟知しておく。また、県（県民生活部）は、随時計画の見直しを行い、必要に応じて、県代表消防機関と調整の上改善を行い、より効果的な受援体制の確立を図る。

### (2) 県外応援体制の整備

消防庁長官より県外への応援出動の求め又は指示があった場合に、県単位で設置した緊急消防援助隊を円滑に派遣し、効果的な応援が実施できるよう、県（県民生活部）は、県代表消防機関と協力して、応援等実施計画の策定を行う。

## ○県内緊急消防援助隊編成状況（平成21年4月現在）

指揮隊	救助部隊	救急部隊	消火部隊	後方支援隊	特殊災害隊 (毒劇物等対応)	特殊装備隊 (その他の特殊装備)	航空部隊	合計
2隊	9隊	18隊	26隊	18隊	6隊	3隊	1隊	70隊

## 第4 市町・警察・自衛隊等との連携

### 1 県と市町の連携強化

県（県民生活部）は、市町防災担当職員に対する説明会等の開催、各種防災訓練の合同実施、市町地域防災計画の修正における助言・支援等を行い、市町における防災力の向上を図るとともに、県と市町が連携した災害対策が実施できるよう、より一層の連携体制の強化に努める。

### 2 県と県警察との連携体制整備

県（県民生活部）と県警察は、災害発生時に、救助活動、交通規制、避難誘導等の応急対策活動に加えて、公共の安全や社会秩序を維持できるよう、平常時より相互の情報連絡体制を充実するとともに、共同の防災訓練を実施する等平常時より連携体制の強化を図る。

また、県警察は、全国全ての都道府県に設置され、大規模災害時に広域的に即応できかつ高度の救出救助能力を有する「広域緊急援助隊」の応援を要請した場合に、受入れが円滑に実施できるよう、県（県民生活部）と協力して受け入れ体制の強化を図る。

### 3 県と自衛隊間の連携体制の強化

県（県民生活部）と自衛隊は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、各々の計画の調整を

図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施に努める等、平常時から連携体制の強化を図る。

また、県（県民生活部）は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。

#### 4 県、県警察、消防本部及び自衛隊による連携体制の強化

県（県民生活部）、県警察、消防本部（消防長会）及び自衛隊は、県内に大規模災害が発生した場合、各機関が連携を密にしながら、初期の段階における消火、救助、捜索等を迅速かつ的確に実施できる体制を確立することで県民の生命・財産を守るため、「災害時の初動体制確立のための関係機関連絡会議」を年度毎に開催し、初期活動における関係機関の役割分担や、連絡調整方法、効率的な協力方法等の検討を行い、相互連携体制の強化を図る。

〈資料編 3-1-5 災害時の初動体制確立のための関係機関連絡会議要綱〉

### 第5 ライフライン等事業者及び協定先機関等との連携

#### 1 ライフライン等関係機関との連携

県（県民生活部）は、県内に大規模災害が発生した場合に、ライフライン等関係機関と連携・協力を図り、県民の安全と県民生活の早期安定を確保するため、ライフライン等関係機関の効率的な応急対策業務の実施や、県との連携方法、その他必要事項の報告や検討を行う「ライフライン等関係機関連絡調整会議」を年度毎に開催し、県とライフライン等関係機関の連携を図る。

○「ライフライン等関係機関連絡調整会議」構成機関

- ・東日本電信電話(株)栃木支店
- ・東京電力(株)栃木支店
- ・東京ガス(株)宇都宮支社
- ・東日本旅客鉄道(株)大宮支社
- ・東武鉄道(株)
- ・栃木県建設産業団体連合会

〈資料編 3-1-6 ライフライン等関係機関連絡会議設置要綱〉

#### 2 その他協定先等との連携

県（各部局）は、災害時に県民に対する医療救護、輸送、物資供給、情報収集伝達等の活動を適切に行い、県民の安全と県民生活の早期安定を確保するため、これらを行う機関と応援協定を締結し、連絡体制の充実を図る等平常時より連携を強化しておくとともに、要請手順、調達方法、経費負担等の確認を行っておく。

〈資料編 2-23-6 県協定締結状況一覧〉

## 第26節 孤立集落災害予防対策

風水害・雪害発生時に土砂崩れや積雪による孤立する可能性のある地区に対する応急対策活動に資するため、県、市町及び県民は連携して平常時から、情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

### 第1 現状と課題

平成19年9月の台風9号では、日光市湯西川地区において一時住民と滞在者が孤立した。

本県では、風水害・雪害発生時に孤立する可能性のある地区が257箇所(H21.3.31現在)存在している。

このような地区では、情報通信と交通手段の途絶が生じ、住民や滞在者に多大なる不安と生活の不便を強いることから、臨時ヘリポートの指定や備蓄量の嵩上げ、資機材等の整備を行う。

### 第2 県の対策

県(県民生活部、環境森林部、県土整備部)は、風水害・雪害発生時に孤立する可能性のある地区において孤立する原因となる土砂崩れ等の危険箇所について計画に沿って整備を進める。また、市町が行う自主防災組織等への資機材等の整備に対し助成するとともに、衛星携帯電話等災害時に有効な通信機器を整備する。

### 第3 市町の対策

市町や消防本部は、孤立する可能性のある地区の自主防災組織や自治会に対し、孤立した場合、有効な衛星携帯電話等の通信機器を配備するなどの整備を行うとともに、物資や緊急搬送を担うヘリコプターの臨時ヘリポートを定めておく。

### 第4 住民等の対策

#### (1) 住民の対策

孤立する可能性のある地区に住む住民は、本章第5節第1に記載の県民の備蓄量3日分に加え、1週間程度の量を確保しておくよう努める。

#### (2) 地域の対策

孤立する可能性のある地区の自主防災組織・自治会・事業所等は、行政機関等が到着するまで、連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信するため、操作や手順等の訓練を実施する。



# 第3章 応急対策

## 第1節 活動体制の確立

県の地域に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は災害対策本部を設置し、国、市町、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

### 第1 県の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考 (勤務時間外の配備)
注意体制	①小規模な災害が発生するおそれがある場合 ②小規模な災害が発生した場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	消防防災課及び公共部門関係課職員は直ちに登庁し、小規模災害対策を実施
警戒体制	①中規模な災害が発生するおそれがある場合 ②中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合 (台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等)	災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	消防防災課及び警戒配備に該当する各部局災害対策関係職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施
第1非常配備	①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	第1非常配備に該当する職員(本部及び支部の応急業務を担当する部班における所要の人員)は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施
第2非常配備	災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部を設置し、全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	第2非常配備に該当する職員(本部各部、支部の全組織における所要の人員又は全員)は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

## 第2 注意体制

県は、県内に災害警戒本部を設置するに至らない小規模な災害が発生した場合または災害が発生する恐れのある場合、注意体制をとる。県民生活部消防防災課及び公共部門関係課職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
  - ア 被害が発生した日時、場所
  - イ 被害の程度
  - ウ 被害に対してとられた措置
  - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報の国（総務省消防庁その他必要に応じ関係省庁）への報告
- (4) 必要に応じて関係部局等への通報
- (5) 必要に応じて危機管理監、知事等への報告
- (6) 災害応急対策(小規模)

## 第3 災害警戒本部の設置

県は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、栃木県災害警戒本部設置要綱第2条第1項の規定により、栃木県災害対策・危機管理委員長（危機管理監）を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

### 1 災害警戒本部の設置、解散の時期

- (1) 災害警戒本部設置の基準

次のいずれかに該当する場合において栃木県災害対策・危機管理委員長が必要と認めるとき

  - ア 県内に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発せられる等中規模な災害発生のおそれがあるとき
  - イ 県内に中規模の災害が発生したとき
- (2) 設置場所

災害警戒本部は、栃木県庁内に設置する。県庁内に災害警戒本部を設置することができない場合は、災害警戒本部長の指定する場所に設置する。
- (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

  - ア 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき
  - イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
  - ウ 災害対策本部が設置されたとき

### 2 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、栃木県災害警戒本部設置要綱の定めるところによる。

### 3 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- (2) 災害対策本部の設置に関すること

(3) 災害応急対策の実施に関すること

#### 4 代決者

本部長(危機管理監)不在時等の意思決定は副本部長(消防防災課長)が、本部長、副本部長ともに不在時等の場合には、危機管理・災害対策室長が行う。

### 第4 災害対策本部の設置

#### 1 災害対策本部の設置、解散の時期等

県は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の規定により、知事を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

##### (1) 設置基準

次の各号に掲げる場合において知事が必要と認めるときに設置する。

- ア 県内に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発表され、大規模な災害発生のおそれがある場合
- イ 県内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる大規模な災害が発生した場合
- ウ 県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

##### (2) 設置場所

災害対策本部は、栃木県庁内に設置する。県庁内に災害対策本部を設置することができない場合には、県消防学校等知事の指定する場所内に設置する。

##### (3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続する。

##### (4) 支部の設置

災害対策本部が設置された場合、次に該当する地方合同庁舎に支部を置く。

- ア 管内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- イ 管内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合
- ウ 他支部の支援等のため必要がある場合

##### (5) 中央連絡部の設置

災害対策本部が設置された場合、東京事務所に中央連絡部を置く。

##### (6) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

#### 2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

- (1) 総務省消防庁
- (2) 市町、消防本部
- (3) 陸上自衛隊第12特科隊
- (4) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- (5) その他の関係機関(国の関係省庁、隣接県等)

#### 3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、栃木県災害対策本部条例(昭和37年9月25日栃木県条例第

44号)及び栃木県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱の定めるところによる。

#### 4 災害対策本部等の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害救助法の実施に関する事
- (2) 災害応急対策の実施、調整
- (3) 本部の活動体制に関する事
- (4) 支部の活動体制に関する事
- (5) 国、他の都道府県、市町への応援要請
- (6) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整
- (7) 応援に関する事
- (8) 災害広報に関する事
- (9) 災害対策本部の解散
- (10) その他重要な事項に関する事

#### 5 代決者

本部長(知事)不在時等の意思決定は副本部長(副知事)が、本部長、副本部長ともに不在時等の場合には、危機管理監が行う。

〈資料編3-1-1 栃木県災害対策本部条例〉

#### 6 災害対策本部職員の証票等

本部長、副本部長、本部員、その他の職員は、災害対策活動に従事するときは、所定の腕章を着用する。また、災害対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す。

〈資料編3-1-7 県災害対策本部職員の証票等〉

### 第5 市町及び防災関係機関の活動体制

市町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

### 第6 市町への支援

県は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、当該市町の被害情報の収集を行うとともに、避難勧告、応急救助、その他市町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う、また人的な支援だけでなく物資の提供や機材の貸与、施設の提供など積極的な支援を行う。

## 災害対策本部



## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

関係機関は、気象予警報、水防警報等を関係機関、住民に対し迅速に伝達する体制を整備する。また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要となる情報収集を行うため、関係機関は、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、各種通信手段の確保を図る。

### 第1 情報収集伝達体制

県は、災害発生時の情報の収集、伝達を24時間365日体制で迅速、適切に実施する。

#### 1 県

##### (1) 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（県民生活部長、危機管理監等）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

##### (2) 災害対策主管課の体制

###### ア 緊急登庁体制

災害対策の主管課である県民生活部消防防災課職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、被災市町や防災関係機関との連絡調整にあたる。

###### イ 連絡体制

市町、消防本部、宇都宮地方気象台等からの災害情報、気象予警報等を24時間365日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、国（総務省消防庁）、防災関係機関に対し、火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

##### (3) 携帯電話等の配備

災害対策関係職員に対し携帯電話を配備し、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、各種防災情報を携帯電話向けにメールで配信する。

#### 2 市町及び防災関係機関

市町及び防災関係機関は、県の体制に準じ、24時間365日体制で情報の収集、伝達等を迅速に行うものとする。

### 第2 警戒情報等の伝達

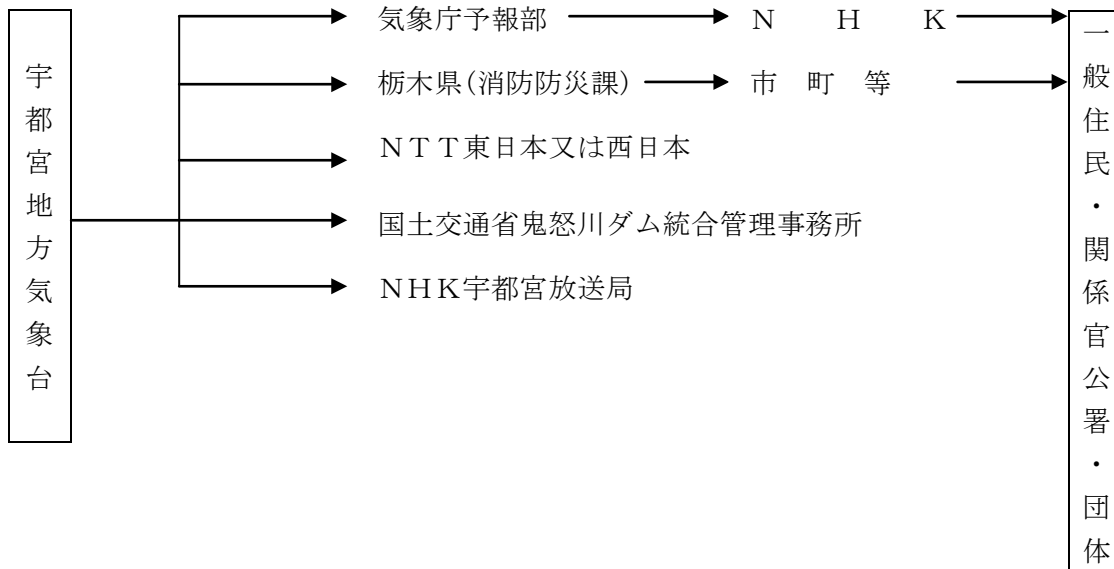
#### 1 気象予警報

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報（本編第2章第1.1節参照）は以下により速やかに通知する。

〈資料編1-3-3 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準〉

〈資料編1-3-5 地域気象観測所配置図（栃木県）〉

＜気象注意報・警報の伝達系統＞



＜資料編 3-2-5 気象注意報・警報 消防防災課からの伝達先＞

ア 宇都宮地方気象台

宇都宮地方気象台は、気象注意報・警報、気象情報を発表したときは、速やかに関係機関に通知する。

イ 県

県（消防防災課）は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、速やかに関係課、出先機関、市町、消防本部等の関係機関に通知する。

ウ 県警察本部

県警察本部（警備第二課）は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、速やかに本部内関係課、関係の各警察署に通知する。通知を受けた警察署は、速やかに管内交番、駐在所に通知する。

エ 市町

県からの通知やラジオ、テレビ放送等によって気象注意報、気象警報を知ったときは、必要に応じて住民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

オ 放送関係機関

放送関係機関は、気象注意報・警報の通知を受けた場合、必要に応じて、番組の間を利用又は番組を中断するなどして、速やかに県民に対してその旨の周知を図る。

2 土砂災害警戒情報

栃木県（県土整備部）と宇都宮地方気象台が共同で作成し、災害対策基本法、気象業務法に基づき発表する。土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

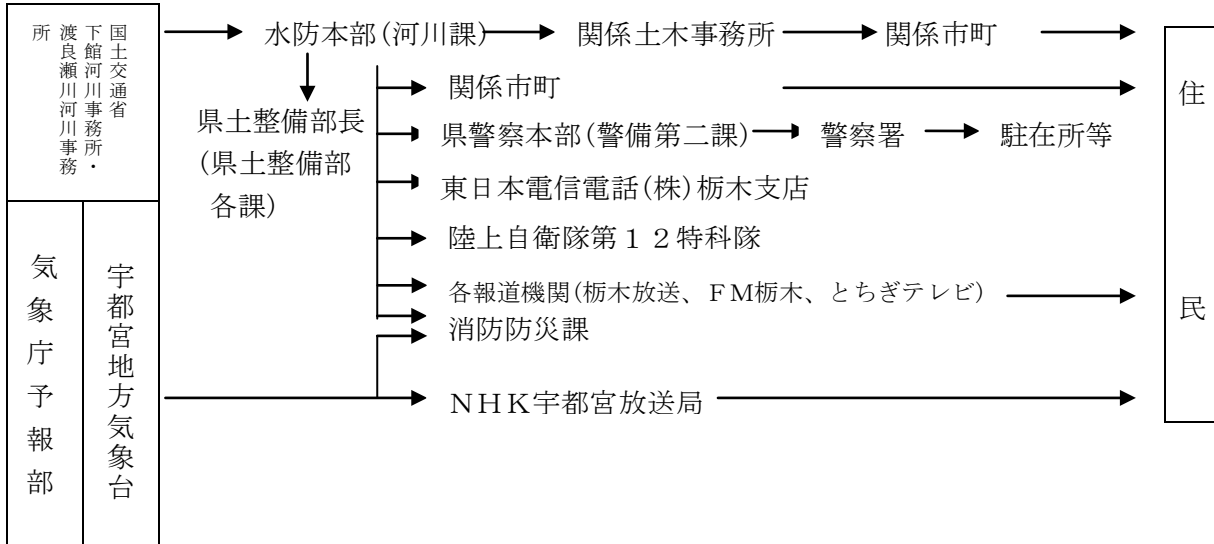
3 指定河川の洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川について、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同し、また知事が定める河川について、栃木県河川課と宇都宮地方気象台とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表する。

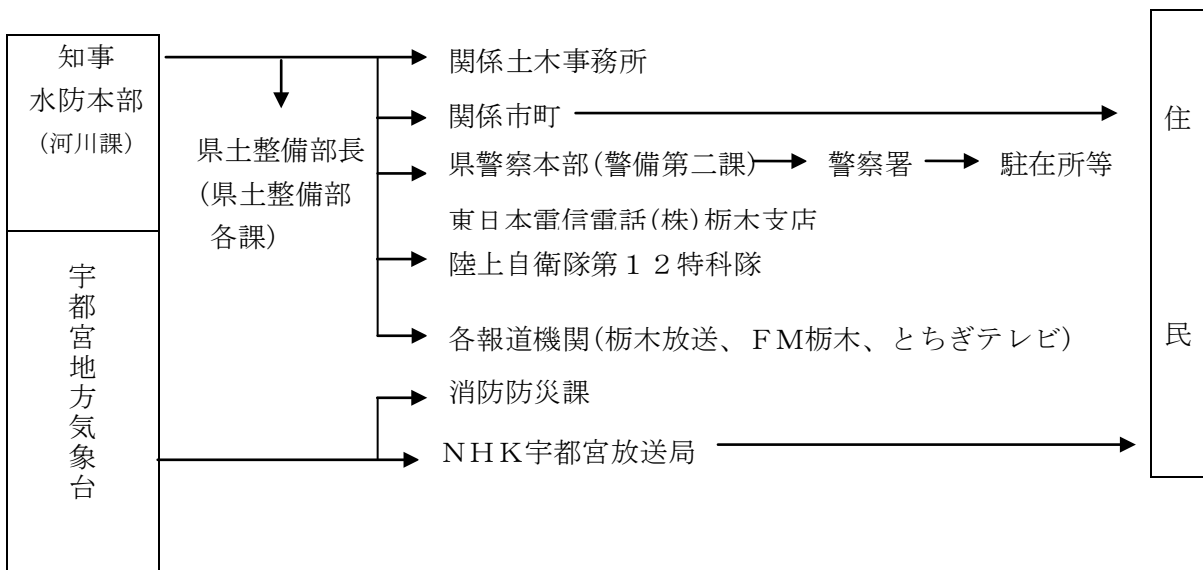
(本編第2章第8節参照)

< 指定河川の洪水予報等の伝達系統 >

○国土交通大臣の指定する河川



○知事の指定する河川



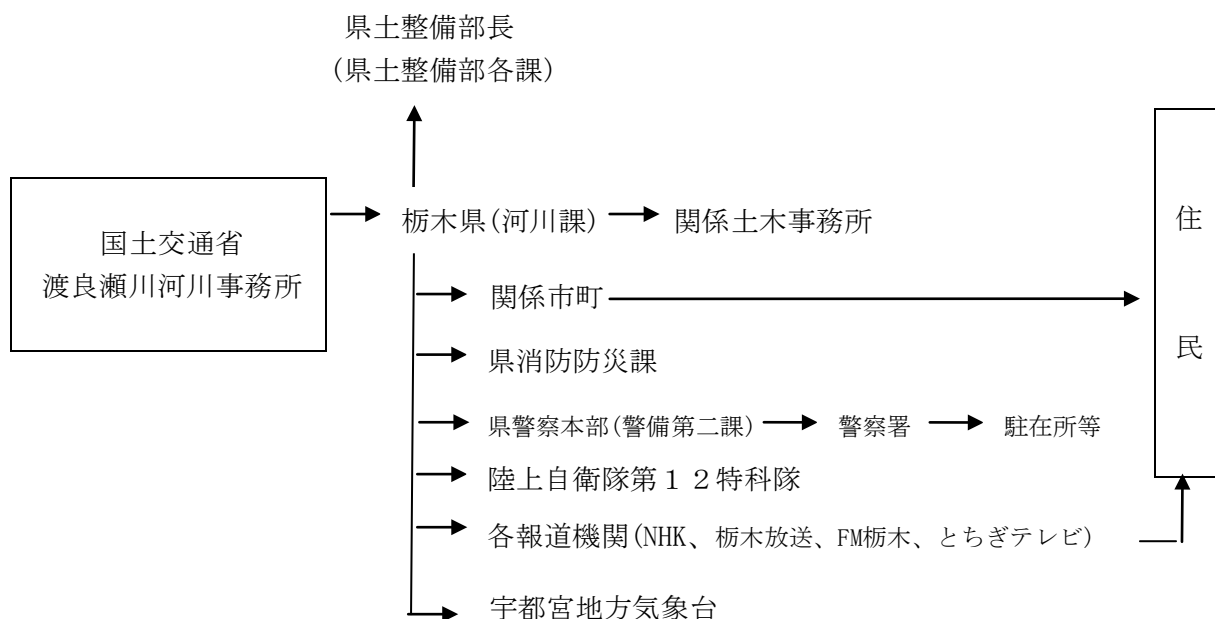
4 水位周知

水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川において、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して国土交通大臣の指定する河川については関係都道府県知事に通知し、知事の指定する河川については直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、一般に周知させなければならない。

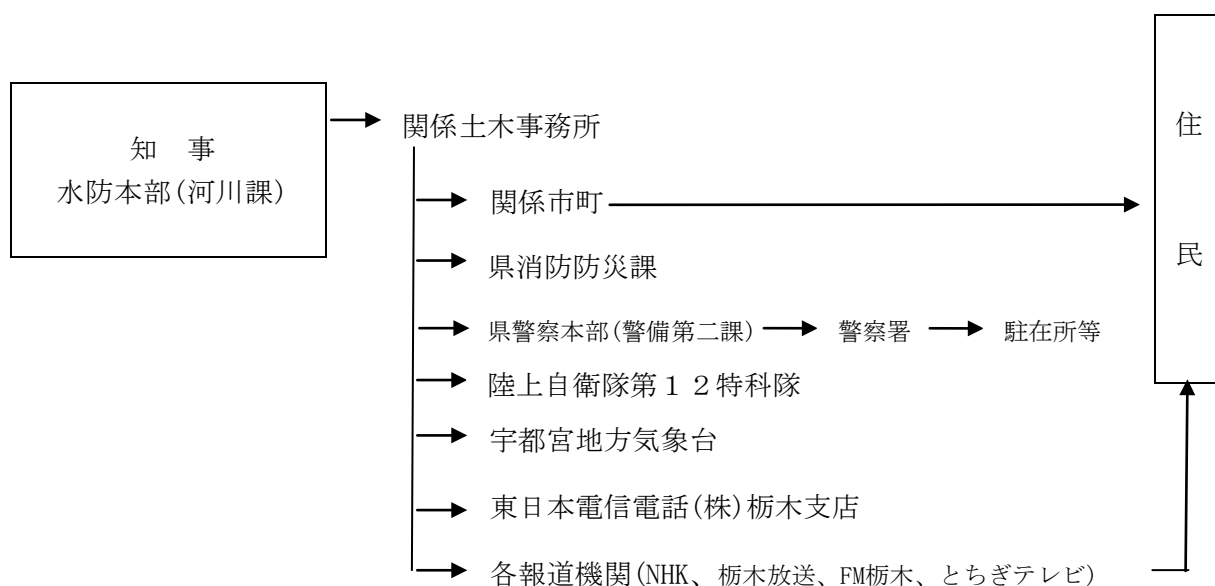
< 水位周知の伝達系統 >



○国土交通大臣の指定する河川



○知事の指定する河川



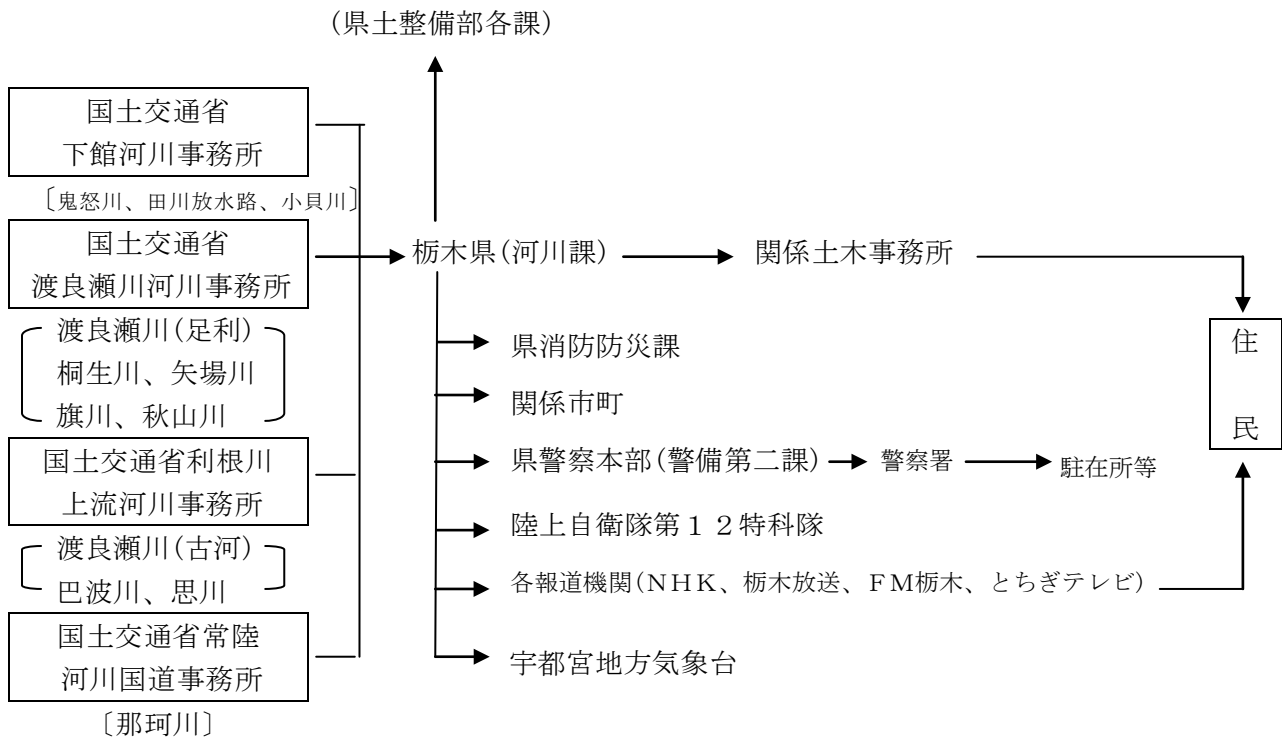
5 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川、湖沼において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事の指定する河川については知事が水防を必要がある状況（本編第2章第8節参照）を発表する

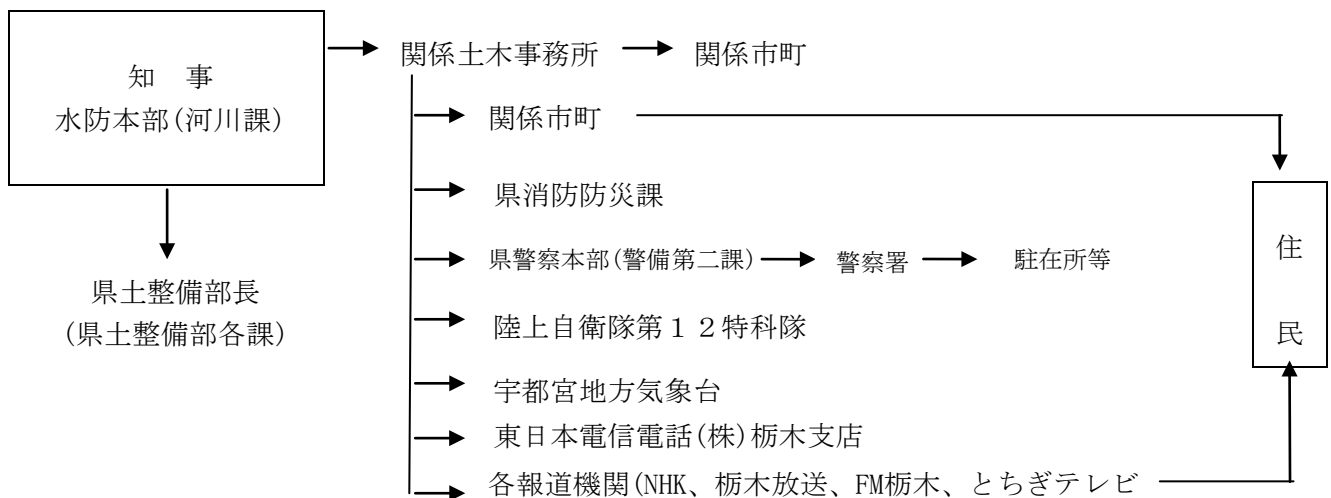
<水防警報の伝達系統>

○国土交通大臣の指定する河川

県土整備部長



○知事の指定する河川



6 ダム放流通報

ダム管理者は、洪水調節のため放流を行う場合は、ダム操作規則・細則の定めるところにより関係機関に通報する。

〈資料編3-2-1 ダム放流通報一覧表〉

7 鉄道・電気事業の用に適合する予報、警報

気象台は、鉄道事業施設、電気事業施設の気象等による災害の防止と事業の運用に資するため、鉄道気象通報、電力気象通報を行う。

## 8 一般県民からの通報

### (1) 発見者（一般県民）の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、市町又は警察官に通報する。なお、土砂災害危険箇所において土砂災害発生の前兆を発見した場合、遅滞なく県（土木事務所）、市町又は警察署に通報する。

### (2) 市町、警察官の処置

ア 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町へ通報する。

イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた市町は、状況を調査し、判明した情報を直ちに県（消防防災課）、宇都宮地方气象台、関係機関に通報する。

## 第3 被害状況等の情報収集

### 1 収集すべき情報

県、市町は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- (2) 降雨、降雪、河川水位、ダム・湖沼の水位状況
- (3) 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難の状況
- (4) 道路、河川、農地、建物、山林、鉄道等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 消防、水防等の応急措置の状況
- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- (9) 医薬品その他衛生材料の補給の要否
- (10) その他法令に定めがある事項

### 2 県の情報収集

県は、次により被害状況等の早期把握に努める。

#### (1) 関係機関からの情報収集

市町、消防本部、県警察、ライフライン関係機関等に被害状況を照会し、情報を収集する。なお、速やかな対応と相互応援体制の速やかな運用を図るため、必要と判断される被害情報を情報提供機関に対し定期的に伝達し、情報の共有化を図る。

#### (2) 県の機関による情報収集

庁内の関係課は、それぞれの担当分野において把握した情報を相互に提供し、情報の共有化を図る。応急対策活動において把握した情報を相互に提供し、共有化を図る。

また、被災地の土木事務所等県出先機関から、被災地の状況、所管施設等の状況について情報収集を行う。

#### (3) ヘリコプター活用による情報収集

##### ア 県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる情報収集

消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターを出動させ、上空からの目視、画像伝送等により被災地域の情報収集を行う。

##### イ 陸上自衛隊ヘリコプターによる情報収集

陸上自衛隊第12特科隊との連携を図り、ヘリコプターによる空中偵察を行う。

##### ウ 他県等の応援ヘリコプターによる情報収集

災害の状況等により、必要と判断される場合は、福島県、茨城県、群馬県、新潟県との相互

応援協定や関東地方知事会構成都県の相互応援協定に基づき、他県等の消防防災ヘリコプターによる被災地の情報収集を要請する。

#### (4) 県職員の派遣

災害の状況により、消防防災課職員（災害対策本部が設置された場合は、本部事務局職員）を現地（現地災害対策本部、市町災害対策本部等）に派遣し、情報収集を行う。

#### (5) 無線による情報収集

アマチュア無線家等の無線設備所有者の協力を得て、被害情報を収集する。

〈資料編 3-2-2 アマチュア無線団体名簿〉

### 3 市町及び消防本部の情報収集

市町は、市町地域防災計画の定めるところにより、災害情報を収集するものとする。

消防本部は、県民等からの 119 番通報等により、職員の現地派遣、消防無線等の活用等により情報の収集を行う。

### 4 県警察による情報収集

県警察本部は、県民等からの 110 番通報等による災害情報等により、警察官の現地派遣により情報の収集を行うほか、必要に応じて、県警ヘリコプター「なんたい」を出動させ、上空からの目視、画像伝送等により被災地域の情報収集を行う。

## 第 4 被害状況の報告

### 1 市町、消防本部の報告

(1) 市町、消防本部は、市町の区域内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 市町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

〈資料編 3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

〈資料編 3-2-4 即報基準一覧〉

### 2 県の報告

県は、県の区域内に災害が発生し、火災・災害等即報要領により、市町から報告を受けたときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を国（総務省消防庁）に報告する。

なお、災害対策基本法第 53 条第 2 項の規定による内閣総理大臣への報告と災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防第 246 号）、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防第 267 号）による消防庁長官への報告は、一体的なものとして取り扱うものとする。

また、確定報告は、応急措置の完了後 20 日以内に、国（総務省消防庁）に提出する。

## 第 5 通信手段の種類

災害時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。なお、県、市町等が災害時に利用する通信施設が不足する場合、県（県民生活部）は、国（総務省関東総合通信局）、電気通信事業者等に調達を要請するものとする。

区分	通信手段	説明
県防災行政ネットワーク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う
中央防災無線		内閣府を中心に、指定行政機関等や指定公共機関等を結ぶネットワーク
消防防災無線		消防庁と全都道府県を結ぶ通信網で、電話及びファクシミリによる相互通信と、消防庁からの一斉通報に利用する
市町防災行政無線		市町の地域において、災害情報の収集、地域住民への伝達を行う無線設備
NTT	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機(一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定する)
	非常・緊急通話用電話	災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関連機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話(災害時優先電話の設定が必要。)
NTTドコモ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機(一般契約携帯電話機を株式会社NTTドコモと協議して事前に設定する)
その他	消防無線	消防機関の設置する無線設備
	警察通信	県警察専用電話及び無線通信
	企業局無線	県企業局の設置する無線通信

その他	非常通信	関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	防災相互通信用無線機	国、県、市町、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

## 第6 通信施設の利用方法

### 1 県防災行政ネットワーク

(1) 県から県出先機関、市町、消防本部等へ災害に関する情報等を伝達するときは、一斉通信によ

り行い情報伝達の迅速化を図る。

- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、重要通信を確保するため、必要に応じ通信の統制を行う。
- (3) 災害対策を行う上で重要な要因となる各種の気象情報、アメダス情報、河川水位情報等をリアルタイムで県出先機関、市町、消防本部等へ防災情報システム等を利用して配信する。

## 2 公衆電気通信設備の利用

県、市町、防災関係機関は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなることが予測されるので、「災害時優先電話」、「非常・緊急通話用電話」をあらかじめ東日本電信電話株式会社及び株式会社NTTドコモに登録する等措置しておく。

### (1) 災害時優先電話の利用

災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

### (2) 非常・緊急通話用電話の利用

防災関連機関は、災害時優先電話からの発信が困難な場合、「緊急扱い電話」又は「非常扱い電話」を交換手扱いにより利用する。あらかじめ登録された災害時優先電話から局番なしの「102」をダイヤルしオペレータへ申し込む。

### (3) 孤立防止対策用衛星電話の使用

孤立防止対策用衛星電話（KU-1ch）は、災害時において通信の途絶を防止するため、県内の地域孤立が予想される公的施設に設置している設備であり、一般加入電話の途絶に際しては、この無線電話を利用し、通信の確保を図る。

〈資料編3-3-1 孤立防止対策用衛星電話機設置場所一覧表〉

## 3 消防無線の共通波の利用

消防機関は、消防無線により消防機関相互間の通信を必要とする場合は、消防無線の共通波（県波・全国波）で行う。

## 4 警察通信設備の優先利用

県、市町、指定行政機関、指定地方行政機関は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

## 5 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

### (1) 非常通信の発信・受信

非常通信は、無線局等の免許人が自ら発信・受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信・受信する。また、無線局等の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、急迫の危険、緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

### (2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局等に依頼する。依頼する無線局等の選定にあたっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の無線局等を選定することが望ましい。

〈資料編3-3-2 関東地方非常通信協議会構成表〉

### (3) 依頼の方法

ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

- イ 通報は何通でも依頼できるが、1通の通信文はなるべく本文200字以内とする。
- ウ あて先は、住所、氏名（職名）、わかれば電話番号をはっきり記載する。
- エ 本文の末尾に発信人名を記載する。
- オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

#### (4) 取扱い無線局等

官公庁、会社、アマチュアなどの総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができる。

ただし、無線局等の機能及び通信可能範囲等は異なっているので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局等を十分把握しておく。

##### 〈資料編3-3-3 栃木県非常通信用無線局局名録〉

#### (5) 非常通信の経路

各市町から県へ伝送される非常通信の主な経路は、次のとおりである。

##### 〈資料編3-3-4 非常通信計画〉

### 6 防災相互通信用無線局の利用

災害の現地において防災関係機関等が災害応急対策のため、相互に連絡を行う場合は防災相互通信用無線を利用する。なお、保有機関、呼出名称等は次のとおりである。

##### 〈資料編3-3-5 防災相互通信用無線局一覧表〉

## 第7 通信施設の応急復旧

### 1 県防災行政ネットワーク

(1) 通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、地上系回線と衛星系回線を使い分けるなどの確かな臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市町、防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。

(2) 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- ア 要員の確保
- イ 予備電源装置の起動確認
- ウ 機器動作状態の監視の強化
- エ 衛星可搬局の配置

(3) 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- ア 衛星可搬局による通信回線の確保
- イ 職員等による仮復旧の実施

### 2 公衆通信

東日本電信電話株式会社は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) 可搬型無線機、応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。
- (2) 交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用し応急復旧を図る。
- (3) 電力設備被災局には、移動電源車、大容量可搬型電源装置を使用し復旧を図る。
- (4) 基幹伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置、衛星車載局、衛星通信システムによる応急復旧を図る。

### 3 移動通信

株式会社NTTドコモは、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) 移動通信無線基地局が被災した場合には、可搬型移動無線基地局車を使用し、回線の応急復旧

を図る。

(2) 移動通信無線基地局等の電力設備が被災した場合には、移動電源車を使用し、応急復旧を図る。

#### 4 警察通信

県警察は、被災地域における災害応急対策の実施機関で、警察通信はこの対策に必要な情報の収集、伝達等の手段を確保する重要な役割を担っており、応急出動態勢についても次に示すような対策を講じる。

##### (1) 要員の確保

警察通信職員全員を対策要員とし、非常時における招集のための連絡体制を定める。

##### (2) 応急用資機材の確保

非常用電源(可搬用発動発電機)、応急用無線電話機等の応急通信回線設定用資機材を常備し、応急出動時に使用する。

##### (3) 訓練の実施

非常招集訓練、応急通信回線設定訓練等について、定例的なものはもとより、情勢に応じて随時実施する。

### 第8 放送要請

県、市町が災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに放送を要請する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を要請する。

〈資料編3-4-1 関係報道機関各社一覧表〉

〈資料編3-4-2 災害時における放送要請に関する協定〉



## 第3節 災害拡大防止活動

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂災害、倒木等による被害の拡大と二次災害の発生を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

### 第1 監視、警戒

(1) 市町、消防本部は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、水防団員（消防団員）、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合には、速やかに県（県民生活部）に報告する。

#### ア 警戒段階

- (ア) 降雨量等の気象情報
- (イ) 河川の水位、流量等の変化
- (ウ) 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- (エ) 住民の動向
- (オ) その他災害の抑止に必要な事項

#### イ 災害発生初期

- (ア) 人的被害の発生状況
- (イ) 家屋等建物の被害状況
- (ウ) 河川等の氾濫、浸水の状況
- (エ) 崖崩れ、地滑り等土砂災害の発生状況
- (オ) 避難の必要の有無、避難の状況
- (カ) 道路、交通機関の被害状況
- (キ) 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- (ク) 119番通報の殺到状況
- (ケ) その他災害の応急対策活動に必要な事項

(2) 水防管理者（市町長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

- ア 堤防の水があふれる状況
- イ 堤防の亀裂、崩壊
- ウ 水門、ひ門等の漏水、扉の締め具合
- エ 橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

### 第2 浸水被害の拡大防止

#### 1 市町の活動

水防管理者（市町長）は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、水防団（消防団）、消防本部を出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（市町長）、水防団（消防団）の長、消防本部の長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努め

る。

(1) 水防管理団体の非常配備

ア 水防管理者が管下の水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

(ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

(イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合

(ウ) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合

イ 本部員の非常配備

各水防管理団体の本部（水防事務担当者）の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者はあらかじめその体制を整備しておくものとする。

ウ 消防機関

(ア) 待機

水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入ることができるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

(イ) 準備

河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次によるものとする。

a 水防団（消防団）の団長及び班長は所定の詰所に集合する。

b 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画。

c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し水門等の開閉準備をする。

(ウ) 出動

河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を越え、更に水位上昇が予想されるとき、水防警報（出動）の通知を受けたとき、又は水防管理者（市町長）が出動の必要を認めたときは、ただちに管下水防機関をしてあらかじめ定めた計画に従い警戒配備につかせる。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、各水防管理者（市町長）が担当区域の危険度に適合するよう定めるものとする。

第1次出動

水防機関員の少数が出動して、堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行う。

第2次出動

水防機関員の一部が出動し水防活動に入る。

第3次出動

水防機関員全部が出動して水防活動に入る。

(エ) 解除

河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に下降した場合、又ははん濫注意水位以上であつても水防警戒の必要が認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

(2) 警戒区域の設定

地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、水防団長、水防団員（消防団員）、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

(3) 住民に対する避難の指示

市町長（水防管理者）は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対

して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

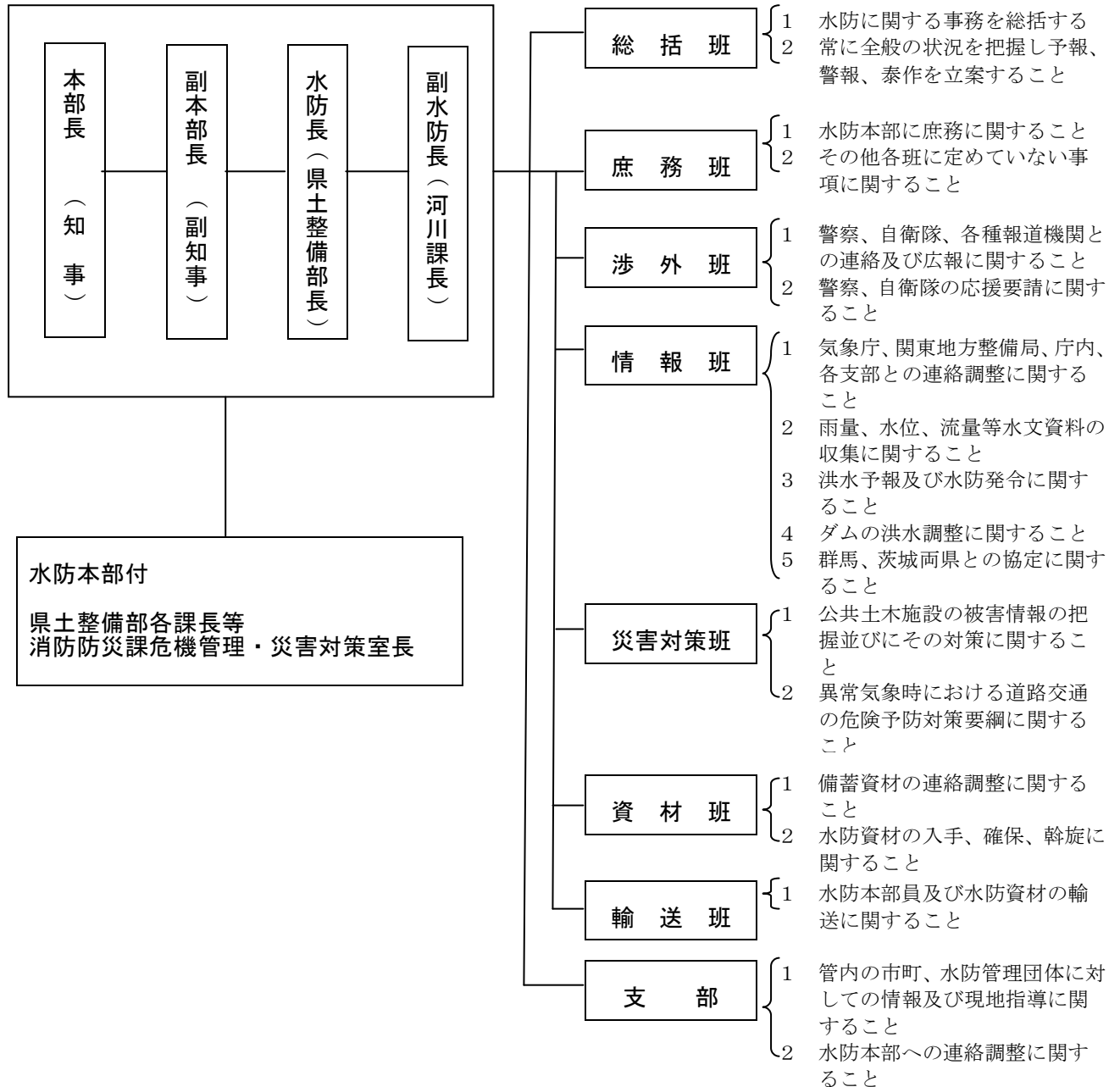
## 2 県の活動

### (1) 県水防本部の設置

水防に関する予報、警報が発せられた場合、又は知事が必要と認めた場合は、県水防計画に基づき県に水防本部を設置し、水防活動を実施する。

#### ア 県水防本部の組織

水防本部の事務局は、県土整備部河川課に置き、本部の組織、事務分担は次のとおりとする。  
 <水防本部の組織>



※ 支部：宇都宮・鹿沼・日光・真岡・栃木・矢板・大田原・烏山・佐野・足利土木事務所、那珂川水系ダム管理事務所  
 ※ただし、災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部に統合され、活動を継続するものとする。

- イ 県水防本部の非常配備  
 県水防本部は、次のとおり非常配備体制をとる。

種類	体制区分	発令基準	主な活動内容	配備体制人員	配備発令者
準備配備体制	(待機)	①宇都宮地方気象台から大雨、洪水に関する注意報が発表された場合 ②水防団待機水位(通報水位)に達している等、雨量、水位、その他の状況等により待機する必要があると判断された場合	気象情報の収集、観測連絡等水防事務を行うとともに、必要により管内を巡視し、状況を把握するとともに、ただちに非常配備体制に移行できる体制を準備する。	活動業務に支障をきたさない程度の人員	水防本部副水防長または各支部支部総括
非常配備体制	第1次配備体制(準備)	①大雨、洪水に関する警報が発表された場合 ②はん濫注意水位(警戒水位)を越える河川が発生すると予想される場合 ③降雨状況や出水状況から災害が発生すると予想される場合	気象情報の収集、雨量、水位等の観測および連絡に当たるとともに、資機材の点検確認、危険箇所、輸送路等の巡視を行い、直ちに水防管理団体等に対する現地指導や本格的な水防活動が実施できる体制の確立	活動業務に支障をきたさない程度の人員 事態の推移により増員	水防本部水防長または各支部支部総括
非常配備体制	第2次配備体制(出動)	①はん濫注意水位(警戒水位)を越える河川が発生し、災害の発生が予想される場合 ②災害が発生した場合	気象情報の収集、雨量、水位等の観測および連絡等を行うとともに、堤防その他危険箇所等を巡視するとともに厳重な警戒にあたり、状況によっては、早期に水防活動が実施できる体制の確立	雨量・水位状況や被災の状況により、水防本部長及び各支部長の判断	水防本部本部長または各支部支部長

- ※1 地震により堤防に異常が発見された場合には、状況により非常配備体制をとる。  
 ※2 災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部に統合され活動を継続する。  
 ※3 各配備体制の終期は、各配備体制発令基準に基づき、上位または下位に移行した場合とする。  
 ※4 水防本部の解除は、大雨および洪水に関する注意報が解除され、かつ全ての河川で水防団待機水位(通報水位)を下回ったときとする。

## ウ 水防活動

県は、県水防計画に基づき、水防管理団体、水防管理者等と緊密な連携のもと、水防活動を実施する。

### (ア) 住民等に対する避難の指示

知事又はその命を受けた県職員若しくは水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められる場合は、水防法第29条の規定により、必要と認める区域の住民等に対して避難のための立ち退きの指示を行う。

### (イ) 水防管理者、消防機関の長に対する指示

知事は、水防上緊急を要する場合は、水防法第29条の規定に基づき、水防管理者、水防団（消防団）の長、消防機関の長に対し、必要な指示をする。

## (4) 県災害対策本部の設置

河川の氾濫、洪水等に対する水防活動の状況、大規模な土砂災害等の発生により、県災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合して応急対策活動を継続する。

## 第3 土砂災害の拡大防止

### 1 施設・土砂災害危険箇所の点検・応急措置の実施

県（県土整備部）、市町、消防等関係機関は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

### 2 被災宅地危険度判定の実施

県（県土整備部）及び市町は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市町は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

### 3 避難対策

県、市町、消防は、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれが高まった場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第3章第6節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の勧告若しくは指示を行う。

## 第4 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木があった場合には、速やかな除去に努める。

## 第4節 相互応援協力・派遣要請

県、市町は、自力による災害応急対策が困難な場合、他自治体に対し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき迅速・的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

### 第1 都道府県・市町相互応援協力等

#### 1 市町間の相互応援協力

被災した市町は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求め、災害対策の万全を期するものとする。

##### (1) 「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく相互応援

被災市町は、災害時における応急対策を実施するために必要な場合は、あらかじめ定められたブロック内の市町又は必要に応じて他のブロックに対して応援要請を行う。

また、各市町は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

##### (2) 協定等に基づく相互応援

被災市町は、応急対策を実施するために必要な場合は、各個別の相互応援協定等に基づき、他の市町等に対して応援要請を行う。

##### (3) 県への応援要請

被災市町は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対して応援を求める。

〈資料編2-23-1 災害時における市町村相互応援関係〉

#### 2 都道府県間の相互応援協力

県（県民生活部）は、応急対策を実施するために必要な場合は、他の都道府県に対し応援を求め、災害対策の万全を期する。

##### (1) 「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」に基づく相互応援

県だけでは十分な応急対策が実施できない場合は、同協定の応援要請の基本ルールに基づき、応援調整県の第1順位である茨城県、又は第2順位の群馬県に対して応援要請する。

##### (2) 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）に基づく相互応援

災害の状況から判断して必要な場合は、同協定に基づき、関東地方知事会構成の都県に対して応援要請する。

##### (3) 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（全国知事会）に基づく相互応援

前記の協定に基づく応援でもなお十分な応急対策が実施できない場合は、同協定に基づき、全国知事会を通じて都道府県に対して応援要請する。

なお、具体的要請は、関東地方知事会の幹事都県に対して行う。

〈資料編2-23-2 災害時における福島県、茨城県及び栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援関係〉

〈資料編2-23-3 震災時等の相互応援に関する協定関係〉

〈資料編2-23-4 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定〉

##### (4) 「災害時相互協力に関する申合せ」（国土交通省関東地方整備局企画部、茨城県土木部、栃木県土木整備部、群馬県土木整備部、埼玉県土木整備部、千葉県土木整備部、東京都建設局総務部、神奈川県土木整備部、山梨県土木整備部、長野県建設部、さいたま市建設局、千葉市下水道局、横浜市安全管理局及び川崎市建設局（以下、「構成機関」という。））

に基づく相互応援

災害の状況から判断して必要な場合は、申合せに基づき、構成機関の各都県等に対して応援要請する。

### 3 消防相互応援協力

県内消防相互応援及び緊急消防援助隊については、本章第8節の定めるところによる。

#### 第2 内閣総理大臣又は指定行政機関、指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請、あつせん

- (1) 市町は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県（経営管理部）に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求め、災害対策の万全を期する。
- (2) 県（経営管理部）は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定行政機関や指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関や指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求め、災害対策の万全を期する。
- (3) 県（経営管理部）、市町は、職員の派遣の要請、あつせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。
  - ア 派遣を要請する（あつせんを求める）理由
  - イ 派遣を要請する（あつせんを求める）職員の職種別人員数
  - ウ 派遣を要請する期間
  - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

#### 第3 指定行政機関等に対する災害応急対策の要請

県（各部）は、災害応急対策が的確、円滑に行われるようにするため、必要がある場合は、指定行政機関の長、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関に対して災害応急対策の実施を要請する。

#### 第4 ライフライン関係機関との連携

県（県民生活部）は、電気、ガス、電話等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような復旧方針の調整等を行う。

- (1) 県の災害応急対策活動との調整
- (2) ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携
- (3) 復旧作業にあたって重機等の確保

〈資料編3-1-6 ライフライン等関係機関連絡調整会議設置要綱〉

#### 第5 自衛隊派遣要請

##### 1 派遣要請

県（県民生活部）は、災害の発生により人命、財産の保護について、必要と認めた場合又は市町長から自衛隊の派遣要請依頼があり必要と認めた場合、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

##### 2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
-----	---------

1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
3 避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。 （消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
6 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7 診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）
8 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
10 救援物資の無償貸付、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

### 3 災害派遣要請手続

(1) 要請者 知事

(2) 事務手続

ア 要請窓口

陸上自衛隊第12特科隊第3科

イ 要請の方法

要請は次の様式の文書により行う。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等により



要請し、事後所定の手続をとる。

様式	消第	号	
	年	月	日
陸上自衛隊第12旅団長 様	栃木県知事名		
陸上自衛隊の災害派遣要請について 次により陸上自衛隊の派遣をお願いいたします。			
1 災害の状況及び派遣を要請する理由			
2 派遣を希望する期間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
4 その他参考事項			

#### ウ 市町の災害派遣要請の依頼方法

市町は、県（県民生活部）に対して派遣に必要な事項を上記様式に準じた文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等により依頼し、事後所定の手続をとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊第12特科隊に通知するものとする。この場合、速やかに県（県民生活部）にその旨を通知する。

#### (3) 情報の交換

県（県民生活部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、陸上自衛隊第12特科隊と相互に情報の交換を行う。

#### (4) 災害派遣部隊の受入れ体制

##### ア 災害救援活動の調整

市町は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

##### イ 資材の準備

市町は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

##### ウ 宿舍のあっせん

市町は、災害派遣部隊等が宿舍を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

##### エ 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市町が負担する経費は概ね次のとおりとする。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市町が協議するものとする。

(ア) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

(エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

#### (5) 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害救援活動の必要がなくなった場合、陸上自衛隊第12旅団長に対して、撤収要請をする。

この場合、市町は、陸上自衛隊第12特科隊と協議する。

〈資料編3-1-8 自衛隊の災害派遣の態勢〉

## 第5節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は必要な場合災害救助法を適用し、市町と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

### 第1 災害救助法の適用基準

県（県民生活部）は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めたとき、市町を単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し救助を実施することを決定する。市町は、県（県民生活部）が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

#### 1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 当該市町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数以上のとき。（1号基準）
- (2) 当該市町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数の2分の1以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が2,000以上のとき。（2号基準）
- (3) 当該市町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が9,000以上のとき。（3号前段基準）
- (4) 当該市町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）
  - ア 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
  - イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

#### 2 生命・身体への危害が生じた場合

- (1) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）
  - ア 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
  - イ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
  - ウ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

#### <災害救助法適用基準一覧表>

市町の人口（直近の国勢調査の人口）		滅失世帯数
5,000人未満		30世帯以上
5,000人以上	15,000人未満	40世帯以上
15,000人以上	30,000人未満	50世帯以上

市町の人口（直近の国勢調査の人口）	滅失世帯数
30,000人以上 50,000人未満	60世帯以上
50,000人以上 100,000人未満	80世帯以上
100,000人以上 300,000人未満	100世帯以上
300,000人以上	150世帯以上

(注) 1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の世帯換算率は、半焼、半壊にあつては1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯とする。

2 人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。

〈資料編3-8-3 市町別災害救助法適用基準一覧表〉

## 第2 災害救助法の適用手続

(1) 県（県民生活部）は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、市町に対し、被害状況について報告を求める。市町は、県からの照会の有無に拘わらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県（県民生活部）に報告するものとする。

ア 災害救助法の適用基準に該当する災害

イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害

ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害

オ その他特に報告の指示のあった災害

(2) 市町は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

(3) 市町災害救助法所管課は、消防防災所管課、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査にあたっては、遺漏、重複、誤認等のないよう留意する。

(4) 県（経営管理部、県民生活部）は、必要に応じて職員を派遣し、市町の行う被害状況の調査に応援、協力、立ち会い等を行う。

(5) 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。

(6) 県（県民生活部）は、市町から被害状況報告を受けた場合には、当該報告を確認集計の上、厚生労働大臣に情報提供し、必要に応じ災害救助法の適用について協議する。ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、市町は、直接厚生労働省に対して情報提供を行うことがある。

(7) 県（県民生活部）は、市町からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、適用市町、県各部局及び厚生労働省あて通知するとともに、告示する。

(告示例)

栃木県告示第〇〇号
平成〇年〇月〇日発生の〇〇災害に関し、〇月〇日から〇市(町)の区域において災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を実施する。
平成〇年〇月〇日
栃木県知事 〇〇〇〇

### 第3 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、知事及び市町長は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

(救助の種類)

- (1) 避難所の設置及び収容
- (2) 応急仮設住宅の設置
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 災害にかかった者の救出
- (9) 災害にかかった住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の搜索
- (13) 死体の処理
- (14) 障害物の除去
- (15) 応急救助のための輸送
- (16) 応急救助のための労力

### 第4 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、県(各部)及び市町は、下記により救助を実施する。

- (1) 県は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の要件に該当するときは、原則として、その権限に属する事務を市町長に行わせることとする。この場合、県は、同法施行令第23条の規定により、救助の期間、内容を市町長に通知し、直ちにその旨を公示する。
  - ア 市町長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図れること。
  - イ 緊急を要する救助の実施に関する事務(避難所の設置及び収容、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等)及び県においては困難な救助の実施に関する事務(学用品の給与等)であること。
- (2) (1)により知事の権限の一部を市町長が行うこととした場合を除き、市町長は、知事の補助機関として救助を行う。
- (3) 市町は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後すみやかに県に情報提供する。この場合、県は、市町長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- (4) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」(昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知)に定める様式の帳簿に記録する。

(5) 救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

〈資料編 3-8-1 災害救助法施行細則〉

〈資料編 3-8-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

## 第6節 避難対策

災害時における人的被害を軽減するため、市町、県、防災関係機関は連携して、適切な避難誘導を行う。

また、安全で迅速な避難の実行、災害時要援護者、帰宅困難者への支援、避難場所における生活等について、特に配慮する。

### 第1 実施体制

市町長は、避難の勧告、指示及び警戒区域の設定を行う。県は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、市町の対策を支援する。

住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市町長が勧告、指示を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合、指示を行った者は、速やかにその旨を市町に通知する。

### 第2 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定の内容

#### 1 避難の勧告及び指示

##### (1) 避難の勧告及び指示の基準

災害に係る避難の勧告及び指示は、次の場合に、必要な範囲の住民に対して行う。

災害対策基本法に基づく避難について、市町長は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって勧告又は指示を行う。知事は、市町長に対し、避難勧告等の判断に資する情報の提供及び助言を行う。

ア 洪水のおそれがあるとき

イ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき

ウ なだれのおそれがあるとき

エ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき

オ その他特に必要があると認められるとき

##### (2) 避難の勧告及び指示の内容

市町その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難の勧告、指示を行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の理由

オ 避難時の注意事項

カ その他の必要事項

##### (3) 避難の勧告及び指示の種類

避難の勧告及び指示の種類は下表のとおり。

市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかに知事に報告する。

なお、「勧告」とは、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいい、「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、勧告よりも拘束力が強く住民を避難のため立ち退かせるものをいう。

区 分	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
避難の 勧 告	市 町 村 長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生する おそれがある場合において、 特に必要と認められるとき
	知 事 災害対策基本法 第60条第5項	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害の発生により市町村がそ の全部又は大部分の事務を行 うことができなくなったとき
避難の 指示等	市 町 村 長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生する おそれがある場合において、 特に必要と認められ、急を要す るとき
	知 事 災害対策基本法 第60条第5項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害の発生により市町村がそ の全部又は大部分の事務を行 うことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員 地すべり等防止法 第25条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険 が切迫していると認められる とき
	知事、その命を受けた職員 又は水防管理者 〔水防法第22条〕	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫 していると認められるとき
	警 察 官 災害対策基本法 第61条第1項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	市町村長が立ち退きを指示す ることができないとき又は市 町村長から要求があったとき
	警 察 官 警察官職務執行法 第4条	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及 ぼすおそれのある天災など、危 険がある場合において、危害を 受けるおそれのある者に対し て、特に急を要するとき
	自 衛 官 自衛隊法 第94条第1項	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合 に限り、自衛官は警察官職務執 行法第4条の避難の措置をと る

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域と避難の勧告・指示の違い

避難の勧告・指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

### (2) 警戒区域の種類

警戒区域の設定の種類は下表のとおり。

市町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
(1)	市 町 村 長 災害対策基本法 第63条第1項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき
(2)	水防団長、水防団員、消防職員 水 防 法 第14条第1項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
(3)	消防吏員、消防団員 消 防 法 第28条第1項、第36条	立ち入りの制限、禁止、退去命令	火災の現場、水災を除く災害
(4)	警 察 官 災害対策基本法 第63条第2項 他	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
(5)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 災害対策基本法 第63条第3項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(4)の実施者がその場にはいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる

## 第3 避難勧告等の周知・誘導

### 1 住民への周知

避難の勧告、指示を実施したときは、当該実施機関は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。特に乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。



- (1) 市町防災行政無線による伝達
- (2) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (3) 町内会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (4) 広報車の使用による伝達
- (5) ヘリコプターによる伝達
- (6) テレビ、ラジオ、有線放送等による伝達

## 2 市町の報告

市町は、避難の勧告、指示を実施したとき又は避難指示をしたことを了知したときは、速やかに県（県民生活部）に報告する。

## 3 関係機関相互の連絡

市町その他の避難指示等実施機関は、避難勧告、指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

## 4 避難の誘導

### (1) 住民の誘導

市町その他の避難指示等実施機関は、住民が安全、迅速に避難できるよう警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に災害時要援護者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等速やかに避難できるよう配慮する。

### (2) 集客施設における誘導

デパート、ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

### (3) 帰宅困難者の誘導

市町は、帰宅困難者の帰宅を支援するため、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。徒歩帰宅者に対しては、食料や水、休憩場所の提供を行う。県は、コンビニエンス事業者等の協力を得て、帰宅困難者に対して、水、トイレ、災害情報の提供や消防、警察等への通報等の支援を図る。

## 5 案内標識の設置

市町は、避難場所等を明示する案内標識を設置するなど迅速に避難できるよう措置する。

## 第4 避難所の開設、運営

### 1 避難所の開設

- (1) 市町は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、避難所を設置する。
- (2) 市町は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。災害時要援護者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に収容する。
- (3) 市町は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。
- (4) 市町は、避難所を設置した場合は、ただちに次の事項を県（県民生活部）に報告する。
  - ア 避難所開設の日時、場所
  - イ 収容人員
  - ウ 開設期間の見込み

エ その他必要事項

## 2 避難所の運営

- (1) 市町は、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。
- (2) 市町は、避難所の運営にあたっては、避難者に対する情報の提供に努める。また、災害時要援護者等の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、聴覚障害等への、情報伝達手段等に配慮する。
- (3) 市町は、避難所の衛生状態を常に良好に保つように努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (4) 市町は、県警察本部と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。
- (5) 市町は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等男女双方の視点を取り入れた避難所の運営管理に十分に留意する。

## 第5 災害時要援護者への生活支援

### 1 災害時要援護者への日常生活の支援

県（保健福祉部）及び市町は、被災した乳幼児、高齢者、障害者の避難所や在宅生活に必要な粉ミルク、哺乳びん、車椅子等の福祉用具、おむつ等の生活必需品、ホームヘルパーや手話通訳等のニーズを把握し、適切な調達と供給による円滑な生活支援を行う。また、避難所での災害時要援護者の健康状態の把握に努める。実施にあたっては、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請する。

### 2 被災児童等への対策

県（保健福祉部）及び市町は、被災により生じた要保護児童や要援護老人等の発見と把握に努め、親族の引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

### 3 在県外国人への対策

県（産業労働観光部）及び市町は、被災した在県外国人に対して、財団法人栃木県国際交流協会等との連携のもとに生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

## 第6 市町における計画

市町長は、住民が安全、迅速に避難できるよう、市町地域防災計画の中で、次の事項を定めておく。なお、市町長は、学校等の施設を避難予定場所に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を行い、必要がある場合には、避難所の開設、運営について協力を求めることができる。

- (1) 避難予定場所の所在地、名称、概況、収容可能人員
- (2) 避難のための準備、伝達の方法
- (3) 避難勧告、指示の伝達方法
- (4) 避難経路、誘導方法
- (5) 避難所の開設、運営方法
- (6) 避難に必要な準備、携帯品
- (7) その他必要事項

〈資料編2-21-2 市町別指定避難場所一覧表〉

## 第7 広域避難

## 1 市町域を越えた避難

災害の規模又は避難所の状況により、被災市町のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、当該市町長は、市町村相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。この場合、県は円滑な実施に支援協力を行う。

## 2 県域を越えた避難

災害が大規模になり、県域を越えた避難・収容が必要と認められる場合、県（県民生活部）は、次の方法により他の都道府県及び国に対し応援を要請する。

- (1) 「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」に基づく相互応援
- (2) 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）に基づく相互応援
- (3) 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（全国知事会）に基づく相互応援  
前記の協定に基づく応援でもなお十分な応急対策が実施できない場合は、同協定に基づき、全国知事会を通じて都道府県に対して応援要請する。  
なお、具体的要請は、関東地方知事会の幹事都県に対して行う。
- (4) 国の非常（緊急）災害対策本部、関係省庁への応援要請

## 第8 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は、次の基準により実施する。

### 1 対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者。

### 2 内容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋、天幕を設営する。

### 3 費用の限度

避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第4条で定める額以内。ただし、福祉避難所（避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障害者等を収容する避難所）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

また、冬期（10月～3月）は、別途加算する。

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設便所等の設置費

### 4 期間

避難施設供与期間は、災害発生の日から7日以内。

ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編3-8-1 災害救助法施行細則〉

## 第7節 災害警備活動

県警察は、災害が発生した場合に、早期に警備体制を確立して、情報収集、救出救助活動、社会秩序維持活動等県民の生命、身体、財産を保護するための活動に努める。

### 第1 警備体制の確立

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報収集に努め、住民等の生命、身体の保護を第一とした次の災害警備活動等を実施する。

#### 1 職員の招集・参集

別に定めるところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

#### 2 広域的な応援体制

被害の規模に応じて、速やかに、警察庁又は他の都道府県警察に対し、広域緊急援助隊を始めとする必要な部隊の援助要求を行う。また、他県での大規模災害の発生を認知したときは、あらかじめ定められたところにより、速やかに応援体制を整備する。

#### 3 警備体制の種別

警備体制は、災害の規模、程度により、概ね次のとおりとする。

##### (1) 準備体制

災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕があると考えられる場合は、準備体制とする。

##### (2) 警戒体制

気象庁から各種の警報が発せられる等、災害の発生が予想される場合は、警戒体制とする。

##### (3) 非常体制

災害が発生し、又は発生しようとするときは、非常体制とする。

#### 4 災害警備本部等の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備体制の種別等に応じて、県警察本部、警察署等に所要の規模の災害警備本部、災害警備連絡室、災害警備準備室等を設置する。

### 第2 応急活動対策

県警察は、住民等の生命、身体の保護を第一とした下記の応急活動を実施する。

#### 1 情報の収集・伝達

##### (1) 被害状況の把握及び伝達

災害による人的・物的被害状況を迅速、的確に把握し、警察組織はもとより、関係機関等に速やかに伝達する。二次災害についても同様に把握し、連絡する。

##### (2) 多様な手段による情報収集等

交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集に従事させる。その際、必要に応じて情報収集活動に専従するための私服部隊の投入を行う。

#### 2 救出救助・避難誘導活動等

把握した被害状況に基づいて、迅速に機動隊等を被災警察署等に出動させる。

被災地を管轄する警察署は、自署員、応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、管

轄区域内の被災状況を踏まえて部隊の担当区域を決定する。また、消防等他の防災関係機関と随時調整を行い、現場活動を円滑に実施するように努める。

### 3 二次災害の防止と避難誘導等の措置

被災地を管轄する警察署は、二次災害の危険場所等を把握するため調査班を編成し、区域を定めて調査を実施し、市町災害対策本部等と連携して、避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

### 4 死体見分等

関係機関と協力し、見分要員、場所の確保をするとともに、医師と連携して、迅速かつ的確な見分、身元確認、遺族等への遺体引き渡し等に努める。

### 5 被災者等への情報伝達活動・相談活動

#### (1) ニーズに応じた情報伝達活動の実施

被災地を管轄する警察署は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用する等して、特に災害時要援護者に配慮しながら、適切な伝達に努める。

#### (2) 相談活動の実施

被災地を管轄する警察署は、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所等への警察官の立ち寄りによる相談活動を推進する。

### 6 関係機関との相互連携

災害応急活動にあたっては、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

## 第3 社会秩序の維持

被災地を管轄する警察署は、被災地やその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力等による民事介入暴力等の取り締まりを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

## 第4 施設の復旧

警察施設の復旧については、その重要性に鑑み、可能な限り迅速、円滑な復旧を図る。

## 第8節 救急・救助活動

被災した者に対し、地域住民、自主防災組織、市町、消防機関、県、県警察、自衛隊等は、連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

### 第1 県民及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

#### 1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

#### 2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

#### 3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

### 第2 市町、消防機関の活動

市町、消防機関は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

#### 1 救助活動の実施

災害発生時に消防職員、水防団員（消防団員）は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助対象者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

#### 2 救急活動の実施

(1) 市町は、直ちに地元医師会等と協力して救護所を開設し、負傷者等の救護にあたる。

(2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。

なお特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。

(3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

### 第3 県消防防災ヘリコプター等の運用

県（県民生活部）は、ヘリコプターの機動性を活かした被害状況等の情報収集、人命救助、救急、緊急物資の輸送などの応急対策を、市町、他県等と連携して実施する。

#### 1 県消防防災ヘリコプターの運航

県消防防災ヘリコプターは、関係法令のほか、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、  
「栃木県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、次のとおり緊急運航する。

(1) 緊急運航の内容

ア 救急活動

- (ア) 被災地等からの救急患者の搬送
- (イ) 被災地等への医師、医療器材等の搬送

イ 救助活動

被災者の捜索、救助

ウ 災害応急対策活動

- (ア) 被災状況等の調査、情報収集活動
- (イ) 食料、衣料その他生活必需品や復旧資材等の救援物資、人員の輸送
- (ウ) 災害に関する情報、警報等の広報宣伝活動

エ 火災防御活動

- (ア) 林野火災等における空中消火活動
- (イ) 被害状況調査、情報収集活動
- (ウ) 消防隊員、消防資機材等の搬送

オ その他、災害応急対策上特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

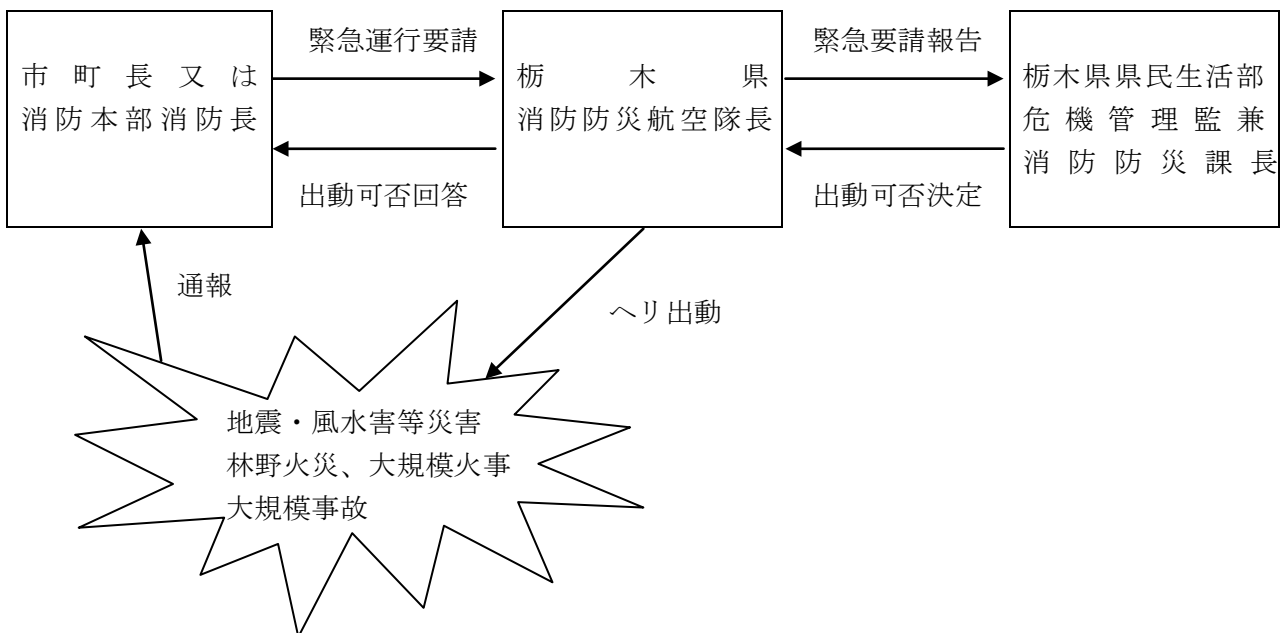
(2) 緊急運航

県（県民生活部）は、大規模災害発生時には、自ら県消防防災ヘリコプターの積極的な活用を図り、速やかに被害の実情把握に努めるとともに、市町等からの支援要請を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるよう運航計画を調整する。

2 市町長等からの緊急運航の要請

災害等が発生した市町の長又は所轄の消防本部の消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県（県民生活部）に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

〈県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー〉



3 ヘリコプター活動体制

県（県民生活部）、市町は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な活動体制を整備するものとする。

(1) ヘリコプターの運用・調整

県（県民生活部）は、ヘリコプターの応援要請の受理、各ヘリコプターの活動内容・場所等の指示、燃料の手配、その他について総合的な運用・調整を行う。

(2) 飛行場外離着陸場等の確保

県（県民生活部）、市町は、ヘリコプターの活動のための飛行場外離着陸場等を確保し、安全対策を図る。また、市町は、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

(3) 航空交通情報の提供

県（県民生活部）は、ヘリコプターの活動の拠点となる飛行場、ヘリポート、場外離着陸場などに飛来する航空機に対して、無線（航空波 123.45 MHz）により航空交通情報を提供する。

(4) 消防庁防災情報システムの活用

各県等の消防防災ヘリコプターの点検スケジュール、緊急離着陸場などがデータベース化されている消防庁の防災情報システムを活用して、広域応援等の適正管理を行う。

## 第4 消防相互応援等

### 1 消防相互応援

一の消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

(1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

ア 第一次応援体制

一の消防機関を地区内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続：受援側消防機関の長が、市町長及び知事に報告の上、地区代表消防機関の長に連絡する。

イ 第二次応援体制

上記アによってもなお消防力が不足する場合、一の消防機関を県内の全ての地区の消防機関が応援する体制。

要請手続：①受援側消防機関の長が、市町長に報告の上、代表消防機関（宇都宮市消防本部）、受援地区代表消防機関の消防長及び県（県民生活部）に連絡する。

②受援を受けた県が、各地区代表消防機関の長に連絡する。

〈資料編2-19-1 特殊災害消防相互応援協定書〉

〈資料編2-23-5 栃木県広域消防応援等計画〉

(2) その他の協定

(1)による他、市町間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

### 2 緊急消防援助隊

県内の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、県（県民生活部）は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 要請手続

ア 被災した市町は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県（県民生活部）に対し応援要請を行う。県（県民生活部）は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

(ア) 災害発生日時



- (イ) 災害発生場所
- (ウ) 災害の種別・状況
- (エ) 人的・物的被害の状況
- (オ) 応援要請日時
- (カ) 必要応援部隊数
- (キ) 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
- (ク) 応援部隊の進出拠点、到達ルート
- (ケ) 指揮体制及び無線運用体制
- (コ) その他の情報（必要資機材、装備等）

※(ク)～(コ)については決定次第報告を行う

イ 被災市町は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行うものとする。

ウ 県（県民生活部）は、隣接市町からの情報等から、被害が甚大であると認めた場合、被災市町からの要請を待たずに国に対し応援要請を行う。

## (2) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

## (3) 消防応援活動調整本部の設置

県（県民生活部）は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、複数の市町に緊急消防援助隊が出動した場合は、直ちに消防応援活動調整本部を設置する。また、被災地が一の市町であっても、県が必要と認める場合は、消防応援活動調整本部と同等の組織を設置する。

調整本部の事務は次のとおりとし、庶務については県消防防災課又は県災害対策本部事務局において処理する。

- ア 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
- イ 被災地を管轄する消防本部の消防隊、当該被災地の属する都道府県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、後方支援等の活動の調整に関すること。
- ウ 各種情報の集約・整理に関すること。
- エ 自衛隊、警察等関係機関との連絡に関すること。
- オ その他必要な事項に関すること。

## 第5 県警察の活動

県警察は、消防機関等の関係機関との緊密な連携のもとに、救出救助活動を実施する。

### 1 被災者の救出・搬送

市町等から救助活動の応援要請があった場合や自ら必要と判断した場合は、速やかに救出救助部隊を編成して救出・救助活動を実施するとともに、関係機関に協力して負傷者等の医療機関への搬送を実施する。

### 2 緊急交通路の確保

消防機関等の救急・救助活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路の確保にあたる。

### 3 広域的応援の要請

被害の状況を考慮して必要と認める場合は、他の都道府県警察に対して広域緊急援助隊等の援助

要請を行う。

## 第6 自衛隊の活動

自衛隊は、知事の要請に基づき、災害現場に部隊等を派遣し、消防機関、県警察、医療機関等と連携し、避難者の捜索・救助、救急患者の搬送等の各種救援活動を行う。

## 第7 消防、県警察、自衛隊との連携強化

県は、災害応急対策活動にあたって、消防本部、県警察、自衛隊との適切な連携のもと迅速、適切に救出・救助活動を実施する。

### (1) 相互連絡の徹底

各機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、相互に連絡を取り合い、災害対策に必要な情報の交換を行う。

### (2) 自衛隊の派遣

派遣要請を受け、又は自らの判断により派遣された自衛隊は、消防本部、県警察と連携して活動にあたる。

### (3) 連絡調整員の現地派遣

各機関は、被災市町に連絡調整員を派遣し、災害応急活動の実施にあたって、機関相互の現場レベルの調整を行う。

#### 〈主な調整内容〉

- ア 被災者の検索、救助における地域の割り当て
- イ 一斉合同捜索活動の実施
- ウ 救助のための人員、資機材等の確保
- エ 交通規制の実施

〈資料編3-1-5 災害時の初動体制確立のための関係機関連絡会議要綱〉

## 第8 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の災害にかかった者の救出は、次の基準により実施する。

### 1 内容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

### 2 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費。

### 3 期間

災害発生の日から3日以内。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合、事前に厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

- (1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき
- (2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき
- (3) 災害の発生が継続しているとき

〈資料編3-8-1 災害救助法施行細則〉

## 第9節 医療救護活動

災害時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、関係機関は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

### 第1 実施体制

市町は、被災者に対する医療助産の計画の策定と実施を行う。県は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、市町村の対策を支援する。

### 第2 市町の実施体制

市町は、医療救護班を編成し出動するとともに、災害の状況により地元医師会に出動を要請する。市町のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

### 第3 県の実施体制

県（保健福祉部）は、救護班を組織するとともに、災害拠点病院、医師会、医療機関で組織する救護班の応援を要請して実施する。また、多数の傷病者が発生することが見込まれる場合など災害等の状況を判断し、DMAT指定病院に対して、DMATの派遣を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班、災害拠点病院が組織する救護班に対して救護活動を要請するとともに、状況により医師会や医療機関で組織する救護班の出動を要請する。

#### 1 県の組織する救護班の編成

広域健康福祉センター職員をもってあらかじめ医師1名、薬剤師1名、保健師（看護師）4名からなる救護班を編成する。

#### 2 災害拠点病院の救護班の編成

次の拠点病院において1班以上の救護班を編成する。

病 院 名	所 在 地
済生会宇都宮病院	宇 都 宮 市
N H O 栃 木 病 院	宇 都 宮 市
宇都宮社会保険病院	宇 都 宮 市
上都賀総合病院	鹿 沼 市
獨協医科大学病院	壬 生 町
自治医科大学附属病院	下 野 市
足利赤十字病院	足 利 市
大田原赤十字病院	大 田 原 市

芳賀赤十字病院	真岡市
---------	-----

### 3 医師会又は医療機関で組織する救護班

県医師会は、協定に基づき、次のとおり救護班を編成する。

医師会等名	編成数	備考
宇都宮市医師会	8班	災害拠点病院の済生会宇都宮病院、NHO栃木病院、宇都宮社会保険病院を除く
上都賀郡市医師会	12班	災害拠点病院の上都賀総合病院を含む
下都賀郡市医師会	5班	
小山地区医師会	11班	
佐野市医師会	8班	
足利市医師会	12班	災害拠点病院の足利赤十字病院を含む
塩谷郡市医師会	5班	
那須郡市医師会	4班	災害拠点病院の大田原赤十字病院を含む
南那須医師会	2班	
芳賀郡市医師会	4班	災害拠点病院の芳賀赤十字病院を含む
自治医科大学附属病院	6班	災害拠点病院救護班を含む
獨協医科大学病院	8班	災害拠点病院救護班を含む

〈資料編 3-13-1 災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社栃木県支部に委託する契約書〉

4 DMAT 指定病院のDMAT

次のDMAT 指定病院においては、1 チーム以上のDMAT を編成する。

病 院 名	所 在 地	DMAT チーム数
済生会宇都宮病院	宇都宮市	2
足利赤十字病院	足利市	1
大田原赤十字病院	大田原市	1
獨協医科大学病院	壬生町	2
自治医科大学附属病院	下野市	3
芳賀赤十字病院	真岡市	1
上都賀総合病院	鹿沼市	1

〈資料編 2-20-1 災害時の医療救護に関する協定〉

〈資料編 3-13-1 災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社栃木県支部に委託する契約書〉

〈資料編 2-20-3 栃木県DMAT 運営要綱、栃木県DMAT 運用計画、栃木県DMAT 派遣に関する協定書〉

第 4 関係機関の活動

(1) 関係機関・団体の実施すべき業務

県、市町をはじめ、日本赤十字社栃木県支部、医師会、県警察、自衛隊等の関係機関・団体は、相互連絡、協議を緊密に行い、統制のとれた迅速、的確な医療活動が行われるよう積極的に協力する。

(2) 指令及び通報

災害時における医療活動にあたっての的確な指令、通報を行うため、関係機関・団体の事務担当者は、事前に通信先、通信方法を確認しておく。

〈資料編 3-13-2 災害時における医療活動の指令、通報系統図〉

第 5 救護所の設置

救護所の設置は原則として市町が行うものとする。

救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある県下の医療機関の一部及び助産所をあてる。

〈資料編 3-13-3 医療機関の収容能力一覧表〉 〈資料編 3-13-4 有床助産所一覧表〉

第 6 医薬品等の確保・供給

県（保健福祉部）は、本編第 2 章第 5 節第 2 に基づき整備した備蓄・調達体制により、医療救護

に必要な医薬品、衛生材料、輸血用血液等を確保し、円滑な供給を図る。

## 第7 医療支援の受入調整

県（保健福祉部）は、県外からの医療支援の受入れ調整窓口を設置し、被災地の医療ニーズに対応して、医療派遣団等の受入れ、活動場所等の振り分けを行う。

## 第8 医療施設の応急復旧

市町は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

また、病院等においては災害時における医療体制について整備しておく。

## 第9 災害救助法による実施基準

災害救助法を適用した場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

### 1 災害救助法による医療救護の基準

#### (1) 対象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的に処置するもの。

#### (2) 内容

原則として救護班によって、次の医療救護を行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下、「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ア 診療

イ 薬剤、治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療、施術

エ 病院、診療所への収容

オ 看護

#### (3) 費用の限度

ア 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費。

イ 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内。

ウ 施術者による場合は、協定料金の額以内。

#### (4) 期間

災害発生の日から14日以内。

### 2 災害救助法による助産の基準

#### (1) 対象

災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者。

#### (2) 内容

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

#### (3) 費用の限度

救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費。

助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内。

#### (4) 期間

分娩した日から7日以内。

〈資料編3-8-1 災害救助法施行細則〉

## 第 10 節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実に輸送するため、県、市町、防災関係機関は連携して災害時の緊急輸送対策を実施する。

### 第 1 実施体制

被災者の輸送は、市町が行う。県は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、市町の対策を支援する。

応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。

緊急輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

### 第 2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

#### 1 第 1 段階 救出救命期

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 国、県、市町等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

#### 2 第 2 段階 避難救援期

- (1) 上記 1 の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

#### 3 第 3 段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記 2 の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

### 第 3 交通路の確保

県警察本部は、次により交通路の確保を行う。

#### 1 交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を講じて、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

#### 2 交通規制の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を的確、円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、各種法令等に基づき、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保

にあたる。

また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地周辺の都県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

#### 〈資料編 3-6-1 災害時における緊急通行車両等の確認事務取扱要領〉

### 3 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

### 4 その他緊急交通路確保のための措置

#### (1) 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努める。

#### (2) 放置車両の撤去等

緊急交通路を確保するために必要な場合、放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。

#### (3) 運転者等に対する措置命令

緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。

#### (4) 緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

### 5 関係機関等との連携

交通規制にあたっては、交通規制を円滑に行うため、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連携に努める。

## 第4 輸送手段の確保

### 1 市町の確保体制

(1) 市町は、地域の現況に即した車両等の調達体制を整備しておく。

(2) 市町は、車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、他の市町に対して車両の派遣を要請する。

(3) 市町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県（経営管理部）に対して次の事項を明示して調達あつせんを依頼する。

ア 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）

イ 車両等の種類、台数

ウ 輸送を必要とする区間、借り上げ期間

エ 集結場所、日時

オ その他必要事項

### 2 県の確保体制

(1) 県有車両、消防防災ヘリコプターの利用

(2) 営業用車両、民間ヘリコプター等の利用

ア トラック、タクシー等営業用車両の利用が必要な場合、県（県土整備部）は関東運輸局栃木運輸支局に連絡し、調達あつせんを依頼する。また県（県土整備部）は、関東運輸局栃木運輸支局からのあつせん、「災害時の物資等の緊急輸送に関する協定」等に基づき、協定締結先に協力を要請する。

イ 民間ヘリコプターの利用が必要な場合、県（県土整備部）は、栃木ヘリポート連絡協議会に



対し、民間ヘリコプターのあっせんを依頼する。

#### 〈資料編 3-7-1 営業用車両等の輸送体制〉

- (3) 相互応援協定に基づき、他の都道府県に対して車両の派遣を要請する。
- (4) 陸上自衛隊第12特科隊に対し、車両等の派遣を要請する。
- (5) 各鉄道事業者に協力を要請する。
- (6) 県（県民生活部・県土整備部）及び市町（災害対策基本法第71条第2項による場合）は、必要に応じ、自動車運送事業者、鉄道事業者及び軌道経営者並びにこれらの従業者に対し災害対策基本法第71条第1項の規定により緊急輸送のための従事命令を発する。

### 3 営業用車両等の費用の基準

輸送あるいは車両等の借り上げに要する費用は、当該地域の通常の実費とする。

## 第5 輸送体制の確保

県、市町は、被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速、円滑に行うため、必要な輸送体制を確保する。

### 1 物資集積所の確保

救援物資の集積、配布の円滑化を図るため、防災拠点整備計画に基づく広域・地域災害対策活動拠点（大規模公園、県立高等学校）を物資集積所として確保する（本編第2章第18節第2参照）。

### 2 緊急輸送路の整備

県（県土整備部）は、緊急輸送道路の維持管理に努め、災害時の緊急輸送路として確保する。

#### 〈資料編 2-16-1 緊急輸送道路指定路線〉

緊急輸送路が使用不能となった場合は、市町道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路を確保する。

### 3 臨時ヘリポートの確保

県（県民生活部）は、緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ定めた臨時ヘリポート等の中から適地を選定し、確保する。

#### 〈資料編 2-22-2 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

### 4 関係機関等との連携

県は、有料道路管理者と協力し、応急対策要員や緊急物資等の緊急輸送を迅速、円滑に行う。

## 第6 災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は次のとおりである。

### 1 対象

- (1) 被災者の避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 死体の捜索のための輸送
- (6) 死体の処理のための輸送
- (7) 救援用物資の整理配分のための輸送

### 2 費用の限度

当該地域における通常の実費。

### 3 期間

各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

## 第 1 1 節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・生活必需品の供給を図るため、関係機関は相互に連携して調達、供給体制を確立する。

### 第 1 基本方針

#### 1 実施体制

市町は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。被災市町のみでは対応出来ない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

県は、市町からの要請があった場合又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、市町への支援を実施する。また県だけで対応できない場合は、必要に応じて相互応援協定を締結する都道府県に応援を要請する。

#### 2 季節への配慮

県及び市町は、被災者等への支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。

#### 3 災害時要援護者への配慮

県及び市町は、特別用途食品(乳幼児・高齢者・食物アレルギー等に配慮した食品)や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

### 第 2 給食

#### 1 供給の対象

市町は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

- (1) 炊き出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

#### 2 食料の調達、供給

県(各部)は、市町から要請を受けた場合や被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、次により食料を調達し、供給する。

##### (1) 備蓄物資の放出

県(県民生活部)は、備蓄計画に基づき県内に分散備蓄している食料を放出する。

##### (2) 食料の調達

①県(農政部)は、次により米穀の調達を行う。

ア 全国農業協同組合連合会栃木県本部に対して、協定に基づく米穀の供給を依頼する。

イ 米穀卸売業者に対して、保有の米穀の供給を依頼する。

〈資料編 3-9-1 米穀調達の連絡場所等〉

ウ 上記ア、イによっても不足する場合は、関東農政局栃木農政事務所に対し、災害救助用米穀の引き渡しを要請する。

〈資料編 3-9-2 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく災害救助用米穀の引渡しに関する協定書〉

エ 市町から要請があった場合や災害の状況等から判断して必要と認められる場合は、協定に基づき関係団体、製造業者に玄米のとう精、炊飯等を依頼する。

〈資料編 3-9-4 食料関係協定先一覧〉

②県（県民生活部、産業労働観光部）は、物資供給協定締結先に対して、食料の供給を依頼する。

③副食の調達

県（農政部）は、協定に基づき生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳等の副食品を調達する。

〈資料編 3-9-4 食料関係協定先一覧〉

### 3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

(1) 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であって、炊事のできない者

ウ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者

エ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等

(2) 内容

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

ア 食料の確保

食料の確保については上記 2 に定めるところによる。ただし、市町において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、関東農政局栃木農政事務所長等管下の地域課長又は農林水産省寄託倉庫の責任者に対し、直接災害救助用米穀の引渡しを要請することができる。

〈資料編 3-9-2 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく災害救助用米穀の引渡しに関する協定書〉

イ 炊き出し等の実施

日赤奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

(3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和 35 年 5 月 2 日栃木県規則第 35 号）第 4 条で定められた額以内とする（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が限度額以内であればよい。）。

ア 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）

イ 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない）

ウ 燃料費（品目、数量について制限はない）

エ 雑費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

(4) 期間

災害発生の日から 7 日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3 日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

### 第3 給水

#### 1 供給の対象

市町は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行う。

#### 2 飲料水の確保対策

(1) 市町は、水道事業者等に要請して、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

(2) 県（保健福祉部）は、水道事業者に対して、応援給水の指示、連絡調整を行うとともに、応急用飲料水の衛生指導を行う。

(3) 水道事業者は、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努める。

〈資料編3-10-1 給水用機械保有状況一覧表〉

〈資料編3-10-2 市町別配水池数量及び貯水能力一覧表〉

(4) プールの管理者は、災害の発生に備えてプールに常時蓄えておいた水を放出する。

〈資料編3-10-3 市町別プール設置状況一覧表（公立）〉

(5) 県（県民生活部）、市町等は、災害の発生に備え、整備・管理されている災害用浄水機により給水を行う。また、県（環境森林部）は、水浄化用木炭の確保に努める。

#### 3 給水活動

(1) 市町は、給水班を組織して給水活動を行い、市町、水道事業者は、水道施設の応急復旧活動を実施する。

(2) 県（企業局）、市町は、被災市町から要請があった場合に、可能な限り、応急給水活動を行う。

(3) 県（保健福祉部）は、県（企業局）や市町の給水活動が十分行えない状況になったときは、必要に応じて国・他都県に対して応援給水要請を行う。

#### 4 応急用飲料水以外の生活用水の供給

市町は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の確保、供給に努める。

#### 5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。

##### (1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

##### (2) 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

##### (3) 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

### 第4 生活必需品等の供給

#### 1 供給の対象

市町は、被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。

#### 2 生活必需品等の確保

(1) 物資の確保

市町は、物資供給協定締結先に対して、生活必需品の供給を依頼する。

ただし、市町において調達することが困難な場合は、県（県民生活部）の備蓄物資の提供又は、県（県民生活部、産業労働観光部）の物資供給協定締結先に供給を依頼し、市町に供給する。

なお、これらによっても物資の供給が不足する場合は、関東経済産業局に協力を要請する。

〈資料編 3-11-1 生活必需品関係協定先一覧〉

(2) 燃料の確保

集積することができないプロパンガス等の確保について、県（産業労働観光部）は、地域の販売業者の供給可能数量の把握に努め、市町、販売業者と連絡を保ち、必要に応じて供給する。また、県（環境森林部）は、燃料用木炭の確保に努める。

### 3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

(1) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 内容

ア 給（貸）与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

(ア) 寝 具（タオルケット、毛布、布団等）

(イ) 被 服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）

(ウ) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）

(エ) 炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

(オ) 食 器（茶碗、皿、箸等）

(カ) 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等）

(キ) 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

(ク) 災害時要援護者用消耗器材（高齢者、障害者、難病患者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等）

イ 支給方法

物資の確保は、原則として県（県民生活部・産業労働観光部）が行う。市町までの物資の輸送については、本章第10節により行うものとする。被災者への支給は、主として市町が実施する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第4条で定められた額以内とする。

(4) 給（貸）与期間

給（貸）与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に厚生労働大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編 3-8-1 災害救助法施行細則〉

## 第 1 2 節 農林水産業関係対策

被害を受けた農林水産物及び施設の応急対策を実施し、早期の営農林水体制の再開を目指す。

### 第 1 農作物・林作物・水産物等の応急対策

#### 1 農林水産技術対策

- (1) 県（環境森林部・農政部）は、風水害、雪害等による農林産被害を防止するため、必要に応じ、関係機関と連携して、排水、病害虫防除、施肥等の指導を行う。
- (2) 県（農政部）は、宇都宮地方気象台から風雪、強風、大雨、洪水等の注意報、警報の発表を受け、農作物の風水害、雪害が予想されるときには、被害予防のための技術対策資料を作成し、団体等に配付し、農家に対する指導の徹底を図る。

#### 2 家畜伝染性疾病予防体制

県（農政部）、市町は、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

##### (1) 家畜伝染性疾病予防実施体制

被災地における予防対策は、市町が実施する。

##### (2) 応急対策の実施

###### ア 市町が実施する対策

(ア) 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報

(イ) 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導

(ウ) その他必要な指示の実施

###### イ 県（農政部）が実施する対策

(ア) 伝染性疾病予防対策について指導、助言

(イ) 被害の程度により必要と認めた場合の畜舎、家畜の消毒等の実施

##### (3) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、本章第 1 3 節第 3 に準じて行う。

### 第 2 農地・農業用施設等の応急対策

#### 1 施設の点検、監視等

##### (1) 施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

##### (2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県（農政部）、市町、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

##### (3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、ダム、頭首工、排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を関係市町（消防機関を含む）、警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

## 2 災害応急復旧対策

農地・農林業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

### (1) 被害状況の把握

市町は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については農業振興事務所、林業用施設については環境森林事務所等）に報告する。農業振興事務所及び環境森林事務所等は、被害報告をとりまとめ、各事業主管課に報告する。

### (2) 応急対策の実施

ア 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

(ア) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに県（環境森林部・農政部）、市町等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

(イ) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

(ウ) 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

(エ) ダム、ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

(オ) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

イ 県（環境森林部・農政部）、市町は、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

ウ 県（環境森林部・農政部）は、主務省庁に農地・農林業用施設等の災害の状況を報告し、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（暫定法）等に基づき、速やかに災害復旧を図る。

なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手するよう市町を通じて指導する。

## 3 農林水産業共同施設

農林水産業共同利用施設の管理者は、災害発生時には、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施し、農林水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与する。

### (1) 施設の点検・監視等

ア 施設の点検、監視

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

イ 関係機関等への通報

施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県（環境森林部・農政部）、市町、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

### (2) 災害応急復旧対策

農林水産業共同利用施設に災害が発生した場合には、次の復旧対策等を実施する。

ア 被害状況の把握、報告

施設管理者は、農林水産業共同利用施設の被害状況を把握し、所轄農業振興事務所及び環境森林事務所等に報告する。農業振興事務所及び環境森林事務所等は、被害報告をとりまとめ、



各事業主管課に報告する。

イ 復旧対策の実施

県（環境森林部・農政部）は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づき、速やかに災害復旧を図る。

## 第 1 3 節 保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、及び人心の安定と人身の保護のため関係機関は、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む）の的確な実施を図る。

### 第 1 保健衛生対策

#### 1 感染症対策

##### (1) 実施体制

市町は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症に対する対策を実施する。市町のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

県は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、市町の対策を支援する。

##### (2) 実施方法

###### ア 市町が実施する対策

市町は、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行うことができるよう、県の組織に準じた組織を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。当該市町だけでは対応が困難である場合、県（保健福祉部）に、応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行う。

###### イ 県（保健福祉部）が実施する対策

###### (ア) 体制の確立

健康福祉センター内に、消毒・衛生監視・検査を行なう感染症対策・生活衛生担当を編成し、適切な防疫活動の実施のために被災状況をできるだけ的確に把握する。

###### (イ) 防疫活動計画の作成及び物資の確保

市町から応援依頼があった場合、市町と連絡調整を行いながら防疫活動計画を作成し、消毒実施地区の決定を行う。また、消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤の確保を行う。

###### (ウ) 検病調査、健康診断の実施

緊急度に応じて計画的に発病状況調査を実施し、患者、保菌者の早期発見に努める。また、調査の結果、必要があるときは健康診断の勧告を行う。

###### (エ) 消毒の実施

防疫活動計画に基づき、井戸水、家屋、便所、ごみ集積所、下水溝、患者運搬器具等を中心に、消毒を実施する。

###### (オ) 飲用井戸汚染対策

水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査を実施するとともに、井戸の清掃、消毒等の飲用指導を行う。

###### (カ) 予防対策の周知・指導

避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、ちらしによる広報や避難場所等の巡回指導により、手洗いやうがいの励行、食器等の洗浄方法、害虫、ねずみの駆除等について指導を行う。

###### (キ) 感染症発生時の対応

感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、栃木県感染症マニ

ュアル等に基づき迅速かつ適切な対応を実施する。

- a 患者対応（医療機関の確保）
- b 防疫対策（消毒・保健指導等）
- c 疫学調査の実施
- d 検査の実施

〈資料編 3-16-1 健康福祉センター活動計画〉

## 2 食品衛生監視

### (1) 実施体制

県（保健福祉部）は、食品衛生活動体制を確立し、市町、関係団体と連携し、避難場所等の巡回指導、食品衛生知識の啓発指導など被災地の総合的な食品衛生対策を行なう。

### (2) 実施方法

県（保健福祉部）は、次により、被災地営業者、同地区周辺営業者、臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の実態を把握し、安全かつ衛生的な食品の供給の指導等適切な措置を講じることにより、事故の発生を未然に防止する。

#### ア 食品衛生監視班の編成、派遣

(ア) 保健福祉部長は、災害時の状況に応じ必要と認めるときは、食品衛生監視班を編成し、派遣する。

	業 務 別	構成班数	期 間	班構成人数
食 品 衛 生 監 視 班	連 絡 調 整	1 班	1 4 日 以 内	2 名
	監 視 指 導 検 査	4 班	1 4 日 以 内	3 名 程 度

(イ) 健康福祉センター所長は、災害時の状況に応じて必要と認めるときは、所内に食品衛生監視班を編成する。

#### イ 避難所、被災住民に対する衛生指導

避難所等の食品管理等の状況把握に努めるとともに、避難所、被災地でのちらし配布などにより衛生指導を行う。

##### (ア) 手洗いの励行

- (イ) 個人の備蓄食についての品質、保存期限等の確認
- (ウ) 配布された弁当等についての品質・表示事項の確認
- (エ) 抵抗力の弱い幼児・高齢者等に対する低リスク食品の選択
- (オ) 使い捨て食器の使用、アルコール消毒薬による器具の消毒
- (カ) 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

#### ウ 被災地周辺営業施設、臨時給食施設の指導

市町や食品衛生協会等関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、被害・稼動状況に応じた施設管理、加熱調理等食品の衛生的取扱について指導の徹底を行う。

#### エ 被災地営業施設の監視指導

営業許可施設を監視するとともに、保存、製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

- (ア) 停電により適温で保存されないため腐敗、変敗した食品の供給防止
- (イ) 施設、機械、器具の洗浄消毒
- (ウ) 使用水の現場検査

- (エ) 従事者の衛生管理（手洗消毒の励行、衛生的な服装の着用、下痢している者や手指に化膿傷がある者の食品取扱い作業への従事防止）
- (オ) 浸水地区における浸水期間中の営業の自粛
- (カ) 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

オ その他

災害の規模によっては食品衛生監視班等の職員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、状況により被災地区周辺の食品衛生指導員を動員し、指導にあたらせるよう配慮する。

〈資料編 3 - 1 6 - 1 健康福祉センター活動計画〉

### 3 栄養指導対策

#### (1) 実施体制

県(保健福祉部)は、栄養指導体制を確立し、市町、関係団体と連携して、避難場所等での巡回指導・相談、支援などを行う。

#### (2) 実施方法

##### ア 県(保健福祉部)が実施する対策

- (ア) 被災地内において食生活に関して援護を必要とする者や、特定給食施設の被害状況を把握する。
- (イ) 上記被害状況の収集と併せて、栄養・食生活支援活動に関する情報を収集し、随時まとめて健康福祉センターや関係機関等に提供し情報の共有化を図る。
- (ウ) 災害対策本部及び被災地内の健康福祉センターからの要請に応じて、部内及び災害対策本部と協議のうえ必要と認められた場合には、被災地外の健康福祉センターなどに対して人材等の派遣要請を行う。
- (エ) 人材及び特別用途食品などの調達のため、必要に応じて関係機関(県栄養士会等)へ支援要請を行う。

##### イ 被災地内の健康福祉センターが実施する対策

- (ア) 被災者の栄養指導  
被災地内の健康福祉センターは、市町と連携して被災者の栄養指導を行う。
- (イ) 栄養指導班の編成  
被災地内の健康福祉センター所長は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、所内に栄養指導班を編成する。
- (ウ) 食事提供(炊き出し等)の栄養管理指導  
市町などが設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。
- (エ) 巡回栄養相談の実施  
避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回して、被災者の健康状態、食料の供給状況等を把握しながら栄養相談を実施する。
- (オ) 食生活相談者への相談・指導の実施(災害時要援護者への食生活支援)  
妊産婦、乳幼児、高齢者、糖尿病等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。
- (カ) 特定給食施設等への指導  
被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

#### 4 県の資器材調達計画

県(保健福祉部)は、次により保健衛生対策に必要な資器材の調達を実施する。

- (1) 災害発生後、速やかに防疫・保健衛生用資器材取扱い業者の被害状況を調査して、供給能力、輸送機能の状況を把握する。
- (2) 被害状況を迅速、的確に把握し、関係機関と連携をとり、必要とする資器材の調達に努める。
- (3) 市町との連携を密にして、市町からの要請に応じて、資器材の調達をあっせんする。
- (4) 必要とする資器材の調達は、調達業者によって被災地に輸送する。
- (5) 必要な資器材が不足し、又は調達が不可能な場合は、近隣県や同関係業者に供給についての協力を依頼するほか、必要に応じ厚生労働省にも要請する。

### 第2 遺体取扱対策

#### 1 遺体の搜索

##### (1) 実施体制

遺体(災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、原則として市町が県警察、消防機関等の関係機関の協力のもとに実施するものとする。

##### (2) 実施方法

###### ア 市町が実施する対策

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、県警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して搜索する。

当該市町だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行なうとともに、県(県民生活部)に、自衛隊に対する応援要請を行なうよう依頼する。

###### イ 県(県民生活部)が実施する対策

市町からの依頼により、自衛隊に派遣要請を行う。

###### ウ 県警察が実施する対策

市町が行う搜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。

##### (3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体搜索は、次の基準により実施する。

###### ア 対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

###### イ 費用の限度

舟艇その他遺体の搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域に、おける通常の実費

###### ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

#### 2 遺体の処置、収容及び検案(検視)

##### (1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市町が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

## (2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。

### ア 市町が実施する対策

(ア) 地元医師団や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

(イ) 身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行われない遺体を収容するため、適当と認められる公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

(ウ) 捜索により発見された遺体について、警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

### イ 県（保健福祉部）が実施する対策

市町から応援要請等により、医師会等の協力を得て支援を行う。なお、災害救助法適用後は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班、災害拠点病院が組織する救護班に対して活動を要請するとともに、状況により医師会や医療機関等の協力を得て実施する。

### ウ 県警察が実施する対策

各種の法令や規則に基づき、遺体の検視を行う。検視後の遺体について、身元が明らかになったものは遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体については、市町へ処理を引き継ぐ。

## (3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

### ア 対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため行うことができない場合に遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、3の対策のとおり）を行うものであること。

### イ 内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

### ウ 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則（昭和三十五年五月二日栃木県規則第三十五号）で定められた額以内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。

a 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額。

b 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則（昭和三十五年五月二日栃木県規則第三十五号）で定められた額以内とする。

(ウ) 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

### エ 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編3-8-1 災害救助法施行細則〉

## 3 遺体の埋葬等

### (1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市町が遺体の応急的な埋葬を行う。

県は、市町で対応が困難な場合、広域的な火葬が行なわれるよう調整を行なう。

### (2) 埋葬の実施方法

#### ア 市町が実施する対策

(ア) 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

(イ) 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。また、必要に応じて、県（保健福祉部）の許可を得て応急仮設火葬場を設置する。

(ウ) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

(エ) 遺体を土中に葬る場合は、公営墓地の中に所要の地積を確保する。公営墓地のない市町にあっては、法人営墓地の中に所要の地積を確保する。

#### イ 県（保健福祉部）が実施する対策

市町で火葬が十分行えない状況になった場合は、県内他市町及び他都県に対して応援要請を行い、広域的な火葬の実施に努める。

### (3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

#### ア 対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬。

#### イ 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則（昭和三十五年五月二日栃木県規則第三十五号）で定められた額以内とする。

(ア) 棺（付属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

#### ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

#### エ 遺体が法適用地域外の他市町に漂着した場合

(ア) 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町に連絡して引き取らせるが、法適用市町が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町が埋葬（費用は栃木県負担。）する。

(イ) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、(ア)に準じて実施する。

〈資料編3-8-1 災害救助法施行細則〉

## 第3 動物取扱対策

### 1 動物保護管理対策

#### (1) 実施体制

県（保健福祉部）、市町、獣医師会等関係機関は連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

## (2) 実施方法

### ア 市町が実施する対策

- (ア) 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。
- (イ) 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。
- (ウ) 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- (エ) 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。
- (オ) 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。
- (カ) 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

### イ 県（保健福祉部）が実施する対策

- (ア) 収集した情報に基づき、関係機関による被災動物の救助等を支援する。
- (イ) 被災動物の救助、搬送、治療等は栃木県動物愛護指導センター（以下「動愛センター」という。）が主体となって支援する。
- (ウ) 被災動物は、必要があれば動愛センターへ搬送し、収容、治療等を行う。
- (エ) 救助、治療については、状況により獣医師会へ応援を要請する。
- (オ) 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- (カ) 飼料（餌）の確保や被災動物を保護収容するための施設の設置については、関係機関が連携してこれを協議する。
- (キ) 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、相談窓口を設置し、犬の登録管理システムの活用等により、情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。
- (ク) 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて動愛センター内において写真の掲示等を行い、飼い主への情報提供を行う。

### ウ 獣医師会が実施する対策

- (ア) 県や市町等関係機関から被災動物に対する救助、治療等の要請があった場合は、各支部と協力してこれに応ずる。
- (イ) 被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。

## 2 死亡獣畜の処理

### (1) 実施体制

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、市町が行なう。

県（環境森林部、保健福祉部）は、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合に、市町と協力して適切な措置を実施する。

### (2) 実施方法

#### ア 市町が実施する対策

- (ア) 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施
- (イ) 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。
  - a 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理
  - b 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で



個々に埋却又は焼却処理

イ 県が実施する対策

(ア) 死亡獣畜の処理について指導、助言

(イ) 必要と認めた場合、市町等と協力して適切な措置の実施

(3) 処理方法

ア 埋 却

死体を入れてなお地表まで1 m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

イ 焼 却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

(約1 mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、更にその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

## 第 1 4 節 障害物等除去活動

被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

### 第 1 住居内障害物の除去

#### 1 家屋等の障害物の除去

関係市町は、住民に対し家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、関係市町は、災害時要援護者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対し地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。労力が不足する場合は、ボランティアの協力を求める。

#### 2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

##### (1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

##### (2) 内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

##### (3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第4条で定める額以内。

##### (4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

#### 〈資料編 3-8-1 災害救助法施行細則〉

### 第 2 河川の障害物の除去

#### 1 実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。

#### 2 実施方法

河川管理者及び水防管理者が適切な判断を行い、速やかに実施する。

### 第 3 道路の障害物の除去

#### 1 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は「災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意」の締結先、その他業者委託の活用等により速やかに除去し、道路交通の確保を

図る。

## 2 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた緊急輸送路については最優先に実施する。

## 第4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

## 第5 除雪活動

### 1 家屋等の除雪活動

関係市町は、住民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、関係市町は、災害時要援護者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。

### 2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

## 第 15 節 廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、関係機関は、被災地及び避難所におけるごみ、がれき、し尿等の廃棄物を適正に処理する。

### 第 1 ごみ処理

#### 1 実施体制

市町は、災害により発生した廃棄物の処理を実施する。処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で生活環境、公衆衛生上支障のない方法で迅速に処理するものとするが、特に甚大な被害を受けた市町においては、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」（以下「相互応援協定」という）に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

県（環境森林部）は、被災市町のみで対処できない場合は、近隣市町、関係団体又は他都道府県に応援を求める等広域的な連絡調整を行う。

#### 2 排出量の推計

市町は、災害により発生するごみについて、平常時における処理計画を勘案して排出量を推計し、その対策を策定する。

#### 3 収集運搬

- (1) 市町は、必要により労働者を臨時雇用し、又は他市町に人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。
- (2) 災害時に大量に排出される粗大ごみ等については、一時期に処理施設へ大量搬入された場合はその処理が困難となるおそれがあるので、市町は、必要により環境保全に支障のない場所を確保し暫定的に積置きするなどの方策を講じる。
- (3) 災害により発生したごみは、原則として被災者自らが市町の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、市町が収集処理を行う。
- (4) 市町は、生活系ごみについては収集可能となった時点から、できる限り早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。

〈資料編 3-19-1 ごみ収集運搬車所有状況一覧表〉

〈資料編 3-19-2 ごみ処理施設一覧表〉

〈資料編 3-19-3 粗大ごみ処理施設、資源化施設一覧表〉

#### 4 ごみ処理の留意事項

市町は、災害廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の種類ごとに次の対応方針に基づき適正に処理する。

##### (1) 可燃物

- ア 焼却施設に輸送可能な廃棄物は、原則として焼却施設で処理する。
- イ プラスチック類は、できるだけ分別を行い、焼却施設に搬入する。
- ウ 公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、露天焼却を実施するものとし、露天焼却により発生した焼却灰は、速やかに最終処分場に搬入する。

##### (2) 不燃物

- ア 金属等の資源物は分別して再生利用する。
- イ その他の不燃物は最終処分場に搬入するなど適正な処理を行う。

## 5 避難所の廃棄物対策

市町は、避難所の衛生状態を保持するため、避難所の清掃、生活ごみの収集体制の速やかな確立に努める。

## 6 近隣市町、関係団体との協力体制の整備

被災市町は、「相互応援協定」、「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」に基づき、近隣市町、関係団体と協力して災害廃棄物等の処理を行う。

## 7 国庫補助制度の積極的活用

県（環境森林部）は、被災市町に対し、国庫補助金（災害廃棄物処理事業補助金）の積極的活用を指導し、適切な処理を図る。

## 第2 がれき処理

### 1 実施体制

市町は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきの処理処分方法を確立するとともに、一時保管場所、最終処分場を確保し、計画的な収集運搬、中間処理及び最終処分を図ることにより、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。市町は、廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車両、処理施設等が不足する場合は、相互応援協定に基づき、県に応援を要請するものとする。

県（環境森林部）は、被災市町のみで対処できない場合は、近隣市町、関係団体又は他都道府県に応援を求める等広域的な連絡調整を行う。

### 2 排出量の推計

市町は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきについて、平常時における処理計画を勘案し、全壊・半壊家屋、流出家屋等からの排出量を推計し、その対策を策定する。

### 3 がれき処理の留意事項

- (1) 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (2) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。
- (3) がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き埋立等の処分を行う。

## 第3 し尿処理

### 1 実施体制

市町は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、収集可能になった日から可能な限り早急に収集処理する。

その実施体制については、現有の人員、機材、処理施設で対応することを原則とするが、特に甚大な被害を受けた市町においては、相互応援協定に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

県（環境森林部）は、被災市町のみで対処できない場合は、近隣市町、関係団体又は他都道府県に応援を求める等広域的な連絡調整を行う。

### 2 排出量の推計

市町は、被災地の戸数等から排出量を推計し、収集、運搬、処分等の対策を策定する。

### 3 収集運搬

- (1) 被災市町は、必要により相互応援協定に基づき県に応援を要請し、収集運搬体制を確立する。
- (2) 市町は、被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。

〈資料編 3-19-4 し尿収集運搬車所有状況一覧表〉

### 4 し尿処理の留意事項

市町は、収集運搬したし尿を原則としてし尿処理施設で処理するほか、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、農地還元等により環境衛生上支障のないよう特に注意して処分する。

〈資料編 3-19-5 し尿処理施設一覧表〉

## 第 16 節 文教施設等応急対策

災害時の児童・生徒等の生命、身体の安全確保や応急時の教育の実施のため、県及び市町は、必要な措置を講じる。

### 第 1 応急措置

校長等は、予め定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- ・児童・生徒、教職員等を、安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- ・災害の規模や児童・生徒、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、県教育委員会又は市町教育委員会に報告する。
- ・当該教育委員会と連携し、臨時休業、始(終)業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など児童・生徒等の安全確保に努める。

### 第 2 応急時の教育の実施

#### 1 教育施設の確保

- (1) 県教育委員会及び市町教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策をたてる。

災 害 の 程 度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	1 公民館等公共施設 2 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 住民の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 2 応急仮校舎
県内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学力低下のおそれがある場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。

#### 2 教職員の確保

県教育委員会及び市町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を確保する。

- (1) 同一市町内における災害の状況により、当該市町教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に応援させ教育の正常化に努める。
- (2) 同一市町における被災の状況がひどく、1によることが困難な場合は、県教育委員会が、郡又は県単位に対策をたて、当該市町教育委員会と協議し早急に応援体制をとり教職員の確保に努める。

- (3) 県立学校については、県教育委員会は、災害の状況により、災害を免れた県立学校の教職員を適宜被災学校に応援させる。
- (4) 県教育委員会は、災害による教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来たす場合は、退職教員を臨時に雇用するなど対策をたてる。

### 第3 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校の校長等は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ当該市町長に協力する。

### 第4 私立学校

県（経営管理部）は、私立学校について、前記第1から第3の公立学校の例を参考に対策を講じるよう指導する。

### 第5 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に市町長が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は次のとおりである。

#### 1 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

#### 2 内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

#### 3 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

##### (1) 教科書代

###### ア 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

###### イ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

##### (2) 文房具費、通学用品費

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第4条で定められた額以内とする。



#### 4 期間

地震災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

### 〈資料編3-8-1 災害救助法施行細則〉

#### 第6 授業料の減免

##### 1 県立学校

被災により、授業料の減免が必要な者については、「栃木県立学校の授業料等に関する条例」（昭和24年3月23日条例第10号）により、授業料減免の措置を講じる。

##### 2 私立高等学校

被災を受けた生徒に係る授業料負担の軽減を図るため、学校法人が行う授業料減免事業に要する経費について、県は、「私立高等学校授業料減免補助金交付要領」により、補助金を交付する。

#### 第7 文化財の保護

##### 1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市町に通報する。

所有者、管理者が市町の場合の通報責任者は、市町教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

##### 2 災害状況の調査、復旧対策

県は、災害発生の場合、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を文化庁に報告し、被災の状況によって係官の派遣を求める。

#### 第8 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

## 第 17 節 住宅応急対策

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者の住居の安定を図るため、関係機関は、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の建設、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

### 第 1 実施体制

#### 1 実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、原則として市町が行い、県はこれに協力する。

ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

また、県は関係団体、市町と協力し、民間賃貸住宅に関する情報を被災者に提供する。

#### 2 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公営住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合に応急仮設住宅を建設して供給するものとする。

### 第 2 公営住宅等の一時供給

#### 1 対象

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、身体障害者等の災害時要援護者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- (2) 居住する住家がないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと

#### 2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 被災市町は、既設の公営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 被災市町内で確保できない場合、県（県土整備部）は当該市町の要請に応じ、既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを行う。

### 第 3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。なお供給にあたっては、高齢者・障害者等の災害時要援護者向け住宅の設置に配慮する。

#### 1 対象

本節第 2 に掲げる対象に同じ。

#### 2 内容

- (1) 設置予定場所  
市町において決定するものとする。
- (2) 住宅の規模及び構造  
1 戸当たり 29.7 平方メートルを基準とし、県（県土整備部）において構造を定める。

### (3) 実施方法

県（県土整備部）が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県（県土整備部）又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常（緊急）災害対策本部に協力を要請する。

〈資料編 3-21-1 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書〉

## 3 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第4条で定められた額以内とする。

## 4 期間

### (1) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

### (2) 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間（3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年。）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て延長する。

## 第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

### 1 対象

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者。

### 2 内容

県（県土整備部）が直営又は「災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意」の締結先、その他業者活用等により修理を実施する。

### 3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第4条で定められた額以内とする。

### 4 期間

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて一用最小限度の期間を延長する。

〈資料編 3-8-1 災害救助法施行細則〉

## 第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

### 1 対象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

### 2 内容

県（県土整備部）は、「災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定」に基づき、協定締

結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報を、市町と連携し被災者に提供する。

〈資料編 3-2 1-2 災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書〉

## 第 1 8 節 労務供給対策

災害応急対策を実施するにあたって、労力的に不足する箇所への労務の安定供給を行う。

### 第 1 労務供給計画

#### 1 要員の確保

災害時における必要な要員の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

#### 2 要員の確保が困難な場合の対応

(1) 市町は、その地域内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。

ア 相互応援協定等に基づく他の市町に対する応援要請

イ 県への要員確保依頼

ウ 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん要求

(2) 県（経営管理部）は、市町からの要員確保要請又は指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん依頼があったときは、相互応援協定等に基づき他の都道府県、指定行政（地方行政）機関の長等に対して職員の派遣（あっせん）を要請する。

(3) 県（経営管理部）及び市町は、不足する要員を確保するほか、職員の負担軽減を図るため、当該応急対策に精通した退職職員に協力を求める。なお、県の各部局等で制度化している退職職員の活用について極力利用するよう努める。

### 第 2 災害救助法を適用した場合の要員の確保

県（各部）、市町の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、県又は市町が行う。

#### 1 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、都道府県又は市町が雇用する者。

(1) 被災者の避難

(2) 医療及び助産

(3) 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末

(4) 飲料水の供給

(5) 死体の搜索

(6) 死体の処理（埋葬を除く。）

(7) 救援用物資の整理配分

(8) 炊出しその他による食品の給与

#### 2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

#### 3 期間

前項の各救助の実施が認められる期間（ただし（1）については1日程度）。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間

も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に厚生労働大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

## 第 19 節 公共施設等応急対策

災害に際して、交通機関、ライフライン等県民の生活に多大な影響を及ぼす施設の早期復旧を図るため、各施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

### 第 1 輸送関係施設の対策

#### 1 道路施設（県、市町の対策）

##### (1) 被害情報の収集

県、市町は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により災害情報の収集に努める。

ア 県（県土整備部）、市町は、道路パトロールカー等による巡視、道路情報モニター、管理委託業者等からの道路情報の収集に努める。

イ 県（県民生活部）は、市町等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報の把握に努める。必要に応じて消防防災ヘリコプター等の活用により災害情報収集の迅速化を図る。

また、収集した情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

##### (2) 被害情報の伝達

ア 県（県土整備部）は、道路の被災状況、国土交通省からの情報、県が実施する応急対策の活動状況等を関係市町に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 市町は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県（県土整備部）に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

ウ 県（県土整備部）、市町は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

##### (3) 応急措置

###### ア 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

###### イ 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、所轄の警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の4に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

###### ウ 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

###### エ 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

###### オ 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

## 2 道路施設（関東地方整備局（宇都宮国道事務所）の対策）

### （1）被害情報の収集

宇都宮国道事務所は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡視、道路情報モニター、管理委託業者等からの道路情報により災害情報の収集に努める。

### （2）被害情報の伝達

ア 道路の被災状況を関東地方整備局、県、関係市町等に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

### （3）応急措置

#### ア 緊急の措置

巡視の結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

#### イ 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、所轄の警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法47条の4に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

#### ウ 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

#### エ 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

#### オ 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速、的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

## 3 道路施設（東日本高速道路株式会社（東日本高速道路株式会社管理事務所）の対策）

### （1）被害情報の収集

高速道路で災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等の巡視により次により災害情報の収集に努める。

### （2）被害情報の伝達

ア 災害情報収集、伝達体制に基づき、高速道路管理用通信システム（専用線）により、支社、交通管制室、各管理事務所、料金所、休憩施設に対して情報の伝達を行う。

イ 必要に応じ県、関係市町、防災関係機関に連絡する。

### （3）応急措置

#### ア 緊急措置

発災直後、直ちに高速道路の点検を実施し、道路の安全確保、交通の危険を防止するため必要と認められる場合は、通行を禁止、制限する。

#### イ 交通の確保

被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、交通の確保を図る。



ウ 道路情報の提供

交通規制、迂回路等の道路交通情報を財団法人日本道路交通情報センター等を通じて、テレビ、ラジオ等を活用して広報を行う。

4 道路施設（栃木県道路公社の対策）

(1) 被害情報の収集

有料道路で災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等の巡視により次により災害情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

ア 災害情報収集、伝達体制に基づき、各管理所、料金所、休憩施設に対して情報の伝達を行う。

イ 必要に応じ県、関係市町、防災関係機関に連絡する。

(3) 応急措置

ア 緊急措置

発災直後、直ちに有料道路の点検を実施し、道路の安全確保、交通の危険を防止するため必要と認められる場合は、通行を禁止、制限する。

イ 交通の確保

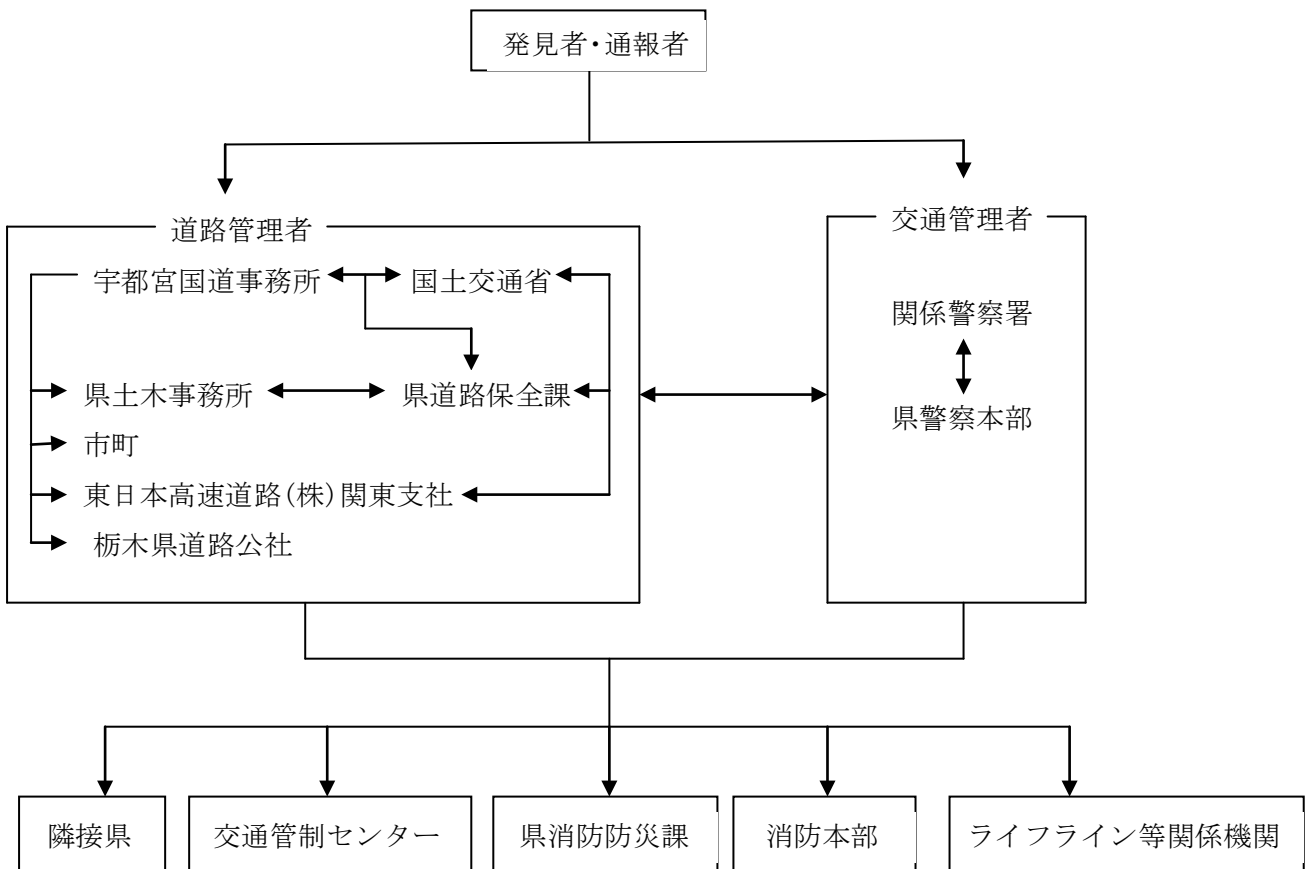
被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、交通の確保を図る。

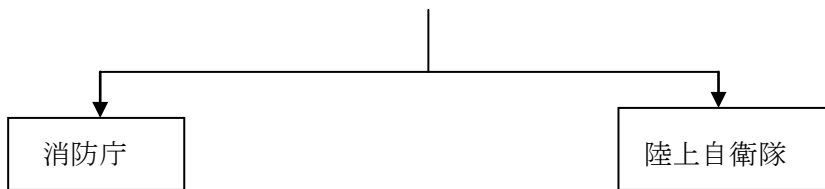
ウ 道路情報の提供

交通規制、迂回路等の道路交通情報をテレビ、ラジオ等を活用して広報を行う。

〈道路施設関係事故発生情報等の連絡系統図〉

県、市町、関東地方整備局（宇都宮国道事務所）、栃木県道路公社等の道路管理者は、大規模交通事故、道路上への建物・瓦礫の散乱、浸水などに迅速に対処できるよう、次のとおり災害応急対策を実施する。





## 5 鉄道施設

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生の誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

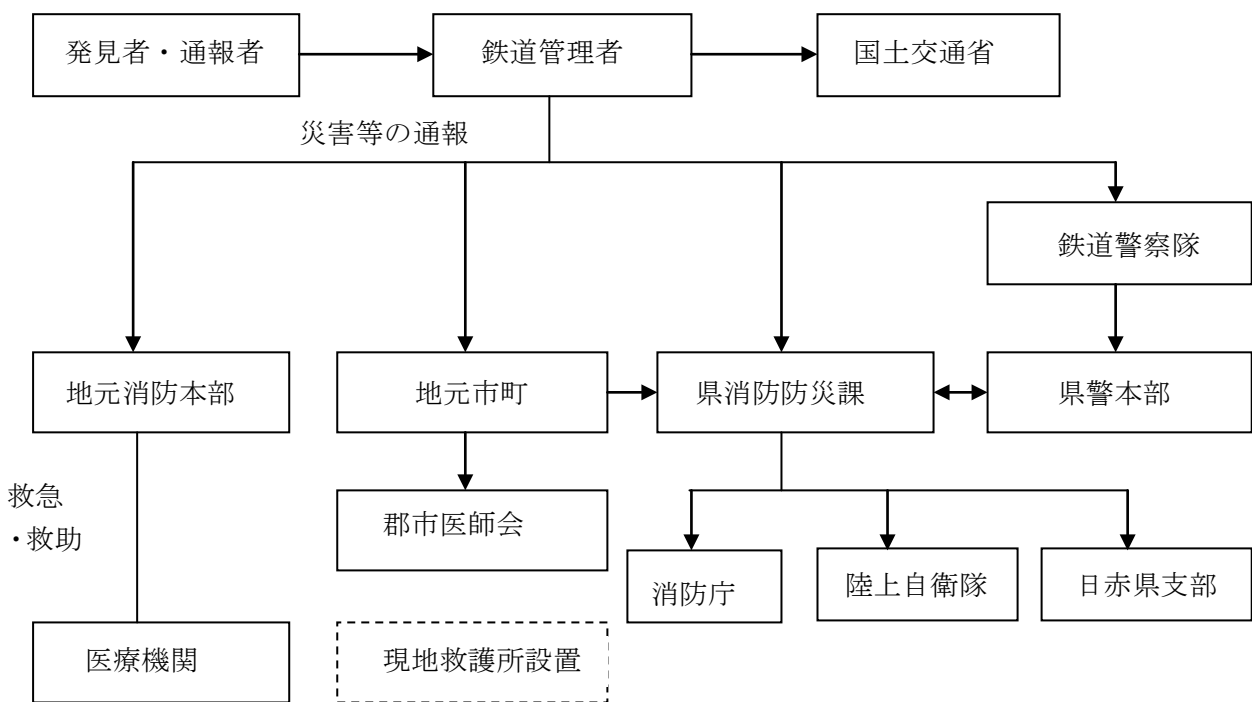
### (1) 被害情報の収集、伝達

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。

### (2) 応急措置

火災・事故災害対策編第2部第3章に準じる。

#### 〈鉄道施設関係事故発生情報等の連絡系統図〉



(注) 1 地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報があった場合は、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

2 県、市町は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

## 第2 ライフライン関係施設の対策

### 1 上水道施設

### (1) 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

### (2) 応急措置

上水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧するとともに、給水区域内住民への給水を確保し、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

#### ア 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

#### イ 送配水管等の復旧手順

##### (ア) 送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

##### (イ) 臨時給水栓の設置

被災しない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓に臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、所管消防機関に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

#### ウ 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮設配水管を布設する。

#### エ 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

### (3) 広報

給水場所は、あらかじめ広報誌等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても知らせるとともに、利用者の水道に関する不安解消に努める。

### (4) 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

## 2 下水道施設

### (1) 被害情報の収集、伝達

県(県土整備部)、市町等の下水道管理者は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

### (2) 応急措置

ア 上水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は、二次災害の発生のおそれがある箇所を安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

イ 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きよ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

- (ア) 応急復旧の緊急度、工法の検討
- (イ) 復旧資材、作業員の確保
- (ウ) 技術者の確保
- (エ) 復旧財源の措置

### 3 電力施設

東京電力(株)は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

#### (1) 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、東京電力(株)は、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

#### (2) 応急措置

##### ア 要員・復旧資材の確保

東京電力(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

##### イ 電力の融通

東京電力(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合における各電力会社間の電力の融通を行う。

##### ウ 危険予防措置

県、県警察、市町、消防機関等は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力(株)に対して送電の停止を要請する。同支店は、要請に対して適切な措置を講じるものとする。

##### エ 自衛隊の災害派遣要請

東京電力(株)は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行うものとする。

##### オ 応急工事の実施

東京電力(株)は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら次の基準により応急工事を実施する。

##### (ア) 発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

##### (イ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用による仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

##### (ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

##### (エ) 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

##### (オ) 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

#### (3) 広報

東京電力(株)は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

### 4 都市ガス施設

都市ガス事業者は、栃木県都市ガス協会の各事業者の区域内ガス供給施設に被害が生じた場合、各ガス事業者が相互に協力し、被害を最小限に食い止めるとともに、ガス供給の早期復旧を図るものとする。

(1) 被害情報の収集

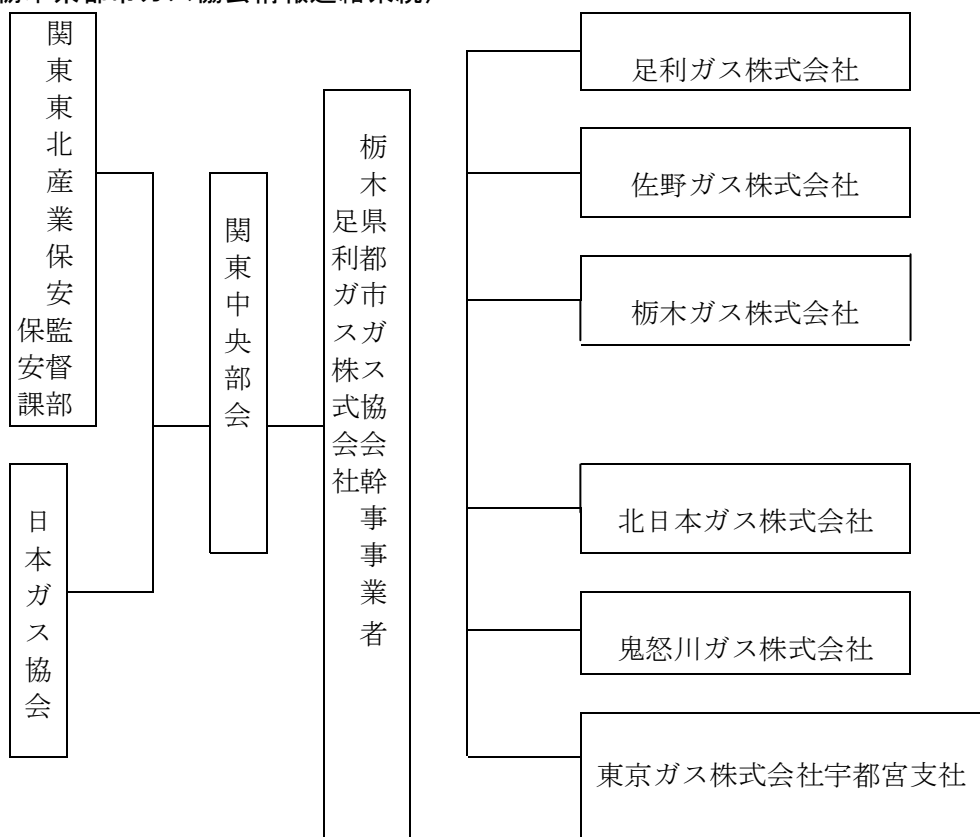
都市ガス事業者は、災害が発生した場合には、保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。

(2) 被害情報の伝達

ア 都市ガス事業者は、被害の概況が把握された時点で、速やかに県、関係市町、所轄消防本部、警察署、防災関係機関に被害情報を連絡する。

イ 都市ガス事業者は、被害の状況により、救援が必要と判断される場合は、県都市ガス協会幹事事業者に対してあらかじめ被害情報を連絡する。

〈栃木県都市ガス協会情報連絡系統〉



(3) 応急措置

ア 災害対策本部の設置

災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認められる場合は、保安規程に定める処理要領に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

イ 二次災害の防止対策

被害状況により必要と判断される場合は、ガスの供給を停止するなど適切な二次災害防止対策をとる。

ウ 救援要請

(ア) 被災ガス事業者は、被害の状況から県都市ガス協会の救援が必要と判断した場合は、幹事

ガス事業者に対して救援要請を行う。

(イ) 幹事ガス事業者は、必要に応じて県都市ガス協会内に救援対策本部、被災事業者災害対策本部内に現地災害対策本部を設置するとともに、各ガス事業者に対して協力を要請し、救援隊を派遣する。

#### エ ガス供給施設復旧計画

被災ガス事業者は、次の基準によりガス供給施設の復旧を行う。

##### (ア) 被害調査と復旧実施計画の策定

災害発生により供給停止となった地域の早期復旧を図るため、復旧基本計画の策定後、被害状況の収集や被害踏査を実施し、中圧導管、重要施設、被害軽微地区の復旧優先を考慮した効率的な復旧計画を立てて、復旧作業を実施する。

なお、被害調査は、低圧導管へのガス供給源となる中圧導管設備を含む重要路線及び建物被害の状況を、次により修繕に先立ち先行調査し、復旧優先順位付けを検討する。

- a 中圧導管は路線単位に踏査を行い、低圧導管はブロック毎、面的に被害踏査を実施する。
- b 巡回調査が必要な整圧器、バルブを含む中圧路線と重要路線、建物被害状況等について調査すべき点検項目をあらかじめ設定しておく。

##### (イ) 関係機関の連携

復旧作業の迅速化、効率化のため、関係機関、特に水道事業者と必要に応じ情報交換を行う。

##### (ウ) 復旧作業

復旧作業は、中圧の復旧と低圧の復旧の連携を取りながら実施する。

中圧の復旧は、低圧への送出源となるラインを優先し、低圧の復旧は、低圧導管網を復旧ブロック化して、その単位ごとに閉栓、被害修理、エアージ、閉栓の順に実施する。

#### (4) 広報

台風、洪水、火災等による災害の広報活動は、二次災害の防止、消費者の不安解消、復旧作業の円滑な推進のため極めて重要であり、次により迅速、適切に実施する。

##### ア 災害発生直後の広報

###### (ア) 利用者に対する広報活動

テレビ、ラジオ、広報車などを通して、災害発生後の二次災害防止のため、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を閉めるよう周知する。

###### (イ) 報道機関に対する広報活動

地元をはじめとするテレビ、ラジオ放送局に対して、二次災害防止の観点から、保安確保のための緊急放送を依頼する。

また、必要に応じて、マイコンメーターの取扱い方法についても放送を依頼する。

###### (ウ) 地方自治体、県警察、消防等に対する広報活動

都市ガスに関する被害情報を連絡するとともに、保安確保や利用者広報に対する協力を要請する。

##### イ ガス供給停止時の広報

災害等により供給停止の措置がとられた場合、二次災害防止とともに、消費者への不安解消を目的とした広報を行う。

このため、供給停止地区への広報活動だけでなく、供給継続地区へのガスの安全使用に関する周知についても適切な広報を行う。

###### (ア) 利用者に対する広報活動

報道機関や諸官公庁への協力要請等により、供給停止や保安確保に関する情報を周知してもらうよう努め、地区全体や個々の消費者の復旧作業内容、スケジュール、復旧見通し等を、ちらし、広報車、社告、ハンドマイク、個別訪問等で可能な限り提供するように努める。

(イ) 報道機関・地方自治体等に対する広報

- a 報道機関、地方自治体等に対して随時情報提供し、利用者の理解と協力を得られるように、報道や公的周知の面での協力を要請する。
- b 関係省庁、地方自治体、警察、消防、自治会等と復旧状況報告などを通して情報を密にする。
- c インターネットのホームページの活用も考慮する。

### 第3 河川管理施設等の対策

県（県土整備部）及び市町は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋梁の落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

#### 1 水防機関の監視、警戒活動

豪雨等の際は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

##### (1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者は、ただちに所管土木事務所長に報告し、土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

- ア 水防団（消防団）が出動したとき
- イ 水防作業を開始したとき
- ウ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む）

##### (2) 出動及び水防作業

###### ア 水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の水防団（消防団）を非常配備するための指令は、次の場合により発するものとする。

- (ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- (イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合
- (ウ) 緊急にその必要があるとして、知事から指示があつた場合

###### イ 本部員の非常配備

水防管理者はあらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

###### ウ 消防機関

###### (ア) 待機

水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員はただちに次の段階に入りうる状態におくものとする。

###### (イ) 準備

河川水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記によるものとする。

- a 水防団（消防団）の団長及び班長は所定の詰所に集合する。
- b 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画を行う。
- c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

(ウ) 水防管理者が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

#### 2 河川管理施設決壊時の通報措置

堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、管下水防管理団体においては、水防法第18条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれの

ある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

### 3 河川管理施設決壊後の処理

土木事務所においては、水防本部その他必要な機関に決壊の状況と処置について連絡するものとする。また、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。



## 第 20 節 危険物施設等応急対策

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、関係機関は連携して、適切な応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、LPガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、火災・事故災害対策編第3部第3章の規定に準ずる。

## 第 2 1 節 広報活動

災害時に、県民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、関係機関は、相互に連携して、県民ニーズに対応した広報活動を行う。

### 第 1 広報活動内容

#### 1 広報の内容

県（県民生活部）、市町、防災関係機関等は、災害の規模、態様等に応じて、県民生活に関する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- (1) 災害の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難勧告・指示に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) ボランティア・義援物資の受け入れに関する事項
- (11) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (12) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (13) 県民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (14) その他必要な事項

#### 2 広報の方法

防災関係機関等は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、各機関が有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く県民に的確な情報提供を実施する。

### 第 2 県の広報活動

#### 1 災害時の広報体制

県（県民生活部等）は、次により災害時の広報活動を実施する。

- (1) 知事の呼びかけ  
災害の規模が大きく被害が甚大な場合、必要に応じて、テレビ、ラジオ等により、冷静な行動と応急対策等への協力に関する知事による呼びかけを行う。
- (2) 災害情報等の提供窓口の一元化  
災害情報等を県民に的確に提供するため、確実な情報の収集に努めるとともに、情報提供窓口の一元化を図る。
- (3) 広報活動  
県（県民生活部）、県民センターは、各部局と連携して各種広報活動を実施するほか、記者発表に関する諸調整を行う。  
ア 県（県民生活部）は次の業務に従事する。  
（ア）各種広報媒体を活用した、県民への災害情報や生活情報の提供

(イ) 情報センターの設置・運営、県民からの問い合わせ・要望・相談等への対応

(ウ) 報道機関に対する災害情報提供・報道要請等の連絡調整、プレスセンター、臨時スタジオの開設等

イ 県民センターは、管内の情報収集と広報活動にあたる。

#### (4) 相互連絡体制の確立

効率的な広報活動を期するため、県(県民生活部)は、市町その他関係機関との相互連絡体制を確立し、連携を図る。

## 2 県民に対する災害情報等の提供

### (1) 報道機関を通して行う災害情報等の提供

ア 県(県民生活部)は、収集した災害情報や県の応急対策等について、その都度速やかに「栃木県政記者クラブ」に提供する。

なお、栃木県政記者クラブ非加盟の報道機関(他県の地方紙等報道機関、外国報道機関、雑誌社等)に対しても、同様の災害情報等を提供する。

イ 県(県民生活部)は、迅速、的確な情報等の提供に資するため、必要に応じて県庁内に「プレスセンター」、「臨時スタジオ」を開設する。

### (2) 情報センターの開設

ア 県(県民生活部)は、必要に応じ「情報センター」を設置し、各種情報に基づき、県民からの問い合わせ・相談等に対応するほか、併せて県民からの要望・苦情等を各部局・防災関係機関等に伝達し適切な対応に努める。

イ 「情報センター」には電話回線、ファクシミリ、インターネットメール等の設備を確保するとともに、相談員を配置する。

### (3) 災害時要援護者等への配慮

ア 災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

イ 視覚・聴覚障害者、外国人等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

ウ 一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

### (4) 各種広報手段の活用

県(県民生活部)は、県民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

ア 被災地や避難場所等へ県有車両(県広報車、放送設備を有する車両等)を派遣し、呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況や要望・苦情の収集を実施

イ 必要に応じてヘリコプターによる情報収集や広報活動を実施

ウ 避難場所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の周知

エ 災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布

なお、視覚・聴覚障害者や外国人等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、外国語訳による広報資料を作成・配付

オ 各種情報の新聞広告掲載

カ テレビ、ラジオの定時放送

キ ケーブルテレビ、文字放送、電光掲示板等による情報提供

ク ホームページやメール等の情報通信技術を活用した情報提供

ケ アマチュア無線免許を保有する者の支援を得て、県庁内にアマチュア無線局を開設し、情報の収集や提供を実施

コ ボランティアの支援を得て、情報の収集や広報活動を実施

### 3 災害時等における報道要請

県（県民生活部・保健福祉部）は、大規模災害が発生した場合に、災害の防止と被害拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行い、必要な場合には協定締結報道機関に対して報道要請を行う。

なお、報道要請に係る連絡責任者は、県民生活部消防防災課長があたる。

- (1) 警報の発令・伝達、避難の勧告、指示
- (2) 消防、その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置
- (4) 災害を受けた児童・生徒の応急の教育
- (5) 施設、設備の応急の復旧
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制、緊急輸送の確保
- (8) 災害の拡大防止の措置
- (9) その他災害応急対策に関すること

〈資料編 3 - 4 - 1 関係報道機関一覧表〉

### 4 記録写真等の収集

県（県民生活部）は、災害に関する写真や映像等を整理・保存するほか、関係機関が保持する災害写真、ビデオ等資料の収集に努める。

## 第3 市町から地域住民に対する広報活動

市町は、住民生活の混乱を防止するため、県の広報計画に準じて計画を策定し、関係機関と連携を図り、住民に対して迅速、的確な広報活動を実施する。

緊急避難等災害に対する厳重な警戒が必要な場合やそのおそれがある場合は、市町防災行政無線等の個別伝達システムや消防団・自主防災組織等の人的ネットワーク等により、地域住民に対して、災害情報を迅速に伝達する。

## 第4 その他の機関の広報活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・防災上重要な施設の管理者は、それぞれ各機関において定めるところにより、県、市町その他関係機関と連携を図り、迅速、的確な広報活動を実施する。

## 第 2 2 節 自発的支援の受入

大規模災害発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

### 第 1 ボランティアの受入・活動支援

#### 1 災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障害者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、配分
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

#### 2 ボランティア活動の支援調整

県(県民生活部・保健福祉部)、市町及び社会福祉協議会は、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。

##### (1) 県社会福祉協議会等の活動

県社会福祉協議会は、ボランティア情報の担当部門を設置し、関係機関と連携しながら、市町社会福祉協議会等を通して被災地のボランティアニーズの把握に努め、ボランティア受入の紹介機能を担う。また、全国から寄せられる救援救護活動への参加を希望するボランティア等の問い合わせに対して適切に対応するとともに、必要に応じて報道機関の協力を得ながら、ボランティア活動参加希望者等に対して広く情報発信を行う。

##### (2) 市町及び市町社会福祉協議会等の活動

市町は、市町社会福祉協議会及びボランティア団体等で組織し、ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを設置するとともに、センターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援する。

〈資料編 3-24-1 災害ボランティアセンターの概要〉

### 第 2 義援物資・義援金の受入・配分

#### 1 義援物資の受入

##### (1) 義援物資の需給調整と情報発信

被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

(2) 義援物資の受入

県、市町は、あらかじめ定めた義援物資の受付窓口において、郵送又は輸送により送付される義援物資を受入れるとともに、義援物資に関する問い合わせ等に対応する。

県、市町は、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

(3) 義援物資集積場所

県、市町は連絡調整を行い、交通の便等を考慮して防災拠点の中から物資集積所について適地を選定し、義援物資の一時保管を行う。

(4) 義援物資の管理

県、市町は、物資集積所に職員を派遣するとともに、ボランティアと連携を図り、義援物資の在庫管理、仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

## 2 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、次の関係機関をもって義援金配分委員会を構成し実施する。

県、市町、日本赤十字社県支部、県社会福祉協議会、報道機関、義援金受付機関等

(2) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、受付機関において一時管理を行うものとする。

配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、市町村に対して配分を行う。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

〈資料編 3 - 2 3 - 1 義援物資、義援金受入・配分のフロー〉

## 第 2 3 節 孤立集落応急対策

県、市町は、災害に起因する土砂災害等による道路や通信の途絶により孤立状態となった集落に対し、迅速に状況を把握し、応急対策活動を実施する。

### 第 1 孤立実態の把握

県（県民生活部）及び市町は、平時からの孤立集落発生の可能性に関する状況調査等に基づき各地域と連絡をとり、孤立発生の有無及び被害状況の把握に努める。また、現地との連絡がとれない場合は、必要に応じて職員を現地に派遣する。

孤立集落内の自治会長、自主防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

### 第 2 救出・救助活動の実施

県（県民生活部）及び市町は、負傷者発生など人的被害の状況が判明した場合は、関係機関と連携し早急な救出・救助活動を実施する。

### 第 3 通信体制の確保

県（県民生活部）及び市町は、通信の途絶を解消するため、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

### 第 4 食料等生活必需物資の輸送

県（県民生活部）及び市町は、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送を、ヘリコプターによる空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

### 第 5 道路の応急復旧

県（県土整備部）及び市町は、優先して道路復旧を実施して、孤立集落に対する輸送ルートを確保する。

# 第4章 復旧・復興

## 第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に強い県土づくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

### 第1 基本的方向の決定

#### (1) 実施体制

県及び市町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

#### (2) 住民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとする。

#### (3) 国等職員の派遣要請

県及び市町は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

### 第2 迅速な原状復旧

県（各部局）、市町その他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

### 第3 計画的復興の推進

#### 1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、県（各部）及び市町は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

#### 2 防災まちづくり

##### (1) 防災まちづくりに関する計画

必要に応じ、県（県土整備部）及び市町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。



その際、県（県土整備部）及び市町は、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。

## （2）防災まちづくりに関する留意事項

県（県土整備部）及び市町は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、次の点に留意するものとする。

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

イ 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。

（ア）河川の治水安全度の向上

（イ）土砂災害に対する安全性の確保

ウ 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的实施を行うこと。

エ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うこと。

## 3 復興本部の設置

県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行及び地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整のため、復興本部を設置するものとする。市町においても同様の復興体制の整備を行うものとする。

## 第2節 民生の安定化対策

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

### 第1 被災者のための相談、支援

県（各部局）、市町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて防災関係機関と連携し、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置するものとする。また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を整えるものとする。

### 第2 リ災証明書の発行

市町は、被災者が租税等の減免等を受ける際に必要とする家屋等の被害程度の証明のため、被災者の求めに応じ、確認ができる程度の被害についてリ災証明書を発行するものとする。

### 第3 住宅対策

県（環境森林部）は、被災者の住宅復旧を促進するため、栃木県森林組合連合会、栃木県木材業協同組合連合会と製材品の在庫量や供給体制について調整を行い、住宅復旧用木材の確保に努める。

また、県（県土整備部）は、関係機関、市町の協力を得て、被災者に対して民間賃貸住宅の空室情報を提供する。

### 第4 雇用の確保、安定

栃木労働局長は、災害が発生した場合、必要と認められる範囲で次の措置を行う。

#### 1 離職者の早期再就職の促進

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職者の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じるものとする。

- (1) 被災者のための臨時職業相談の実施
- (2) 公共職業安定所に来所することが困難な地域における巡回職業相談等の実施
- (3) 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

#### 2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

##### (1) 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に来所できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給するものとする。

##### (2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、その災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、同条の定めるところにより基本手当を支給するものとする。

### 3 労働保険料の納付に関する特例措置

労働局の労働保険特別会計歳入徴収官は、必要があると認めるときは、災害により、労働保険料を所定の期限までに納付できない事業主等に対し、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

## 第5 応急金融対策

財務省宇都宮財務事務所長は、災害が発生した場合、被災地の災害の実情、資金の需要状況等に応じ、適当と認める機関、団体と連携し必要と認められる範囲内で、次の措置を運用する。

### 1 金融に関する措置

#### (1) 災害関係の融資に関する措置

民間金融機関に対して、災害の状況、応急資金の需要等により、融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した的確な措置をとるよう要請する。

#### (2) 預貯金の払戻し、中途解約等に関する措置

ア 民間金融機関に対して、預金通帳、届出印鑑等を焼失や流失した預貯金者に、り災証明書の呈示、その他実情に即する簡易な確認方法で払戻しの利便を図ることを要請する。

イ 民間金融機関に対して、やむを得ない事情と認める被災者に、定期預金、定期積金、相互掛金等の中途解約や当該預貯金等を担保とした貸出しに応じる等の措置を要請する。

#### (3) 手形交換、休日営業等に関する措置

民間金融機関に対して、災害時の手形交換、不渡処分や休日営業、時間外営業について考慮することを要請する。

#### (4) 保険金の支払い、保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金、損害保険金の支払いは、できる限り迅速に支払うよう配慮し、保険料の払込みは、契約者のり災状況に応じて猶予期間の延長を行う等の措置を要請する。

#### (5) 営業停止等における対応に関する措置

民間金融機関に対して、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

### 2 証券に関する措置

(1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を要請する。

(2) 有価証券喪失の場合の再発行手続についての協力を要請する。

(3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を要請する。

(4) 証券会社等に対して、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

(5) その他、顧客への対応について十分配慮するよう要請する。

## 第6 租税の減免等の措置

県（経営管理部）は、納税者、特別徴収義務者が災害により被災した場合は、納税者等の状況に応じて地方税法、栃木県県税条例に基づいて、県税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じる。

### 1 期限の延長（県税条例第13条）

災害により、法令の期限までに申告等書類の提出や納付・納入ができないと認められる場合は、次の方法によりその期限を延長する。

(1) 地域指定

災害が広範囲にわたる場合は、地域と延長期限（最大2月以内）を指定して、県が画一的に期限を延長する。

(2) 個別申請

(1)の場合を除き、個別的事例や狭い範囲内の事例については、被災納税者の申請に基づき、災害がやんだ日から2月以内の期日を指定して期限を延長する。

2 徴収猶予（地方税法第15条）

災害により期日までに県税を納めることができない者で、その県税を一時に納付することができないと認められる場合は、被災納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

3 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、被災納税者の税額について一定の割合を軽減又は免除するとともに、被災した特別徴収義務者の納入義務を免除する等の納税緩和措置を講じる。

納税緩和措置	対 象 と な る 税
減 免	法人県民税（県税条例第36条） 法人事業税（県税条例第61条） 個人事業税（県税条例第67条） 不動産取得税（県税条例第84条、第85条） 自動車取得税（県税条例第102条の12） 軽油引取税（県税条例第102条の28） 自動車税（県税条例第114条） 鉦区税（県税条例第126条） 固定資産税（県税条例第133条） 狩猟税（県税条例第168条）
納入義務免除	軽油引取税（地方税法第144条の30）
税 額 控 除	県たばこ税（地方税法第74条の14）

4 国税、市町村税の特例措置

国、市町は、災害の状況に応じて、法令、条例の規定に基づき国税、市町村税の申告・納付等の延長、徴収猶予、減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。

第7 生活関連物資対策

県（県民生活部）は、災害時における県民の消費生活を守るため、生活関連物資の供給・価格の安定のための対策を実施する。

## 1 需給・価格動向調査の実施

必要があると認めるときは、生活関連物資の供給の確保、価格の安定を図るため、職員等により需給・価格動向調査を実施し、その結果、円滑な供給を確保する必要がある場合は、当該物資を供給する事業者に対し供給・あっせん等必要な措置をとるよう協力を要請する。

## 2 特別調査の実施

生活関連物資が著しく不足又は不足のおそれがある場合、その価格が著しく上昇又は上昇するおそれがある場合は、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定し（指定物資）、需給の状況、価格上昇の原因その他必要な事項について調査する。

## 3 事業者に対する措置勧告

特別調査の結果、指定物資の流通の円滑化又は価格の安定が著しく妨げられている原因が事業者にあると認められるときは、事業者に対し指定物資の流通の円滑化又は価格の安定を図るため必要な措置を勧告する。

## 4 価格等の情報提供と消費者啓発

上記1から3の結果を必要に応じて県民に情報提供するとともに、冷静かつ賢明な消費行動を確保するよう啓発に努める。

## 5 国に対する措置要請

生活関連物資が著しく不足又はそのおそれがある場合、その価格が著しく上昇又はそのおそれがある場合で、買い占めや売り惜しみが行われ、またはそのおそれがあるときは、国に対して「国民生活安定緊急措置法」や「生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」等関連法令の発動を要請する。

## 第8 農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、市町長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、県（農政部）は市町に対し基準の範囲で、次の助成を行う。

補助の種類	対象農作物等	対象被害率	補助率
病虫害防除用農薬購入費等補助	農作物	30%～70%	1/2以内
	果樹 桑樹	30%以上	
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農作物	30%～70%	
	果樹 桑樹	30%以上	
蚕種購入費補助	桑樹	70%以上	
代替作付け用種苗購入費補助	農作物	70%以上	

次期作用種苗購入費補助	農作物（稲、麦）	50%以上	1 / 2 以内
種苗・桑葉等の輸送費補助	農作物、桑樹	30%以上	
被害農作物取り片付け作業費等補助	農作物	70%以上	
被害果実の選果等作業費補助	果樹	30%以上	

## 第9 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度。

### 1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 県内のいずれかの市町において(1)又は(2)に規定する被害が発生している場合で、その他の市町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万人未満のものに限る。）
- (5) 本県に隣接する都道府県で(3)又は(4)に規定する被害が発生している場合で、(1)から(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、全壊5世帯以上の被害が発生した市町における自然災害  
（人口10万人未満のものに限る）

### 2 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯。

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、大規模な改修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

### 3 支給条件

- (1) 支給金額

下表に示す区分により支給される。

(単位:万円)

	世帯 人員	合計 支給 限度額	基礎 支援金	加算支援金		
				住宅の再建方法		
				建設・購入	補修	賃借
全壊世帯	単数	225	75	150	75	37.5
	複数	300	100	200	100	50
大規模半壊世帯	単数	187.5	37.5	150	75	37.5
	複数	250	50	200	100	50

※世帯の所得額及び世帯主の年齢による支給制限はない。

※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

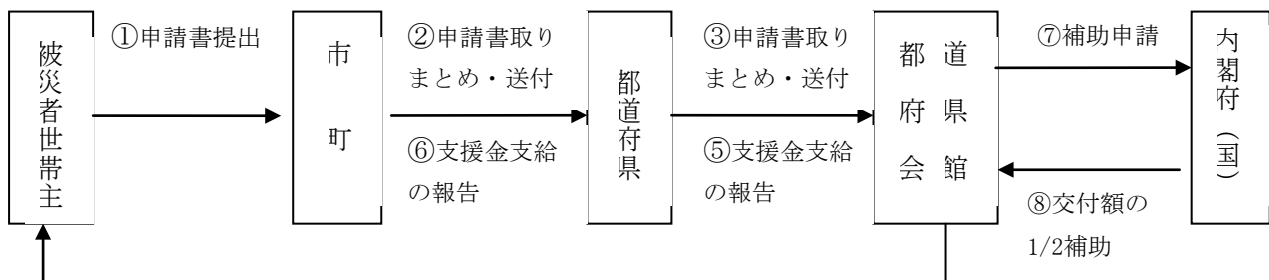
※基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。

※加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

#### 4 支給手続

被災者は、支給申請を市町に行い、提出を受けた市町は申請書等の確認を行い、とりまとめのうえ県(県民生活部)に提出する。県(県民生活部)は、当該書類を委託先である財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部に提出する。

#### 【支援金支給事務手続】



④支援金の支給決定及び支給

#### 第10 融資・貸付・その他資金等の支援

県(県民生活部、環境森林部、保健福祉部、産業労働観光部、農政部、県土整備部)は、被災した県民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸し付け等の金融支援を行う。

##### 融資・貸付・その他資金等の概要

	資金名等	対象者	窓口	担当課
支給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市町	消防防災課
	災害障害見舞金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた者	市町	消防防災課
	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主(所得制限あり)	市町	消防防災課

貸 付	生活福祉資金 (災害援護資金) (住宅資金)	災害により被害を受けた低所得世帯	市町社会福祉協議会	医事厚生課
	勤労者生活資金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	労働金庫	労働政策課
	中小企業融資	災害により被害を受けた中小企業者	県 市町 日本政策金融公庫 商工組合中央金庫 金融機関	経営支援課
	信用保証	激甚災害により災害救助法の適用された地域内で被災した中小企業者	県信用保証協会 金融機関	経営支援課
	災害復興住宅融資	災害により被害を受けた住宅の所有者	住宅金融支援機構 金融機関	住宅課
	災害条例資金制度 (災害経営資金) (施設復旧資金)	災害条例の適用市町長の認定を受けた被害農林漁業者	農業協同組合 森林組合 等	経済流通課 林業振興課
	農業近代化資金 (災害復旧支援資金)	市町長の認定を受けた被害農漁業者	農業協同組合 等	経済流通課
日本政策金融公庫資金 (農林漁業施設資金) (農林漁業セーフティネット資金) (林業基盤設備資金) (林業経営安定資金)	市町長の認定を受けた被害農林漁業者	日本政策金融公庫	経済流通課 林業振興課	

〈資料編4-1-1 本県の主な金融支援制度〉

第11 被災者への制度の周知

県(各部)、市町、防災関係機関、その他関係機関等は、災害復旧について執られている特例措置等について、防災行政無線、広報車、広報紙、チラシその他の手段により被災者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び地元新聞掲載等により、広範囲にわたって広報活動を積極的に行い、被災者への周知に努める。



### 第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、県、市町、防災関係機関は連携して被害状況を的確に調査し、早期に復旧事業を実施する。

#### 第1 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業には次のようなものがある。

災 害 復 旧 事 業 名	関 係 省 庁	担 当 課
1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） (1) 河 川 (2) 砂防設備 (3) 林地荒廃防止施設 (4) 地すべり防止施設  (5) 急傾斜地崩壊防止施設 (6) 道 路 (7) 下水道 (8) 公 園	国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省  国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	河川課 砂防水資源課・河川課 森林整備課 砂防水資源課・河川課 農地整備課 森林整備課  砂防水資源課・河川課 道路保全課・河川課 都市整備課・河川課 都市整備課・河川課
2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） (1) 農地・農業用施設 (2) 林業用施設 (3) 共同利用施設	農林水産省 農林水産省 農林水産省	農地整備課 林業振興課・森林整備課 環境森林部・農政部
3 文教施設等災害復旧事業 (1) 公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法） (2) 私立学校施設（激甚災害法） (3) 公立社会教育施設（激甚災害法） (4) 文化財	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	施設課 文書学事課 生涯学習課 文化財課
4 社会福祉施設災害復旧事業	厚生労働省	医事厚生課 こども政策課 高齢対策課 障害福祉課

災 害 復 旧 事 業 名	関 係 省 庁	担 当 課
5 廃棄物処理施設災害復旧事業	環 境 省	廃棄物対策課
6 医療施設災害復旧事業 (1) 公的医療機関 (2) 民間医療機関（資金融資）	厚生労働省 厚生労働省	医事厚生課 医事厚生課
7 水道施設災害復旧事業	厚生労働省	生活衛生課
8 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針） (1) 街 路 (2) 都市排水施設 (3) 堆積土砂排除事業 (4) 湛水排除事業	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	都市整備課 都市整備課 都市整備課 都市整備課
9 住宅災害復旧事業（公営住宅法） (1) 罹災者公営住宅の建設 (2) 既設公営住宅の復旧 (3) 既設改良住宅の復旧	国土交通省 国土交通省 国土交通省	住宅課 住宅課 住宅課
10 災害関連緊急事業 (1) 災害関連緊急治山事業 (2) 災害関連緊急地すべり防止事業 (3) 災害関連緊急砂防事業 (4) 災害関連緊急地すべり対策事業 (5) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 (6) 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業 (7) 災害関連緊急雪崩対策事業 (8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	農林水産省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	森林整備課 森林整備課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課
11 その他の災害復旧事業 (1) 鉄道施設（鉄道軌道整備法） (2) その他の復旧事業	国土交通省 (関係省庁)	交通政策課 (関係課)

## 第2 災害復旧事業実施方針

### 1 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

## 2 緊急査定の促進

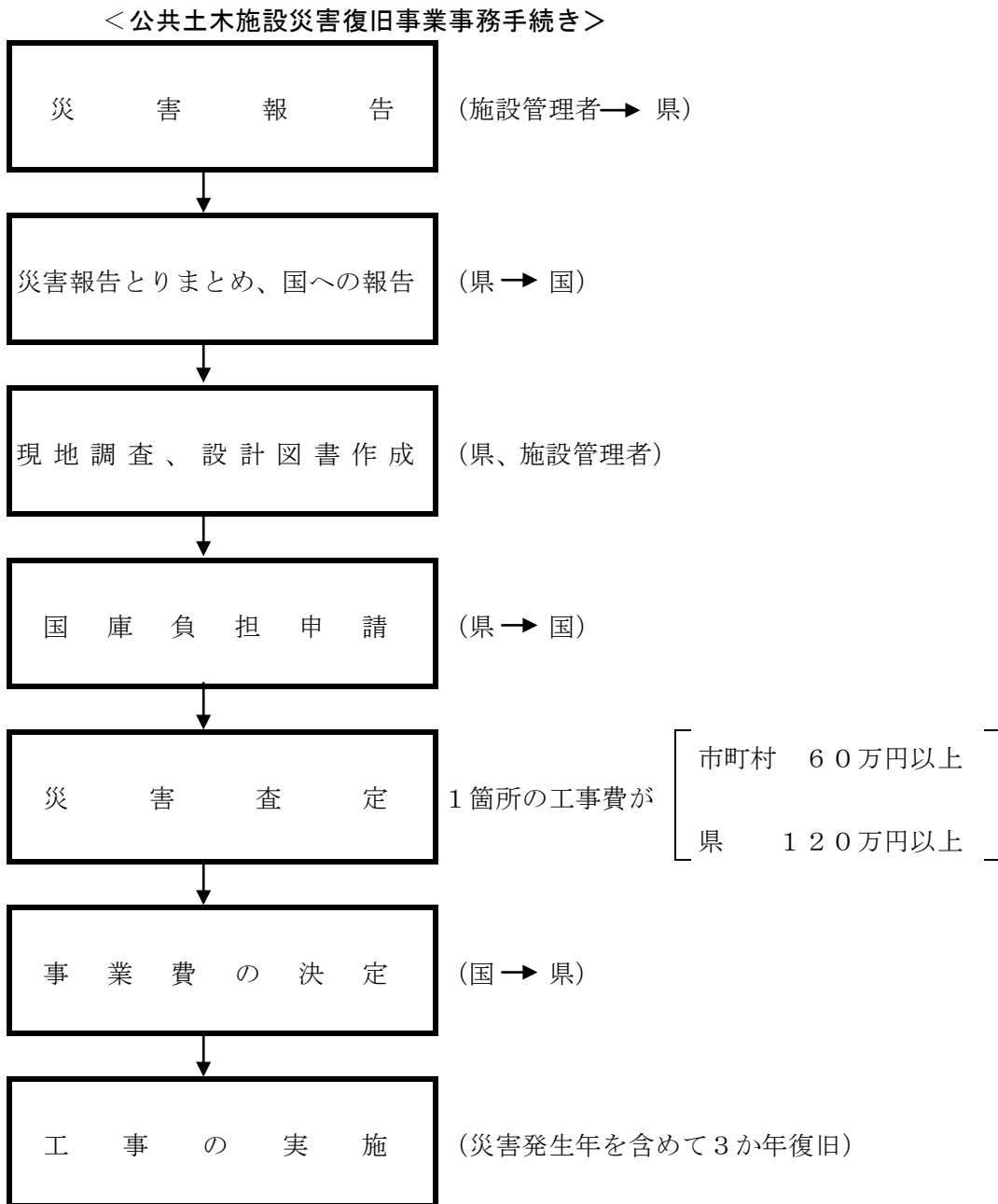
公共施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

## 3 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

### 第3 災害復旧事業事務手続

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく手続は次のとおりである。



### 第4 激甚災害の指定に関する計画

#### 1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

## 2 激甚災害に関する調査

### (1) 県

ア 県（各部局）は、市町の被害状況等を検討の上、激甚災害（本激）、局地激甚災害（局激）の指定を受ける必要があると考えられる事業について、関係各部で必要な調査を実施する。

イ 関係各部は、激甚災害法で定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

### (2) 市町

市町は、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。

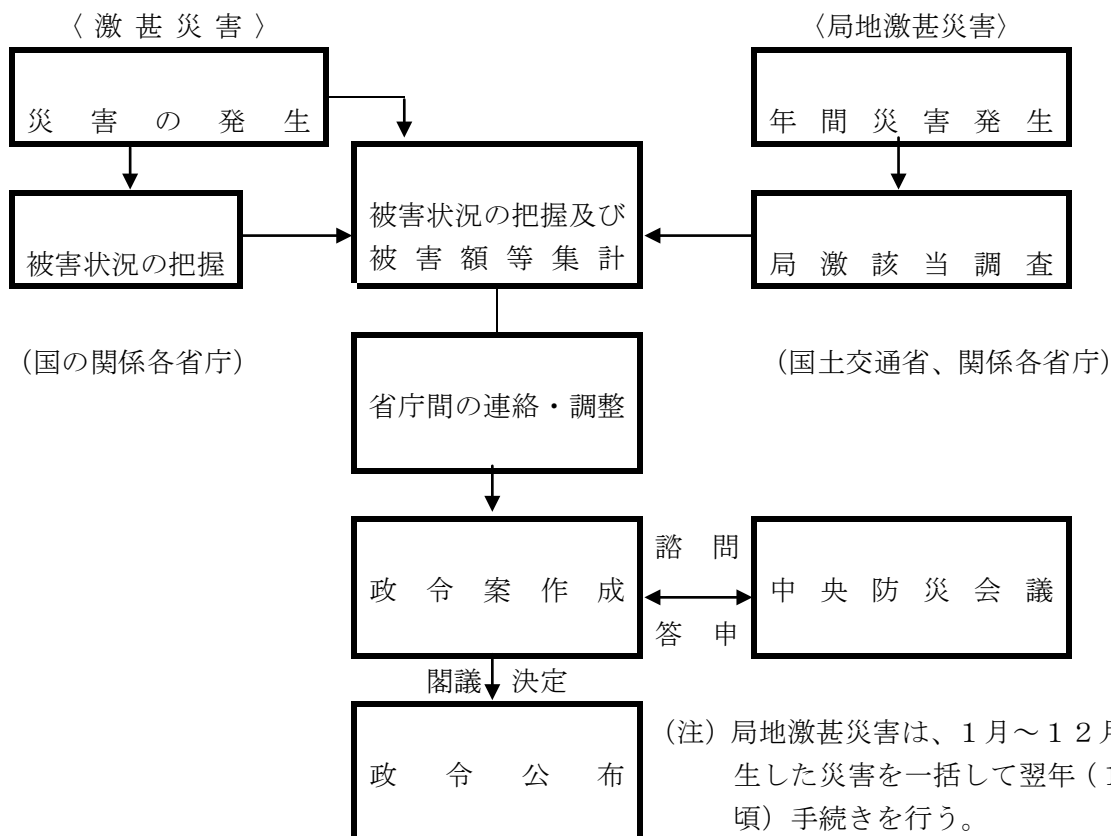
## 3 激甚災害指定の促進

県は、被害が甚大であり、激甚災害の指定を受けるべきと判断される場合は、国の関係機関と密接な連絡をとり、激甚災害の指定の促進を図る。

## 4 激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

### (1) 激甚災害指定手順



(2) 適用措置と指定基準

ア 激甚災害

適用措置	指定基準
<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第3条、第4条)</p>	<p>次のいずれかに該当する場合                      [A基準]                      全国査定見込額 &gt; 全国標準税収入 × 0.5 %                      [B基準]                      全国査定見込額 &gt; 全国標準税収入 × 0.2 %                      かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上                      1 県分査定見込額 &gt; 県の標準税収入 × 2.5 %                      2 県内市町村の査定見込額総計 &gt; 県内市町村標準税収入総計 × 5 %</p>
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)</p>	<p>次のいずれかに該当する場合                      [A基準]                      事業費査定見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5 %                      [B基準]                      事業費査定見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15 %                      かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上                      1 都道府県の事業費査定見込額 &gt; 都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 4 %                      2 都道府県の事業費査定見込額 &gt; 10 億円</p>
<p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (法第6条)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害                      ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く                      1 激甚災害法第5条の措置が適用される激甚災害                      2 農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得額 × 1.5 % で                      激甚災害法第8条の措置が適用される激甚災害</p>
<p>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (法第8条)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。                      ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮                      [A基準]                      農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5 %                      [B基準]                      農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15 %                      かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの                      一つの都道府県の特別被害農業者数 &gt; 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 3 %</p>

適用措置	指 定 基 準
<p>森林災害復旧事業 に対する補助 〈法第11条の2〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ) ＞当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門) 推定額×5% 〔B基準〕 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門) 推定額×1.5% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 1 一つの都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の 生産林業所得(木材生産部門) 推定額×60% 2 一つの都道府県の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業 所得(木材生産部門) 推定額×1.0%</p>
<p>中小企業信用保険法 による災害関係保証の 特例 〈法第12条〉</p> <p>小規模企業者等設備 導入資金等助成法による 貸付金の償還期間等 の特例 〈法第13条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 中小企業関係被害額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企 業付加価値×中小企業販売率。以下同じ) ＞当該年度の全国中小企業所得推定額×0.2% 〔B基準〕 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額 ×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一つの都道府県の中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の 中小企業所得推定額×2% 一つの都道府県の中小企業関係被害＞1,400億円</p>
<p>公立社会教育施設災 害復旧事業に対する補 助 〈法第16条〉</p> <p>私立学校施設災害復 旧事業に対する補助 〈法第17条〉</p> <p>市町村が施行する感 染症予防事業に関する 負担の特例 〈法第19条〉</p>	<p>激甚災害法第2章の措置が適用される激甚災害 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認め られる場合を除く。</p>

適用措置	指 定 基 準
<p>罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例〈法第22条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>[A基準] 滅失住宅戸数&gt;4,000戸以上</p> <p>[B基準] 次のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある</p> <p>1 被災地全域の滅失住宅戸数&gt;2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で200戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上</p> <p>2 被災地全域の滅失住宅戸数&gt;1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で400戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p>
<p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚災害法第2章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮</p>

イ 局地激甚災害

適用措置	指 定 基 準
<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉</p>	<p>査定事業費 &gt; 当該市町村の当該年度の標準税収入 × 50% ただし、当該事業費が1,000万円未満のものを除く。 ただし、この基準に該当する市町ごとの査定事業費を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。</p>
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈法第5条〉</p> <p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 〈法第6条〉</p>	<p>農地等の災害復旧事業に要する経費 &gt; 当該市町村の当該年度の農業所得推定額 × 10% (ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く)</p> <p>ただし、当該経費の額を合算した額が概ね5,000万円未満の場合を除く。</p>
<p>森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉</p>	<p>林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ） &gt; 当該市町村の生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 1.5倍</p> <p>ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね0.05%未満の場合を除く。</p> <p>かつ、大火にあつては、 当該災害に係る要復旧見込面積 &gt; 300ha の市町村</p> <p>その他の災害にあつては、 当該災害に係る要復旧見込面積 &gt; 当該市町村の私有林面積（人工林に係るものに限る） × 25% の場合</p>
<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 〈法第12条〉</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 〈法第13条〉</p>	<p>中小企業被害額 &gt; 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (ただし、当該被害額が1,000万円未満の場合を除く)</p> <p>ただし、当該被害額を合算した額が概ね5,000万円未満の場合を除かれる。</p>
<p>小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉</p>	<p>法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用</p>





# 火山災害対策編

# 第1章 総 則

## 第1節 本県の活火山の状況

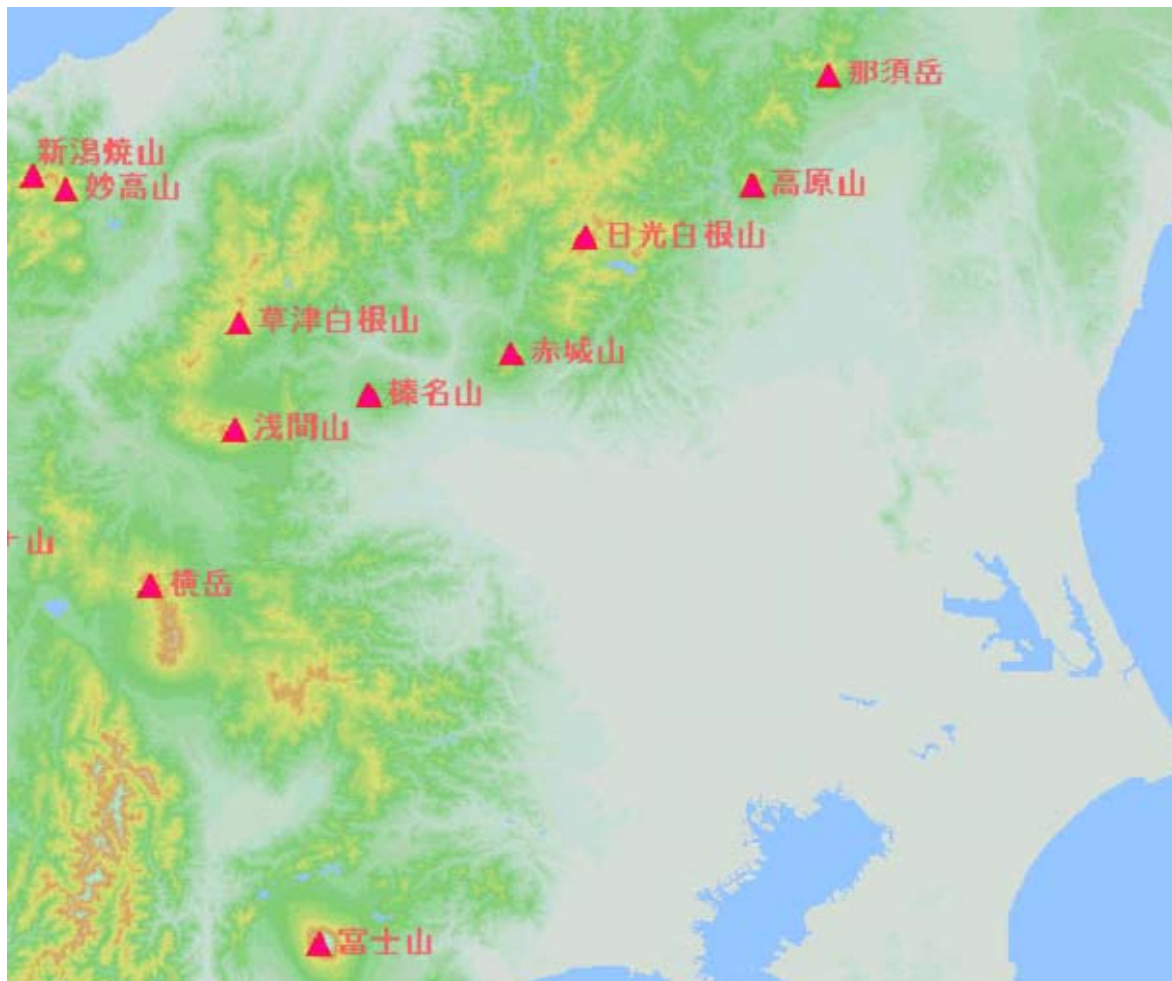
本県における活火山の状況を明らかにし、想定される火山災害に対する効果的な災害対策の実施に資する。

### 第1 本県の活火山及びその活動度ランク

#### 1 本県の活火山

活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁地震火山部火山課）により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」とであると定義されている。

日本は、環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割にあたる108の活火山が分布しているが、本県には、「那須岳」、「日光白根山」及び「高原山」の3活火山が分布している。



#### 2 火山活動度ランク

火山噴火予知連絡会は、全国の活火山を過去100年及び過去1万年の活動度に基づき、活動度の高い順にA、B、Cの3つのランクに分類している。本県においては、那須岳が「ランクB」、日光白根山と高原山が「ランクC」として分類されている。なお、このランク分けは、過去の活動度に基づくものであり、将来の噴火の切迫性や危険性を示すものではない。

## ○全国活火山のランク表

ランク A	100年活動度指数あるいは1万年活動度指数が特に高い火山 【北海道】☆十勝岳、☆樽前山、☆有珠山、☆北海道駒ヶ岳 【群馬、長野】☆浅間山 【東京】☆伊豆大島、☆三宅島、伊豆鳥島 【熊本】☆阿蘇山 【長崎】☆雲仙岳 【鹿児島】☆桜島、薩摩硫黄島、諏訪之瀬島 (以上 13 活火山)
ランク B	100年活動度指数あるいは1万年活動度指数が高い火山(ランクAを除く) 【北海道】知床硫黄山、羅臼岳、摩周、☆雌阿寒岳、恵山、渡島大島 【青森】岩木山 【青森、秋田】十和田 【秋田】秋田焼山 【岩手】岩手山 【秋田、岩手】秋田駒ヶ岳 【秋田、山形】鳥海山 【秋田、岩手、宮城】栗駒山 【山形、宮城】蔵王山 【山形、福島】☆吾妻山 【福島】☆安達太良山、☆磐梯山 【栃木】☆那須岳 【群馬】榛名山、☆草津白根山 【新潟】新潟焼山 【東京】新島、神津島、西之島、硫黄島 【神奈川】箱根山 【静岡】☆伊豆東部火山群 【静岡、山梨】富士山 【長野、岐阜】焼岳、☆御嶽山 【大分】鶴見岳・伽藍岳、☆九重山 【宮崎、鹿児島】☆霧島山 【鹿児島】口永良部島、中之島 【沖縄】硫黄島 (以上 36 活火山)
ランク C	いずれの活動度指数とも低い火山(ランクA、B以外の火山) 【北海道】アトサヌプリ、丸山、大雪山、恵庭岳、倶多楽、利尻山、羊蹄山、ニセコ 【青森】恐山、八甲田山 【山形】肘折 【秋田、岩手】八幡平 【宮城】鳴子 【福島】燧ヶ岳、沼沢 【栃木】高原山 【栃木、群馬】日光白根山 【群馬】赤城山 【新潟】妙高山 【東京】八丈島、青ヶ島、利島、御蔵島 【富山】弥陀ヶ原 【長野】横岳 【長野、岐阜】乗鞍岳、アカンダナ山 【岐阜、石川】白山 【島根】三瓶山 【山口】阿武火山群 【大分】由布岳 【長崎】福江火山群 【鹿児島】開聞岳、米丸・住吉池、池田・山川、口之島 (以上 36 活火山)
〔ランク 対象外〕	(データ不足によりランク分けの対象とならない海底火山や北方領土の火山) 【東京】ベヨネース列岩、須美寿島、孀婦岩、海形海山、海徳海山、噴火浅根、福徳岡ノ場、北福徳堆、南日吉海山、日光海山 【鹿児島】若尊 【沖縄】西表島北北東海底火山 【択捉島】茂世路岳、散布山、指白岳、小田萌山、択捉焼山、択捉阿登佐岳、ベルタルベ山 【国後島】ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山 (以上 23 活火山)

(☆印=気象庁による常時観測が行なわれている活火山。なお、その他の活火山については、定期的な巡回による機動観測が行なわれている。)

## 第2 本県の各活火山の概要

### 1 那須岳

#### (1) 概要

那須火山群は南北に連なる安山岩の成層火山群であり、那須岳はその峰のひとつで別名茶臼岳と呼ばれる。那須岳は東に向かって開いた大きな崩壊凹地の中に生じた新しい火山で、数枚の溶岩流・火砕流と頂部の火砕丘・その中の溶岩ドームからなる。溶岩ドームの中央火口(直径100m)の内外には噴気孔が多いが、特に西斜面の2つの爆裂火口内では活発な噴気活動が続いている。有史後の噴火はすべて爆発型である。泥流を生じやすい。

#### (2) 活動度ランク

ランクB

#### (3) 周辺自治体

那須塩原市、那須町

### 2 日光白根山

#### (1) 概要

栃木県と群馬県の県境に位置し、日光火山群のうちで唯一の活動記録を持っている火山である。西方にのびる厚い溶岩流の上に、主峰・奥白根などの溶岩ドーム群が形成されている。有史後の噴火として奥白根の水蒸気爆発などがあるが、現在は噴気している地域はない。南方約10～20kmの一带で1993年7月から1995年2月頃まで微少地震活動が活発化した。

#### (2) 活動度ランク

ランクC

#### (3) 周辺自治体

### 3 高原山

#### (1) 概要

高原山は栃木県北部に位置する火山であり、北部のカルデラ火山（塩原火山）とその中央火口丘（明神岳、前黒山）及び南部の円錐火山（釈迦岳火山）で形成されている。さらに前黒山北側山麓には西北西－東南東の割目群に伴う単成火山群がある。

活動は約50万年前には開始していて、約10万年前頃にはおもな活動を終止させた。歴史時代の活動は知られていないが、微弱ながらも富士山の近くには硫気活動があり、1979年2月には群発性微小地震が発生している。

#### (2) 活動度ランク

ランクC

#### (3) 周辺自治体

矢板市 那須塩原市 日光市 塩谷町

## 第2節 主な火山活動

火山災害の種類と特性、本県に被害を及ぼした火山活動及び参考となる他県の火山活動の特徴を知ることにより、よりの確な対策に資する。

### 第1 火山災害の種類と特性

噴火等の活発な火山活動により発生する現象は、噴火の際の噴出物（溶岩流、噴石、火砕流・火砕サージ、火山灰）や噴火等の活発な火山活動に伴い発生する現象（火山泥流、火山性地震、火山性地殻変動、山体崩壊、津波等）、噴出物の堆積後に降雨等により発生する土石流等様々である。このため、被災状況、避難等の応急活動もそれぞれの現象で異なることが火山災害の特徴である。

主な現象及びその特徴は次のとおりである。

主な現象	特 徴
噴石	噴火に伴い吹き飛ばされた岩石等が落ちてくる現象で、建物の破壊、死傷の被害が生じる。噴石は噴出後すぐに落下してくるため、噴火が発生してからの避難は困難である。
火砕流	高温の火山砕屑物（火山灰、軽石等）が、ガスと一体となり猛スピードで移動する現象で、その運動エネルギー及び熱エネルギーにより、通過域では焼失、破壊等壊滅的な被害が生じる。流下速度は時速100kmを超える場合もあり、発生後に避難することは困難である。特に火山灰を含む高温のガスを主体としたものを火砕サージといい、火砕流よりも広範囲かつ猛スピードで移動する。
火山泥流	噴火による火口湖の決壊や急激な融雪等により発生した泥水が岩石や木を巻き込みながら流下する現象で、地形にもよるが、時速30km～60kmになる。破壊力が大きく通過域では壊滅的な被害が生じる。我が国では冬期冠雪する火山も多く、噴火による融雪が泥流発生を引き金として懸念される。
溶岩流	火口から流れ出た溶岩が流下する現象で、通過域では、破壊・焼失・埋没等の被害が生じる。流下速度は、溶岩の粘り気等によって異なるが、多くの場合、時速1km程度以下と遅いため徒歩による避難が可能である。まれに、溶岩の質や流下する地形によっては時速十数km程度になる場合もある。
降灰等	火口から空中に噴出した火山灰等が降ってくる現象で、多くの火山に共通した現象である。火山のすぐ周辺では厚く堆積することで埋没等の被害が生じる場合があるほか、噴火の規模によっては風によって遠方に運ばれ堆積する。人的被害に結びつくことはまれであるが、火山活動が長期化すると周辺住民の生活に影響を与える。
火山ガス	火山の活動に伴い火口や噴気口から大気中に火山ガスが放出される。火山ガスの大半は水蒸気であるが、その他に二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素等の有毒な成分を含むことがある。

〈参考資料：防災白書(内閣府編)〉

## 第2 主な火山活動

### 1 本県の活火山の活動

#### (1) 那須岳

那須岳においては、約1万6千年前にマグマ噴火が発生し、このときの噴火では、火砕流や降灰が広い範囲に到達したとされている。その後、数千年おきにマグマ噴火を、数十～数百年おきに水蒸気噴火を発生させる活動を行っている。

記録に残っている噴火活動としては、1408～1410年の噴火が最も活発である。この活動は、1408年2月24日の大規模な水蒸気爆発から始まり、東側山麓に硫黄混じりの火山灰を大量に降らせた。やがてマグマが直接噴火するマグマ噴火に活動が移行し、爆発的に火山灰や噴石を噴出する噴火が起こった。この噴火に伴い火砕流も発生したと考えられている。1410年3月5日にはさらに規模簿大きい噴火が発生し、山麓の集落に大打撃を与える災害が発生した。この時の

噴火により、高温の火山噴出物が、北西斜面に積もっていた雪を融かし、大規模な泥流となって那珂川に流れ込んだため、那珂川の流域は大洪水に見舞われ、多くの家屋が埋没あるいは流出したと考えられており、180名の人及び多くの家畜が犠牲になったとの記録がある。

これ以降にも、小規模の水蒸気爆発や群発地震活動が何回か起こっている。近年では、1953年や1960年、1963年に小噴火して、多少の降灰が発生している。

## (2) 日光白根山

日光白根山は、過去約1万年の間に現在の日光白根山の山頂付近を火口として、粘性の高い溶岩が、何度か噴出している。比較的規模の小さい水蒸気爆発型の活動が、1649年から1890年にかけて5回記録されている。また、1952年には、噴煙多量、鳴動といった異常が記録されており、1993年から1995年にかけては山頂直下での微動が頻発した。

## (3) 高原山

歴史時代の噴火記録は残されていないが、富士山付近の地下を震源とする群発地震が1979年2月に発生している。

〈資料編 1-3-6 過去における主な地震・火山活動の状況〉

## 2 国内の主な火山活動の概況

### (1) 雲仙普賢岳噴火（平成2年：長崎県）

平成2年11月17日に普賢岳の山頂2箇所から噴火が発生した。一旦小康状態になったものの、翌年2月から活動が活発化し、再び爆発的になって、5月20日には地獄跡火口に溶岩ドームが形成されているのが確認された。地上からのマグマにより溶岩ドームは急速に成長し、24日には小規模な火砕流が発生しはじめたことから、島原市は、山麓にある地区の住民に避難を勧告した。6月3日には、地獄跡火口から大規模な火砕流が発生し、東斜面の水無川沿いに時速100km以上のスピードで流れ下り、山麓にある地区を襲い、山林や179棟の家屋が焼き尽くされた。さらに、1度目の発生から15分後に2度目の火砕流が発生し、マスコミ、火山研究者等のほか、警戒にあたった消防団員、機動隊員もが火砕流に飲み込まれ、犠牲者は40人以上となった。その後も規模の大きな火砕流の発生が続き、6月8日に207棟、9月15日に218棟が焼失したが、島原市により事前に警戒区域が設定されていたので人的被害は発生しなかった。

また、度重なる火砕流により、山腹に大量の堆積物が積もったため、大雨のたびに土石流が発生し、平成5年4月28日に発生した最大規模の土石流により369棟が全半壊した。

### (2) 有珠山噴火（平成12年：北海道）

平成12年3月27日に有珠山直下の地震活動が始まり、徐々に活発化する中、29日に気象庁から緊急火山情報が出された。それを受け、伊達市、虻田町、壮瞥町が近隣地区に避難指示を発令し、4723世帯の1万847人が付近学校の体育館等に避難した。その後、31日の噴火を始めとして繰り返し噴火が発生し、噴石や火山灰が火口周辺の建物に降り注いだり、地上からのマグマ上昇に伴う地溝帯や断層の発生により建物が崩壊したりしたが、既に住民の避難は終了していたので、人的被害は発生せずに終わった。噴火予知がうまくいった理由として、“観測体制の整備”と“過去活動の研究蓄積”等が挙げられている。

### (3) 三宅島噴火（平成12年：東京都）

平成12年6月26日に三宅島において地震が多発したことにより、気象庁から緊急火山情報が発表された。その後いったん活動は低下したものの、同年7月8日から8月16日にかけての頻繁な噴火により降灰や泥流といった現象が発生した。8月18日には最大規模の噴火が発生し、島内全域に大量の噴石や火山灰を降らせた。こうした中で、三宅村は、8月24日に村内の小中高生全員を島外に避難させたが、29日の噴火により火砕流が発生したことから、9月2日に、さらに防災・ライフライン要員を除く全島民の島外への避難指示を発令。9月中旬頃からは、有毒な二酸化硫黄を主とする大量の火山ガスが漂うようになったため、16日に防災・ライフライン要員も全員

避難を行った。火山ガスが大量に、長期にわたって噴出しつづけたのは、世界の火山でも初めての事例であり、平成17年2月1日の避難指示解除まで約4年半の月日を要した。



# 第2章 予 防

## 第1節 県民等の防災活動の促進

災害発生時に県全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、県民、職員等に対する適切な防災意識の高揚に努める。また、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制整備を行う。

### 第1 防災意識の高揚

#### 1 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自ら守ることが防災の基本であり、活火山周辺自治体の県民はその自覚を持ち、平常時より火山災害に対する備えを心がけるとともに、時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、噴火等発生時には、近隣の災害時要援護者を助ける、避難場所ですら活動する、あるいは県、市町、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、県（県民生活部）及び活火山周辺市町（以下、「関係市町」という。）は、県民に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

#### 2 防災知識の普及、訓練

##### (1) 県民に対する防災知識の普及啓発推進

県（県民生活部・県土整備部）及び関係市町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、県民に対し、火山災害の危険性を周知させるとともに、火山災害に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

##### ア 普及啓発活動

###### (ア) 主な普及啓発活動

- ・防災講演会・講習会・出前講座等の開催
- ・防災パンフレット、ちらし等の配布
- ・テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等による広報活動の実施
- ・電話帳（NTTハローページ）における避難場所等の周知
- ・インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供
- ・防災訓練の実施の促進
- ・防災器具、災害写真等の展示
- ・各種表彰の実施

###### (イ) ハザードマップ等による普及啓発活動

県（県民生活部）及び関係市町は、連携し、本章第3節第2のとおり、それぞれの活火山の特質を考慮した防災マップ、防災ハンドブック等を分かりやすく作成の上、県民のみならず、別荘所有者、観光客等広く配布し、火山災害対策に関する知識の普及啓発に努める。

###### (ウ) 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、県（県民生活部）及び関係市町は、インターネット等IT技術を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

##### イ 普及啓発すべき防災知識・技術

- ・ 本県の活火山の状況
- ・ 火山災害発生時の心得
- ・ 避難経路、避難場所
- ・ 火山災害に関する知識（火山活動による直接的災害・二次的災害、噴火等発生の前兆現象）
- ・ 応急・救護方法
- ・ 家庭での予防・安全対策（家族防災会議の開催、非常用品等の準備・点検等）
- ・ 気象庁が発表する火山現象に関する予報及び警報の種類並びに発表基準
- ・ なだれ、土石流等危険箇所
- ・ 災害時要援護者に対する配慮
- ・ 消防団、自主防災組織及びボランティアの役割・重要性
- ・ 避難生活時の心得 等

#### ウ 啓発強化期間

特に次の期間においては、各種講習会、イベント等を開催し、二次的災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

- ・ 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- ・ 土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）
- ・ 防災週間（8月30日～9月5日）

#### (2) 児童・生徒に対する防災教育

県（教育委員会事務局）及び関係市町の教育委員会は、児童・生徒等に対し、学校教育を通じて、風水害、地震に加えて、火山災害に対する教育の充実を図る。また、火山災害時は長期の避難が予想されることから、地域住民同士で助け合うことが必要になるため、ボランティア活動をととして、他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

#### (3) 職員に対する防災意識啓発

県（県民生活部）及び関係市町は、火山災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。

#### (4) 防災訓練の実施、指導

県（県民生活部・県土整備部）及び関係市町は、防災週間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に火山に係る実動訓練、図上訓練、通信訓練等の訓練を実施するよう努める。

また、県民に対し、定期的な防災訓練を、様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、県民の火山災害発生時の避難行動等の習熟を図る。さらに登山者への啓発を行う。

#### (5) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）及び関係市町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

## 第2 地域防災活動の充実・ボランティア連携強化

### 1 自主防災組織の育成強化

噴火警報（レベル4～5）又は噴火警報（居住地域嚴重警戒又は山麓嚴重警戒）が発表され、地域住民全てが早期に避難場所等安全な場所に避難する必要がある際には、地域住民が組織となり、連携しての避難の実施及び避難の誘導や災害時要援護者に対する対応等を実施することが効果的である。

関係市町及び県（県民生活部）は、こうした地域の初動災害対策を担う自主防災組織を、風水害・雪害対策編第2章第2節第3に準じて、育成、強化するとともに、活動の活性化促進を図る。

## 2 消防団の育成強化

消防団は、火山災害発生時においては、救出救助・避難誘導等を実施するとともに、平常時においては、地域に密着したきめ細かい予防活動や防災知識普及啓発活動等を実施するなど地域における消防防災の中核として重要な役割を果たしている。

県（県民生活部）及び関係市町は、こうした重要性に鑑み、消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図ることで、地域の防災力の向上、県民の安全確保を図る。

## 3 防災ボランティア活動の環境整備

県（県民生活部）及び関係市町は、火山災害時においては県民の避難生活が長期間に及ぶことが予想されることから、風水害・雪害対策編第2章第2節第6の1のとおり、被災者に対してきめ細やかな支援を期待できるボランティアの育成及び環境整備を促進するとともに、ボランティア団体等との連携強化を図る。

## 4 企業、事業所等の自主防災体制の充実・強化

風水害・雪害対策編第2章第2節第2の2に準じて実施する。

## 第2節 火山災害に強い県土づくり

本県の活火山については、静穏な状態が続いているが、一度噴火すると大規模な被害が懸念されることから、県民の生命・財産を守るため、県土保全事業を推進するとともに、火山観測体制の充実、交通・通信機能の強化、重要な施設の堅牢化等を図り、火山災害に強い県土づくりを進める。

### 第1 砂防・治山事業の推進

県（環境森林部・県土整備部）は、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、それぞれの対応の必要な区域において連携し、治山ダム、砂防堰堤、遊砂地、導流堤等の施設整備事業を総合的、計画的に推進する。

なお、事業の実施にあたっては、危険度の高い箇所から順次実施する。

### 第2 火山観測体制の整備

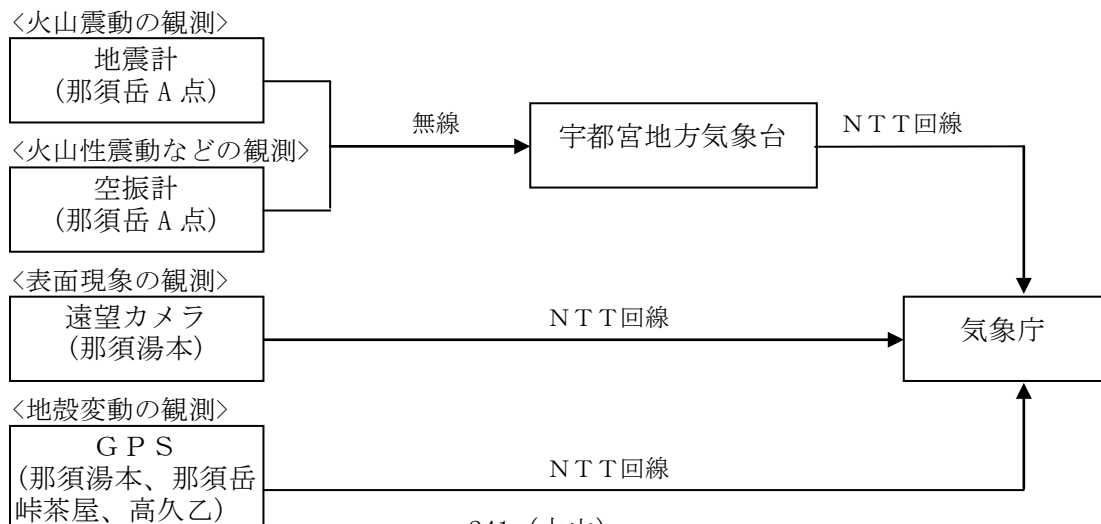
#### 1 気象庁の観測体制整備

気象庁本庁は、那須岳、日光白根山、高原山について火山観測を行い、その成果を住民、関係機関に周知し、火山災害の予防に資する。また、必要に応じて、観測点の増設、観測頻度の増加、観測機器の高度化に努め、火山観測体制の充実強化を図る。

##### (1) 火山観測の種類

観測の種類		那須岳	日光白根山	高原山
常時観測	火山性震動などの観測	地震計や空振計による観測	常時観測は行わない	同左
	噴煙や表面現象の観測	遠望カメラによる観測		
	火山体の変形の観測	GPSによる観測		
火山機動観測	(調査観測)	①山体構造の解明や中期的な火山活動の総合的な診断のために火山性震動の観測などの観測体制を強化して行う現地調査 ②現地において実施する火山の熱の観測及び火山体の変形の現地調査	火山の状態を把握するために行う観測	同左
	(緊急観測)	必要に応じて、当該火山の状態を把握するために行う現地調査	同左	同左

##### (2) 観測システム概要図（那須岳）



## 2 県の観測体制整備

県（県土整備部）は、対策の必要性の高い活火山に対して、地域住民の安全確保及び警戒避難体制の強化・拡充を図るため、火山活動の状況、異常な土砂移動等を監視するために必要なワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ等の観測システムの整備・拡充を図る。

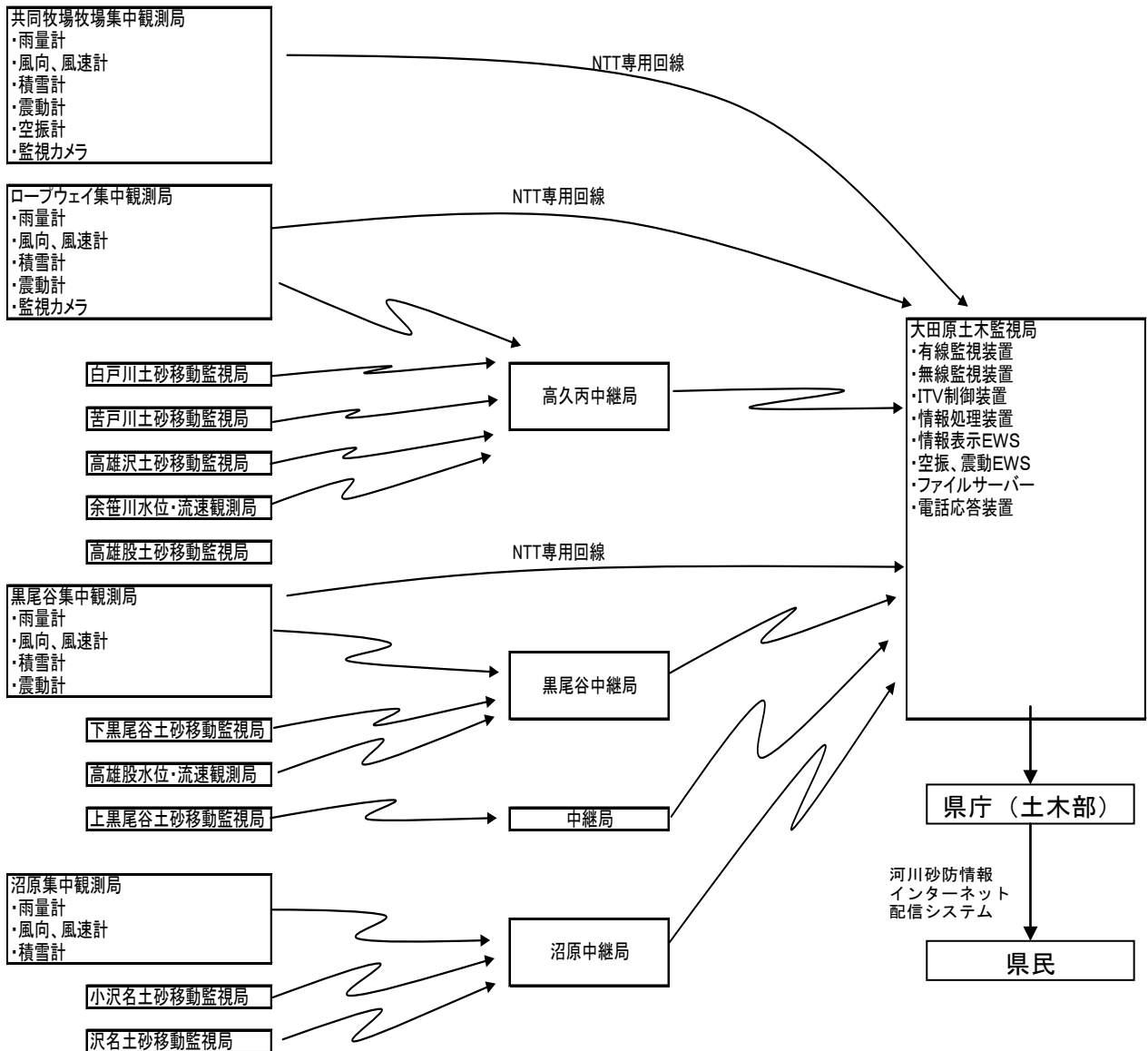
### ○那須岳火山噴火監視システムの概要

那須岳火山噴火警戒避難対策整備事業の中で、地域住民の警戒避難体制の支援を図るため、静穏期の観測機器を設置している。雨量計と監視カメラで観測された情報は、インターネットでリアルタイム配信している。

〈機器構成〉

- ・大田原土木監視局
- ・火山泥流等センサー、監視カメラ、震動計、空震計
- ・水位流速計、雨量計、積雪計、風向風速計
- ・情報伝達装置（インターネット等）

〈システム概要図〉



### 第3 交通・通信機能の強化

#### 1 交通機能の強化

##### (1) 緊急輸送道路の整備

県（県土整備部）は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、既に指定している緊急輸送道路（風水害・雪害対策編第2章第17節第1参照）について、計画的な道路整備及び維持管理に努める。

また、噴石、火砕流等の火山災害並びに火山活動に伴う土砂災害等二次的な災害を受けるおそれのある区域を考慮に入れ、緊急輸送道路の適切性を随時検討し、必要に応じて関係機関と協議の上、緊急輸送道路の指定替え若しくは代替路線等について検討を行う。

##### (2) その他の交通対策

県（県土整備部）、関係市町及びその他公共交通関係機関は、噴石、降灰等各種現象を考慮し、適切な道路整備や公共交通機関等の整備を行うとともに、道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い交通網の整備を図り、火山災害時の交通機能の強化に努める。

#### 2 通信機能の強化

##### (1) 県防災行政ネットワークの整備

県（県民生活部）は、既に設置されている、地上系・衛星系の2ルートからなる県防災行政ネットワークの適切な維持管理を行い、火山災害によって生じる通信回線の途絶等の障害の発生を防止するため万全を期す。

##### (2) 関係市町の防災行政無線の促進

火山災害は、泥流や火砕流等のスピードが速いという特性のため、短時間の内に、多数の地域住民に情報や避難勧告等を伝達できる体制が必要となることから、関係市町は、住民に直接情報を伝達する同報系無線を中心とした防災行政無線の早期の整備を図る。

県（県民生活部）は、防災行政無線の整備を積極的に促進するため、整備に必要な財源の一部を補助し、未整備である関係市町の解消を図って行く。

##### (3) その他各種通信対策

県（県民生活部）、関係市町及び指定公共機関・指定地方公共機関は、停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図り、火山災害時の通信手段の強化に努める。

### 第4 施設の整備

#### 1 重要な施設の安全化

##### (1) 応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設の安全化

災害時における応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設について、県（各部局）、関係市町、その他の施設管理者は、溶岩や噴石等による火災、損壊等の被害を防止・軽減するために、不燃堅牢化を推進する。また、風水害・雪害対策編第2章第19節第3に準じ、設備等の適切な整備を推進する。

- ・ 防災拠点（災害対策活動拠点、災害拠点病院）〈風水害・雪害対策編第2章第18節参照〉
- ・ 医療救護活動の施設（病院、健康福祉センター等）
- ・ 応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- ・ 避難場所、物資集積所等になる建物（学校、公民館等）
- ・ 社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障害者療護施設等）
- ・ 観光施設等不特定多数の者が使用する施設

・砂防施設

(2) ライフライン施設等の安全化

県（環境森林部・保健福祉部・県土整備部）、関係市町及び公共事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

**2 退避壕、その他の退避施設の整備**

県（県土整備部）及び関係市町は、ハザードマップ等により火山の噴火に伴う噴石等の固形噴出物の降下が予測される地域においては、一時的な避難場所としての退避壕、その他の退避施設の整備に努める。

### 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

火山災害に備えた関係機関の連携、火山活動観測、情報伝達体制を整備するとともに、避難誘導、避難場所の指定、実践的な訓練の実施等の対策を実施する。また、地域住民のほか、観光客や登山客等の安全を確保するための対策を実施する。

#### 第1 行政・防災関係機関・大学の連携

火山災害は第1章第2節のとおり、噴石、泥流等様々な現象をもたらす災害であることから、防災関係機関と専門家が、平常時から連携し、事前の十分な研究や効果的な予防・応急対策の検討を行っておくことが重要である。

対策の必要性の高い火山について、効果的な避難誘導や輸送等の応急対策が実施できるよう、県（県民生活部・県土整備部）・関係市町、防災関係機関、大学の研究者等は、お互いに連携し、火山全般の研究、火山ハザードマップの作成・改善、情報伝達体制の整備、避難地・物資集積所・避難路の選定等様々な対策の検討を行う。

〈資料編 2-18-1 那須岳火山防災協議会設置運営要綱〉

#### 第2 ハザードマップ等の整備

県（県民生活部・県土整備部）、関係市町、防災関係機関及び大学の研究者等は連携して、活火山が噴火した場合に想定される危険地域（溶岩流や火砕流、土石流、火山灰、噴石など事象毎に記載）を明示し、また、その場合の効果的な避難等応急対策や、住民等への情報提供等に資する火山ハザードマップやハンドブックの作成を行う。

なお、作成後、関係市町は、県（県民生活部）と連携し、地域住民のみならず、観光客や別荘所有者の安全確保を図るため、積極的な広報活動等により、広く周知に努める。

また、より効果的なハザードマップにするため、関係機関連携の下、不足する情報の追記や想定の見直し等必要な改善に努める。

〈資料編 2-18-2 那須岳火山防災マップ〉

#### 第3 火山現象に関する予報及び警報の発表

##### 1 火山現象に関する予報及び警報の発表

気象庁の発表する火山現象に関する情報

火山情報	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等を取りまとめたもの	火山活動の状況に応じて適時発表
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況等を詳細にとりまとめたもの	毎月上旬又は必要に応じて発表
週間火山概況	過去一週間の火山活動の状況等を取りまとめたもの	毎週金曜日に発表
月間火山概況	前月一ヶ月の月間の火山活動の状況等を取りまとめたもの	毎月上旬に発表
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表	随時発表



降灰予報

火山情報	内容
降灰予報	噴煙の高さが3メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を気象庁が発表する

気象庁の発表する噴火警報・予報

(1) 噴火警戒レベル導入火山 (那須岳)

名称	略称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)
噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される
噴火予報		火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

(2) 噴火警戒レベル未導入火山 (日光白根山、高原山)

名称	略称	対象範囲	警戒事項等(キーワード)	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報(山麓)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒 (居住地域嚴重警戒※) ※居住区域が不明確な場合は「山麓嚴重警戒」	居住地域又は山麓及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される
噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域又は山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 (入山危険)	火口から居住地域又は山麓の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発

				生、あるいは発生すると予想される
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される
噴火予報		火口内等	平常	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)

## 2 宇都宮地方気象台の対策

宇都宮地方気象台は、気象庁火山監視・情報センターが発表する噴火警報等の情報を、県に迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムの整備、点検、維持管理を常に行い、必要に応じ、その改善に努める。

また、県民の避難等応急活動が円滑に実施できるよう、県と連携し、火山現象に関する予報及び警報の種類や発表基準について広く周知を図る。

## 3 関係機関及び機関相互の情報伝達体制の整備

噴火警報等の重要な情報を迅速かつ的確に伝達するため、県（県民生活部・県土整備部）、関係市町及び防災関係機関は、活火山毎にそれぞれの機関及び機関相互間の情報の収集・連絡体制の整備を図る。

また、関係機関は連携し、随時、情報伝達訓練の実施や体制の見直しを行い、より迅速で正確な情報伝達が行える体制の整備に努める。

## 4 住民への伝達体制

関係市町は、地域住民に対し、気象庁の発表する噴火警報や避難の勧告・指示等を速やかに伝達するため、本章第2節第3のとおり、防災行政無線の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達等多様な伝達手段の整備に努める。

## 5 機動的な情報収集体制

県（県民生活部・県土整備部）は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を考慮し、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

## 6 地域住民等からの通報体制の確立

県（県民生活部）及び関係市町は、地域住民等に対し、火山災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合、遅滞なく市町役場または警察署に通報するよう、講演会、広報紙等各種手段を通じ広く周知に努める。

## 7 通信確保対策

県（県民生活部）及び関係市町は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

## 第4 緊急輸送体制の整備

### 1 交通管理体制の整備

#### (1) 交通規制区域の事前調査

火山災害時の輸送体制を確保するとともに県民の生命を守るため、県警察は、県（県民生活部）及び関係市町と連携し、ハザードマップ等を活用し、水蒸気噴火、マグマ噴火等各事象が発生又は発生のおそれがある場合に、交通規制すべき区域について、事前に調査しておく。

#### (2) 道路交通管理体制の整備

県警察は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時道路交通管理体制を整備する。

#### (3) 広域的交通管理体制の整備

県警察は、火山災害発生時に輸送を円滑に行えるよう、平常時より、広域的な交通管理体制の充実を図る。また、他県等からの物資輸送が円滑に行われるよう、他県警察と連携し、県域を超えた交通管理体制の整備を図る。

#### (4) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察及び県（県民生活部）は、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認手続について、迅速かつ適切な運用を図るため、事前届出による審査及び確認手続の促進を図る。

#### (5) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、県民に対し、交通規制が実施された場合等の運転者の義務等について周知を図る。

### 2 その他の対策

本章第2節第3のとおり道路の整備に努めるほか、風水害・雪害対策編第2章第17節に準じて実施する。

## 第5 避難体制の整備

### 1 避難場所等の指定

関係市町は、風水害・雪害対策編第2章第13節第1に準じて避難場所の指定を行うこととするが、火山災害は、水蒸気噴火、マグマ噴火等各事象により危険区域が異なることを考慮し、それぞれの事象に応じた避難場所を選定するよう努める。また、市町地域防災計画に定めるにあたっては、風水害や地震時の避難場所との区別を明らかにする。

また、避難に要する時間の短縮を図るため、避難路の指定について検討するものとする。

### 2 避難場所等の整備

関係市町は、次のようなことに留意し、避難場所として指定された施設の整備に努める。

- ・避難収容施設においては、不燃堅牢化に努めること。
- ・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- ・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備に努めること。
- ・換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ・帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通化（平成13年度に消

防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク)、誘導標識、案内板等の設置に努めること。

- ・福祉避難所にあつては、生活面での障害が除去された(バリアフリー)施設であること。

### 3 地域住民への周知徹底

県(県民生活部)、県警察及び関係市町は、風水害等対策編第2章第13節第2に準じて避難場所の位置、避難経路、避難にあつての注意事項、避難場所への持出品等避難に必要な知識の周知徹底に努めることとするが、特に、以下の点に留意して周知を行うものとする。

- ・避難場所の中には、他の災害時においては安全であるが、火山災害においては危険地域に含まれ使用することができない場所があること
- ・一度噴火すれば、即座に生命や身体に危害を及ぼす可能性が高いことから、他の災害に比べて早期に避難する必要があること
- ・他の災害よりも避難生活が長期に及ぶ可能性があること
- ・長期に警戒区域が設定される可能性があり、その場合には家に戻ることができないこと 等

### 4 避難実施・誘導體制の整備

風水害・雪害対策編第2章第13節第3に準じて実施することとするが、火山災害時には被害が予想される地区の全住民が早期に避難する必要があることを考慮し、避難時の行動において支援を必要とする災害時要援護者に対するの対策の強化を図る。

### 5 避難場所管理・運営体制の整備

風水害・雪害対策編第2章第13節第4に準じて実施することとするが、火山災害時には避難が長期間に及ぶことを考慮し、長期にわたり適切な運営体制を確保できる体制の整備に努める。

## 第6 登山者・観光客・別荘所有者保護対策

### 1 登山規制・立入規制事前対策

登山道等の施設を管理する県(環境森林部)及び関係市町は、観光客・登山客の立入りが多い火山において、火山活動の状況に応じ、登山規制、立入規制等の措置を速やかにとることができるよう、あらかじめ実施体制について関係機関と協議しておくとともに、看板や規制杭・封鎖用ロープ等の機材の整備に努める。

### 2 観光客・登山者・別荘所有者への普及啓発活動

事前の普及啓発活動が困難であり、また、予備知識も少ないと考えられる観光客や登山者、別荘所有者の安全確保を図るため、関係市町は、周辺の店舗、宿泊施設及び観光施設等不特定多数が利用する施設に、ハザードマップや啓発用ポスターの掲示並びに観光客向けの異常現象や噴火発生時等の対応措置を示したパンフレット等を常置するよう努める。

また、県(県民生活部・産業労働観光部)及び関係市町は、火山の危険性の知識の少ない外国人観光客の安全確保を図るため、日本語以外のハザードマップ、パンフレット等について作成するよう努める。

### 3 施設管理者に対する対策の指導

関係市町及び消防機関は、観光客や登山客がホテル、旅館等宿泊施設や観光施設等を利用している時の安全確保を図るため、これら不特定多数が利用する施設の管理者に対して、防災計画の策定や避難訓練等を実施するよう指導に努める。

#### 4 別荘地区における対策

関係市町は、別荘所有者に対する安全確保を図るため、ハザードマップや避難場所・避難経路その他避難に必要な事項を記載したパンフレット等の戸別配布に努めるとともに、防災情報の発表や避難勧告・指示等の重要な情報を別荘地区に対しても速やかに伝達が行える体制の整備に努める。

また、別荘が被災を受けた場合に所有者に速やかに連絡が取れるよう、所有者の連絡先の確保に努める。

### 第7 火山防災訓練の実施

#### 1 火山訓練の実施

県（県民生活部・その他各部局）及び関係市町は、相互に連携するとともに、消防機関、県警察、自衛隊やライフライン関係機関とも協力し、大規模火山災害を想定し、避難、救急・救助、消火等他の災害と同様の訓練に加え、噴火警報等の伝達、登山規制、警戒区域設定、交通規制等を考慮した防災訓練を積極的に実施するよう努める。

また、噴火警報が発表された場合、周辺地域全世帯の速やかな避難が必要となることから、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。

さらに、他自治体とも密接に連携をとりながら、協力して広域応援受入・出動訓練を実施する。

#### 2 実践的な訓練の実施と事後評価

県（県民生活部・その他各部局）及び関係市町は、訓練を行うに当たっては、ハザードマップ等を活用し、水蒸気噴火、マグマ噴火、火山活動に起因する土砂災害等各事象を想定して実施するとともに、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫し、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ計画・体制・ハザードマップ等の改善を行うよう努める。

# 第3章 応急対策

## 第1節 活動体制の確立

火山災害による被害を軽減するため、迅速な火山災害直前対策を実施する。発災後は職員の参集、災害対策本部の設置等必要な体制を確立する。

### 第1 県の活動体制

火山災害に応じた県の職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、火山活動、被害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考 (勤務時間外の配備)
注意体制	県内火山の火口周辺警報(レベル2)又は火口周辺警報(火口周辺危険)等により噴火の前兆現象等が確認された場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	消防防災課及び公共部門関係課職員は、直ちに登庁し、小規模災害対策を実施
警戒体制	①県内火山が噴火した場合(微噴火に限る。)②県内火山に火口周辺警報(レベル3)又は火口周辺警報(入山危険)が発表された場合	災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	消防防災課及び警戒配備に該当する各部局災害対策関係職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施
第1非常配備	①県内火山が噴火した場合(微噴火を除く。)②県内火山に噴火警報(レベル4～5)又は噴火警報(居住地域嚴重警戒又は山麓嚴重警戒)が発表された場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	消防防災課及び第一非常配備に該当する各部局災害対策関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

### 第2 火山災害発生時の措置

#### 1 注意体制

県は、県内火山の火口周辺警報(レベル2)又は火口周辺警報(火口周辺危険)等により噴火の前兆現象等が確認された場合、注意体制をとる。県民生活部消防防災課及び公共部門関係課職員は、直ちに登庁し、情報収集、警戒活動、国への報告等の措置を講じる。

## 2 災害警戒本部の設置

栃木県災害対策・危機管理委員長は、次の設置基準に該当するとき、栃木県災害警戒本部設置要綱第2条第1項の規定による災害警戒本部を設置する。

### (1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合で栃木県災害対策・危機管理委員長が必要と認めるとき

- ア 県内火山が噴火した場合(栃木県災害対策本部が設置されていない場合に限る)
- イ 県内火山に火口周辺警報(レベル3)又は火口周辺警報(入山危険)が発表された場合
- ウ 県内火山に係る火山性地震、火山性微動その他の火山現象が見られ、火山災害発生のおそれ認められる場合

### (2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、風水害・雪害対策編第3章に準じる。

### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 火山災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

## 3 災害対策本部の設置

知事は、下記設置基準に該当するとき、災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

### (1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合において知事が必要と認めるとき

- ア 県内火山が噴火した場合(微噴火を除く。)
- イ 県内火山に噴火警報(レベル4～5)又は噴火警報(居住地域嚴重警戒又は山麓嚴重警戒)が発表された場合
- ウ 県内に災害救助法による救助を実施する火山災害又はこれに準じる火山災害が発生した場合

### (2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、風水害・雪害対策編第3章に準じる。

### (3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、火山災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めたとき解散する。

## 第3 市町及び防災関係機関の活動体制

関係市町及び防災関係機関は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

## 第4 市町への支援

県は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、当該市町の被害情報の収集を行うとともに、避難勧告、応急救助、その他市町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う等積極的な支援を行う。

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

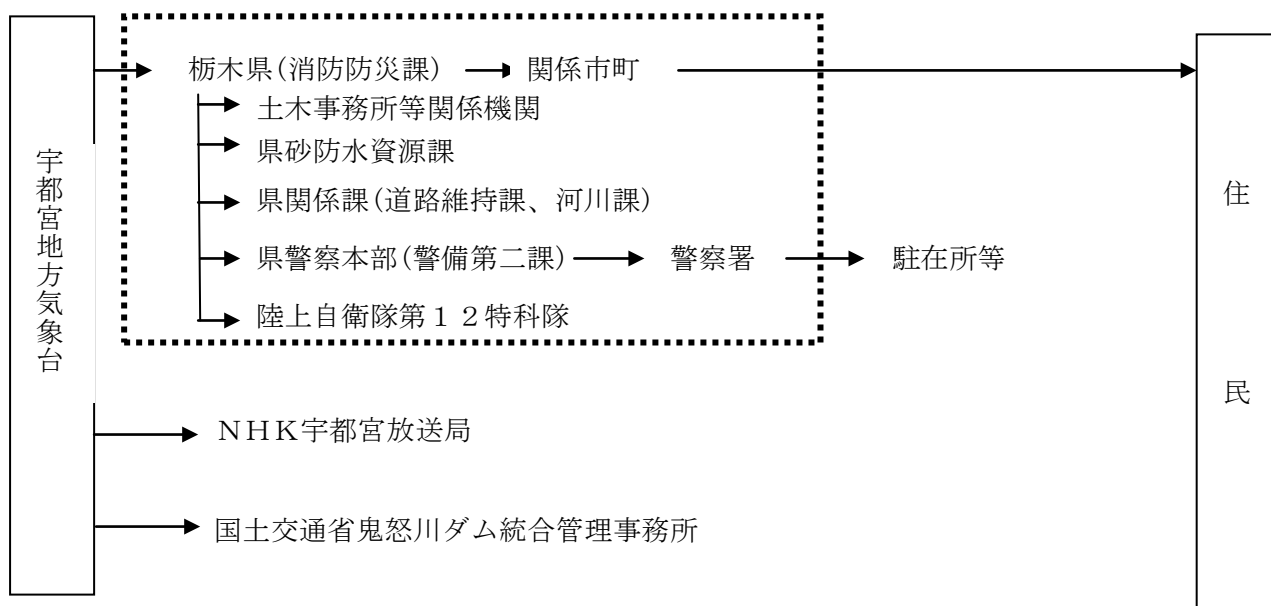
火山現象に関する予報及び警報等及び火山災害による被害の状況を迅速に収集し伝達するため、関係機関の情報の収集・伝達及び通信の確保を行う。情報収集にあたってはヘリコプターを活用する。

### 第1 火山現象に関する予報及び警報等に関する情報の収集・伝達

#### 1 火山現象に関する予報及び警報等の伝達

- (1) 宇都宮地方気象台は、火山現象に関する予報及び警報等の通知があったときは速やかに関係機関に通知し、その周知に努める。また、群馬県、福島県の火山に係る火山情報の通報を受けた場合は、直ちに県に伝達する。
- (2) 県（県民生活部）は、宇都宮地方気象台から火山現象に関する予報及び警報等の伝達を受けたときは、その内容、予想される災害の事態、それに対して採るべき措置等を関係機関に連絡する。

《気象台からの火山現象に関する予報及び警報等の伝達経路図》



※ 那須岳については、破線内の連絡是那須岳火山防災情報伝達系統図による。

〈資料編3-2-7 那須岳火山防災情報伝達系統図〉

#### 2 異常現象発見者の通報

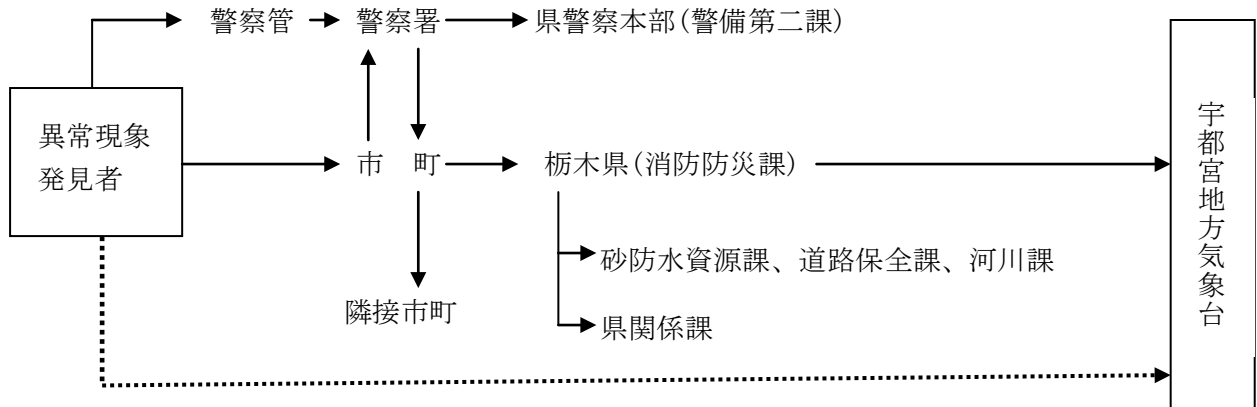
- (1) 次のような異常現象を発見した者は、市町又は警察官に通報する。なお、これにより難しい場合には、宇都宮地方気象台に通報する。
- ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）やそれに伴う地形の変化
  - イ 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発
  - ウ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤上昇・沈下、陥没等の地形変化
  - エ 噴気孔の新生拡大や移動、噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化
  - オ 火山地域での湧泉の新生、枯渇、量、味、臭い、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
  - カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大や移動、草木の立ち枯れ等



キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等

(2) 異常現象発見者から通報を受けた市町長又は警察官は、その内容を次の連絡系統により速やかに関係機関へ連絡する。

《異常現象発見者からの情報伝達経路図》



### 3 災害情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集・伝達

ア 県（県民生活部）、関係市町、地元警察署は、宇都宮地方気象台から噴火警報（レベル4～5）若しくは噴火警報（居住地域嚴重警戒又は山麓嚴重警戒）又は火口周辺警報（レベル3）若しくは火口周辺警報（入山危険）の伝達を受けたときや異常現象発見者からの通報を受けたときは、必要に応じ、相互に連携して災害情報の収集に努め、その情報を関係機関に連絡する。

(ア) 関係市町、地元警察署の情報収集

- a 地域住民からの情報収集
- b 職員の巡回

(イ) 県の情報収集

- a 県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる情報収集
- b 県出先機関からの情報収集

イ 関係市町は、火山災害により市町の区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する規制を実施したとき又は被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれに対して取られた措置の概要を県に報告する。

ウ 宇都宮地方気象台は、異常現象発見者から通報を受けた場合は、必要により気象庁全国火山機動観測班に緊急観測を要請する等、火山現象の把握に努める。

(2) 災害情報の広報

県（県民生活部）、関係市町は、噴火警報（レベル4～5）若しくは噴火警報（居住地域嚴重警戒又は山麓嚴重警戒）又は火口周辺警報（レベル3）若しくは火口周辺警報（入山危険）伝達を受けたときは、広報活動を行い、地域住民、観光客等に対する周知に努める。

## 第2 火山災害に関する通信確保対策

火山現象に関する予報及び警報が発表された場合、火山災害が発生した場合等の通信確保対策は、風水害・雪害対策編第3章第2節第5、第6、第7に準じる。

## 第3節 二次災害防止活動

降灰等地域における土石流等による二次的な災害を防ぐため、警戒・避難体制を確立する。

### 第1 土砂災害等の防止

#### 1 土砂災害の防止

##### (1) 点検・応急措置の実施

県（県土整備部）、市町、消防等関係機関は、降灰等地域において火山性地震、降雨による土石流、火山性泥流等二次災害の防止のため、各機関の管理施設や災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

##### (2) 避難対策

県（県土整備部）、市町、消防は、二次災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第6節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の勧告若しくは指示を行う。

#### 2 水害の防止

風水害・雪害対策編第3章第19節第3に定めるところに準じる。

#### 3 ハザードマップの活用

関係機関は、火山噴火に伴う土砂災害等の防止にあたり、あらかじめ作成したハザードマップを活用するものとする。

〈資料編2-18-2 那須岳火山防災マップ〉

### 第2 建築物・構造物の二次災害防止

#### 1 施設、災害危険箇所の点検の実施

県（県土整備部）、市町は、火山性地震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、火山性地震等による二次災害発生危険程度の判定、表示等を行う、被災建築物応急危険度判定を実施する。

#### 2 二次災害の防止

市町は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

### 第3 火山災害時の社会秩序の維持

県警察は、被災地及びその周辺において、自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、速やかな安全確保に努める。

特に、避難勧告又は指示が行われている区域、警戒区域等において、住民が避難している等のために無人となっている家屋に係る窃盗事犯や、災害に便乗した悪質商法、廃棄物の不法投棄等の取り締まりに努める。

## 第4節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は災害救助法を適用し、市町と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

### 第1 災害救助法の適用

火山災害に係る災害救助法の適用については、本節に定めるものの他、風水害・雪害対策編第3章第5節に定めるところにより行う。

### 第2 災害救助法の適用基準

県（県民生活部）は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めたとき、市町を単位に災害救助法を適用し救助を実施する。

#### 1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 当該市町において住家が滅失した世帯数が市町別災害救助法適用基準一覧表（風水害・雪害対策編第3章第5節参照。以下本節において同じ。）に掲げる数以上のとき。（1号基準）
- (2) 当該市町において住家が滅失した世帯数が市町別災害救助法適用基準一覧表に掲げる数の2分の1以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が2,000以上のとき。（2号基準）
- (3) 当該市町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が9,000以上のとき。（3号前段基準）
- (4) 当該市町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）
  - ア 当該災害が隔絶した地域で発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること（被害世帯を含む被害地域が、もともと交通の便が悪いか、火山災害により交通が途絶状態になる等してヘリコプターによる救助が必要となり、地元市町の救護活動のみによっては被災者の保護に万全を期すことができないと判断されるような場合が想定される）。
  - イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること（火山噴火は、他の災害と異なり、救助にあたって特殊の知識あるいは準備等を必要とし、一般の職員や施設・設備によっては救助を実施できず、このような救助のための特殊の技術を必要とする場合が想定される）。

#### 2 生命・身体への危害が生じた場合

- (1) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）
  - ア 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること（火山噴火、有毒ガスの発生等のため、多数の住民が避難指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合が想定される）。
  - イ 当該災害が隔絶した地域発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
  - ウ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること（火山噴火、有毒ガスの発生等のため、多数の住民が危険にさらされている場合が想定される）。

## 第5節 避難対策

火山災害による人的被害を軽減するため、防災関係機関は連携して、災害時要援護者への配慮をしながら適切な避難誘導を行うとともに、避難所での生活支援を行う。

### 第1 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定

#### 1 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定

避難の勧告、指示及び警戒区域の設定については、本節に定める他、風水害・雪害等対策編第3章第6節を準用する。

#### 2 避難の勧告等の基準

火山災害に係る避難の勧告及び指示は、次の場合に、必要な範囲の住民、滞在者その他の者に対して行う。災害対策基本法に基づく避難については、危険の切迫する前に十分な余裕をもって勧告又は指示を行う。なお、県（県民生活部）は、学識経験者等専門家との密接な連携のもとに、必要に応じ市町に対して助言を行うものとする。

- (1) 噴火警報(レベル4～5)若しくは噴火警報(居住地域嚴重警戒又は山麓嚴重警戒)又は火口周辺警報(レベル3)若しくは火口周辺警報(入山危険)等が発表され、避難を要すると認められるとき
- (2) 関係機関から火山災害に関する通報があり、避難を要すると認められるとき
- (3) 地すべり、土砂崩れ等による被害の危険が切迫していると認められるとき
- (4) 火災が発生し、延焼の危険があると認められるとき
- (5) 避難路を断たれる危険があるとき
- (6) 噴火が発生し、再噴火による被害の恐れがあるとき
- (7) 酸素欠乏又は有毒ガス等が大量に流出し、人的被害の恐れがあるとき
- (8) その他特に必要があると認められるとき

#### 3 登山の規制等の実施

県（環境森林部）、市町その他関係機関は、避難の勧告、指示等に準じて、必要に応じ登山の規制措置を行うものとする。

### 第2 避難誘導

#### 1 住民への周知

避難の勧告、指示を実施したときは、当該実施機関は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。特に乳幼児、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 市町防災行政無線による伝達
- (2) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (3) 町内会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (4) 広報車の使用による伝達
- (5) テレビ、ラジオ、有線放送等による伝達

#### 2 滞在者への周知

避難の勧告、指示を実施したときは、当該実施機関は、住民に周知を図ると同様に、観光客、登

山者、別荘滞在者等に対しても周知徹底に努めるものとする。

### 3 避難の誘導

#### (1) 住民・滞在者の誘導

避難の勧告、指示の実施機関は、住民が安全、迅速に避難できるよう県警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。滞在者に対しても、避難が確実に進むよう誘導について配慮するものとする。市町は、遠く離れた避難先への避難を勧告又は指示したときは、バスを手配する等、集団避難に配慮するものとする。

また、避難誘導にあたっては特に災害時要援護者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、自主防災組織があらかじめ支援者を定めて避難させる等、速やかに避難できるよう配慮する。

#### (2) 集客施設における誘導

ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

## 第3 避難施設

### 1 避難所の開設

(1) 市町は、火山災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、避難所を設置する。

(2) 市町は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じあらかじめ定めた施設において、避難所の速やかな開設に努める。避難所は、火山災害の規模に応じ、火山からの溶岩流、火砕流、噴石等の被害から住民の生命、身体を保護するのに十分な場所に設置するものとする。災害時要援護者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に収容する。

(3) 市町は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

(4) 市町は、避難所を設置した場合は、ただちに次の事項を県に報告する。

ア 避難所開設の日時、場所

イ 収容人員

ウ 開設期間の見込み

エ その他必要事項

(5) 県（県土整備部）は、火山性地震等による二次災害に備えるため、避難所となる施設の応急危険度判定の実施について市町を支援する。

### 2 市町域を越えた避難等

火山災害の規模又は避難所等の状況により、市町のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、風水害・雪害対策編第3章第6節第7（広域避難）に準じ、市町域、県域を越えた避難を行うものとする。また、火山災害が中期化した場合等、必要に応じ、旅館、ホテル等の宿泊施設の活用に努める。

## 第4 応急仮設住宅等

県（県土整備部）及び市町は、避難生活が中長期化すると認められる場合は、風水害・雪害対策編第3章第17節（住宅応急対策）に準じ、公営住宅や応急仮設住宅のあっせんに努める。

## 第5 災害時要援護者への生活支援

県及び市町は、風水害・雪害対策編第3章第6節第5に準じ、災害時要援護者への生活支援を行う。

## 第6節 救急・救助、医療及び消火活動

県民の生命・身体を守るため、被災者の救急・救助活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を実施する。また、火山災害に伴う火災について消火活動を実施する。

### 第1 救急・救助活動

火山災害に係る救急・救助活動については、風水害・雪害対策編第3章第8節に定めるところに準じて行う。

### 第2 医療活動

火山災害に係る医療活動については、風水害・雪害対策編第3章第9節に定めるところに準じて行う。

### 第3 消火活動

火山災害に係る消火活動については、火災・事故災害対策編第3章4節に定めるところに準じて行う。

## 第 7 節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実、迅速に輸送するため、関係機関は連携して火山災害の各段階に応じ緊急輸送対策を実施する。

### 第 1 実施体制

被災者の輸送は、原則として市町が行うものとする。県は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、市町の対策を支援する。

応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。

火山災害時の緊急輸送活動については、風水害・雪害対策編第 3 章第 10 節（緊急輸送活動）に準じる他、本節に定めるところにより行う。

### 第 2 交通路の確保

県警察は、次により交通路の確保を行う。

#### 1 交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を講じて、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

#### 2 交通規制の実施

##### (1) 火山災害の発生が予想されるとき

ハザードマップ等により危険が予想される区域への一般車両の進入を制限するとともに、同区域からの迅速・円滑な避難に配慮する。また、県外からの流入を制限するため、隣接県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

##### (2) 火山災害が発生したとき

上記(1)に加え、応急対策のための緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。特に、被災直後における被災者の救助等に係る車両の通行を最優先とする。

また、火山活動の拡大の状況に応じ、ハザードマップ等により危険が予想される区域への進入を制限する。併せて、積雪の状況により、融雪型泥流危険区域への進入制限を検討する。

規制区域が、高速道路、国道等物流の基幹となる道路に係る場合は、迂回路の設定に特に配慮するものとする。

〈資料編 2-18-2 那須岳火山防災マップ〉

### 第 3 市町の対応

(1) 市町は、集団避難のために乗合自動車等を使用する場合、県警察と緊密に連絡をとり、迅速かつ円滑な避難に努めるものとする。

(2) 市町は、住民、滞在者等に対し、交通規制に関する情報の広報に努め、協力を求めるものとする。

## 第8節 降灰等対策

被災住民の生活の確保のため、関係機関は、火山灰等の障害物対策を実施する。

### 第1 農林水産業対策

#### 1 実施体制

県（環境森林部・農政部）及び市町は、農業協同組合等関係機関と連携して、農林水産業に関する降灰対策を実施する。

#### 2 農林水産業対策

県及び市町は、降灰による被害状況の把握に努めるとともに、概ね次の事項について栽培・管理技術の指導を行い、被害の拡大防止に努める。

- (1) 病害の発生防止のための薬剤散布を行うこと。
- (2) 火山灰が付着している水田は深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努めること。
- (3) 果樹は散水して火山灰の除去を図るとともに、葉の被害を防ぐため生石灰液の散布を行うこと。
- (4) 野菜・花きは散水・水洗いを行い火山灰の除去を図ること。
- (5) 水産物については、養殖場に流入した火山灰はきれいに排出するとともに、へい死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐこと。
- (6) 畜産業者は、放牧中の家畜は直ちに下牧させ、火山灰で汚れた牧草・河川水は採食させないようにすること。刈取期にある飼料作物は、降雨等により火山灰を落としての収穫に努めること。
- (7) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めること。
- (8) 倒木や損傷した木材、製材品については二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除の徹底に努めること。

### 第2 宅地等の降灰対策

#### 1 火山灰の除去

市町は、住民に対し家屋等の火山灰等の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等に積もった火山灰等の除去は原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市町は、災害時要援護者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織、ボランティア等に対して火山灰等の除去作業の協力を呼びかける。

#### 2 集積場所の確保

市町は、適当な場所に住民が除去した火山灰の集積場所を確保するものとする。



## 第9節 施設・設備の応急対策

火山災害発生時に、関係機関は、公共施設、火山観測施設の応急対策を迅速に行う。

### 第1 公共施設

#### 1 公共施設の応急対策

##### (1) 火山灰等の除去

道路、河川、砂防等の公共施設管理者は、巡視の結果をもとに、公共施設に係る火山灰、土砂、噴石等の障害物を、関係機関と連絡を密にし、安全を確認の上除去する。除去した障害物の集積場所は、二次災害の原因にならないような場所に、当該管理者が確保するものとする。

##### (2) 被災施設の応急復旧

公共施設管理者は、路面の陥没、亀裂等の損傷及び溶岩流、融雪型泥流による埋没箇所について、関係機関と連絡を密にし、安全を確認しながら復旧作業を実施する。

#### 2 観測施設の応急対策

県（県土整備部）、宇都宮地方気象台その他関係機関は、火山災害時における観測施設の機能を維持するため、必要に応じ、防災関係機関と連携して緊急点検を実施し、その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 第2 ライフライン施設

火山災害が発生した場合のライフライン施設の応急対策は、風水害・雪害対策編第3章第19節第2に準じる。

## 第 10 節 広報活動

火山災害時に、流言蜚語等による社会的混乱を防止し、人心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、広報活動を行う。

### 第 1 被災者への広報

#### 1 広報の内容

火山災害時に、県（県民生活部）、市町等関係機関は、被災者に対して、概ね次のような情報について正確かつきめ細やかに広報する。

- (1) 火山活動、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報
- (2) 避難勧告・指示に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (11) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (12) その他必要な事項

#### 2 広報の方法

県（県民生活部）及び市町は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

また、県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）及び市町は、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した広報を行うものとする。

### 第 2 県民への広報

県（県民生活部）及び市町は、県民全体に対し概ね次のような情報を積極的に伝達するものとする。広報に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

- (1) 火山活動の状況
- (2) 被害の状況
- (3) 交通施設等の復旧状況
- (4) 義援物資、義援金の取扱い等

# 第4章 復旧・復興

## 第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に強い県土づくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

### 第1 基本方向の決定

#### (1) 実施体制

県及び市町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

火山活動が継続中の場合も、火山活動や被災状況を総合的に勘案して、必要と認めるときは復旧復興の段階に移行し、又は応急対策と並行して復旧復興活動を実施する。

#### (2) 住民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとする。

#### (3) 国等職員の派遣要請

県及び市町村は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

### 第2 迅速な原状復旧

県（各部）、市町その他関係機関は、次の点に留意して公共施設の復旧にあたるものとする。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。
- (6) 火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の整備を行うこと。
- (7) 火山災害の状況に応じ、融雪型泥流、土石流対策等適切な安全確保策を講ずること。
- (8) 火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めること。

### 第3 計画的復興の推進

#### 1 復興計画の作成

大規模な火山災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するよう多数の機関が関係する高度かつ

複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、県及び市町は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

## 2 復興計画策定上の留意事項

復興計画の策定にあたっては、風水害・雪害対策編第4章第1節に定める他、次の点に留意する。

- (1) 必要に応じ、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めること。
- (2) 火山活動が継続中の場合、避難対策・安全確保対策について配慮すること。
- (3) 火山が形成する雄大な自然景観や自然現象を活用するために保全する等、住民と火山との共生に配慮すること。

## 第2節 民生の安定化及び公共施設等復旧対策

火山災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。また、公共施設の早期復旧を図るため、県、市町、防災関係機関は連携して被害状況を的確に調査し、早期に復旧事業を実施する。

### 第1 民生の安定化

火山災害に係る復旧事業における民生の安定化対策については、風水害・雪害対策編第4章第2節に定めるものの他、活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号。以下、本節において「活火山法」という。）に基づく降灰防除地域の指定による事業等がある。

#### 1 降灰防除地域の指定

降灰防除地域は、火山の爆発に伴う降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれのある地域で、当該支障を防止し、又は軽減するための施設等を整備する必要がある地域について、内閣総理大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて指定するものである（活火山法第12条）  
降灰防除地域内の下表のような事業について国庫補助等の措置を受けることができる。

対象者	対象事業等	補助等の内容
学校、保育所等教育施設、社会福祉施設	降灰による支障を防止し、又は軽減するための施設の整備	費用の3分の2以内の補助
病院等医療施設	降灰による支障を防止し、又は軽減するための施設の整備	整備に必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように必要な措置
中小企業者	降灰による支障を防止し、又は軽減するための事業経営上の施設又は設備の整備	整備に必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように必要な措置

#### 2 被害農林漁業者に対する資金の融通

国、地方公共団体は、避難施設緊急整備地域（本節第2参照）及びその周辺で火山の爆発により被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする（活火山法第10条）。

### 第2 公共施設等災害復旧対策

火山災害に係る公共施設等災害復旧対策については、風水害・雪害対策編第4章第3節に定めるものの他、活火山法に基づく次のような事業がある。

#### 1 避難施設緊急整備地域の指定

避難施設緊急整備地域は、火山の爆発により住民等の生命及び身体に被害を生じ、又は生じるおそれのある地域であって、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域で、内

閣総理大臣が中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴いて指定するものである。（活火山法第2条）

## 2 避難施設緊急整備計画の実施

### (1) 避難施設緊急整備計画の作成、実施

県は、避難施設緊急整備地域の指定を受けたときは、避難施設緊急整備計画を作成する。同計画は、次の事項について定める。同計画に基づく事業は、当該事業に関する法律の規定に従い国、県その他の者が実施するものとされているものを除き、市町が実施する。

- ア 道路の整備に関する事項
- イ 広場の整備に関する事項
- ウ 退避壕その他の退避施設の整備に関する事項
- エ 学校、公民館等の不燃堅牢化に関する事項
- オ その他政令で定める事項

### (2) 補助等

#### ア 補助金の交付

国は、同計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に対し、補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあっせんし、その他必要と認める措置をとる。

#### イ 起債の特例

同計画に基づく事業で地方公共団体が実施するものにつき必要とする経費については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても、地方債をもってその財源とすることができる。

## 3 防災営農施設整備計画の実施

### (1) 防災営農施設整備計画等の作成

県は、避難施設緊急整備区域又はその周辺の地域で火山の爆発によって生ずる農林水産物の被害が経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域について、当該農林水産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画（防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画等）を作成する。作成にあたっては、あらかじめ市町、関係農林漁業団体の意見を聴き、農林水産大臣に協議する（活火山法第8条）。

### (2) 補助等

国は、同計画に基づく事業を実施されるよう補助等の措置をとる。

# 火災・事故災害対策編

# 第1部 火災対策



# 第1章 総 則

## 第1節 本県の火災を取り巻く環境

市街地、準市街地等の状況、野外堆積物の状況、林野に関する状況等大規模火災・林野火災対策面から見た本県の環境を明らかにし、効果的な火災対策の実施に資する。

### 第1 市街地等の状況

消防力の整備指針においては、建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率が概ね10%以上の街区の連続した区域又は2以上の準市街地が相互に隣接している区域であって、その区域内の人口が1万以上のものを市街地、建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率が概ね10%以上の街区の連続した区域であって、その区域内の人口が1,000以上1万未満のものを準市街地というが、平成21年4月1日現在、県内には、市街地が、準市街地が217存在する。

また、都市計画法においては、建築物の構造等を制限することによる都市の不燃化を目的とし、市街地における火災の危険を防除するため、防火地域及び準防火地域が定められている。

平成21年3月31日現在、県内の防火地域は、宇都宮市、足利市、日光市の3市で約90.0ha、準防火地域は、10市3町で約1,530.4haである。

### ○防火地域及び準防火地域の指定状況

(平成21年3月31日現在)

都市計画 区 域 名	市 町 名	決 定 面 積 (ha)		決 定 年 月 日 (最 終)
		防火地域	準防火地域	
宇 都 宮	宇 都 宮 市	約 76.3	約 396.7	H19.12.7
	鹿 沼 市		約 99.5	H19.1.23
	真 岡 市		約 86.2	S60.12.10
足利佐野	足 利 市	約 11.9	約 206.3	H15. 7.11
	佐 野 市		約 175.4	H14. 3. 1
小山栃木	栃 木 市		約 87.6	H14. 4. 1
	小 山 市		約 206.1	H 4. 6. 5
藤 原	日 光 市	約 1.8	約 72.2	S40.8.12
矢 板	矢 板 市		約 53.2	H 8. 4. 1
黒 磯	那須塩原市		約 38.6	H14. 4. 1
西那須野			約 49.0	S56. 4. 1
茂 木	茂 木 町		約 5.5	H 7. 5. 1
塩 谷	塩 谷 町		約 6.1	H 9. 4.15
那 須	那 須 町		約 48.0	H 6.11.22
合 計		約 90.0	約 1,530.4	

### 第2 野外堆積物の状況

県内においては、古タイヤ、使用済自動車、廃棄物等が野外に堆積されている箇所があり、そうした場所での火災の発生の危険性は地域住民に不安を与えるなど社会的影響も大きい。

### 第3 林野の状況

本県の林野面積は、348,732ha、そのうち民有林が221,399haとその3分の2を占めている。

森林レクリエーション利用の増加等による林野火災発生危険性の増大に対処し、林野火災予防体制の強化や地域住民等に対する林野火災予防意識の啓発により火災発生原因の排除等に努めている。

## 第 2 節 本県に被害を及ぼした主な火災

種類、季節、時刻、原因別等の火災発生件数及び実際に本県に被害を及ぼした大規模火災・林野火災の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

### 第 1 火災の発生状況

平成 20 年中の火災発生状況は、出火件数 903 件、損害額 20 億 8,652 万円、死者 53 人、負傷者 88 人であり、過去 10 年間の平均では、出火件数 1,113 件、損害額約 34 億 5729 万円、死者 49 名、負傷者 115 名となっている。

### ○火災の出火件数、損害額、死者、負傷者の推移

年次	H11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
出火件数	1,137	1,231	1,280	1,224	1,081	1,178	1,112	990	997	903
損害額 (百万円)	3,836	3,854	2,737	3,993	7,548	3,634	2,488	1,944	2,403	2,086
死者(人)	46	50	65	43	49	47	65	39	37	53
負傷者(人)	113	104	122	128	122	99	115	140	124	88

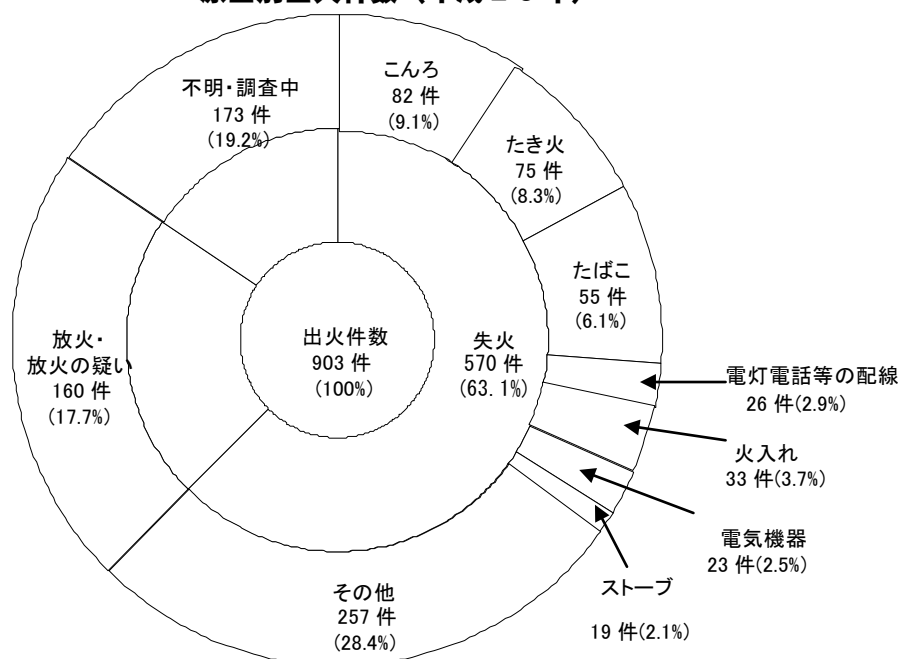
火災種別にみると、建物火災 471 件、林野火災 42 件、車両火災 111 件、その他の火災 279 件である。

月別にみると、冬季に特に火気を扱う機会が多くなること、空気が乾燥していることが影響してか、1・2・3月に多く発生している。また、時間別でみると、午前 10 時から午後 8 時にかけて多く発生している。

出火原因をみると、こんろ、たき火、たばこ等失火による火災は全体の 63.1%を占めているなど、その大部分が火気取扱中の不注意や不始末によるものである。

なお、放火及び放火の疑いによるものが 17.7%を占め出火原因の第 1 位となっている。

原因別出火件数（平成 20 年）



## 第2 主な火災の概要

### 1 馬頭町・黒羽町林野火災（昭和52年3月15日～16日）

#### （1）火災の概要

連日のように異常乾燥注意報が発令される中、旧黒羽町大字北滝の非住家に小学生が放火したことが原因で火災が発生し、日本海の低気圧から延びる寒冷前線が通過したことに伴う強風が吹き、たちまち火は旧馬頭町まで延焼し大きな林野火災となった。

#### （2）被害概況

住家被害 10棟（罹災世帯 8世帯 47名）  
林野焼損面積 1,517ha  
被害総額 3,508,953千円

### 2 藤原町川治ホテル火災（昭和55年11月20日）

#### （1）火災の概要

旧藤原町大字川治の川治プリンスホテル（鉄骨木造亜鉛メッキ鋼板葺一部陸屋根5階建の旧館と木造一部鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺一部瓦葺新館2階建の新館）の婦人風呂外旧露天風呂用地で工事をしていた作業員のガスバーナーの火花が婦人風呂外壁の内側に燃え移ったことが原因で火災が発生した。

#### （2）被害概況

焼損面積 3,582㎡  
死者 45名  
負傷者 22名  
損害額 533,751千円

### 3 佐野市赤見町古タイヤ火災（平成11年1月2日～9月24日）

#### （1）火災の概要

佐野市赤見町の山林に放置された古タイヤから火災が発生し、消防防災ヘリ、泡消火剤（フォスチェック）による消火活動やダンプによる覆土により1月7日に鎮圧したが、地中温度は高温を保ち、度重なる地中温度測定や注水作業を行った結果9月24日に無事鎮火した。

#### （2）被害概況

焼失タイヤ本数 約20万本

### 4 黒磯市大規模工場火災（平成15年9月8日～10日）

#### （1）火災の概要

旧黒磯市のブリヂストン栃木工場のゴム練り（バンバリー）工場内にある精錬機から出火。県内全消防本部をはじめとする近隣の消防機関、県外からの緊急消防援助隊及び県消防防災ヘリコプターが一体となった消火活動の結果、9月10日人的被害を出さずに無事鎮火した。

#### （2）被害概況

焼損面積 39,581㎡  
損害額 4,390,000千円  
タイヤ製品約16万5千本を焼失  
周辺住民5,000名余に避難指示が出される。

〈資料編1-5-1 過去における主な災害一覧〉

## 第2章 予 防

### 第1節 県民等の防災活動の促進

県民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等の育成・連携による地域防災力の強化により、火災が発生した場合の被害軽減に資する。

#### 第1 火災予防対策の推進

##### 1 防火管理者等の育成・指導

消防本部は、学校、病院、工場等の防火対象物の所有者等に対し、防火管理者を適正に選任するよう指導するとともに、防火管理者に消防計画の策定、消防訓練の実施、消防用設備等の整備、点検、火気の使用等について指導する。

県（県民生活部）及び市町は、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者を養成指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

##### 2 建築物設置者・管理者に対する指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、「消防法（昭和23年法律第186号）」等防火に関する規定について建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう指導を行う。

##### 3 予防査察の強化

消防本部は、消防法に規定する山林、建築物その他の工作物、物件等の防火対象物の用途、地域等に応じて予防査察を計画的に実施し、常に区域内の防火対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災の発生や拡大の排除に万全を期すよう指導する。また、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険個所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。

##### 4 入山者等への防火意識の啓発

県（環境森林部）及び市町は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いであることから、林業関係者、林野周辺住民ハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

##### 5 森林保全巡視活動

県（環境森林部）は、市町や林業関係者と連携し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導等を行い、火災の発生予防と森林火災予防の普及啓発を図る。

##### 6 防火知識の普及啓発

県（県民生活部・環境森林部）及び市町は、春季・秋季の全国火災予防運動期間中のポスターの掲示、防火ちらしの配布、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施や住民が防火について正しい知識と技術を身につけるための講習会の開催などにより、防火知識の普及啓発を図る。

また、林野火災防止の普及啓発を図るため、全国山火事予防運動（3月1日～7日）、栃木県春の山火事防止強調運動（3月1日～5月31日）を実施する。

## 第2 地域防災力の強化

### 1 自主防災意識の普及・徹底

県（県民生活部）及び市町は、住民一人ひとりが「自らの身の安全、自らの地域は自らが守る」ことを基本に、平常時から地域、家庭、職場等で災害に対する十分な備えを行い、災害時には迅速、的確に対応できるよう自主防災意識の普及、徹底を図る。

### 2 自主防災活動の推進

#### (1) 自主防災組織の結成促進

災害発生時の被害の拡大を最小限に食い止めるためには、行政や防災関係機関のみならず、地域及び住民の自主的な初期消火や救助などの防災活動が重要なことから、県（県民生活部）及び市町は、自主防災組織の結成の促進や防災資機材の整備を進める。

#### (2) 地域防災活動推進員の配置

市町は、自主防災組織の育成や自主防災体制の充実・強化に関する支援を行うため、地域防災活動推進員を配置するものとする。また、県（県民生活部）は、市町に対し、地域防災活動推進員の配置に対する支援を行う。

#### (3) 婦人防火クラブ等の育成強化

市町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、婦人防火クラブ等の育成強化を推進する。県（県民生活部）は、クラブ間の相互交流と活動内容の情報交換等の支援を行い、県全体の活動の活性化を図る。

### 3 消防団の活性化

県（県民生活部）及び市町は、災害時においては消火、救出救助、避難誘導等を、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動を実施するなど地域防災の核として大きな役割を担う消防団の育成強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進を行い、地域防災力の向上と地域住民の安全確保を図る。

### 4 人的ネットワークの形成

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市町は、県（県民生活部・保健福祉部）の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、婦人防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

### 5 事業者防災体制の強化

企業、事業所等は、災害時に果たす役割（従業員、顧客・利用者の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、防災活動に協力できる体制を整える。

県（県民生活部・産業労働観光部・その他の各部局）及び市町は、企業、事業所等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。

## 第2節 火災に強い地域づくり

火災に強い地域づくりを進めるため、都市基盤施設の整備、緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、古タイヤ、使用済自動車等野外堆積物に対しての平常時からの適切な管理指導による火災発生原因の除去、建築物の不燃化・堅牢化の促進等の施策を総合的に展開する。

### 第1 火災に強いまちづくり

#### 1 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるため、防災安全空間づくりのための総合的な計画策定を推進する。

##### (1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

市町は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保のため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

##### (2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

そこで、防災上の観点を踏まえながら、市町の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、これらの市町マスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン(平成23年度見直し予定)等に基づき、県(各部局)、市町及び県民は、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

### 第2 火災に強い都市の形成

#### 1 災害に強い都市構造の形成

県(県民生活部・県土整備部)及び市町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域、準防火地域の的確な指定により火災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

また、県(県民生活部・県土整備部)、市町及び事業者等は、高層建築物や火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物や緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

#### 2 火災延焼防止のための緑づくり

県(環境森林部・県土整備部・教育委員会)及び市町は、避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

### 第3 野外堆積物対策

県（県民生活部）、市町及び消防機関は廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、廃棄物担当部局（県環境森林部、市町）等との連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

## 第4 林野等の整備

### 1 林野火災特別地域対策事業の推進

県（県民生活部）及び市町は、林野火災発生又は拡大の危険性の高い地域を林野火災特別地域に指定し、関係市町による林野火災対策の総合的な計画である林野火災特別地域対策事業計画を作成し、これに基づき事業を推進する。

### 2 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

県（環境森林部）及び市町は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

また、県（環境森林部）は、山林防火用貯水池として水資源確保ダムの整備に努める。

## 第5 火災に対する建築物等の安全化

### 1 消防用設備等の設置と適正な維持管理

県（県民生活部）、市町、消防機関及び事業者は多数の人が出入りする事業所等について、消防法に適合する消防用設備等の設置を促進するとともに、設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

### 2 建物火災安全対策の充実

県（県民生活部・県土整備部）、市町、消防機関及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

### 3 一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され(平成18年6月1日施行)、すべての住宅に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられました。これを受けて、市町は設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

### 4 文化財等の安全対策の促進

県（教育委員会）及び市町は、県民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

- (1) 文化財の所有者又は管理者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。
- (2) 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- (3) 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

〈資料編2-15-2 指定文化財種目別件数一覧表〉



## 第3節 迅速かつ円滑な応急対策への備え

大規模火災・林野火災発生時に円滑な応急対策が実施できるよう、関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリと市町・消防機関の連携などの相互連携体制強化対策を平常時から実施する。

### 第1 情報収集・伝達体制の整備

#### 1 火災警報発令等情報の充実

宇都宮地方気象台は、大規模な火事災害防止のため、気象の実況の把握に努め、市町の行う火災警報等災害防止のために必要な火災気象通報等の情報充実と適時・的確な発表に努める。

#### 2 情報の収集・伝達

- (1) 県（県民生活部・環境森林部）、県警察本部、市町、消防本部及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- (2) 県（県民生活部）、県警察本部、市町、消防本部及びその他の防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。
- (3) 県（県民生活部）、県警察本部、市町、消防本部及びその他の防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

#### 3 機動的な情報収集体制の整備

県（県民生活部・環境森林部）、県警察本部、市町、消防本部及びその他の防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ映像伝送システム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

#### 4 多様な情報収集体制の整備

県（県民生活部・環境森林部）、県警察本部及び市町は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

#### 5 通信確保対策

県（県民生活部）、県警察本部、市町及び関係機関は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。また、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

### 第2 災害応急体制の整備

#### 1 職員の体制

県（県民生活部・環境森林部）、県警察本部、市町、消防本部及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、定期的な訓練を実施し、職員に周知するとともに活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

## 2 防災関係機関との連携

- (1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県（県民生活部）、市町、消防本部及びその他の防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。
- (2) 県警察本部は、全職員を対象に災害及び災害警備の知識を周知徹底させるとともに、大規模災害発生時に迅速的確な措置を講じられるよう警備体制を確立する。
- (3) 県（県民生活部）及び市町は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。
- (4) 県（県民生活部）は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

また、いかなる状況において、どのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊へ連絡し、密接に連携・協力していく。

## 第3 消火活動への備え

### 1 消防組織の充実・強化

市町は、「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った組織の活性化を推進し、消防体制の確立に努める

また、県（県民生活部）、市町及び消防本部は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

#### 〈資料編2-11-1 消防組織・施設の状況〉

### 2 消防施設等の整備・強化

#### (1) 消防施設・設備の整備

市町は、消防施設・設備については、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」、「消防団の装備の基準」に適合するよう年次計画を立て、計画的に整備を進める。

#### (2) 消防水利の整備

ア 市町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 県（県民生活部）、市町及び消防本部は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。

#### (3) 消防用資機材等の整備

ア 市町は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保に努める。

イ 県（県民生活部）は、市町が所有している化学消火剤のみでは十分でない大規模な火災等に対処するため、化学消火剤を関係市町への管理委託により適正に配置し、その効率的な運用に努める。

#### 〈資料編2-11-2 化学消火剤備蓄一覧表〉

ウ 市町は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

## 〈資料編 2-12-1 林野火災消火用機械器具等一覧表〉

### (4) 空中消火活動の積極的な推進

ア 県（県民生活部）は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの維持管理を適切に行うとともに、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等を図り、空中消火を効果的に実施できる体制づくりを推進する。

イ 県（県民生活部）、市町及び消防本部は、災害発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離発着場を確保するとともに、空中消火用資機材の整備、備蓄、維持管理に努める。

## 〈資料編 2-22-2 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

## 第4 救助・救急、医療活動への備え

### 1 救助・救急活動への備え

県（県民生活部）、県警察本部及び市町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材の整備に努める。また、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

### 2 医療活動への備え

#### (1) 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

県（県民生活部・保健福祉部）、市町及び事業者は、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

#### (2) 医薬品、医療資機材の整備

県（県民生活部・保健福祉部）、市町、日本赤十字栃木県支部及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

## 第5 避難収容活動への備え

### 1 避難場所

市町は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

### 2 避難誘導への備え

県（県民生活部）及び市町は、指定避難場所や避難経路について、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、高齢者、障害者その他のいわゆる災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より個々に応じた避難支援内容の具体化に努める。

## 〈資料編 2-21-2 市町別指定避難場所一覧表〉

## 第6 関係機関の防災訓練の実施

県（各部局）及び市町は、火災が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

# 第3章 応急対策

## 第1節 活動体制の確立

火災（大規模火災・林野火災）の発生時、県は応急対策活動を迅速・的確に実施するため、応急活動体制を確立する。

### 第1 初動体制の整備

#### 1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考
警戒体制	大規模な火災により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合	災害警戒本部を設置し、大規模な火災の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	消防防災課及び警戒配備に該当する各部局災害対策関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
第1非常配備	大規模な火災により多数の死傷者が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	消防防災課及び第1非常配備に該当する各部局災害対策関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとあらかじめ定めておく。

### 第2 大規模な火災発生時の措置

#### 1 災害警戒本部の設置

栃木県災害対策・危機管理委員長は、次の設置基準に該当するとき、栃木県災害警戒本部設置要綱第2条第1項の規定による災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

##### (1) 設置基準

- ア 大規模な火災により多数の死傷者発生のおそれのある場合
- イ その他栃木県災害対策・危機管理委員長が必要と認めた場合

##### (2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、風水害・雪害対策編第3章に準じる。

##### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 大規模な火災発生のおそれがなくなると本部長が認めたとき
- イ 大規模な火災応急対策を概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

## 2 災害対策本部の設置

知事は、次の設置基準に該当するとき、災害対策基本法第23条第1項の規定による災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

### (1) 設置基準

- ア 大規模な火災により多数の死傷者等が発生した場合
- イ その他知事が必要と認めた場合

### (2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、風水害・雪害対策編第3章に準じる。

### (3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、大規模な火災のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

## 第3 市町及び防災関係機関の活動体制

市町及び防災関係機関は、大規模な火災が発生した場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

## 第4 市町への支援

県は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、当該市町の被害情報の収集を行うとともに、避難勧告、応急救助、その他市町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う等積極的な支援を行う。

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

大規模火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

### 第1 大規模火災

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 市町及び消防本部の情報収集・伝達

市町及び消防本部は、大規模火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

〈資料編3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

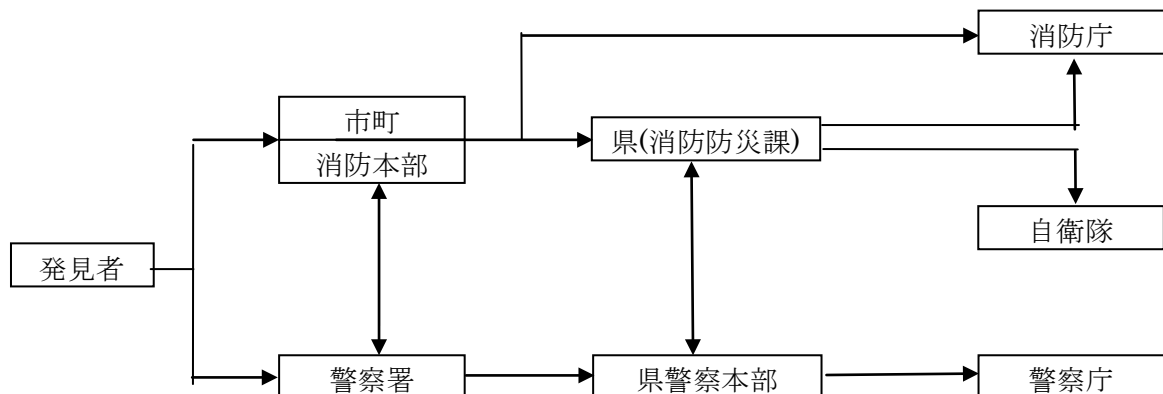
〈資料編3-2-4 即報基準一覧〉

##### (2) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部）及び県警察本部は、市町、消防本部、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

#### 2 情報の収集・伝達系統

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第2 林野火災

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 市町及び消防本部の情報収集・伝達

市町及び消防本部は、林野火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこ

れらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

〈資料編 3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

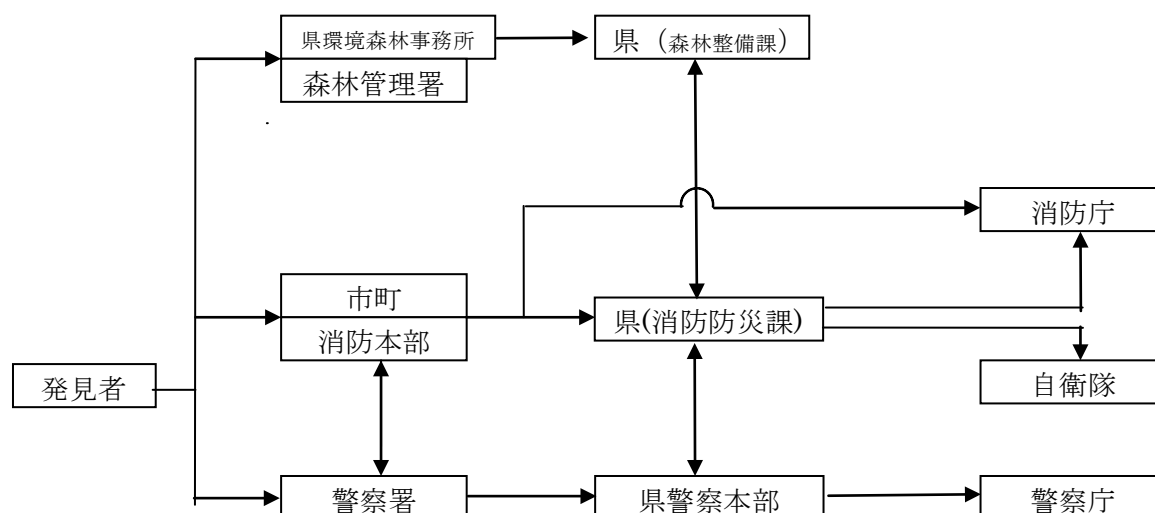
〈資料編 3-2-4 即報基準一覧〉

## (2) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部・環境森林部）及び県警察本部は、市町、消防本部、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

## 2 情報の収集・伝達系統

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



## 第3 大規模火災・林野火災に関する通信確保対策

大規模火災・林野火災が発生した場合等の通信確保対策は、風水害・雪害対策編第3章第2節第5、第6及び第7に準じる。

### 第3節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は災害救助法を適用し、市町と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

災害救助法の適用については、風水害・雪害対策編第3章第5節に準じる。

大規模な火災については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは、厚生労働大臣に情報を提供する。

## 第4節 消火活動及び救助・救急活動

火災が発生した場合にできるだけ被害を軽減するため、消防機関は住民等の協力の下、迅速・的確な消火、救助・救急活動を行う。ただし、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等の県への要請を行い、応援機関と連携してよりの確で効果的な対策を実施する。

### 第1 消防関係機関の活動

#### 1 消防本部の活動

消防本部は、関係機関と密接な連携の下、「消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

##### (1) 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

##### (2) 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

##### (3) 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

##### (4) 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

##### (5) 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

#### 2 消防団の活動

「消防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、消防本部、住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

### 第2 市町・県の活動

#### 1 広域応援の要請

##### (1) 県内消防相互応援協力等

一の消防機関では対応できないような大規模な火災が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

##### 〈資料編3-1-1 特殊災害消防相互応援協定書〉

##### ア 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

##### (ア) 第一次応援体制

一の消防機関を地区内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続：受援消防機関の長が、市町長及び知事に報告の上、地区代表消防機関の長に応援要請する。

##### (イ) 第二次応援体制



上記(ア)によってもなお消防力が不足する場合、一の消防機関を県内の全ての地区の消防機関が応援する体制。

要請手続：①受援消防機関の長が、市町長に報告の上、代表消防機関（宇都宮市消防本部）受援地区代表消防機関の長及び県に連絡する。

②要請を受けた県が、各地区代表消防機関の長に連絡する。

#### イ その他の協定

アによる他、市町間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

### (2) 緊急消防援助隊の応援要請

県内の消防力では対処できないような大規模な火災が発生した場合、県（県民生活部）は、栃木県緊急消防援助隊受援計画に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

#### ア 要請手続

(ア) 被災した市町は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県（県民生活部）に対し応援要請を行う。県（県民生活部）は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

- ① 災害発生日時
- ② 災害発生場所
- ③ 災害の種別・状況
- ④ 人的・物的被害の状況
- ⑤ 応援要請日時
- ⑥ 必要な応援部隊数
- ⑦ 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
- ⑧ 応援部隊の進出拠点・到達ルート
- ⑨ 指揮体制及び無線運用体制
- ⑩ その他の情報(必要資機材、装備等)

(イ) 被災市町は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行うものとする。

(ウ) 県は、隣接市町からの情報等から、被害が甚大であると認めた場合、被災市町からの要請を待たずに国に対し応援要請を行う。

#### イ 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画に定めるところによる。

#### ウ 栃木県職員の派遣

県（県民生活部）は、緊急消防援助隊要請時、現地指揮本部に職員を派遣し、関係機関との連絡調整等に從事させる。

#### エ 消防応援活動調整本部の設置

被災地が複数の場合、県（県民生活部）は、緊急消防援助隊要請時、その活動に資するため、次の事務を行う調整本部を設置する。

(ア) 指揮者との連携による緊急消防援助隊の部隊配備に関すること

(イ) 関係機関との連絡調整に関すること

(ウ) 緊急消防援助隊の後方支援に係る概ね次に掲げる事項に関すること

- ①燃料補給
- ②食糧補給
- ③野営場所

## 2 自衛隊の災害派遣要請

県（県民生活部）は、大規模な火災の発生により人命、財産の保護について、必要と認められた場合又は市町長から自衛隊の派遣要請依頼があり必要と認めた場合、自衛隊に対して災害派遣を要請する。要請要領については風水害・雪害時の要請要領に準じる。

### 第3 大規模火災対策

#### 1 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

#### 2 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

### 第4 林野火災対策

#### 1 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

#### 2 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

#### 3 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

#### 4 空中消火活動の実施

市町は、県（県民生活部）と十分協議の上、ヘリコプター離発着場の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

## 第5節 災害拡大防止対策

火災が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、市町、消防機関等関係機関は、住民への適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

大規模な火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町等が行う避難対策は、風水害・雪害対策編第3章第6節に準じる。

## 第6節 施設、設備の応急対策

火災が発生した場合、県民に多大な影響を与える公共施設や設備について、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

県（各部局）、市町及び公共機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

## 第7節 広報対策

県や関係機関は、県民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、県民の不安解消を図る。

### 第1 情報発信

県（県民生活部・環境森林部）、県警察本部及び市町は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

### 第2 関係者からの問い合わせに対する対応

県（各部局）及び市町は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

# 第4章 復 旧

火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、県や関係機関は、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

## 第1 施設の復旧

県（各部局）、市町及び関係機関は、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

## 第2 林野の荒廃の復旧

県（環境森林部・県土整備部）、市町及び関係機関は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

# **第2部**

## **交通関係事故災害対策**

# 第1章 総 則

## 第1節 本県の交通の状況

本県の道路、鉄道、ヘリポートの整備状況と通行・運行状況から、本県の交通に関する環境を明らかにし、効果的な交通事故災害対策の実施に資する。

### 第1 道路交通の状況

本県は、首都東京から60～160km、東北・北海道に向かう北東国土軸上に位置し、その道路は、国内交通・輸送上重要な位置を占めている。

平成20年4月1日現在の本県の道路延長は、24,855,705mで、道路種別ごとの実延長及び道路改良の状況は次のとおりとなっている。

#### ○本県の道路整備状況

(平成20年4月1日現在)

道路の種類	路線数	実延長	改良済延長	改良率	備 考
高速自動車国道	2	141,149m	141,149m	100.0%	
一 般 国 道	14	911,249	899,349	98.7	
県 道	294	2,871,900	2,436,769	84.8	
主要地方道	71	1,354,380	1,234,837	91.2	
一般県道	223	1,517,520	1,201,932	79.2	
市 町 道	47,491	20,931,407	13,813,886	66.0	
総 計	47,801	24,855,705	17,291,153	69.6	

### 第2 鉄道交通の状況

本県の鉄道は、JR東日本では、南北に東北新幹線、在来線の東北本線（上野～黒磯間は愛称「宇都宮線」）が、首都東京と東北を結んでいるほか、東西に水戸線、両毛線、烏山線、日光線が走っている。

また、第3セクターでは、真岡鐵道、わたらせ渓谷鐵道、野岩鐵道が、その他私鉄では、東武鐵道が走っており、地域住民の足として通勤・通学や日常生活上重要な役割を果たしている。

#### ○本県の鉄道整備状況、利用状況

(平成20年度)

鉄道事業者名	路線名	営業キロ	乗車人員	備 考
東日本旅客鉄道	東北本線	107.3km	39,022千人	野木～豊原 鶴田～日光
	日光線	40.5	2,837	

	烏山線	20.4	648	下野花岡～烏山
	両毛線	47.3	6,177	思川～小俣
東武鉄道	日光線	64.9	6,261	藤岡～東武日光
	宇都宮線	24.4	4,712	新栃木～東武宇都宮
	伊勢崎線	6.7	1,722	県～野州山辺
	佐野線	15.2	1,569	田島～葛生
	鬼怒川線	16.2	1,115	下今市～新藤原
鉄道事業者名	路線名	営業キロ	乗車人員	備考
野岩鉄道		25.0	531千人	龍王峡～男鹿高原
真岡鐵道		33.4	1,143	久下田～茂木
わたらせ溪谷鐵道		5.4	524	間藤～原向

(注) 野岩鉄道の乗車人員は、新藤原での東武鉄道経由及び福島県分を含む全線計

真岡鐵道の乗車人員は、茨城県分を含む全線計

わたらせ溪谷鐵道の乗車人員は、群馬県分を含む全線計

### 第3 航空交通の状況

#### 1 空港の整備・利用状況

空港は、飛行場とヘリポートに区分されるが、本県には飛行場はない。

ヘリポートについては、常設で不特定多数のヘリコプターの利用を対象とする公共用と常設で特定のヘリコプターのみ利用を対象とする非公共用があり、県内では公共用として栃木ヘリポート、非公共用としてみかもヘリポートがある。

#### 2 栃木ヘリポートの概要

- ①設置管理者 栃木県
- ②設置場所 栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台 128-1
- ③敷地面積 45,060.44 m<sup>2</sup>
- ④施設規模 着陸帯 35m×30m  
5バース
- ⑤開港 平成2年6月
- ⑥年間着陸回数 816回(平成20年度)

## 第2節 主な交通関係事故災害

国内及び本県で発生した代表的な交通関係事故災害について記載し、よりの確な対策に資する。

### 第1 道路事故災害

#### 1 本県の交通事故の状況

平成20年中の本県の交通事故は、発生件数11,637件、死者129人、負傷者14,986人と、発生件数、負傷者数とも減少傾向で推移している。特に死者数は、昭和32年以来51年ぶりに130人を下回った。

しかし、人口当たりの死者数は、全国ワースト第6位と高く、一層の交通安全対策の充実が重要である。

#### 2 国内の重大事故

##### (1) 飛騨川バス転落事故（昭和43年8月18日）

場 所 国道41号 岐阜県加茂郡白川町内  
死者・行方不明 104名  
負傷者 2名

##### (2) 日本坂トンネル火災事故（昭和54年7月11日）

場 所 東名高速道路日本坂トンネル 静岡県静岡市及び焼津市の市境  
死 者 7名  
負傷者 2名

##### (3) 豊浜トンネル岩盤崩落事故（平成8年2月10日）

場 所 国道229号豊浜トンネル 北海道古平町内  
死 者 20名  
負傷者 1名

### 第2 鉄道事故災害

#### 1 国内の鉄道事故の状況

平成20年中の列車事故（運転事故のうち列車衝突事故、列車脱線事故及び列車火災事故をいう。）の件数は15件（運転事故件数の1.8%）であり、前年と比較すると8件減少した。

列車事故を原因別にみると、車両・鉄道施設によるものが6件、職員の取扱誤りによるものが6件、鉄道外によるものが2件、自然災害によるものが1件となっている。

また、踏切事故は、踏切保安設備等の整備により、運転事故と同様、長期にわたって減少傾向にあるが、平成20年中の事故発生件数は336件（前年比8.4%減）であり、運転事故（857件）の半数を占めている。また、死傷者数は224人（前年比25.8%減）となっている。

踏切事故の発生原因は、列車が通過する際の直前横断等道路交通側に起因するものがほとんどであり、衝突した相手側としては、自動車が高い割合を示している。

#### 2 国内の重大事故

##### (1) 信楽高原鉄道正面衝突事故（平成3年5月14日）

場 所 信楽高原鉄道貴生川駅～紫香楽宮跡駅間 滋賀県甲賀郡信楽町内  
死 者 42名



負傷者 614名

(2) 高山線列車脱線衝突事故（平成8年6月25日）

場 所 JR高山線三原トンネル北口 岐阜県益田郡下呂町内

負傷者 17名

(3) 営団地下鉄日比谷線脱線衝突事故（平成12年8月8日）

場 所 営団地下鉄日比谷線中目黒駅 東京都目黒区内

死 者 5名

負傷者 38名

(4) JR福知山線脱線事故（平成17年4月25日）

場 所 JR福知山線宝塚～尼崎駅間

死 者 107名

負傷者 562名

### 第3 航空機事故災害

#### 1 国内の航空事故の状況

我が国における民間航空機の事故の発生件数は、航空輸送が急速に拡大したにもかかわらず、多少の変動はあるものの、横ばい傾向を示している。

平成20年に発生した我が国の航空事故は17件であり、過去50年間における最少の発生件数であった。これに伴う死亡者は7人、負傷者数は10人となっている。

#### 2 国内の重大事故

(1) 日本航空ジャンボ機墜落事故（昭和60年8月12日）

事故の概要 東京国際空港から大阪国際空港に向けて飛行中、伊豆半島南部の東岸上空に差し掛かる直前、異常事態が発生し、約30分飛行後、18時56分頃山中に墜落、大破・炎上した。

墜落場所 群馬県多野郡上野村

機 種 ボーイング747SR-100

死 者 520名

負傷者 4名

(2) ガルーダインドネシア航空機炎上事故（平成8年6月13日）

事故の概要 福岡空港を離陸滑走中に離陸を中断、オーバーランした際に滑走路から約300m離れた県道のコンクリート製の法面にエンジン下部が激突、滑走路から約600m離れた緩衝緑地内で停止、大破・炎上した。

機 種 ダグラスDC-10-30

死 者 3名

負傷者 109名

# 第2章 予 防

## 第1節 交通安全のための情報の充実

事業者・管理者からの安全のための情報の提供や气象台からの気象情報の充実を図るほか、県や県警察本部では交通安全のための普及啓発活動を行う。

### 第1 事業者・管理者等の情報提供

#### 1 道路情報の収集・伝達

(1) 道路管理者は、道路パトロールカーによる巡視等により道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を実施するために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

〈資料編2-16-2 栃木県道路パトロール実施要領〉

(2) 県警察本部は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

#### 2 鉄道事故防止に関する知識の普及

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置き石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示やチラシの配布等を行い、事故防止に関する知識を広く一般に普及する。

#### 3 航空交通の安全情報の活用

航空運行事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずる。また、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報活用を促進する。

### 第2 気象情報等の充実

(1) 宇都宮地方气象台は、道路交通、鉄道交通及び航空交通安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表する。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制、施設及び設備の充実を図る。

(2) 事業者管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため体制の整備を図る。

### 第3 県の普及啓発活動

県（県民生活部）及び県警察本部は、各市町と連携を密にし、県民の交通安全の普及・啓発に努めるため「交通安全県民総ぐるみ運動」等を推進する。また、幼児から高齢者に至るあらゆる世代での交通安全教育の徹底を図る。

## 第2節 安全な運行の確保

事業者や管理者は、安全のための教育を実施するほか、関係行政機関は安全指導の徹底に努める。

### 第1 道路交通

#### 1 道路施設等の把握

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。

#### 2 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等防災知識の普及を図る。

#### 3 交通施設被災防止対策の実施

県（県土整備部）は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施する。

#### 4 交通安全教育・管理の推進

県（県民生活部）及び県警察本部は、自転車運転者及びこれから運転免許を取得しようとする者を含めた運転者教育等の充実に努める。また、国及び県は、企業・事業者等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業者等の自主的な安全管理対策の推進及び自動車運送事業者等を行う運転管理の充実に努めるとともに交通労働災害の防止等を図るための指導及び支援を行う。

### 第2 鉄道交通

#### 1 運行管理体制の充実

鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等運行管理体制の充実に努める。

#### 2 乗務員及び保安要員教育の実施

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努める。

#### 3 鉄軌道の保全

鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときは、当該線路の監視に努める。

### 第3 航空交通

#### 1 航空関係諸規則の整備、遵守の徹底

国は、航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導する。また、多様化する運

航・整備形態に即した適切な航空関係諸規則の整備を図る。

## 2 安全教育の実施、充実

- (1) 国は、航空運送事業者等において実施する航空従事者等に対する安全教育・訓練の着実な実施を指導する。
- (2) 国は、航空運送事業者等に対し、過去の事故実例等を参考とした実践的な教育訓練内容の設定及びその実施を指導する。
- (3) 国は、航空運送事業者等の行う教育訓練の実施状況を把握し、必要に応じてその改善・充実等を図る。
- (4) 国は、航空運送事業者等に対し、定期的に行う安全指導において、適切な運行管理体制の整備、安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について重点的点検を行う。

## 第3節 安全な交通施設・設備の整備

航空機や鉄道車両、自動車の整備と検査の徹底を図るとともに、航空（ヘリポート）、鉄道、道路施設の安全対策の充実を図る。

### 第1 自動車、鉄道車両、航空機の整備

#### 1 車両検査の実施

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

#### 2 航空機の安全性の向上

- (1) 国は、諸外国の技術基準との整合性にも配慮しつつ、航空機技術の急速な進展を航空機及び装備品等の安全性に関する技術基準等へ反映させることにより、安全性の向上を図る。
- (2) 国は、外国政府の証明等の活用を通じ、航空機検査制度の充実を図る。

### 第2 安全な交通施設の整備

#### 1 道路施設の安全対策

- (1) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (2) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- (3) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

#### 2 鉄道施設の安全対策

- (1) 鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備促進に努める。
- (2) 鉄道事業者は、列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努める。
- (3) 道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

#### 3 空港の安全対策

国は、社会資本整備重点計画等に基づき、空港、次世代システムを含む航空保安施設等の整備を行うとともに、空港周辺対策を実施する。

## 第4節 迅速かつ円滑な応急対策への備え

事故災害発生時に円滑な応急対策が実施できるよう、関係機関との情報伝達体制の整備、職員の参集体制の整備や関係機関との連携の強化を図るとともに、捜索や救助・救急、医療活動が的確に実施できるような準備、代替交通や緊急輸送への事前準備、さらには関係機関の訓練を実施していく。

### 第1 情報収集・伝達体制の整備

#### 1 情報の収集・伝達

- (1) 県（県民生活部・県土整備部）、県警察本部、市町、航空運送事業者、鉄道事業者及び道路管理者等は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- (2) 県（県民生活部）、県警察本部、市町、消防本部及びその他の防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのICT化に努める。
- (3) 県（県民生活部）、県警察本部、市町、消防本部及びその他の防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

#### 2 機動的な情報収集

- (1) 県（県民生活部）、県警察本部、市町、消防本部及びその他の防災関係機関は、機動的な情報活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ映像伝送システム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
- (2) 県（県民生活部・県土整備部）、県警察本部、市町、消防本部及びその他の防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

#### 3 多様な情報収集体制の整備

県（県民生活部・県土整備部）、県警察本部、市町、消防本部及びその他の防災関係機関は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

#### 4 通信の確保

県（県民生活部）、県警察本部、市町、消防本部及びその他の防災関係機関は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

### 第2 災害応急体制の整備

#### 1 職員の体制

県（県民生活部・県土整備部）、県警察本部、市町、消防本部及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員

に周知するとともに活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

## 2 防災関係機関との連携

- (1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県（県民生活部）、市町、消防本部及びその他の防災関係機関、消防機関等は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。
- (2) 県警察本部は、全職員を対象に災害及び災害警備の知識を周知徹底させるとともに、大規模災害発生時に迅速的確な措置を講じられるよう警備体制を確立する。
- (3) 県（県民生活部）及び市町は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。
- (4) 県（県民生活部）は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

## 第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動（危険物流出対策含む）への備え

### 1 搜索活動への備え

県（県民生活部）、県警察本部及び市町は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

### 2 救助・救急活動への備え

- (1) 県（県民生活部・県土整備部）、県警察本部及び市町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材の整備に努める。  
〈資料編 2-16-6 栃木県県土整備部現有車両一覧表〉  
〈資料編 2-16-7 除雪機械の配置一覧表〉
- (2) 自衛隊、県（県民生活部・県土整備部）、県警察本部及び市町は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。
- (3) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

### 3 医療活動への備え

- (1) 県（県民生活部・保健福祉部）、市町、日本赤十字栃木県支部及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。
- (2) 県（県民生活部・保健福祉部）、市町、鉄道事業者及び道路管理者は、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

### 4 消火活動への備え

- (1) 県（県民生活部）及び市町は、ヘリコプターや消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。
- (2) 道路管理者及び消防機関等は、平常時より機関相互間の連携の強化を図る。
- (3) 鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。
- (4) 市町及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

## 5 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

### (1) 防除資機材等の整備

県（県民生活部・県土整備部）及び市町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

### (2) 関係機関の協力体制の整備

ア 県（県土整備部）及び市町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

イ 県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

ウ 県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備する。

## 第4 緊急輸送、代替輸送への備え

(1) 県（県土整備部）、県警察本部及び市町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

〈資料編 2-16-1 緊急輸送道路指定路線〉

(2) 県（県土整備部）及び県警察本部は、災害時の交通規制・誘導を円滑に実施できるよう体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対応業務に関する協定等の締結に努める。

〈資料編 2-16-3 異常気象時並びに特殊危険地域における道路通行規制要領〉

〈資料編 2-16-4 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準〉

〈資料編 2-16-5 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準〉

(3) 県警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

(4) 鉄道事業者は、県公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

## 第5 関係機関の防災訓練の実施

航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、県（各部局）及び市町は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。また訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。



# 第3章 応急対策

## 第1節 活動体制の確立

大規模な交通事故災害の発生時、県は応急対策活動を迅速・的確に実施するため、事故の規模に応じた活動体制と職員の参集体制を確立する。

### 第1 初動体制の整備

#### 1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考
警戒体制	大規模な交通事故災害により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合	災害警戒本部を設置し、大規模な交通事故災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	消防防災課及び警戒配備に該当する各部局災害対策関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
第1非常配備	大規模な交通事故災害により多数の死傷者が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	消防防災課及び第1非常配備に該当する各部局災害対策関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとあらかじめ定めておく。

### 第2 大規模な交通事故災害発生時の措置

#### 1 災害警戒本部の設置

栃木県災害対策・危機管理委員長は、次の設置基準に該当するとき、栃木県災害警戒本部設置要綱第2条第1項の規定による災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

##### (1) 設置基準

- ア 大規模な交通事故災害により多数の死傷者発生のおそれのある場合
- イ その他栃木県災害対策・危機管理委員長が必要と認めた場合

##### (2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織、運営については、風水害・雪害対策編第3章に準じる。

##### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 大規模な交通事故災害発生のおそれがなくなったと本部長が認めたとき
- イ 大規模な交通事故災害応急対策を概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

## 2 災害対策本部の設置

知事は、次の設置基準に該当するとき、災害対策基本法第23条第1項の規定による災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

### (1) 設置基準

- ア 大規模な交通事故災害により多数の死傷者等が発生した場合
- イ その他知事が必要と認めた場合

### (2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織、運営については、風水害・雪害対策編第3章に準じる。

### (3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、大規模な交通事故災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

## 第3 市町及び防災関係機関の活動体制

市町及び防災関係機関は、交通関係事故災害が発生した場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

## 第4 市町への支援

県は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、当該市町の被害情報の収集を行うとともに、避難勧告、応急救助、その他市町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う等積極的な支援を行う。

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

大規模な交通事故災害が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要の情報伝達を行う。

### 第1 道路事故災害

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

道路災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町村、警官、消防又は道路管理者に通報する。

##### (2) 道路管理者の情報収集・伝達

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による速やかに被害状況等の情報収集に努め、その情報等を直ちに国、県（県民生活部）に伝達する。

##### (3) 市町及び消防本部の情報収集・伝達

市町及び消防本部は、大規模な道路事故災害が発生するおそれがある場合、速やかに状況等を県に連絡する。また、大規模な道路事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

〈資料編3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

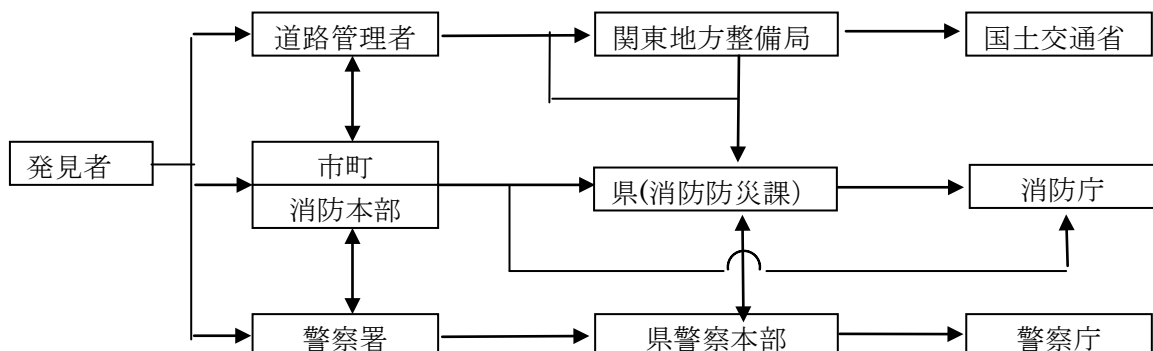
〈資料編3-2-4 即報基準一覧〉

##### (4) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部）及び県警察本部は、市町、消防本部、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

#### 2 情報の収集・伝達系統

大規模な道路事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



## 第2 鉄道事故災害

### 1 被害状況等の情報収集・伝達

#### (1) 鉄道事業者の情報収集・伝達

鉄道事業者は、管理する鉄道上で事故が発生した場合は、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県（県民生活部）に伝達する。

#### (2) 市町及び消防本部の情報収集・伝達

市町及び消防本部は、大規模な鉄道事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

〈資料編3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

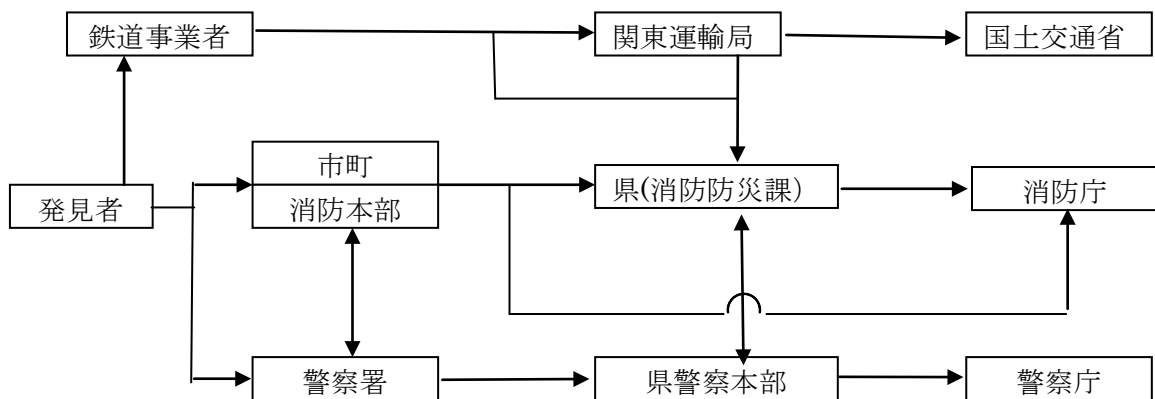
〈資料編3-2-4 即報基準一覧〉

#### (3) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部）及び県警察本部は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。また、市町、消防本部、警察及び防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

## 2 情報の収集・伝達系統

大規模な鉄道事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



## 第3 航空機事故災害

### 1 被害状況等の情報収集・伝達

#### (1) 発見者の通報義務

航空事故災害の発生等異常な事態を発見したときは、遅滞なく市町、警官、消防に通報する。

#### (2) 航空運送事業者の情報収集・伝達

航空運送事業者は、自己の運行する航空機について、緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県（県民生活部）に伝達する。

#### (3) 市町及び消防本部の情報収集・伝達

市町及び消防本部は、大規模な航空事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要

領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

〈資料編 3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

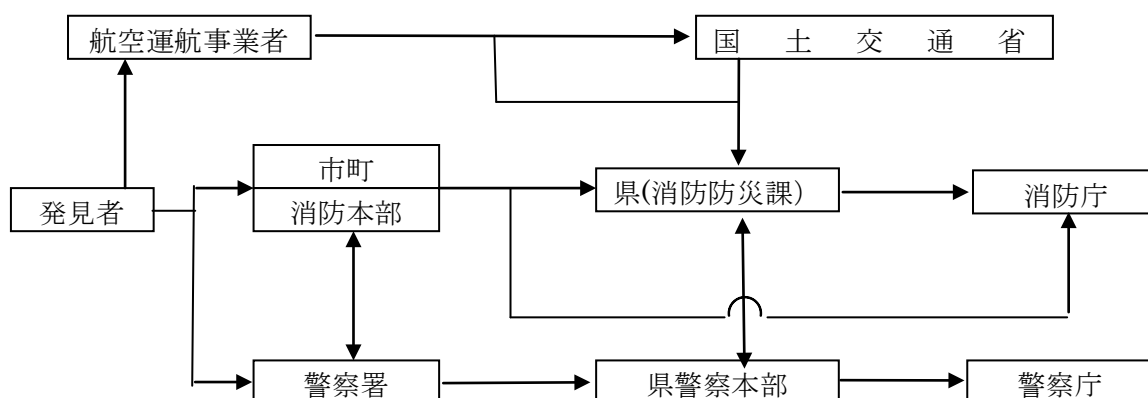
〈資料編 3-2-4 即報基準一覧〉

#### (4) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部）及び県警察本部は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。また、市町、消防本部、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

## 2 情報の収集・伝達系統

大規模な航空事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第4 大規模な交通事故災害に関する通信確保対策

大規模な交通事故災害が発生した場合等の通信確保対策は、風水害・雪害対策編第3章第2節第5、第6及び第7に準じる。

## 第3節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は必要な場合災害救助法を適用し、市町と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

災害救助法の適用については、風水害・雪害対策編第3章第5節に準じる。

大規模な交通事故災害については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは、厚生労働大臣に情報を提供する。

## 第4節 災害拡大防止対策

事故発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

### 第1 危険物流出対策

#### 1 道路管理者の活動

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

#### 2 県等の活動

県（県民生活部）、県警察本部及び消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

#### 3 市町の活動

市町は、危険物が流出し、またそのおそれがある場合には、必要に応じ管轄の警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立ち退きの指示、勧告を行う。

### 第2 避難対策

大規模な交通事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町等が行う避難対策は、風水害・雪害編第3章第6節に準じる。

## 第5節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

関係機関は連携して、搜索活動及び救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、大規模事故災害発生時は、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

### 第1 搜索活動

- (1) 県（県民生活部）、県警察本部、市町及び消防機関は、ヘリコプターなどの多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施する。
- (2) 自衛隊は、必要に応じて、搜索活動を行う。

### 第2 救助・救急活動

- (1) 県（県民生活部）、県警察本部及び市町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 道路管理者は、県（県民生活部、県土整備部）、県警察本部及び市町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- (3) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (4) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。また必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

### 第3 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

### 第4 消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 県（県民生活部）は、必要に応じ、関係機関との総合調整及び他の機関への応援依頼等を行う。
- (3) 道路管理者は、地方公共団体等の要請を受け、迅速かつ的確な消火活動に資するよう協力するものとする。
- (4) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

## 第6節 緊急輸送活動、代替輸送活動

応急対策に必要な人員・緊急物資等を確実に輸送するため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を実施する。また、乗客の速やかな代替輸送を実施する。

### 第1 緊急輸送活動

#### 1 交通の状況の把握

県（県土整備部）、県警察本部、市町及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

#### 2 交通規制・誘導

県警察本部、市町及び道路管理者は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

### 第2 代替輸送活動

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努め、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

## 第7節 施設、設備の応急対策

交通事故災害が発生した場合、県民交通の確保のため、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

県警察本部、道路管理者及び公共機関等は、緊急輸送を確保するため、関係機関との調整を図りながら、障害物の除去、仮設等の応急復旧に努める。また、災害発生後速やかに、施設、設備の点検を実施し、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。



## 第 8 節 広報対策

県や関係機関は、県民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、県民の不安解消を図る。

### 第 1 情報発信

航空運送事業者、鉄道事業者、県（県民生活部・県土整備部）、県警察本部及び市町等は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

### 第 2 関係者からの問い合わせに対する対応

航空運送事業者、鉄道事業者、県（各部局）及び市町等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

## 第4章 復 旧

被害を受けた施設等の早期復旧を図るため、被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定し、復旧事業を実施する。

県（各部局）、市町、鉄道事業者及び道路管理者は、事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

# **第 3 部**

## **放射性物質・危険物等事故対策**

# 第1章 総 則

## 第1節 本県の危険物等の状況

放射性同位元素等取扱施設、放射性物質の輸送、石油類等危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等の本県の状況を明らかにし、効果的な危険物等事故対策に役立てる。

### 第1 放射性同位元素等取扱施設の状況

平成19年3月31日現在、本県において、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下「放射線防止法」という。）に基づき、文部科学大臣から放射性同位元素（以下「R I」という。）又は放射線発生装置の使用を許可された事業所、表示付R I 装備機器のみの使用を届け出た事業所及び密封されたR Iのみを使用する工場又は事業所であって1工場（又は事業所）当たり総量3.7GBq以下の使用を届けた事業所の数は83、R Iを業として販売することを許可された事業所の数は1である。

R I等が厚さ計、レベル計、密度計、硫黄分析計、ガスクロマトグラフ等に利用され、研究機関や医療機関に限らず民間企業においても利用分野が拡大してきていることにより使用事業所の数は、この10年間で漸増傾向にある。

〈資料編2-14-5 放射性同位元素等使用事業所数〉

### 第2 放射性物質輸送の状況

我が国で使用する核燃料物質は、その大部分が外国から船舶により原料の輸入が行われており、量的に最も多い原子力発電燃料は、種々の化学的・物理的性状を取りながら各施設間を移動している。

その流れは、全体として大きな「輪」のようになっていることから「核燃料サイクル」と呼ばれ、原子力施設間では主としてトラック、トレーラー等による陸上輸送が行われている。

また、近年、R Iは病院をはじめ農業、非破壊検査、ライフサイエンス研究等身近な分野で幅広く利用され、自動車、航空機などにより病院、大学、研究所等利用施設に送られている。

### 第3 石油類等危険物の状況

平成21年3月31日現在における危険物施設の総数（完成検査済証交付施設）は、11,056施設となっている。

施設別にみると地下タンク貯蔵所が、2,695施設（全体の24.4%）と最も多く、次いで一般取扱所の1,866施設（同16.9%）、給油取扱所の1,740施設（同15.7%）等となっている。

〈資料編2-14-1 消防法上の危険物〉

〈資料編2-14-2 危険物の大量貯蔵所等一覧表〉

### 第4 高圧ガスの状況

本県において、高圧ガス保安法に基づく製造事業所数（第一種、冷凍第一種、第二種及び冷凍第

二種)は、平成21年3月末現在、2,486、貯蔵所数(第一種及び第二種)は344、販売業者数は1,972である。その他、特定高圧ガス消費者数が164、容器検査所登録数が16である。

## 第5 火薬類の状況

平成19年度、本県の火薬類の消費は3,802tと全国的にも多く、そのほとんどを鉱山事業者、採(砕)石事業者が消費している。

また、平成21年3月末現在、煙火製造所が6事業所、火薬類販売所が120事業所あるほか、火薬庫が88棟、庫外貯蔵庫が60箇所設置されている。

## 第6 毒物・劇物の状況

平成19年3月31日現在、県内において毒物及び劇物取締法に基づき、毒物及び劇物を製造しているのは29事業所、販売しているのは1,159事業所、届出が必要な業務上取扱者は、44人である。

また、毒物及び劇物取締法に基づく届出の義務のない、その他の業務上取扱者についても、その把握に努めている。

〈資料編2-14-4 毒物劇物製造(販売)業等の市町別登録状況〉

## 第2節 主な放射性物質・危険物関係事故

国内及び本県で発生した代表的な危険物等事故について記載し、よりの確な対策に資する。

### 第1 国内の重大事故

#### 1 東海村ウラン加工施設における臨界事故（平成11年9月30日）

事故の概要 高速実験炉の燃料に用いる硝酸ウラニル溶液の濃度を均一化する作業の際、正規の手順を逸脱し、ステンレス容器でウラン粉末を溶解した上、沈殿槽に規定量2.4kgを超える約16.8kgの硝酸ウラニル溶液を入れたため、沈殿槽内の硝酸ウラニル溶液が臨界に達する事故が発生した。臨界は、最初に瞬間的に大量の核分裂反応が起こり、その後、臨界状態停止まで約20時間にわたって核分裂状態が緩やかに継続した。

場 所 茨城県東海村

死傷者等 現場で作業していた職員3名が重篤な被ばく（うち2名死亡）  
救急隊員3名、防災業務関係者、臨界状態停止のための作業に従事したJOC従業員等多数が被ばくした。

#### 2 三重ごみ固形化燃料（RDF）発電所火災（平成15年8月14日）

事故の概要 8月14日に作業員4名の負傷を伴う火災が発生し、消防本部が継続的に消火・冷却作業を行っていたところ、19日14時17分頃、RDF貯蔵槽が爆発し、屋根の上で消火作業を行っていた消防職員2名が屋根ごと吹き飛ばされた。屋根は200m先に吹き飛び、発電所管理棟等の建物も損壊した。

場 所 三重県多度町力尾

死傷者等 死者2名 負傷者1名

#### 3 出光興産（株）北海道製油所火災（平成15年9月26日）

事故の概要 平成15年十勝沖地震の直後、出光興産北海道製油所の原油貯蔵タンク（約3万3千キロリットル）及び付属配管で火災が発生した。  
さらに、地震発生から約54時間後にナフサ貯蔵タンク（約3万3千キロリットル）で全面火災が発生した。

その他、2基の発災タンク以外のタンクにおいても多数の損傷が発生した。

場 所 北海道苫小牧市

鎮 火 9月30日

### 第2 県内の重大事故

#### 1 黒磯市のブリヂストン栃木工場火災（平成15年9月8日）

事故の概要 ゴム練り（バンバリー）工場内にある精錬機から出火。県内全消防本部をはじめとする近隣の消防機関、県外からの緊急消防援助隊及び県消防防災ヘリコプターが一体となった消火活動の結果、9月10日人的被害を出さずに無事鎮火した。

焼損面積 39,581㎡

損害額 4,390,000千円

製造所等の別  
危険物の種類

タイヤ製品約16万5千本を焼失  
周辺住民5,000名余に避難指示が出される。  
一般取扱所等  
硫黄、重油、ジニトロソペンタメチレンテトラミン（発泡剤）

# 第2章 予 防

## 第1節 事業所等に対する防災体制の強化

危険物等事故の未然防止のため、事業者等は、施設の安全性の確保や応急対策への準備活動、訓練の実施等に努める。

### 第1 危険物等関係施設の安全性の確保

#### 1 保安体制の整備

- (1) 事業者は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。
- (2) 県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、市町及び事業者は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。また、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の確保に努める。

#### 2 保安教育の実施

県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）及び市町は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

### 第2 情報収集・伝達体制の整備

#### 1 情報の収集・伝達

- (1) 県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部、市町及び事業者等は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- (2) 県（県民生活部）、県警察本部及び市町は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのICT化に努める。
- (3) 県（県民生活部）、県警察本部及び市町は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

#### 2 機動的な情報収集

- (1) 県（県民生活部）、県警察本部及び市町は、機動的な情報活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ映像伝送システム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
- (2) 県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

#### 3 多様な情報収集体制の整備



県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

#### 4 情報の分析整理

県（県民生活部）、県警本部、市町及び関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、訓練等により人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家に意見を活用出来るよう努めるものとする。

#### 5 通信の確保

県（県民生活部）、県警察本部、市町及び関係機関は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

### 第3 災害応急対策への備え

#### 1 職員の体制

県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部、市町及び消防機関等は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

#### 2 防災関係機関との連携

- (1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県（県民生活部）、市町及び消防機関等は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平時より連携を強化しておく。また、事業者は資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。
- (2) 県警察本部は、全職員を対象に災害及び災害警備の知識を周知徹底させるとともに、大規模災害発生時に迅速的確な措置を講じられるよう警備体制を確立する。
- (3) 県（県民生活部）及び市町は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。
- (4) 県（県民生活部）は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

#### 3 救助・救急、医療及び消防活動（危険物流出対策含む）への備え

##### (1) 救助・救急活動への備え

ア 県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本及び市町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材の整備に努める。

イ 自衛隊は、救助用資機材の整備に努める。

ウ 自衛隊、県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

##### (2) 医療活動への備え

ア 医薬品、医療資機材等の備蓄

県（県民生活部・保健福祉部）、市町、日本赤十字栃木県支部及び医療機関は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

イ 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

県（県民生活部・保健福祉部）、市町及び事業者は、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(3) 消火活動への備え

ア 消防体制の整備

県（県民生活部）及び市町は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努め、事業者は自衛消防体制の整備に努めるものとする。

イ 資機材等の整備促進

県（県民生活部）、市町及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

(4) 緊急輸送、代替輸送への備え

ア 災害時の道路交通管理体制の整備

県（県土整備部）、県警察本部及び市町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

イ 交通規制・誘導

県（県土整備部）及び県警察本部は、災害時の交通規制・誘導を円滑に実施できるよう体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対応業務に関する協定等の締結に努める。また、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

5 避難収容活動への備え

(1) 避難場所

市町は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(2) 避難誘導への備え

県（県民生活部）及び市町は、指定避難場所や避難経路について、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、高齢者、障害者その他のいわゆる災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より個々に応じた避難支援内容の具体化に努める。

〈資料編 2-21-2 市町別指定避難場所一覧表〉

(3) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

ア 防除資機材等の整備

県（県民生活部・県土整備部）及び市町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動

及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

#### イ 関係機関の協力体制の整備

(ア) 県（県土整備部）及び市町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

(イ) 県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

(ウ) 県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

### 7 被災者等への的確な情報伝達活動関係

県（県民生活部）、及び放送事業者等は、危険物等事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

### 8 災害復旧への備え

県（県民生活部）、及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

## 第4 防災意識の高揚、訓練の実施

### 1 防災知識の普及啓発

県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部、市町及び消防機関等は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災意識の普及啓発を図る。

また、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配付するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

### 2 防災訓練の実施

県（各部局）、市町及び消防機関等は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

### 3 災害時要援護者の支援体制の整備

県（県民生活部）及び市町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

## 第2節 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策

R I 施設の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

### 第1 事業者の対策

放射線障害防止法、医療法及び薬事法等の法令を遵守し、常に安全の確保を図る。

### 第2 県、市町の対策

県（県民生活部）及び市町は、事業者からの届出等も参考に事業者との連携を密にし、情報の把握に努めるとともに、消防機関とも連携をとりながら、「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に沿った適切な対応ができるよう準備を進める。

### 第3 消防機関等の対策

#### 1 被ばく防護資機材等の整備

放射線危険区域の設定等の判断のため、放射線検出体制及び連携方法について事業者とあらかじめ協議するとともに、放射線測定機器・防護服等の被ばく防護資機材等の整備を進める。

#### 2 厳重な被ばく管理

活動した職員については、健康管理の面から一定量以上の被ばくをしないように厳重な被ばく管理を行う必要があるため、あらかじめ被ばく管理者を選任し、被ばく管理用の書類の作成・管理を行う。

#### 3 汚染検査の実施

汚染検査が効果的に行えるよう、汚染検査は事業者等に依頼し、あらかじめ検査場所、検査担当要員、検査資機材について定めておく。

#### 4 除染の効果的実施

除染が効果的に行えるよう、除染は事業者等に依頼し、あらかじめ除染場所、除染担当要員、除染資機材・除染剤、汚染された装備・資機材の管理、汚染物の処理について定めておく。

#### 5 訓練の実施

事業者等関係機関と協力して、共同訓練の実施に努め、訓練終了後は必要に応じ専門家も活用し、訓練の評価を行う。

### 第3節 放射性物質運搬事故予防対策

放射性物質運搬の事故防止（特に、核燃料物質）のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

#### 第1 原子力事業者等の対策

原子力事業者等は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、

- ① 国、最寄りの警察、消防機関への迅速な通報
- ② 消火、延焼防止の措置
- ③ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外の立ち入りを禁止する措置
- ④ モニタリングの実施
- ⑤ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- ⑥ 核燃料物質等による汚染の拡大防止及び除去
- ⑦ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ⑧ その他放射線障害の防止のために必要な措置

といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

なお、原子力事業者等は、運搬中の事故により原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合、原子力防災管理者を通じ、国、県、事故発生場所を所轄する市町、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

#### 第2 県の対策

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

〈資料編2-14-6 環境放射能にかかる情報連絡体制〉

#### 第3 市町等の対策

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県（消防防災課）及び消防庁に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

## 第4節 石油類等危険物事故予防対策

危険物の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、県民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

### 第1 事業者の対策

- (1) 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
- (2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
- (3) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (4) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (5) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (6) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (7) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

### 第2 県の対策

- (1) 県（県民生活部・産業労働観光部）は、危険物の取扱作業の保安に関する講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。
- (2) 県（県民生活部・産業労働観光部）は、他の防災関係機関、危険物関係業界・団体との緊密な連携のもと、危険物に関する知識の啓発、普及等を行い保安意識の高揚を図る。

### 第3 消防機関等の対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (3) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- (4) 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。
  - ア 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
  - イ 危険物施設における貯蔵、取扱いについての安全管理状況の検査
- (5) 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- (6) 化学消防自動車等の整備に努める。

## 第5節 ガス事故予防対策

ガス事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、県民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

### 第1 LPガス・一般高圧ガス

#### 1 販売事業者、保安機関、充てん事業者（以下「販売事業者等」という。）の対策

##### (1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

ア LPガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、耐震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。

イ ガス設備の法定の点検・調査を徹底し、常に安全に使用できるよう努める。

ウ 事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。

##### (2) 災害予防体制の強化

ア 従業員の資質向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させる。

イ ガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動態勢を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

ウ 容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置き場の適正な管理を徹底する。

エ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

#### 2 高圧ガス所有者等（以下「高圧ガス事業者」という。）の対策

##### (1) 災害予防措置の実施

ア 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強し、基礎は耐震上有害な歪みが生じないように不同沈下の軽減を図るなどの措置を講じる。

イ 消火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するなど安全対策を推進する。

ウ 多数の容器を取り扱う施設は、ホームのブロック化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図る。

エ 防災資機材、緊急点検に必要な資機材の整備を充実強化する。

オ 緊急時には高圧ガス設備を速やかに点検できる体制を整備する。

カ 高圧ガス移動の際には、運転者は必ずイエロー・カード（事故時の措置・連絡用資料）を携帯する。

また、移動開始前には必ず安全装置の作動状況、配管等からのガスの漏洩等の異常の有無等を点検するとともに、移動経路において応援を受けるための措置として災害時応援要請事業所の確認等を必ず実施する。

##### (2) 災害予防体制の強化

ア 保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。

イ 自衛防災組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

### 3 県の対策

#### (1) 保安思想の啓発

- ア 県（産業労働観光部）は、販売事業者等を対象に保安講習会、法令研修会を実施し、保安意識の高揚を図る。
- イ 県（産業労働観光部）は、高圧ガス保安活動促進週間において高圧ガス保安大会を実施し、優良販売事業者、優良保安事業所等の表彰を行うなど保安意識の高揚を図る。
- ウ 県（産業労働観光部）は、消費者に対して、事故防止、災害時の措置について、LPガス消費者保安月間を中心として、各種の広報媒体を利用して積極的な広報活動を展開し、保安意識の向上を図り、消費者の過失による事故、災害事故の防止に努める。
- エ 県（産業労働観光部）は、LPガスの災害事故を未然に防止するため、一般消費者等に対して、ガス漏れ警報器、耐震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の普及促進を図る。
- オ 県（産業労働観光部）は、災害時に的確に対応し得るよう（社）栃木県一般高圧ガス安全協会及び（社）栃木県エルピーガス協会（以下「高圧ガス協会等」という。）で構成する栃木県高圧ガス地域防災協議会（以下「高圧ガス協議会」という。）との連携のもと、高圧ガス防災訓練を実施し、防災関係機関との連携体制を充実強化するとともに、関係事業所の防災意識の高揚を図る。

#### (2) 規制及び指導等

- ア 県（産業労働観光部）は、消費者保安対策の中核的推進者である販売事業者等に対して立入検査等を実施し、業務の適正化を確保し事故防止を図るとともに、災害時の体制の充実強化を推進する。
- イ 県（産業労働観光部）は、高圧ガス協会等の各支部単位の緊急出動体制、各支部間の応援協力体制の充実強化を図る。
- ウ 県（産業労働観光部）は、被害情報の把握等に有効な集中監視システムの導入を促進する。
- エ 県（産業労働観光部）は、高圧ガス施設等の保安検査、立入検査等を計画的に実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導するとともに、定期自主検査の励行を促進する。
- オ 県（産業労働観光部）は、高圧ガスによる災害事故が発生した場合に、高圧ガス協議会が指定した防災事業所（以下「指定防災事業所」という。）等が速やかに対応できるよう、消防本部、警察署、高圧ガス協議会等関係機関と密接な連携の下、地域防災体制の充実強化を図る。

#### 〈資料編2-14-3 指定防災事業所一覧表〉

- カ 県（産業労働観光部）は、高圧ガスによる災害事故が発生した場合の住民の安全確保のため、市町、消防本部、警察署、高圧ガス協議会、報道機関等と密接な連携の下、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

また、高圧ガス協議会、消防本部、警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化、他事業所など地域の応援協力体制の構築を図る。

## 第2 都市ガス

### 1 事業者の対策

- (1) 台風、洪水、火災等の災害により、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員、機器、図面などの整備を図るとともに、迅速な対応ができる体制を確立する。
- (2) 災害の発生が予想され、又は発生した場合には必要に応じて対策本部を設置する。
- (3) 災害時の優先電話、通信機器、被害状況報告書、消費者名簿などの設備、資料を整備しておく。



- (4) 災害の発生が予想され、又は発生した場合に、県、市町、消防本部、警察本部等防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、予め連絡方法を確認するなど連携体制を整備する。
- (5) 災害時に出動する職員について、応急措置、受付などに関する教育、訓練を実施する。
- 〈資料編 2-16-11 都市ガス事業者一覧表〉

## 第6節 火薬類事故予防対策

火薬類の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、県民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

### 第1 事業者の対策

事業者は、火薬類による危害を防止するため、その取扱いにかかる技術基準を遵守し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

### 第2 県の対策

#### 1 保安確保の強化

県（産業労働観光部）は、煙火製造所、火薬類消費場所、火薬類販売事業所等の保安検査、立入検査を計画的に実施し、保安確保の強化に努める。

#### 2 保安意識の高揚

県（産業労働観光部）は、煙火製造者、火薬類消費者、火薬類販売者等を対象として、保安確保のための保安講習会を開催するほか危害予防週間等における重点的な啓発活動を通して、火薬類関係者の保安意識の高揚を図る。

#### 3 自主保安体制の強化

県（産業労働観光部）は、製造業者の危害予防規程の充実及び確実な履行を促進するとともに、関係機関との連携を強化することにより、火薬類関係事業所の自主保安体制を図る。

## 第7節 毒物・劇物事故予防対策

毒物・劇物事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、県民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

### 第1 事業者の対策

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため、危害防止規定を整備し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

### 第2 県の対策

- (1) 県（保健福祉部）は、毒物・劇物営業者に対し、当該保管施設について防災を考慮し、耐震設備を講じ、流出等による被害防止を図るよう指導する。
- (2) 県（保健福祉部）は、シアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ事業者等に対し保管設備その取扱について指導する。
- (3) 県（保健福祉部）は、毒物・劇物製造業者等における貯蔵量の把握、毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取り扱う業務上取扱者の把握に努める。
- (4) 県（県民生活部・保健福祉部）、市町、消防本部及び医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

### 第3 医療機関等の対策

県（県民生活部・保健福祉部）、市町、消防本部及び医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

# 第3章 応急対策

## 第1節 活動体制の確立

危険物等の事故災害発生時、県は応急対策活動を迅速・的確に実施するため、事故の規模に応じた活動体制と職員の参集体制を確立するとともに国、市町、防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

### 第1 初動体制の整備

#### 1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、危険物等事故災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考
警戒体制	① 危険物等事故災害により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合 ② 漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合	災害警戒本部を設置し、危険物等事故災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	消防防災課及び警戒配備に該当する各部局災害対策関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
第1非常配備	① 危険物等事故災害により多数の死傷者が発生した場合 ② 漏洩物により相当の被害が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	消防防災課及び第1非常配備に該当する各部局災害対策関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとあらかじめ定めておく。

### 第2 危険物等事故災害発生時の措置

#### 1 災害警戒本部の設置

栃木県災害対策・危機管理委員長は、次の設置基準に該当するとき、栃木県災害警戒本部設置要綱第2条第1項の規定による災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

##### (1) 設置基準

- ア 危険物等事故災害により多数の死傷者発生のおそれのある場合
- イ 漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合
- ウ その他栃木県災害対策・危機管理委員長が必要と認めた場合

##### (2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、風水害・雪害対策編第3章に準じる。

##### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 危険物等事故災害のおそれなくなったと本部長が認めたとき
- イ 漏洩物により相当の被害発生のおそれなくなったと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

## 2 災害対策本部の設置

知事は、次の設置基準に該当するとき、災害対策基本法第23条第1項の規定による災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

### (1) 設置基準

- ア 危険物等事故災害により多数の死傷者等が発生した場合
- イ 漏洩物により相当の被害が発生した場合
- ウ その他知事が必要と認めた場合

### (2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織、運営については、風水害・雪害対策編第3章に準じる。また、必要に応じ被災市町に連絡調整のため職員を派遣する。

### (3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、危険物等事故災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

## 第3 市町及び防災関係機関の活動体制

市町及び防災関係機関は、危険物等事故災害が発生した場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

## 第4 市町への支援

県は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、当該市町の被害情報の収集を行うとともに、避難勧告、応急救助、その他市町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う等積極的な支援を行う。

## 第5 自衛隊の災害派遣

県は、自衛隊に対する派遣要請の必要性を危険物等事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

市町長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をしよう求めるものとする。

## 第6 防災業務関係者の安全確保

県は、市町及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

## 第 2 節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は災害救助法を適用し、市町と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

災害救助法の適用については、風水害・雪害対策編第 3 章第 5 節に準じる。

大規模な危険物等事故災害については、災害救助法施行令第 1 条に基づき法の適用を決定したときは、厚生労働大臣に情報を提供する。

## 第3節 災害拡大防止対策

危険物等の事故災害発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

### 第1 災害の拡大防止活動

- (1) 事業者は、危険物等の事故災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。
- (2) 県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、危険物等事故の災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

### 第2 災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動

#### 1 交通の状況の把握

県（県土整備部）、県警察本部、市町及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

#### 2 交通規制・誘導

県警察本部、市町及び道路管理者は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

### 第3 危険物等の大量流出に対する応急措置

県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

### 第4 避難対策

危険物等事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町等が行う避難対策は、風水害・雪害編第3章第6節に準じる。

## 第4節 救助・救急、医療及び消火活動

関係機関は連携して、救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、危険物等の事故災害発生時には、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

### 第1 救助・救急活動

- (1) 県（県民生活部）及び市町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

### 第2 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

### 第3 消火活動

- (1) 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 県（県民生活部）は、必要に応じ、関係機関との総合調整や及び他の機関への応援依頼等を行う。

## 第5節 広報対策

県や関係機関は、県民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、県民の不安解消を図る。

### 第1 情報発信

県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部、市町及び事業者等は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

### 第2 関係者からの問い合わせに対する対応

県（各部局）、市町及び事業者等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。



## 第6節 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策

R I 施設の事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 第1 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警官、消防に通報する。

##### (2) 市町及び消防本部の情報収集・伝達

市町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国（総務省消防庁）に報告する。

〈資料編3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

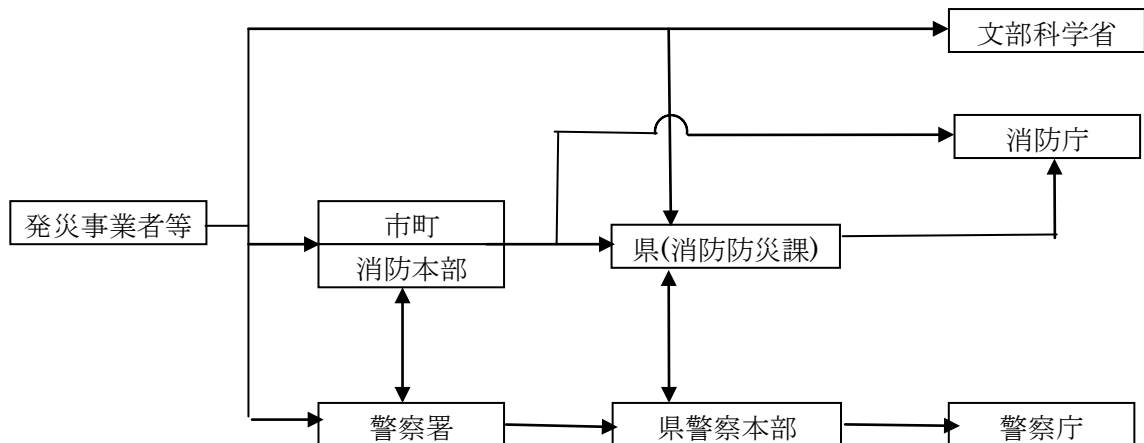
〈資料編3-2-4 即報基準一覧〉

##### (3) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部）は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。また、市町、消防本部、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

#### 2 情報の収集・伝達系統

R I 施設における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第2 事業者の対策

R I 等取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県（県民生活部）、市町及び警察に連絡する。

### 第3 県等の対策

- (1) 県（保健福祉部）は、放射性物質の拡散等について、保健環境センターで常時行っているモニタリング調査の測定結果を消防機関等に提供する。
- (2) 県（保健福祉部）は、健康福祉センターに設置されている線量計や消防本部等から貸与により、周辺地域の放射線量の測定を行い、その情報を速やかに提供する。
- (3) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

### 第4 市町、消防機関の対策

- (1) 管理区域内における注水は、放射性物質の飛散を招くおそれがあり、消防機関は、施設関係者と連携をとりながら状況の把握に努め、棒状注水を避け、低速噴霧注水でかつ必要最初限の水量とする。
- (2) 消防機関は、汚染水による身体汚染を防止するため、防水性を有する防護服等を装着するなど隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意し、応急活動を実施する。
- (3) 市町は、住民の安全と健康を守るため、住民への情報の提供や避難措置等を迅速かつ的確に実施する。

## 第 7 節 放射性物質運搬事故応急対策

放射性物質運搬事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 第 1 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警官、消防に通報する。

##### (2) 市町及び消防本部の情報収集・伝達

市町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国（総務省消防庁）に報告する。

〈資料編 3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

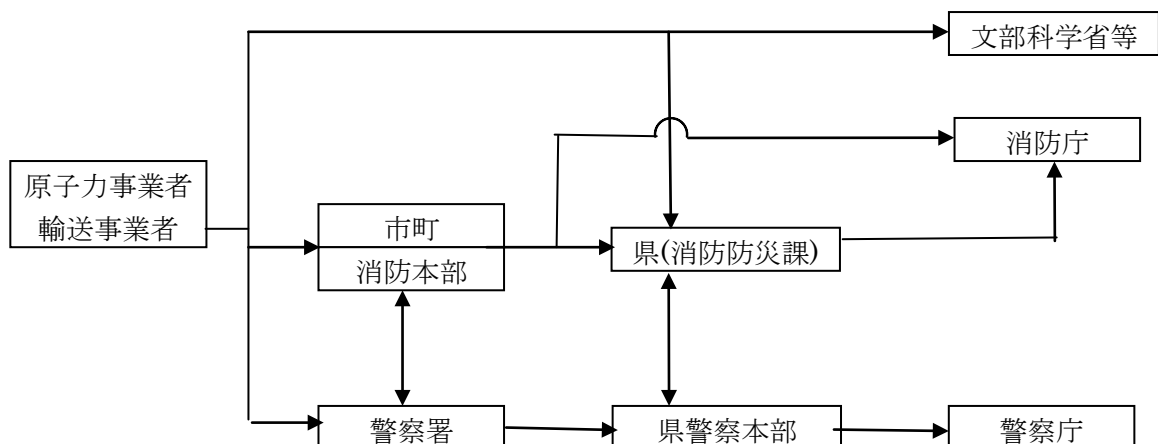
〈資料編 3-2-4 即報基準一覧〉

##### (3) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部）は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。また、市町、消防本部、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

#### 2 情報の収集・伝達系統

放射性物質運搬時における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第 2 事業者の対策

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）発見後又は発見の通報を受けた場合、国、県、事故発生場所を所轄する市町、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

### 第3 県等の対策

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

### 第4 市町、消防機関の対策

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県（県民生活部）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

## 第 8 節 石油類等危険物事故応急対策

石油類等危険物事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 第 1 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警官、消防に通報する。

##### (2) 市町及び消防本部の情報収集・伝達

市町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

〈資料編 3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

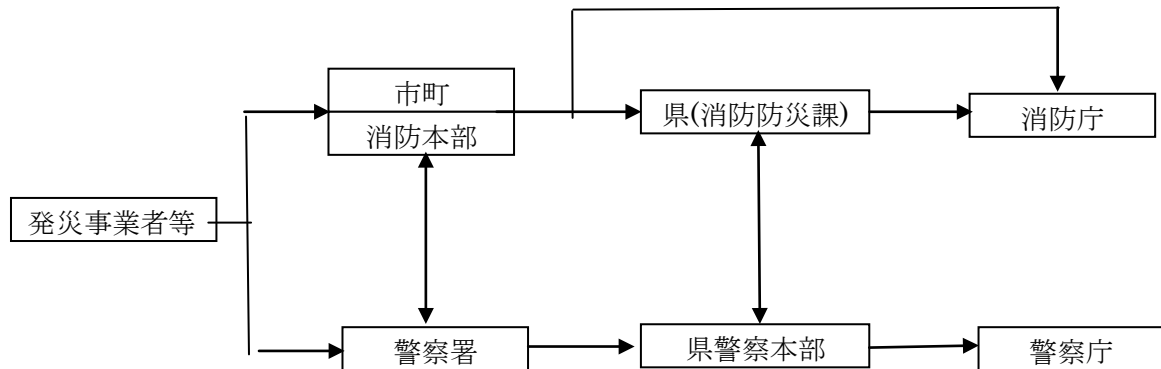
〈資料編 3-2-4 即報基準一覧〉

##### (3) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部）は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。また、市町、消防本部、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

#### 2 情報の収集・伝達系統

石油類等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第 2 火災・爆発応急対策

#### 1 危険物取扱事業所等の対策

(1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。

- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害が発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。
- (4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

## 2 県の対策

- (1) 県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県（県民生活部）は、災害の態様に応じて、県が実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するなど関係機関と連絡を取り防災対策の総合調整を行う。

## 3 市町の対策

市町は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

# 第3 漏洩応急対策

## 1 危険物取扱事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害が発生時には直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
- (4) 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

## 2 県の対策

- (1) 県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県（環境森林部）は、水質汚染状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供する。
- (3) 県（県民生活部）は、災害の態様に応じて、県が実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するなど関係機関と連絡を取り防災対策の総合調整を行う。

## 3 河川管理者等の対策

- (1) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。
- (2) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

#### 4 市町、消防機関の対策

- (1) 消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。
- (2) 市町は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

## 第9節 ガス事故応急対策

ガス事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 第1 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警官、消防に通報する。

##### (2) 市町及び消防本部の情報収集・伝達

市町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

〈資料編3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

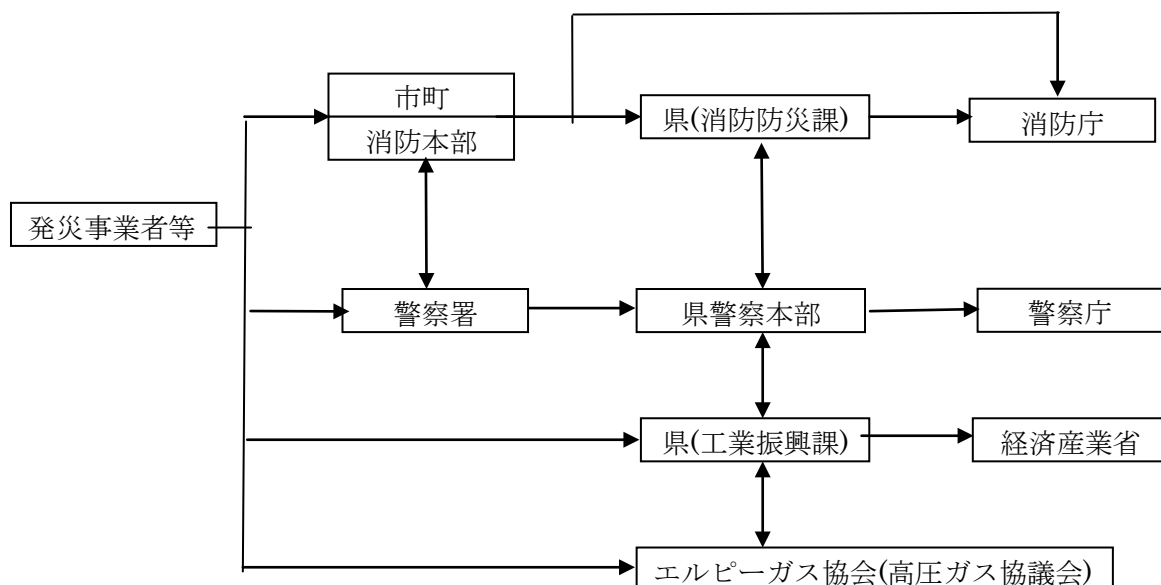
〈資料編3-2-4 即報基準一覧〉

##### (3) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部・産業労働観光部）は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。また、市町、消防本部、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

#### 2 情報の収集・伝達系統

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。





## 第2 LPガス・一般高圧ガス

### 1 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

#### (1) 速やかな応急措置の実施

ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

イ 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、消防本部、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。

#### (2) 応援・協力

ア 販売事業者等は、応急措置や復旧に当たっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

イ 高圧ガス協議会各支部内での対応が困難な場合は、高圧ガス協議会は、応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。

ウ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。

エ 高圧ガス協議会は、協力要請に基づき、消防本部、警察署等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

### 2 県の対策

(1) 県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

(2) 県（県民生活部・産業労働観光部）は、被害の状況や応急対策の活動状況等を常時把握し、関係機関と連絡を取りながら、必要に応じて防災資機材の調達、県保有の化学消火薬剤の支援を行う。

(3) 県（環境森林部）は、特定物質（大気汚染防止法）による事故について市町を支援し、周辺の大気の状態等を監視し、事業者等への必要な指導を行う。

### 3 市町、消防機関の対策

(1) 市町は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

(2) 消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。

(3) 消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

## 第3 都市ガス

### 1 事業者等の対策

#### (1) 被害情報の収集・伝達

災害が発生した場合には、保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。

また、被害状況が把握された時点で、速やかに県、市町、消防本部等関係機関に被害状況を連絡する。

#### (2) 災害対策本部の設置

災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認める場合は、保安規定に定

める処理要領に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

(3) 二次災害の防止

被害状況等必要に応じガスの供給を停止するなど適切な二次災害防止策を講じる。

(4) 救援要請

被害の状況から県都市ガス協会の救援が必要と判断した場合は、幹事ガス事業者に対して救援要請を行う。

(5) 救援隊の派遣

県都市ガス協会は、必要に応じて県都市ガス協会内に救援対策本部、被災事業者災害対策本部内に現地災害対策本部を設置するとともに、各ガス事業者に対して協力を要請し、救援隊を派遣する。

## 2 県の対策

県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

## 3 市町、消防機関の対策

(1) 市町は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性について報告する。

(2) 消防機関は、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害に留意して消火活動等応急対策を実施する。

## 第 10 節 火薬類事故応急対策

火薬類事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 第 1 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警官、消防に通報する。

##### (2) 市町の情報収集・伝達

市町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

〈資料編 3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

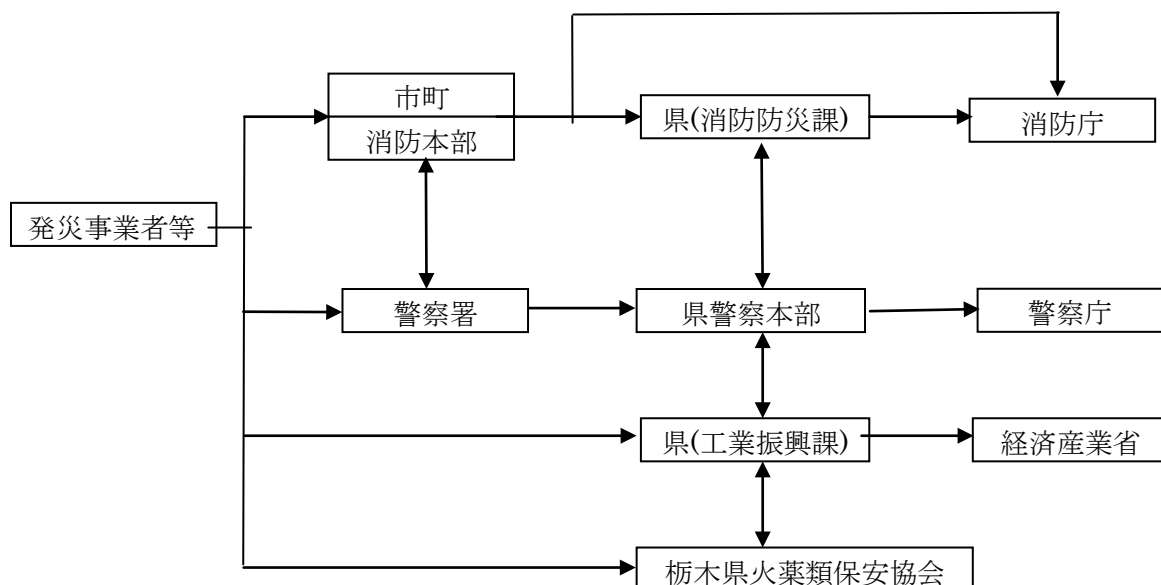
〈資料編 3-2-4 即報基準一覧〉

##### (3) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部・産業労働観光部）は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。また、市町、消防本部、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

### 2 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



## 第2 事業者等の対策

- (1) 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異状を呈した火薬類等は廃棄する。

## 第3 県の対策

- (1) 県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県（県民生活部・産業労働観光部）は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握するとともに、必要な被害規模に関する概括的な情報の把握に努め、市町へ県が実施する応急対策の活動状況等を連絡するなど警察や消防関係機関等と密接な連携の下、事業者等に対し、適切な応急措置のための指導助言を行う。

## 第4 市町の対策

災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

## 第 11 節 毒物・劇物事故応急対策

毒物・劇物事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 第 1 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警官、消防に通報する。

##### (2) 市町及び消防本部の情報収集・伝達

市町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

〈資料編 3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

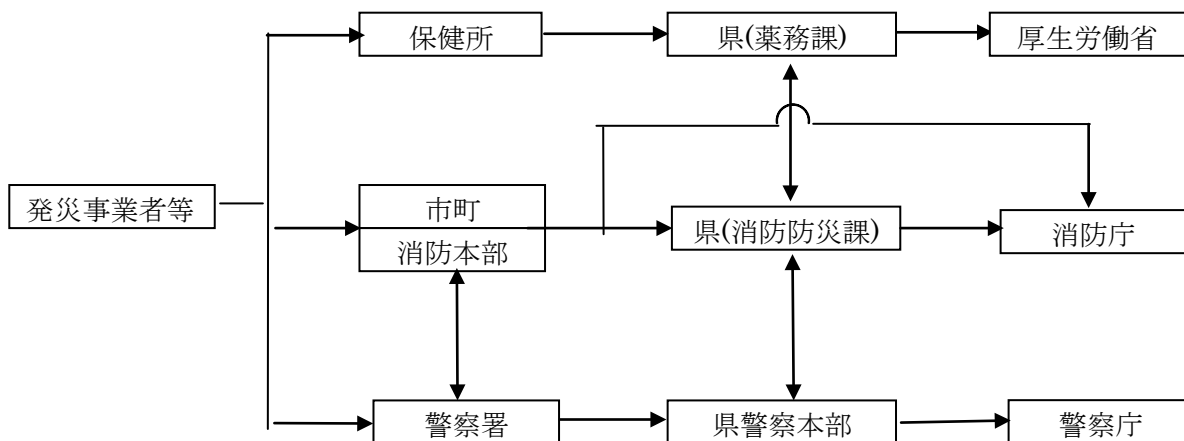
〈資料編 3-2-4 即報基準一覧〉

##### (3) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部・保健福祉部）は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。また、市町、消防本部、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

#### 2 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



## 第2 事業者等の対策

- (1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、市町、県、消防本部、警察等へ通報する。
- (2) 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

## 第3 県の対策

- (1) 県（県民生活部・保健福祉部）は、災害の状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携して事業者に対して必要な措置の実施を指導する。
- (2) 県（保健福祉部）は、状況により医療機関へ連絡し、中毒防止方法に関する広報を行う。
- (3) 県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (4) 県（環境森林部）は、特定物質（大気汚染防止法）による事故について市町を支援し、周辺の大気の状態等を監視し、事業者等への必要な指導を行う。

## 第4 市町の対策

状況により周辺住民への周知、避難勧告、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

## 第4章 復 旧

被害を受けた施設等の早期復旧を図るため、被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定し、早期に復旧事業を実施する。

県（各部局）、市町及び事業者等は、危険物事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

また、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。